

Review of Asian and Pacific Studies

アジア太平洋研究

No. 36

〈特集1：映像の可能性——文化を記録するとは何か〉
〈特集2：ことば・文字・女の解放〉

2011

[特集論文]

〈特集1：映像の可能性——文化を記録するとは何か〉

- 特集1「映像の可能性——文化を記録するとは何か」にあたって 山上 亜紀
 女が男を守る島——オナリ神信仰と久高島 北村 皆雄
 先住民組織における参加型映像制作の実践——共生の技法としての映像制作 分藤 大翼
 知られざる東京を記録する——築地市場 驚きの職人技と人間模様 弘 理子

〈特集2：ことば・文字・女の解放〉

- 「ことば・文字・女の解放」論壇をめぐって 湯山 トミ子
 言語からみたジェンダーの問題 田中 克彦
 女性の創造力の産物：中国女文字 遠藤 織枝

[投稿論文]

University Citizenship Behavior in Class:

The Effect of Professor's Lecture Justice on Students' Diligence

..... Yutaka Ueda and Atsuko Yoshimura

「あるべき国民」の再定義としての勤労の義務

——日本国憲法上の義務に関する歴史的試論 高瀬 弘文

ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する法制の変容 貴志 功

[論文]

Nagai Kafū's Reflections on Urban Beauty in *Hiyorigeta*:

Reappraising Tokyo's Back Alleys and Waterways Evelyn Schulz

王権の正当性を誇示する事業としての『最勝四天王院障子和歌』

..... ミシェル・ヴィエイヤール＝バロン

敗戦後の「国体」危機と宮中の対応——宮内府設置にいたる過程を中心に 茶谷 誠一

共和政は平和的か？ ハミルトンとマディソンに見るアメリカ国際政治思想の一断面 愛甲 雄一

[パイロットプロジェクト報告]

ライフスタイルにおける社会的格差——食生活の外部化を事例として 小林 盾

Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

成蹊大学アジア太平洋研究センター

『アジア太平洋研究』

Review of Asian and Pacific Studies

投稿案内

編集方針

『アジア太平洋研究』は、日本・北米を含むアジア・太平洋地域に関する問題や政策課題の理論的、経験的研究を促進するために、これらの領域に関する研究論文の投稿を歓迎する。本誌は多分野を扱うことによってそれぞれの専門研究の充実を図るとともに、異分野の研究者間の交流促進に寄与することも狙いとする。

投稿規程

1. 論文は和文または英文に限定する。和文の場合、図表込みで1編およそ400字詰め横書き原稿60枚（同等のワープロ原稿）以内とする。英文の場合、図表込みでダブルスペースA4判40枚（10,000語）程度とする。また論文には英文のアブストラクト（300語程度）をつけるものとする。投稿はワードプロセッサによって作成された論文が望ましく、完成原稿とその電子データを、成蹊大学アジア太平洋研究センターに送付する。なお、電子データの送付については、電子メールの添付ファイルが望ましい。
2. 投稿された論文は原則として複数のレフリーの審査を受ける。採用・不採用にかかわらず、投稿原稿は返却しない。
3. 投稿の書式などの詳細はセンターに直接問い合わせるか、ホームページ（<http://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/04publication/info.html>）を参照されたい。

編集委員会

委員長：中神康博

委員：山本品、滝沢誠、中野由美子、北島周作、愛甲雄一

編集事務局：神田昭子、佐々木大介、秋吉加名子

2011年11月発行

発行所 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866
E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

発行者 成蹊大学アジア太平洋研究センター
『アジア太平洋研究』編集委員会

印刷所 株式会社 東京技術協会
〒108-0073 東京都港区三田 4-8-41

目 次

[特集論文]

〈特集1：映像の可能性——文化を記録するとは何か〉

特集1「映像の可能性——文化を記録するとは何か」にあたって ……山上 亜紀 (1)

女が男を守る島——オナリ神信仰と久高島 ……北村 皆雄 (3)

先住民組織における参加型映像制作の実践

——共生の技法としての映像制作 ……分藤 大翼 (21)

知られざる東京を記録する——築地市場 驚きの職人技と人間模様 ……弘 理子 (39)

〈特集2：ことば・文字・女の解放〉

「ことば・文字・女の解放」論壇をめぐる ……湯山 トミ子 (55)

言語からみたジェンダーの問題 ……田中 克彦 (65)

女性の創造力の産物：中国女文字 ……遠藤 織枝 (71)

[投稿論文]

University Citizenship Behavior in Class:

The Effect of Professor's Lecture Justice on Students' Diligence

……………Yutaka Ueda and Atsuko Yoshimura (87)

「あるべき国民」の再定義としての勤労の義務

——日本国憲法上の義務に関する歴史的試論 ……高瀬 弘文 (101)

ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する法制の変容 ……貴志 功 (121)

[論文]

Nagai Kafu's Reflections on Urban Beauty in *Hiyorigeta*:

Reappraising Tokyo's Back Alleys and Waterways ……Evelyn Schulz (139)

王権の正当性を誇示する事業としての『最勝四天王院障子和歌』

……………ミシェル・ヴィエイヤール＝バロン (165)

敗戦後の「国体」危機と宮中の対応

——宮内府設置にいたる過程を中心に ……茶谷 誠一 (181)

共和政は平和的か？

ハミルトンとマディソンに見るアメリカ国際政治思想の一断面 ……愛甲 雄一 (205)

[パイロットプロジェクト報告]

ライフスタイルにおける社会的格差——食生活の外部化を事例として ……小林 盾 (235)

特集1「映像の可能性——文化を記録するとは何か」にあたって

Introduction to Special Issue 1: “Possibilities of Film as Recording Medium: What Is ‘Videographing Culture’?”

山上亜紀*
Aki Yamagami

今年度の特集では、昨年度「映像の可能性——文化を記録するとは何か」と題した連続講演会でご講演頂いた3人の先生方に、講演の内容を基にして執筆していただいた原稿を収録しています。

センターでは、2009年度よりアジア太平洋地域のドキュメンタリーを中心とした映画上映会を実施し、昨年度はその延長線上として、文化を記録する媒体としての映像について考える連続講演会を開催しました。2009年度は、各映画の撮影地をフィールドとして研究する専門家を招き、それぞれの地域の文化的、社会的背景を解説していただきましたが、昨年度はさらに踏み込んで、映像制作に携わる先生方をお招きしました。これは、制作者側の映像に対する認識や解釈、その思いなどを直接おうかがいする機会を設けたい、との意図からです。記録媒体としての映像における可能性を見いだすべく、全3回の連続講演会では、国内外の映像を上映し、それぞれ映像を制作された先生方に映像制作時のエピソードなどをお話いただくと共に、映像制作の歴史的な変遷などについて解説していただきました。

第1回は、長年、世界各国の民俗映像を撮影されている、ヴィジュアル・フォークロア代表の北村皆雄先生をお招きし、沖縄・久高島のイザイホーと呼ばれる神事に関する映像を含め、3本の映像を上映しました。第2回は、映像人類学の分野において近年活躍されている、信州大学准教授の分藤大翼先生にお越し頂き、カメルーンのバカ（*Baka*）族を対象とした映像を2本上映しました。最終回の第3回は、各国のドキュメンタリーや、NHKの番組制作に携わっていらっしゃる、映像ディレクターの弘理子先生にご登壇頂き、築地市場に関わる人々とかれらの技能、さらに築地市場が歩んできた歴史などについて解説して頂きました。

先生方の撮影された映像の内容やその背景、映像制作に対する信念、撮る側と撮られる側との新たな関係性の構築などについては、各論文をご覧ください。ことばからこぼれ落ちる風景や場面を掬い上げ、消え行く祭礼や儀式を、まるでその場に立ち会っているかのようにリアルに伝える映像の力に、私自身は計り知れない魅力を感じます。しかしそれと同時に、映像がそれほど伝達力を持つのは、制作者側の映像に対する確固とした信念があるからこそだと思います。講演して下さった先生方のような信念を持つためには、相応の経験と努力が必要であり、それを乗り越えてこそ、映像に説得力が伴い、意味を成すのでしょう。私自身、自らの

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター客員研究員、Visiting Researcher, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

研究方法やその表現方法を問い直す大変貴重な機会となりました。

それぞれの講演会では活発に意見が交わされ、参加者の方々の興味関心が広く深いことを実感しましたが、その分十分な時間を割けなかったことが残念です。今回の特集が、少しでも多くの方々にとって、講演会だけでは伝えきれなかった映像の深遠さに触れることのできる機会になればと思います。

分藤先生の論文の中で紹介されている、バカ族の人々によるバカ族のための映像制作の実践には、撮る側と撮られる側との新たな共生の姿が表現されており、映像が果たしうる役割の新たな姿が期待されます。映像自体や映像制作の場を介することによって、学問や世界中の多様な文化が、ことばを越えてより広く、多くの人々に共有されうることを願ってやみません。

講演会に来場してくださった参加者の方々もまた、様々な立場から映像の可能性を再考できる連続講演会となったと思います。改めて、講演者の先生方ならびに参加者の方々にお礼を申し上げますとともに、本特集が映像のさらなる発展へとつながる一助となるよう願います。

女が男を守る島 —オナリ神信仰と久高島—

The Island Where Women Protect Men: Onari-gami Belief and Kudaka Island, Okinawa

北村皆雄*
Minao Kitamura

Abstract

Kudaka Island, located in the east of the main island of Okinawa, has been known as a sacred site for the Ryukyu Dynasty.(1429 -1879)

A rite called IZAIHO used to be performed once every twelve horse years. Once women of the island were married with children and reached the age 30 to 41, they were expected to go through this shaman initiation ceremony. Only then can they become SHINNYO(goddesses) of ritual groups, which perform more than 30 annual ritual ceremonies for prosperity and safety of their family and island.

On this island women are responsible in protecting menfolk. Especially Onari-gami-Belief that sisters are protecting goddesses for their brothers, is strongly believed here. Kudaka Island is a treasure of such precious traditional folk beliefs.

I. はじめに

沖縄本島の東の海上にある久高島は、古くから琉球王朝の聖地として知られています。

すでに消えましたが、この島には12年に1度のイザイホーという神事があり、30歳から41歳までの女性がこの通過儀礼を受ければ、家や村の繁栄、安寧を祈る村レベルの祭祀に神女として参加できる資格を得るのです。

島では女性が祭祀権の中心を担い、男たちを庇護する役割を担います。特に姉妹（オナリ）は男兄弟の守り神であるというオナリ神信仰が色濃く残っており、久高島は貴重な民俗信仰の宝庫となっているのです。

以下の文章は、2010年6月19日、成蹊大学アジア太平洋研究センター（CAPS）主催の連続講演会「映像の可能性——文化を記録するとは何か」での講演をもとにしたものです。

* (株) ヴィジュアルフォークロア代表取締役、映像ディレクター・プロデューサー、
Imaging Director/Producer, Managing Director of Visual Folklore Inc.
E-mail: kita@vfo.co.jp

II. 映像人類学——民俗学は人間の心・心意現象をとらえる

私は、長い間、映像人類学・民俗学を志向して今日に至っております。映像人類学、あるいは映像民俗学というのは、映像を通して、人類の文化や社会、民俗を表現するということです。映像という眼に見えるものを通して、眼に見えない心意や心に迫ることができないか、ということを考えてきました。映像人類学・民俗学について、どう考えればいいのでしょうか？

映像人類学・民俗学の根本的な意義は、目に映ずるものと、耳に聞こえる音や言葉を記録することによって、その土地に暮らす人々の＜心意現象＞や＜心＞、つまり＜内的なもの＞を明らかにすることです。

徹底的に外的なものを通して、内的なものを浮かび上がらせることです。

外形の背後に内的に横たわるものを見せることです。

これは民俗学の方法論について論じた柳田國男の「民間伝承論」（1934年）を参考にして、私自身が映像人類学・民俗学について考えたことをまとめたものです。映像人類学や映像民俗学は、最終的に人間について考えるものです。人間の見えない映像や人類学、民俗学はおもしろくありません。しかし人間というものも、社会や文化、共同体、宗教といった背景があって初めて浮かび上がるものです。目に映るもの、耳に聞こえる言葉や音を通して目に見えない人間の心、心意現象といったものを浮かび上がらせる映像というものを、求めたいと思います。



空からの久高島

III. 私と久高島

私は1966年のイザイホーの年にはじめて久高島（くだかじま）にわたりました。3年後の1969年、再び島を訪れ追加撮影をして『神屋原^{カベール}の馬』という38分ほどの映画を完成させました。これを元にして東京国立博物館の「海上の道」展（1992）の折に、『イザイホー 1966年 沖縄・久高島』（18分）を再編集して作りました。これが一般に流布している作品です。その後しばらくしてTVドキュメンタリーで、1976年にイザイホーに参加した女性の10年後の気持ちの変化と生活の変化をとらえる作品を作りました。1978年には久高島の年中行事とイザイホーを撮影するために、カメラマンには1年間沖縄に滞在してもらい、私自身も7回ほど通いました。1982年～84年にかけては、主要な年中行事の全記録を試み、60時間余り撮りました。御嶽の中の行事も、入り口まで入らせていただき撮影させてもらいました。

それからしばらく久高島から離れていましたが、2006年久高島を20数年ぶりに訪れ、愕然としました。祭祀の衰退を目の当たりにしたのです。変貌と言うよりは壊滅といった言葉の方がピッタリすると思いました。すでに歌われるべき神歌もまったくなく、7～8人という数少ないカミンチュ（神人）たちが手を合わせる祈りだけの行事になっていました。

この光景を見て、20年前、30年前、40年前にカメラを回させてくださった島の最高神職であるノロさんやその補佐役のウッチ神の西銘シズさん、そのほか数多くのアップパ（お婆さん）たちの遺志に報いなければならないのではないかと強く思ったのです。

しかし、亡くなったノロさんの後の祭祀を担っている神役の一人が言いました。「北村さん、母のノロやウッチ神のシズさんが、ユタの口を通して現れたんですよ。祭りの撮影を、北村さんたちにさせたことを後悔していると言うんです。だから私はお詫びに島中の拝所を回っているのです。」

こうした発言に対して、私は言うべき言葉ありません。あえて反論をしませんでした。しかし、私の中には一つの確信があったのです。ノロさんやシズさんは、ゆくゆく祭りの消えることを考えて私に撮影をさせたのではないかと。久高島の祭りは最後ですからね、と何度も語っていたのではないかと。どう言われようと、私は記録者として後世に伝える役割を負っているのだ。

これらの膨大なフーテージをどう生かすべきか？私は、知り合いの研究者らに相談しましたが、なかなかいい考えが浮かびませんでした。

しかし久高島の若い海人（ウミンチュ）の一人は私に言いました。「島の気持ちを後の世に残したい、島起しのために役立てて欲しい」。

もう一人、2008年に引退する68歳の神女も、「私の引退式に神歌がないのはいやだ。一人でもいいから歌うので、ビデオテープをコピーしてくれないか。」と頼み事をするのです。

残された膨大なフーテージについて、私は2つのことを考えました。①編集して一般向けに、いわゆる作品作りを行う。②フーテージ全体を、必要とされる時に島の人や研究者が見られるように、文字情報を付けて整理する。特に②のようなことを考えたのは、島の祭祀の伝承が困難になっている時、作家個人の作品という枠を超えて映像資料として保存することが必要とされてきているのではないかと、思ったからです。

久高島の映像に限らずほかの映像についても①と②の組み合わせで展開することが、今後の映像人類学・民俗学の方針である、と私は思っています。

今日は、私の記録した映像を通して、久高島の民俗・宗教の世界を、アジアにまで少し翼をひろげながら読み解いていきたいと思います。今日のキーワードは、「女が男を守る島」ということになりましょう。

民俗学の創始者柳田國男は大正14年に「妹の力」という論文で「隠れた昔を尋ね出し、それを新しい社会の力とする為に、妹の力があらためて痛切に要望せられる時代に来て居るのである」と記しました。昭和46年の改訂版では、「かつて女性が、より『けだかく』『さかしく』信仰の主要な担当者であった時代、霊の力をみとめられていた時代の神秘を、広範な民俗学の方法によって解明する。女性の清明な『たましい』と『ちから』の回復でもある。」と、妹の力に着目した動機を述べています。

女性の力・女性の霊力＝セジが、男を守護する力を持つという古代的感覚は、もう現代では失われているのかもしれませんが。しかし久高島の生活や儀礼の中には、まだかううじて残っているように思います。久高島の「妹の力」を、映像の祭祀の中に探ってみようと思います。

IV. ニライカナイとの接点——久高島

久高島は沖縄本島から5.5キロ、周囲8キロの細長い島です。イラブーナギが捕れるのですが、遠くから望むとその姿を思い出します。とても小さな島ですが、この島に深く分け入れば沖縄の根幹にある信仰、沖縄の古層にある思考を読み解くことができます。日本の古代にあった信仰・文化にも出会うきっかけを与えてくれるのです。

この島が注目されるのは、島の女性全員が神に仕える役割を持つからです。とても小さな島であるにもかかわらず、琉球王朝で最高に崇められた島であり続けたのです。

沖縄は明治12年（廃藩置県・琉球処分）以前までは琉球という呼び名でした。琉球王朝が全体を支配していました。13世紀の英祖王（為朝の子瞬天が開いたという伝承王朝の次で、実在したと考えられている）は、太陽の光を感じて身ごもったという母親から生まれました。その英祖王は、今の浦添に王朝を構えたのです。その浦添城址からは東南東の方向に久高島を見ることができます。冬至では太陽の上がる方向と重なるようです。英祖王が葬られた「浦添ようどれ」の墓からも、久高島を望むことができます。太陽の上がる姿と久高島が重なって見えるのです。これは沖縄の信仰上、見過ごせない観点です。沖縄では、太陽は東の穴から生まれ、西の穴に入ると考えられていました。王朝のあった場所から、久高島を見ると太陽がまっすぐ上がります。太陽の生まれる東の海の彼方にあるとされる常世の国ニライカナイとの接点に久高島が浮かぶのです。太陽と王の存在を重ねるのは世界のどこの王権にもみられることですが、久高島はそれになう太陽の昇る島との認識が古くからあったのです。

15世紀に第一尚王朝の誕生とともに居城は浦添から首里に移り、琉球全土を統一した琉球王朝が誕生しますが、佐敷に興った第一尚氏にとっても、その後の第二尚氏にとっても、最高の御嶽は、東に久高島を望む「^{セーフ}斎場御嶽」でした。



琉球王朝の最高聖地から見える久高島

V. 麦の初穂儀礼

その島に、王とオナリ神である^{きこえおきみ}聞得大君が、ミシキョマ＝麦の初穂祭を行うために1年おきに来ていました。現在旧1月に行われている「マブッティマティー」はその行事です。この祭祀は、久高島に流れ着いた五穀のうち麦の初穂を祝う祭りです。島の東にある伊敷浜にヒョウタンに乗って流れ着いた五穀をヤグルガー（泉）でミソギをして拾ったという琉球神話が、そのままこの祭りでは再現されています。初穂の麦粒はヤグルガーの水を満たしたヒョウタンの器の中に入れられます。ノロがそれを押し頂くのです。

王たちが来島していた頃は、聞得大君あるいは王がその初穂を押し頂いたか、口に含んだのではないか、と想像されます。以下の映像は、1983年に行われていた麦の初穂儀礼です。



①

1月の麦の初穂儀礼のノロ（左）
とウッチ神（右）



②

麦の初穂をヤグルガーの水を満たした
瓢箪の器に入れる



③

ヤグルガーの水と麦



④

ノロが押し頂く
かつては王、聞得大君が担ったのでは？



⑤



⑥

アダカの葉で清める



⑦

供物の御膳を祈る

久高島には、このような祭りが年間40ほどあり、その主力を担っているのが女性たちです。
以下が行事の一覧です。マティーというのは祭りの事です。

久高島の祭りの日程は干支で決められます。

特にミンニーといわれるミスツエ・ミズノト・キノエ・キノトにあたる日におこなうのが通例です。図表の※はそのミンニーにおこなうことを示します。

久高島祭祀一覧（北村皆雄作成）

旧暦	上旬	中旬	下旬	
1月	1/1 正月（健康祈願） 1/2 ハチウクシ（船主） 1/3 ミツチャントウク （健康祈願、女が先） ※ピーマティウガン	●※ソージマティー＝ マブッティマティー （麦の初穂祭）		●印 七マティーと 呼ばれる収穫祈願 祭である。
2月		※ウブヌシガナシー ウガンダティ（健康祈願）	※ヒータチ（1月か2月）大漁祈願 ヤシティヌウガン （2月彼岸のツチノエ・ツチノト）	
3月	3/3 3月ジナ（ンナグナーに漁業訓練） 竜宮マティ （海の死者）	●※3月マティー （麦の収穫祭）	3/24 ピンクミ（大漁祈願） 3/29 ハマシーク（ムシバレー・虫祓い）	
4月		ハンジャナシー （祓い・健康祈願・航海安全）		
5月		●※ソージマティー＝ マブッティマティー （粟の初穂儀礼）		
6月	6/1 キシクマーイ	●※6月マティー（粟の収穫祭） 6/16 ミルクガティ （太陽神の祭り） 6/24 カシティー（健康祈願・ウムリンガー）		
7月	7/1 キシクマーイ 7/13～7/16 盆	（初日）7月ジナ ●2日目：ウプマーミ キ（大漁祈願）	7/29 ヤーシーグ	
8月	8/9 カシティ 8/10 8月マティー 8/11 ヨーカビ 8/12 ●ティーダガーミ	8/15 十五夜	ヤシティヌウガン （8月彼岸のツチノエ・ツチノト）	
9月	9/1 ※カシティー （健康祈願） ハティラミ（麦の播種）	※ハンジャナシー （祓い・健康祈願・航海安全）		
10月		●※マーミキグァー （大漁祈願） 夕方ソーリュウエイ	※ジューマティヌウガン （健康祈願）	
11月	11/13 アミドゥシ （大漁祈願）	※フバワク		
12月		※ピーマティヌシデ ィガフー（火の祭り御願解き）	※ウブヌシガナシー シデガフー 12/24 ハマードーエー （火の神） 12/30 トゥシヌユー （大晦日）	

月に数回、白衣を着て、女性たちは祭りに参加します。以下の写真は、1983年の大漁祈願の祭り、ヒータチのものです。



大漁祈願のヒータチ



神女たちの神歌

VI. イザイホー

島の祭祀を担う女性たちを誕生させているのが、12年に一度午年に行われるイザイホーです。島で生まれ育った30歳から41歳までの女性が、島の祭祀に参加する神女としての資格を得るために行うのです。新しいセジ（霊力）を受け、男兄弟を守護する姉妹（オナリ）神、家・村の繁栄と安全を願う神女として新たに生まれ変わる成巫式なのです。1966年に行われたイザイホー神事の映像記録の中から、写真構成でこの祭祀の様子をお見せします。

（イザイホーの映像記録より〔1966年撮影〕）



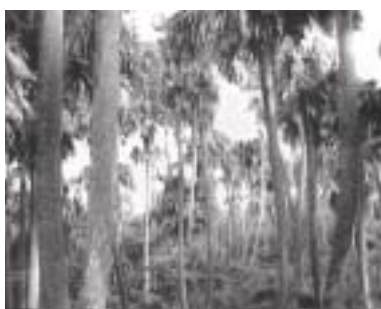
①

神話の島 久高島



②

五穀の漂着した伊敷浜



③

神の棲むカベールの森



④

神女が集うフボー御嶽



⑤

1966年当時の港（旧港）



⑥

船は、馬天から50分ほどかかった



⑦

現在、定期船が往来する
徳仁港は漁港だった



⑧

珊瑚礁の石垣



⑨

久高と外間の集落



⑩

風葬の残る後生



⑪

墓地には虎と猿の年しか入れない



⑫

イザイホーを行う御殿庭と神アシャギ



⑬

白砂に覆われた七つ橋



⑭

神女の籠り屋 七つ屋



⑮

イザイガーでの禊



⑯

新しくナンチュ（30歳～41歳）
になる白衣の女性

⑰

1日目 夕神遊び、
エーファイの掛け声で疾走

⑱

七つ橋渡り



⑲



⑳



②①

最後に入るイザイホーの創始者
イティティグラー



②②

2日目 髪垂れ遊び
籠りの七つ屋から出てくる



②③

七つ屋へ戻る



②④

3日目 男兄弟が赤・白・黄の
イザイ花をつけて祭場へ



②⑤

男兄弟の持つスジ（餅米の粉で作る）



②⑥

太鼓をたたく家筋のニプトゥイ



②⑦

3日目 花挿し遊び
ナンチュの付けるイザイ花



②⑧

イザイ花を付け、ナンチュ登場



②⑨

神女の資格認定 男兄弟持参のスジを、
ノロが額、左頬、右頬の順でつける



③⑩

ニィチュ（根人）が紅を
額、左頬、右頬につける



③⑪

スジ（月のシンボル）と
紅（太陽）は合格の印



③⑫

感涙する始祖神 ファーガナシー



③⑬

4日目 ニラーハラー
（ニライカナイへ）遥拝



③⑭

アrikヤー 綱による船漕ぎの儀礼



③⑮



③⑯

アサンマエ
家廻り



③7

家で兄弟に迎えらる



③8

兄弟（いない場合は従兄弟）と盃を交わす
タナガエヌ ウブハミ 魂替えの大神
立リティ モーチ お降りなられて
イシキヤー トウ ユティキヤーシ 兄弟とより合わされる



③9

ハブイ（冠）を外す



④0

シマジユク（島軸）で再びハブイを付ける



④1

クニママイ
桶廻り、外間殿と久高殿で踊る



④2

ナンチュの手に持つクバの葉



④3

ナンチュ以上のハタ神は扇を持つ



④4

終了の喜びカチャーシー



④5

通常の神アシャギ（久高殿）

1. イザイホー起源説話

島に伝えられるイザイホーの起源説話によると、^{ヒツクナ}百名に出自を持つ「下茂（シム）門中」にイティティグルーという童女がいたのですが、彼女は5歳で神懸りをして7歳で夭折したと言われています。イティティ＝5、グルー＝頃、という意味だそうです。またその上の姉ナナティグルーも、7歳で神懸りをしたと伝えられています。そのイティティグルーとナナティグルーが12年ごとに祭りの庭に出現し、そこで主宰したのがイザイホーです。つまり彼女たちの創始した祖型を12年の周期で反復するのがイザイホーである、と言ってよいでしょう。この二神はイザイホーの時出現し、イティティグルーは新しく神女になるナンチュと同じように洗い髪をして、七ツ橋渡りなどの指導を行います。ナナティグルーも神アシャギの脇で、この祭りを見守ります。

イザイホーは、この世と別の世とを結ぶ「七つ橋」を31歳～40歳のナンチュといわれる女性が渡り、森に設えた七つ屋に籠もり、この世に再び帰ってくるという構造を持っているのです。

2. 聖なるものと接触する構造

日常性が聖なるものと接触する場合、2つの構造をとるように思われます。

一つは①境界を超え聖なる場所へ行き還ってくる「行きて帰りし行為」です。もう一つは②聖なるものが「来訪者」としてこの世へ進入してくるものです。

「イザイホー」は、①にあたります。

八重山諸島のアカマタ・クロマタやマユンガナシ、宮古島のパーントなどの仮面神、「まれびと」という姿で現れる異装神が、②の「来訪者」の事例です。この来訪神は、この世に異界から訪れることによって、私たちの日常性を変化させます。しかし以下では、今回のテーマと絡む①のイザイホーについて述べることにします。

行きて帰りし行為をイザイホーを例にとって見ていきましょう。ごく普通の生活を送っている主婦（島で生まれ、島の男と結婚した女性という条件がつきます）が、日常から離れるために白衣を着て、この世とあの世の境界にかかるといふ木の梯子を白砂に埋めてできた「七つ橋」を渡ります。この橋を7回行き来します。身持ちの悪い女は、七つ橋から落ちて死ぬといわれるイニシエーション（試練）です。その後、森の中にしつらえられた「七つ屋」に3日間籠ることになります。そこで今まで生きてきた日常性としての女を葬り、新しい神女としてタマガエー（魂替え）をはかるのです。タマガエーは、通常、長女なら父方の祖母の名を、次女なら母方の祖母の名を継承することで表されます。その名は島の先祖が集う御嶽の神の名と一致します。祖母の家の香炉から灰（女性が継承する祖霊＝ウプティシジの象徴）をいただき、嫁入り先の香炉に移し入れることで、この継承が象徴されます。3日間の試練を受けた女たちは、神性を備

えた女として、実家で待つ男兄弟に迎えられて、ハブイ（草の冠）を取って、日常へ戻ります。再びハブイをし、祝いの舞をしますが、それはイザイホーの前の時の女ではなく、家を守り、兄弟を守るオナリ神としてのものです。

VII. オナリ神信仰

女が男を守るオナリ神信仰、つまり女姉妹は男兄弟の守り神であるという南島の基層にかかわる信仰が、ここで浮び上がってきます。久高島ではオナリ＝女姉妹のことをユナイといいます。ユナイ神信仰が生きているのです。時代を遡れば遡るほどオナリ神信仰は強く働いていたように思えます。男兄弟には日常を共にする妻よりもユナイ（姉妹）の方が霊的機能が作用する、と考えられているようです。

久高島では、兄弟の誰かが航海に出る時、港で安全を祈願するのはユナイです。母、妻も参加しますが、祈りを届ける役割はできません。付き添い、手伝いといった脇役です。出船の時だけでなく、港に無事帰って来た時にも、ユナイが感謝の願ひどきをします。航海の民であった久高人（クダカンチュ）の出船、入船にユナイ信仰は強く働いていたのです。

しかし、不思議なことにイザイホーの神歌には、夫や家を守るという文言はありますが、兄弟を守るというような歌は見られません。謎の一つです。イザイホー神事の中で女の大切な白衣を送るのは兄弟ですし、月のシンボルで神女としての合格の印となる米粉の団子・スジ（＝神霊）を持って行くのも兄弟です。家でタマガエーをした姉妹を迎えるのも、兄弟です。

第二次世界大戦の時、お守りの千人針を縫ってもらいに島を歩いたのはユナイだったと言います。近年までオナリ神信仰は生きていたのです。

1. 兄妹は島の始まり一島の伝承・兄妹始祖伝説

オナリ神信仰と島の始まりを語る兄妹始祖伝説とがどのようにつながっているのかを論じた人は少ないのですが、やはりその伝説は、オナリ神信仰形成の基盤を形作っているのではないかと思います。

久高島の始祖について、『琉球国由来記』（1713年）は、アナゴノ^シ子という村落の草分けの家の人・根人と、その妻アナゴノ^{フー}姥が最初に島に住み着いたとしています。

一方、『久高島由来記』（明治28年・田島利三郎筆写・琉球大学付属図書館蔵）は1745年に編纂された『球陽』の外巻として編纂された『遺老説傳』の積文ですが、それによると、^{クマグスクマギリヒヤクナシ}玉城聞切百名村の「^{シラタル}白樽」が妻と共に、東海の波間に見え隠れする島を見つけてやってきたといいます。その妻が、久高島ではファーガナシー（始祖神）だと伝えられているのです。

これらそれぞれの夫婦について、久高島の伊敷浜を舞台にしたものと同型の五穀漂着伝説が伝えられています。おそらく同じ五穀漂着の伝説が、時代によって違う人物の物語として分化、転移していったものと思われます。

久高島でも古いノロの大里家の系譜につながるアカチュミとシマリ^バ妣という夫婦について、同じ伝説が伝わっています。伊敷浜に瓢箪（白壺）が寄ってきたのですがなかなか取れず、白衣を着てヤグルガー（泉）で禊をして手に取ると、麦、粟、黍、豆、稲の穀物とクバ、アダカシキヨ（薄、萱）植物の種物が出てきたそうです。この話は、上記二夫婦のものとはほとんど変わりません。

しかし、由来記のアナゴノ^シ子とアナゴノ^フ姥の話では、禊をするのは夫のアナゴノ子になって

います。

『久高島由来記』では、夫の白樽では瓢箪（白壺）をとれなかったので、妻が襖をして、みずからの袖にそれを乗せたことになっています。女性を祭祀者として位置づけているのがわかります。



五穀漂着の伊敷浜で祈る白衣の大里ウッチガミ（左）島造りのアマミヤ神（中）高神職ノロ（右）、男の漁労神ソールィガナシー2名



五穀招来のアカツミー

1966年、私が体験した最初のイザイホーの時でした。村の伝承の担い手で、亡くなられた西銘シズさんから、今は誰にも言わないようにしているが、シラタルー（白樽）とその妻、ファーガナシーは実は「兄妹」であった、ということを知りました。2人は血の通った兄妹だが、夫婦になって7人の女を産んだ。最初の5人までは癲病で死に、その後ようやく2人が無事に生まれたのだ、ということです。その2人が、島のノロの家を興したということです。

沖縄の創世神話に登場するアマミキヨ（女神）・シネリキヨ（男神）も、奄美・与論島の伝承では、兄妹であったと伝えています。

兄妹始祖伝説は、沖縄の他の島、久高島の隣の津堅島、宮古諸島の来間島、多良間島、八重山群島の波照間島、鳩間島、石垣島、竹富島にも残っており、アミ族の台湾、イフガオ族のフィリピン、インドネシア、スラヴェシのバランテ半島へと島々を繋がっていくのです。

兄妹始祖伝説の古形は、洪水が世界をおおった時 ヒョウタン（カボチャ、白、太鼓）に乗って兄妹が生き残り、2人の男女が鳥、ジュゴンなどの交わりを見て、男女の道を知って夫婦になり、その後子孫が栄えるようになった、というものです。沖縄のものも古層にはそうした洪水の話があったのかも知れない、と私は想像しています。日本のイザナミ・イザナギ神話のように、洪水部分が消えたのではないかと、思うのです。

久高島で村の始まりが対の兄妹であったということは、根所（草分けの家）の兄弟姉妹関係に反映されています。島の創始者・根人と根神という対の関係は、男が政治を、女が祭祀を担ったことを表しています。

しかしそれは時代を経るに従い、按司（ムラ・地縁集団の指導者）とノロという関係になっていきました。

そして琉球が統一され王権として成立すると、王と聞得大君（最初は妹、その後王女、王母に移行）のオナリ神関係が重視されるようになったのです。

2. アジアからオナリ神信仰を見る

沖縄でオナリ神信仰を研究した伊波普猷、柳田國男に刺激されて、馬淵東一は「オナリ神を

めぐる類比と対比」(昭和30年、昭和43年)という論文を発表しました。

それによると、宮古島はオナリ神の痕跡が薄い。姉妹は海の風を、兄弟は荒海を現すとか、航海の守護神である姉妹神がビッシ御嶽に海を鎮めるよう祈るという『宮古島御嶽由来記』の説話があるだけなのだそうです。

一方、八重山諸島ではオナリ神信仰が強く残っているといえます。以下要約します。

竹富島の口述者によれば、姉妹から兄弟に与える手拭(ティサジ)はマムリ・サジ(守り手拭)と呼ばれ、芭蕉または木綿の白布が正式であった。手織りが盛んに行われた時代には自ら織って与えることも多かったらしい。人差し指と親指とを拵げ、指先と指先との距離を七倍にした長さを原則とするため、ナナ・サジ(ナナ=七)とも呼ぶ。これは腹にひと巻きする長さになる。但し、兄弟はこれを御守りとして懐中するのみで使用しない。遠地に旅する時は、航海安全の神を祀るミサシ・オン(ミサシ御嶽)に参拝する。巫女は御嶽の香炉の灰を布に包んで、当人に渡す。手拭も備えて祈願、姉妹を通して航海する兄弟に渡すという。無事帰宅すると巫女を通して灰を返す。以降手拭は常用してよい、という。

私が1969年、竹富島の上勢戸亨住職から聞いた話によると、月のもので赤く染め抜いたティサジを御守りとして、姉妹が兄弟に与えたといえます。

馬淵氏によると、黒島でも戦争出征のとき白布を胴巻きのように2つに折って与えたといえます。ハンカチの例もあったといえます。日支事変(日中戦争1937年盧溝橋事件に始まる)で応召の際、姉が千人針を用意し、さらに自分の頭髪を少々だけ白布の包みに入れてくれたというのです。黒島では当時、姉の夫は通ってくるだけで、子供は生まれていましたが、姉はまだ実家に留まっていたそうです。姉は、一番座敷の“座”においてある姉自身の香炉に向かって口述者の無事息災を祈願してから、頭髪の包みを渡したというのです。

つまり八重山では、姉妹は兄弟を霊的に庇護しそれを祝福すべき地位にある、ということです。逆に兄弟たちは必要に応じて経済的な助力を与える義務がある、と見なされているということです。

与那国島では、姉妹を尊敬しないと立身できぬと戒めたといえます。正月や彼岸のご馳走を自分が食べる前に、まずブナリ(姉妹)に届ける習慣もあったというのです。

沖縄社会では、女性の霊的優位、なかでもオナリ神に特別な力を認める社会であるといえるのです。

しかし、女性祭祀者が力を持つオナリ神信仰は沖縄特有のものではなく、広くオセアニアやアジアにも認められています。

3. インドネシア・サブ島・ライジュア島のオナリ神神話

インドネシアのサブ島に属するライジュア島は兄妹始祖伝説が多いところとして知られています。人々に畏敬されている魔女と弟は夫婦であると言われているのです。

馬淵東一の弟子である鍵谷明子(東京造形大学教授)の『インドネシアの魔女』という本では、沖縄のオナリ神信仰そっくりの事例が紹介されています。

この島では、沖縄と同じように姉妹が霊的に優位であり、姉妹はその兄弟を一生にわたって霊的に守るという信仰が生きている、というのです。

島の男は、危険性を伴う舟出、つまり旅に出る時は、必ず姉妹に知らせるといえます。姉妹

は手ずから織った布、イカットを織り、調理した鶏肉と飯を持って行きます。兄弟は必ずそれを持って旅立つといいます。イカットは道中や仕事上の安全を守る強い霊力を持つ、と信じられています。

島の娘たちは一人前に布が織れるようになると、まず自分の兄弟のためにイカットを織るといいます。この最初の布が葬式の時に兄弟の遺体をくるむ死装束になるそうです。これに対して、男兄弟たちは妹に穀物の種やヤエナリ、モロコシを贈り、お盆などにヤギや肉、豚肉などの分配といった経済的なお返しをします。

沖縄の手拭（ティサジ）とライジュア島のイカット（腰巻）とでは種類が異なりますが、手づからの織物に姉妹の霊力がこもり、男兄弟を守護する、という考え方は共通しています。オナリ神信仰、特に姉妹である女性の霊的優位を認める考え方は、遠い遙か彼方の東南アジアの島々と沖縄の島々の両方に認められるのです。

季節風が影響する海上の道、黒潮による海の道を通して、両者は深くつながっているように思うのです。

参考文献

- 柳田國男 1934年 『民間伝承論』、東京：共立社書店。
 ——— 1925年 「妹の力」、『柳田國男全集』第9巻、東京：筑摩書房。
 伊波普猷・東恩納寛惇・横山茂 1972年 「琉球国由来記」、『琉球国史料叢書 第1巻』、東京：東京美術。
 田島利三郎筆写 1895年 『久高島由来記』、沖縄：琉球大学付属図書館所蔵。
 小島瓊禮 1982年 『神道体系 神社編52 沖縄』、神道体系編纂会。
 馬淵東一 1988年 『馬淵東一著作集』第3巻、東京：社会思想社。
 鍵谷明子 1996年 『インドネシアの魔女』、東京：学生社。
 比嘉康雄 1993年 『神々の原郷 久高島』（上・下）、東京：第一書房。
 畠山 篤 2006年 『沖縄の祭祀伝承の研究』、東京：瑞樹書房。

先住民組織における参加型映像制作の実践 —共生の技法としての映像制作—

Participatory Video Practice with an Indigenous Association: Video-making as a Tool for Cultural Symbiosis

分藤大翼*
Daisuke Bundo

Abstract

This paper aims to describe a case of a film-making workshop, participatory video, that was held at the Bakas' association in March 2011. The Baka people living in the rainforest of the eastern province of Cameroon are finding it increasingly difficult to maintain their traditional lifestyle because of logging, mining, and the regulation of hunting. In this situation, the Baka urgently need to insist on their rights. This project provides film-making workshops for the Baka based at the Bakas' association and makes it possible for them to represent their culture and insist on their rights through visual media.

The purpose of this study is to examine the utilization of visual media in order to promote and protect the Bakas' culture through making and producing films. In addition, this study aims to construct a model for the indigenous movement by utilizing visual media based on collaborative film-making among the Bakas' associations, visual anthropologists, Cameroonian researchers, and filmmakers.

I. はじめに**

Jókò lòtì a lè (ジョコ ロティ アレ)。親しい人への挨拶の言葉で始まる手紙は、続いて「8月9日のことを覚えていますか？」と問いかける。その日が「国際先住民の日 (International Day of the World's Indigenous People)」であることを喚起するこの手紙は、バカ (Baka) という先住民 (たち) によって書かれた¹。彼らは中部アフリカのカメルーン共和国に暮らす人々であり、

* 信州大学全学教育機構准教授、Associate Professor, School of General Education, Shinshu University
E-mail: bundo@shinshu-u.ac.jp

**謝辞

本稿のもととなった調査は信州大学の平成22年度若手研究者萌芽研究支援事業の助成を得て実施した。また、使用した機器の一部は国立歴史民俗博物館の共同研究「民俗研究映像の制作と研究資源化に関する研究」によって購入していただいたものだった。記して謝意を表します。

¹ バカという人々は中部アフリカのカメルーン共和国、コンゴ共和国、ガボン共和国、中央アフリカ共和国の熱帯雨林地域に分布しており、人口は4万人と推定されている (Hewlett 2000)。カメルーン共和国のバカ族は1950年代から60年代にかけて施行された定住化政策によって幹線道路沿いに集落を形成するようになり、近年では多くの者が農耕にも従事している。元は狩猟採集民であり、森の中を移動しながら生活していた。現在でも数週間から数ヶ月にわたって集落を離れ、森の奥で狩猟採集生活をする人々もいる (安岡 2011)。

狩猟と採集を主な生業として熱帯雨林地域に生きる人々である。バカ語、つまりバカ族自身の言葉で読み上げられる文面は、読者に向けられたものではなく、映像作品の音声として視聴者に聞かれるべく作成されたものである。

2011年の3月にバカ族の人々の手になる映像作品が誕生した。正確には本稿で述べる通り、バカ族以外の人々も関わることによって制作は進められた。しかし、「バカ族によるバカ族のための映像作品」が完成したことは画期的なことだった。

本稿では、この映像作品の制作の過程を記述し、映像制作の技能を持たなかった人々が、自分たちの置かれている状況を映像によって表現するに至った過程を明らかにする。そして、映像を活用することによって人々が自らの置かれた状況を改善してゆく可能性と課題について検討する。

II. プロジェクトの概要

本プロジェクトを実施した理由は次のようなものである。まず主催者である筆者が1996年よりバカ族を対象とした人類学的な調査研究を行っているということ。そして、2002年より調査集落において記録映画の制作を行っているということである。人類学者としてバカ族の生活文化を研究してきた過程で、人々が抱える様々な問題についても知ることとなった。とりわけ近年の伐採や採掘といった自然破壊の進行と、狩猟の規制といった自然保護の進行によって、その狭間で先住民の生活権が侵害されていることを強く感じさせられてきた。

バカ族の権利を守るために何ができるのかという関心から、バカ族の先住民組織のことを知り、自分の映像制作の技能を生かして協力ができないかと考えるようになった。具体的には、先住民組織のスタッフを対象に映像制作のワークショップを実施し制作技能を伝授すれば、映像を利用した活動が可能になり、そのことによって活動を新たに展開し普及させる有力な手段を提供できるのではないかと考えたのである。そして、2009年の2月にASBAK（アスバック）という組織を訪れ、代表者と面会し組織の活動への協力を申し出た。代表者は国際的な先住民運動の当事者であり、映像の可能性についても理解があったため、こちらの申し出は即座に受け入れてもらった²。

助成金を得て準備を進め、次に現地に赴くまでの間、ASBAKと協力関係にあるOKANI（オカニ）というバカ族の先住民組織の代表者とも面会し、同様の意向を伝え了解を得た³。そして、2010年の12月から渡航直前の2月にかけて、OKANIの代表者と電子メールで打ち合わせをおこなった。OKANIの代表者とやりとりをした理由は、ASBAKの代表者とは電子メールでの連絡が取りにくかったためである。最終的にASBAKの施設を映像制作の実施場所に選んだのは、筆者の調査集落から最も近い町を拠点としていることから⁴、調査地域を組織の活動と繋げて、人々

² ASBAK（Assosiation des Baka）は1999年に設立され、現在は11のバカ族の集落によって構成されている。組織の目的はバカ族の権利を守ることであり、周辺化されている状況や、同じ地域に居住し主に農耕を営んでいるバントゥー系の民族に従属している関係を改善することなどとしている。そして、そのために自ら農耕に従事することや学校教育を受けることなど、自律に向けての様々な取り組みを援助団体の支援を受けながら進めている。

³ OKANIの代表者は、2010年10月に名古屋で開催されたCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）でスピーチをするために来日していた。

⁴ 筆者の調査集落からASBAKの施設のある町までの距離は85キロメートル。

の権利を保護する態勢を築くという狙いがあったためである。

映像制作のワークショップは2011年3月21日から25日の5日間にわたってASBAKの施設で実施した。ASBAKはカメルーン共和国東部州のロミエ（Lomie）という町にオフィスを構えている。その施設はオランダのボランティア財団SNVの施設を引き継いだもので電気も利用できるため本ワークショップの会場とした。

筆者がワークショップのために持ち込んだ機器は以下のものであった。小型ビデオカメラ2台、三脚1台、小型の録音機1台、プロジェクター1台、映像編集用のノートパソコン1台。これらに協力を依頼したカメルーンの映画作家が所有するパソコン1台を加えて制作に臨んだ。

参加者として、ASBAKから3名（以下ではA、B、Cと記す）とCADDAP（カダップ）という、やはりバカ族の権利を保護することを目的とした組織から2名（以下ではX、Yと記す）を招いた⁵。CADDAPのメンバーを加えた理由は、ロミエから最も近いアボンバン（Abong Mbang）という町を拠点にしており、ASBAKとも繋がりがある組織であること⁶。また、組織による活動や認識の違いなどを知るためである。ASBAKの3名は、Aは20代、Bは30代、Cは40代のバカ族の男性。CADDAPの2名は20代の女性で、それぞれマカ（Maka）、ジメ（Nzime）という別の民族の出身者であった。参加者の選出は、それぞれの組織に委任した。

加えて、ワークショップの講師としてカメルーンの映画作家1名とアシスタント1名（以下では講師D、講師Eと記す）に協力を依頼した。講師はいずれも男性で、講師Dはフランスで映画を学び国際的な映画祭において受賞歴もあるカメルーンを代表する40代の映画作家⁷。そして、講師Eは講師Dのアシスタントとして映画制作に携わっている20代の男性である。ワークショップは主に講師Dが進行を担当し、筆者は状況の観察と記録に従事した。使用した言語はフランス語で、参加者は全員フランス語の読み書きを習得しており、言語力に起因するコミュニケーションの問題はほとんどなかったものと思われる。

III. 映像制作ワークショップの過程

5日間にわたって実施したワークショップの工程を簡略に表に示した（表1）。ワークショップの構成は、5日間で短編作品を完成させるという目標から、最終日が「上映・討論」、その前日が「編集」、その前日が「撮影」と、後半の3日間については必然的に決まった。しかし、どのような作品にするのか、制作を始める上でどのような導入が有効かということについては、現場の状況にもよるため予め打ち合わせはしなかった。結果的に実施した1日目の「先行作品を視聴し討論する」というアイデアと作品の選定は筆者が、2日目の「シナリオを手紙の形式で作成する」というアイデアは講師Dが出したものだ。以下では時間の流れに沿ってワークショップの内容を記述してゆく。

⁵ CADDAP（Centre d'Action pour le Développement des Autochtones Pygmées）は2000年に設立された組織。代表者はバカ族の女性、他のスタッフはバカ族以外の民族の出身者によって構成されている。拠点としているアボンバンという町にはバカ族の集落はない。

⁶ ロミエとアボンバン間の距離は127キロメートル。CADDAPの代表者とASBAKの代表者は、かつて共にSNVで働いていた。

⁷ 筆者は講師Dと2006年より親交を深めており意思の疎通がはかりやすい関係にある。

表1 映像制作ワークショップの工程

	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日
①	既存の映像作品の上映・討論 a: CED (カメルーンのNGO開発・環境センター) 制作作品 c: National Geographic制作作品	シナリオの作成 a: 手紙の執筆、発表 b: 一通の手紙にまとめる	集落における撮影	映像編集の実習	仕上げの編集
②	バカ社会の問題点の列挙	三脚を使った撮影実習	撮影した映像の粗編集 (パソコンへの映像データの取込)	仏語のシナリオをバカ語に翻訳	完成作品の上映・討論
③	撮影実習	集落における撮影の趣旨説明	追加撮影	シナリオ朗読の録音	
④			シナリオ朗読の録音		
備考	ASBAKの3名で開始。	CADDAPの2名が参加。			CADDAPの2名が辞退。カメルーンの人類学者1名が参加。

注：本表における①、②、③、④、a、b、cという表記は本文の節の番号、記号に対応している。

(1) 3月21日

①既存の映像作品の上映・討論

映像の制作に取りかかる上で、映像作品について具体的に知ってもらうために、バカ族を対象とした2本の作品を視聴してもらうことにした。そして、視聴しながら良い点、悪い点についてメモをとってもらい、視聴後にそれらの点について話し合うことによって、自分たちの作品のイメージを作り上げてゆくことにした。作品のDVDをパソコンで再生し、プロジェクターを使って会場の壁面に上映した。CADDAPの2名はこの日到着しなかったため、ASBAKの3名を対象にワークショップを開始した。

a. “Les Pygmées Baka, entre tradition et modernisme”の視聴

「バカ・ピグミー ー伝統と近代化の狭間でー」と題された作品は、CED（開発・環境センター）というカメルーンのNGOが制作した作品である⁸。監督はカメルーン人のアレン・フォング（Alain Fongue）。35分の作品の概要は以下のようなものである。

ナレーションを軸に、NGOのスタッフやカメルーンの研究者、バカの代表者や若者のインタビューを織り交ぜて、経済的、文化的に変容の著しいバカ社会の様子が描かれる。前半では、伐採などによる森林破壊や森林における狩猟活動が制限されること

⁸ CED (Le Centre pour le Développement et l'Environnement) は、カメルーンの森林管理の危機的な状況を受けて1994年に設立されたカメルーンのNGOである。ワークショップで視聴した作品はウェブ上で公開されている。
<http://www.sudplateau-tv.fr/cinema/item/35-les-pygm%C3%A9es-baka-entre-tradition-et-modernisme-de-alain-fongue> (2011年10月24日)

によって、バカの人々が狩猟民として生きていくことが困難になっている状況が紹介される。そして、後半では、そのような状況にあっても伝統的な様式を守って精霊儀礼が実施されている様子が紹介され、さらに、若い世代を中心に、新たな事態を引き受けながら生きようとしている姿が描かれている。

b. コメント

3名のコメントのうち共通していたことは、良い点として精霊儀礼における歌や踊りが挙げられたことであった。この精霊儀礼はジェンギ (*jengi*) と呼ばれる精霊と、そのもとに組織されている男性の秘密結社への加入儀礼の様子だった。関連する点として、儀式の秘密の部分については撮影していなかったことが良い点として挙げられ、逆にバカ独自の儀礼であるにもかかわらず、作品中では他の民族の人々も関わっているように見えるところが、悪い点として挙げられた。また、集落の代表者や、老人から若者まで、様々な立場の人が語っている点を3名とも高く評価した。特にBは老人がバカ語で話し、それがフランス語に訳されて字幕になっていたところを良い点として挙げた。

他には、近年バカの人々が農作物などを売買していることを取りあげている点に関心が集まった。例えば、Cは取引が具体的に描かれていないことを悪い点として挙げ、Bは不十分ではあっても取りあげていることを良い点として挙げた。

個性的なコメントとしては、Aが作品中に登場した青年がバカ社会の発展や未来に希望を持っていたことを良い点として挙げたことや、Bが作品中の若い女性が町に暮らす女性のように髪を編んでいたことを悪い点として挙げたこと。また、Cが語りと映像の内容が一致していないシーンがあったと指摘したことなどがあつた。

最後に、講師Dが作品のタイトルに *Pygmées* (ピグメ) という言葉が付いていることを指摘し、不適切であり付けない方が良いのではないかと問いかけた⁹。それに対して、特にBが強く同意した。

c. “Les Voix de la Forêt” の視聴

「森の声」と題された作品は、国際的に著名な National Geographic によって制作されたものである¹⁰。1本の番組の中にカメルーンのバカ族のことだけでなく、ガーナ共和国の葬式や奇抜な棺桶文化の紹介が挟み込まれている。そのため、後者の場面は割愛して視聴した。視聴時間は40分ほどになった。本作品の概要は以下のようなものである。

上空から見た森の光景に始まり森の中で談笑する人々の姿が描かれ、続いてボスケという集落の様子が紹介される。豊かな森の動植物と、その森の恵みを受けて生きる人々、特に銃を携えて森の奥で狩猟を行う男たちの姿が描かれる。その一方で、森の木々が違法に伐採される事態に対して人々が集会を開き、森を守るために集落の代表者たちが町に出かけ、知事に陳情する姿が描かれる。最後は自分たちで森を守ろうとする人々の姿と、否応なく進む伐採の様子が対比され、森とバカの人々の暮らしに暗

⁹ *Pygmées* は低身長という形質的な特徴に対して付けられた俗称であることから、今日では使われなくなっている。

¹⁰ National Geographic 協会は1888年に設立され、以後、探検家や研究者の活動を支援し、その成果を記録に残し、雑誌や記録映像番組として公表している。

い影が落ちている状況が描かれて終わる。

d. コメント

3名が共に良い点として挙げたのは、伐採に対して人々が立ち上がり、知事に陳情に行ったことであった。また、森の動物たちが生き生きと描かれていた点も良い点として挙げられた。逆に悪い点としては、森の木々が伐採される様子や、銃を使った狩猟のシーンにおいて、狩猟の許可を取っているかどうかを示されていないことが挙げられた。さらにAとCは、場面がガーナ共和国の事柄に切り替わることがあった点を挙げて、混乱したと述べた。加えてCは、銃で仕留めた獲物が映像からは何なのかということが分かりにくかったため、字幕で示すべきだったと言った。

e. まとめ

視聴後に2作品を比較してコメントをするように講師Dが提案し、どちらの作品が好ましいかという話しになった。そこで、3人は揃って1本目の作品を挙げた。理由は、儀式など伝統的なことが描かれているからだとのことだった。Cは自分たちが生きているのは1本目の作品の世界だと言った。

筆者にとって、この意見は意外だった。むしろ、先住民組織のスタッフとして、権利が侵害されている状況に立ち向かおうとする2本目の作品の方が高く評価されるのではないかと考えていたからである。特にBは2本目の作品を挙げるのではないかと筆者は思っていた。理由は、2本目の作品の舞台となった集落がBの出身集落であり、彼自身が作品の中に何度も登場するからである¹¹。しかし、彼らはむしろ伝統的な文化が描かれている作品の方を好んだ。守るべき文化を明示した方が、権利の保護に繋がるという考え方なのかもしれないが、この点は確認が取れなかった。

これらの作業を通じて、3人の映像作品に対する意識や認識は確実に高まったと思われる。最初の作業として先行作品を視聴し討論したことは良い選択だった。また、筆者はこれまでにバカ族を対象とした数々の記録映像を視聴してきているが、バカ族の人々と共に視聴し、コメントを聞く機会は乏しかったため、今後の自分の研究や制作に向けて、たいへん有意義なワークショップとなった。

②バカ社会の問題点の列挙

次に、自分たちの映像作品を制作するにあたって、バカ社会の問題点を洗い出す作業を行った。この作業は講師Dが3名に対して「ASBAKはどのような目的で活動しているのか?」「バカ社会にはどのような問題があるのか?」「～は問題ではないのか?」「バカは～な人々だと思われているが本当か?」などと問かける形で進めた。そして、各人に問題点を書き出してもらった。1時間近く話し合った結果、以下のような問題点が挙げられた。

バカの土地の境界が明確ではないこと。他の民族よりも劣っていると見なされていること。人権が蔑ろにされているということ。学校教育が普及していないため優秀な人材が乏しいこと。出生証明書を取得していない者が多いということ。森林の開発に関与できていないこと。病院での治療がまともに受けられないこと。バカの女性が他の民族の男性と接

¹¹ Bは知事のところに陳情に行く代表者4人の内の1人でもあった。

触することによってHIV/AIDSをはじめとした新たな病がバカ社会に入ってきていること。金銭の管理能力が乏しいこと。他の民族への隷属的な関係があること。狩猟に規制がかけられていること。森林が消失していること。鉱山開発が進行していること。NGOが乱立し関与が過剰になっていること、バカの男性が他の民族の女性と結婚することが難しいということ。話し合いを通して講師Dが書き記した問題点を多少敷衍して挙げると以上のようになる。

AとCのメモは、いずれも講師Dのメモの範囲に止まっているが、Bのメモには加えて、収賄があること、身分証明書を取得していない者が多いということ。自由に発言する権利が与えられていないこと。水の問題。伝統的な儀式的の消失。バカの首長が他の民族の首長たちから尊重されていないことなどが挙げられていた。

これらの問題点が挙げられたことを受けて、バカ社会の窮状を訴える手紙を書くことを講師Dが提案した。講師Dは多くの問題があることを手紙の形で表現できれば、その手紙が映像作品のシナリオになると説明した。手紙は映画のようなものであり、映画は手紙のようなものであるという説明を受けて、A、B、Cは明日までに手紙を書いてくることを約束した。座学が長くなり疲労感が出てきたということもあり、この後は撮影実習を行うことにした。

③撮影実習

はじめにビデオカメラの使用方法について説明し、次に実際にカメラに触れながら使い方を習得してもらった。そして、撮影について、バストショット（胸から上）、フルフィギュア（人物の頭から足先まで）、フルショット（全景）の3つの被写体の撮り方（山登 2006）を教えて、対象をフレームの中央で捉えるように、またカメラを安定させるように指示した。そうして、まずは屋内で壁のポスターや机の上のペットボトル、壁際に立った人物などを撮る練習をした。そして、屋外に出て、建物や看板、自動車やヤギの群れの撮影を行った。さらに、カメラの前で自己紹介をしてもらい、その姿を撮影した。そうすることによって、撮ることと併せて撮られることも体験してもらった。そして、会場に戻って撮影した映像を上映し、指示通りに撮影できているかどうかを検討した。3名は楽しげにこの作業に参加し、積極的に撮影の技法を習得する姿勢が見られた。

最後に、このワークショップは利益目的で実施しているものではなく、ASBAKの活動に役立てるためにボランティアで開催されているものであること。したがって、5日間にわたってワークショップを続けるかどうかは、参加者の意欲と取り組み次第であることを確認して1日の作業を終えた。この日のワークショップは10時前に始めて昼食抜きで17時半頃まで行われた。

(2) 3月22日

①シナリオの作成

A、B、Cは8時には会場に来ていたものの昨夜の宿題であった手紙は書き上げていなかった。CADDAPの2名（XとY）が到着したこともあり、前日に挙げられたバカ社会の問題点を復習し、改めて全員が手紙を書くことになった。これには講師Dも加わった。そして、書き上がった手紙を全員が朗読した。

自分たちが抱える問題を手紙の形式で表現すること、また手紙を映像作品のシナリオに

するという方法は、本ワークショップの制作において有効な方法だと思われた¹²。しかし、実際には数々の問題点を手紙のなかには書き込むことは容易なことではなかった。6名の手紙を検討したところ、先に列挙した事柄も手紙にすると取り込めないという事態が生じていることが分かった（表2）。

表2 ワークショップ参加者6名が挙げたバカ社会の課題

バカ社会の課題	講師D	B	A	C	X	Y
① 学校教育の普及	○	○	○	○	○	
② 疾病対策・治療の改善	○	○	○	○		○
③ 他民族との対等な関係	○	○	○		○	○
④ 土地所有、区画の明確化		○	○	○	○	
⑤ 周辺化、被差別状況の是正		○	○	○	○	
⑥ 人権の要求		○	○	○	○	
⑦ 出生証明書の取得	○	○			○	○
⑧ 森林開発への関与	○		○	○		○
⑨ 農耕の普及		○	○	○	○	
⑩ 金銭の管理	○	○	○			
⑪ 異民族間における結婚		○	○			○
⑫ 身分証明書の取得	○		○		○	
⑬ 首長の尊重		○	○	○		
⑭ 狩猟規制の緩和	○	○				
⑮ 森林消滅の抑制	○		○			
⑯ 鉱山開発の抑制			○		○	
⑰ 収賄の抑制	○	○				
⑱ 婚姻証書の取得					○	○
⑲ NGOの乱立	○					
⑳ 発言権の獲得			○			
㉑ 水の利用						
㉒ 伝統的な儀式の消失						
㉓ 商売の普及						

注：事前の話し合いによって挙げられていたバカ社会の課題と、ワークショップ参加者6名が各自の手紙の中で取りあげた課題を○印で示している。課題は取りあげた者の人数が多いものから順に並べている。番号が丸で囲まれているものが、シナリオに採用された項目である。23の「商売の普及」は各自の手紙の中では取りあげられなかった項目だが、議論を経て最終的なシナリオには採用された項目である。

前日のワークショップで挙げられたバカ社会の問題点・課題のうち、6名が手紙の中で取りあげているものを調べてみたところ、先に最も多くの問題点をメモしていたBや講師Dでも書き落としている項目があることが分かった（表2）。また、BやAが比較的多くの項目を取りあげられているのは、手紙の中で問題点を箇条書きにしていたためである。C、X、Yが多くの項目を手紙に盛り込めなかったのは、手紙らしい書き方をした結果とも考えられる。

この検討から、6名がそれぞれに関心を持っている事柄と、共通して関心を持っている事柄が

¹² 手紙を映画のシナリオにするという方法は、講師Dがフランスの映画学校FEMIS（Fondation Européenne pour les Métiers de l'Image et du Son）で教わった方法である。

明らかになった。表2のバカ社会の課題の欄は、最も多くの者に取りあげられたものから順に並べている。学校教育の普及、疾病対策・治療の改善、他民族との対等な関係などは6名中5名が取りあげた項目であり、特に関心を集めている事柄ということになるだろう。

朗読後、講師DがCに今後の作業の方針を尋ねたところ、講師DとXの手紙が問題をよりよく取りあげていると発言したため、それらの手紙をベースに一通の手紙にまとめる方向で作業が始まった。再度バカ社会の問題点について議論になり、さらにポイントが明確になっていった。その後、BがXと共に手紙を書き直し、それをもとに講師DがBとXと共にパソコンで書き直しを行い、シナリオが形になっていった。一通り書き上がったところで読み上げて、さらに不明確な箇所を議論し、表現を詰めていった。

結局、このシナリオの制作には5時間ほどの時間が費やされたが、この作業は結果として出来上がったシナリオ以上の成果があったと筆者は考えている。この間の議論は、ASBAKのバカ族の男性たち、CADDAPのマカ族とジメ族の女性たち、そして講師となった首都在住の映画作家という、これまでに顔を合わせる事のなかった人々が真摯にバカ社会の問題点について話し合う機会となっていた。

最終的に完成した手紙は次のようなものである。

拝啓

8月9日（国際先住民の日）のことを覚えていますか？

私たちの抱える問題について知ってもらうために手紙を書きます。

私たちバカはとても苦しんでいます。

私たちはバントゥーの人々によって、蔑ろにされ虐げられています。

私たちは自らの権益を守るために、幾つもの協同組織を設立するに至りました。

私たちは土地に関わる多くの問題を抱えています。村々の境界はいまだに定められていないのです。

人権についていうと、森の民であり、コンゴ盆地の守護者である私たちは、世界中の人々と同様に、その権利を有しているはずです。

私たちの権利が、いつも踏みにじられるのはなぜなのでしょう？

私たちは教育を受け、カメルーン社会において尊重されるようにならなければいけません。

私たちの社会は、自らの森や権利を要求できるような優秀な人材を欠いています。りっぱな国民になるため、私たちの子どもは、これからは学校に通います。

私たちは既に出生証明書や身分証明書を取得しています。私たちは国政や投票に参加すること

もできるのです。

森はもう私たちのものではありません。開発の進行とともに、森は失われています。

私たちの社会を徐々に破壊するような、大きな産業プロジェクトがいくつもあります。けれども、私たちは長きにわたって、今日狙われている、その森の守護者だったのです。

森の集落に暮らす者に対して、狩りをするのが禁じられています。この先、私たちはどうなってしまうのでしょうか？

村では、首長を選出することに苦心しています。彼らは他の首長たちよりも軽んじられているのです。

定期市では、いつも思うように商品を売ることができません。値段は買い手によって決められてしまいます。脅しや仕返しに直面して譲歩せざるを得ないことがあるのです。

病院において、私たちは他の全ての患者たちとは違って、適切に対処してもらえません。バカの女性たちは追い返されることも多いのです。

私たちはもはや遊動民ではありません。既に集団で畑仕事をしています。私たちは適切な報酬が得られないような仕事はしたくないのです。

バカに対する悪いイメージを払拭したいのです。一般に考えられているのとは逆に、私たちは多くのチャンスに恵まれています。

あなたが私たちの資源管理を援助してくれることを願っています。

私たちは十分な金銭を持っておらず、また、御存知の通り、金銭は私たちの習慣にはなかったものなので、私たちの努力を台なしにしてしまうような収賄があることも事実です。

バカの女性たちは結婚証明書が有用であることをまだ知りません。

そうなのです。国際的な協調の場において、私たちには言うべきことがあるのです。

先に挙げられた問題点のうち多くのものが盛り込まれた内容になったといえる。表2の番号が丸で囲まれているものが、最終的にシナリオに入った項目である。特異な項目として23番のバカ族による商売に関わる課題が挙げられる（表2）。これは各人の手紙の中では取りあげられなかったものだが、議論を経て最終的なシナリオには採用された項目である。

②三脚を使った撮影実習

シナリオが作成された時間、直接関わっていなかった者を対象に、講師Eが三脚を使った

撮影実習を実施した。その後、撮影した映像を上映し、安定した映像の撮影方法とその効果について話し合った。

③バカの集落における撮影の趣旨説明と協力依頼

シナリオに相応しい光景を撮影するためには、バカ族の集落で撮影する必要があった。話し合いの結果、Cの出身集落が選ばれ、撮影の趣旨を説明するために町から10キロメートルほど離れた集落を訪れることにした。

集落の人々への挨拶に始まって、Bが撮影の趣旨を説明し、さらにCが同様に説明を行って協力を呼びかけた。さらにBがシナリオの解説をし、講師Dの提案に基づいて撮影が必要なシーンについても説明が行われた。この説明がすべてバカ語で行われたことによって明らかになったことは、バカ語ができないCADDAPの2人や、また講師たちだけでは、このような制作は極めて困難だということであった。

(3) 3月23日

①バカの集落における撮影

前日に訪れた集落で9時前から撮影を開始した。1台のカメラをAとCが、もう1台のカメラをXとYが使用し、Bはシナリオを手に撮影の段取りをする役割についた。講師Dは「自分たちで考えて撮影するように。また、撮影が必要なシーンがたくさんあるので、1つのシーンにつき10分ほどの撮影時間で次々と撮るように」と指示を出して、以後はあまり関わらないようにしていた。対して講師Eは2台のカメラを行き来しながら撮影の指導していた。

表3 撮影されたシーン

1	畑で作業する人々
2	集落で作業する人々
3	狩猟する男性
4	怪我の治療
5	森の木々
6	道路を歩いてやって来る人々
7	校庭の子供たち
8	歌い踊る人々
9	証明書を持った子供たち
10	集落の掲示板
11	家の前に立つ村長
12	家の前に座る女性と子どもたち
13	集会所で手紙を書く男性と周囲の人々
14	髪を結う女性たち
15	酔っぱらいの真似をする男性
16	病院の看板
17	援助団体の看板
18	木材を積んだトラック
19	市場の様子
20	集落の人々の様子

注：撮影された順序で表記している。1～15は23日の午前中に撮影された。16～20は同日の16時以降に追加撮影された。

3時間ほどの間に15のシーンが撮影された(表3)。前日の説明のおかげか、集落の人々はとても協力的だった。撮影されたシーンのうち、「11. 家の前に座る女性と子どもたち」のシーンと「14. 髪を結う女性たち」のシーン以外は、撮影者によって演出されたもの、言い換えれば被写体となった人々が演技をしているシーンとなった(表3)。しかしこれらのシーンにおいて、人々は躊躇することなく、むしろ嬉々として演じているように見えた。

②撮影した映像の粗編集

町に戻って撮影した映像データをパソコンに取り込む作業を行った。映像編集ソフトを使って作品に使えるシーンを選んでファイル化する作業には、講師Eの指導のもとCADDAPの2名のみが従事した。ASBAKの3名は作業の進行を見ているだけだった。編集作業に入ったところで各人のパソコン操作の習熟度が露わになった。

③追加撮影

粗編集を行ないシナリオに対して不足している映像が明確になったところで、追加撮影が行われた。この撮影には講師EとA、B、Xの4名が参加し、5つのシーンが新たに撮影された(表3)。そして撮影後、映像データのパソコンへの取り込み作業が行われた。

④シナリオ朗読の録音

フランス語版を制作するために、シナリオの朗読を録音した。しかし、会場は道路に近かったため車のエンジン音や、施設にいる人々が出す音や、裏庭からの虫の音などが妨げになり、改めて録り直すことになった。

(4) 3月24日

①映像編集の実習

パソコンの画面をプロジェクターを使って会場の壁面に映し出し、編集ソフトの基本的な使い方を教示した。そして、2台のパソコンを使って映像編集の実習を行った。CADDAPの2名に講師Dが、ASBAKの3名(Cは途中から組織の他の用事で退出)に講師Eがついた。この作業はメンバーを替えながら断続的に夕刻まで続けられた。しかし、編集作業はワークショップの参加者たちにとってたいへん難しかったようで、Xは途中で作業を放棄した。

②シナリオのバカ語への翻訳

シナリオ作成の段階までは、参加者全員が理解できることが前提であったためにフランス語によって作業が行われた。しかし、制作する作品はフランス語を知らないバカ族の人々にも理解してもらうことが必須であることから、フランス語のシナリオをバカ語に翻訳する作業が行われた。この作業はBが中心となってAとCが協力して進められた。バカ語にしづらい表現が多く作業は難航したが、数時間を経て翻訳は完成した。最終的に訳しきれずフランス語の言葉が残ったのはdroit「権利」と、citoyenという「市民」を意味する言葉だった。

③シナリオ朗読の録音

前日に試みたシナリオ朗読の録音は雑音が多く作品には使えないと判断したため、この

日は近くにあるラジオ局に行き、交渉してスタジオを使わせてもらって録音を行った。Yがフランス語のシナリオを朗読し、Bがバカ語のシナリオを朗読した。幾度かの録り直しを経て、一通りの録音を終えた。これで映像作品の制作に必要な全ての素材が揃った¹³。

(5) 3月25日

①仕上げの編集

前日の実習では、編集作業の概略を知ってもらう程度のことしかできなかった。そのため、作品の編集は、ほぼ全て講師Eが深夜にかけて1人で行うことになった。最終日の朝を迎えて、会場では編集の仕上げが行われ、ついに6分ほどのフランス語版とバカ語版の作品が完成した。

講師Eによって編集された作品では、撮影した20シーンのうち17シーンが使われていた。使われなかった3つのシーンは「3狩猟する男性」「4怪我の治療」「10集落の掲示板」であった(表3)。これらのシーンが使われなかった理由は、シナリオに合わなかった。映像の流れに合わなかった(前後の映像との兼ね合いがはかれなかった)。映像自体が良いものではなかったなど幾つか考えられる。また、17のシーンのうちXとYが撮影したシーンは「5森の木々」のみで、残りはAとC、とくにCが撮影したものだった。その理由は、XとYはビデオカメラを手で持って撮影しており、映像に安定感が乏しかったということ。カメラを動かさずに対象をしばらく撮影するということができなかったことなどが考えられる。対して、AとCは三脚を使って撮影していたため、安定した映像が撮れていた。加えて講師たちは「Cは撮影のセンスが良い」とも言っていた。

完成した作品は、後に筆者が検討したところ、映像と語りが一致していない箇所が幾つかあることが発覚した。講師Eのために、バカ語による朗読とフランス語のシナリオとの対応が分かるように資料番号を付けるなどして作業をサポートしたが、やはりバカ語が理解できない者による編集には限界があった¹⁴。

②完成作品の上映・討論

完成作品の上映・討論には、バカ族の調査のために前日に到着したカメルーンのヤウンデ大学の大学院生が1名参加してくれた。CADDAPの2名は、この日の早朝に帰ったため不参加となった。

視聴後、感想を順に話すことにした。しかし、Aはあまり的確な発言ができず「良い」ということ以外は明確な感想が聞かれなかった。Bはフランス語版だけでは分からない人もいるが、バカ語版もあることでバカの人々にとって分かりやすいものになっていることを高く評価した。また、作品全体がバカ族によって書かれた手紙のようになっているため、メッセージはよく伝わると思うと述べた。そして、人々の問題意識を喚起する上で役立つだろうと締めくくった。Cは畑仕事をする人々のシーンに関して、「もはや遊動民ではない」

¹³ Yが朗読したフランス語のシナリオの音声は、講師らの判断で採用されなかった。理由は録音を行ったスタジオ内の機器のノイズが入っているということと、フランス語は字幕で示せばよいということだった。筆者もこの判断に同意した。

¹⁴ これらの箇所については、筆者が帰国後に修正した。この修正によって「15 酔っぱらいの真似をする男性」のシーンも削除された(表3)。理由はシナリオと映像が合っていなかったためである。

ということと「不払いで働きたくはない」という内容の異なる語りが入っているのに対して、映像が同じ畑仕事の光景なのは奇妙だと指摘した¹⁵。また、ワークショップによって、初めてカメラの扱いや撮り方が分かった。自分でもできるということが分かったと述べ、完成した作品を見て改めてワークショップを通じて得たことに気がついたと続けた。そしてワークショップに感謝し、このワークショップで得たことをこれから生かしてゆきたいと締めくくった。

大学院生は、まず映像が安定しており見やすかった点を褒めた上で、次にシナリオの内容については、私たち（バカ）と彼ら（バンツー系の民族）が対立的に描かれていることを、不適切ではないかと指摘し、相互理解が可能な間柄として描く必要性を指摘した。講師Dは、その指摘を受けて、映像制作が共同作業であったようにバカとバントゥーも同じ共同体に生きる者として協調することが必要ではないかと述べた。そして、ワークショップを通じて作品が完成したことで、この作品をもとにさらに作品を制作することができるはずであり、これからは自分たちの手で自分たちのための映像作品を制作することができるはずだと述べた。そして、作品の制作に完璧ということはなく、今回の作品にも多くの問題が残されてはいるものの、この5日間は無駄ではなかったと思っている。満足していると話を結んだ。

この後、小型のビデオカメラをASBAKに進呈し、ワークショップの全工程を終了した。別れ際に、AとBは改めて意義のあるワークショップであったことを筆者に話してくれた。完成した作品は、後日、講師DとEによる修正を経てDVDに収録したものをASBAKとCADDAPに贈った。

IV. プロジェクトの問題点

(1) 組織間の連絡、あるいは関係

本プロジェクトはバカ族の3つの組織の協力を得て実施した。プロジェクトを実施するにあたってOKANIの代表者と電子メールで連絡を取り、ワークショップの実施概要を伝え、ASBAKへの連絡を依頼した。しかし、第一にこのOKANIとASBAKの間の連絡が不十分だった。これはワークショップ開催直前の17日にASBAKの代表者と直接会った際に、先に連絡してあった日取りを把握しておらず、改めて説明する必要があったことから推測できる。また、代表者はスペインで開催される会議に出席するため、ワークショップの期間中は不在であることが、この時に発覚した。第二にASBAKとCADDAPの間の連絡も不調だった。ASBAKの代表者と面会した翌日、18日にASBAKのオフィスでスタッフと打ち合わせをした際に、CADDAPと連絡をとって2名の参加者を招聘するように依頼した。しかし、ワークショップの初日を迎えてもCADDAPからの参加者は来ていなかった。これはCADDAPの代表者がスタッフをワークショップに参加させるか否かの連絡をとらなかったことが原因とのことだった。ASBAKのスタッフは「CADDAPはいつもそうだ」と非難の言葉を口にしていた。

後者については、筆者とCADDAPの代表者とは面識がないため、主催者である筆者への不信任感からスタッフの参加を保留していた可能性も高い。しかし、前者については双方の代表者と

¹⁵ 興味深いことに、Cには映像を分析的に視聴する能力がある。

も面識があり、それぞれの代表者は筆者に対して協力的であることから、組織間の、あるいは代表者間の関係に問題があることを伺わせた。筆者はOKANIの代表者が「ASBAKの代表者は兄弟のようなものだ」と言っていたことを半ば頼りにしていたが、やはり実際は組織として競合している面もあるはずで、共同するのは容易ではないことが伺えた。それは打ち合わせの際に、OKANIのスタッフを招聘するか否かという議題に対して、「OKANIはすでに映像制作のワークショップなどの援助を受けている」という理由を挙げて、招聘しない方向にASBAKのスタッフが話を誘導したことに表れていた。

このような組織間の関係は、ワークショップ期間中にOKANIの代表者が筆者を訪ねて来た折りの言葉にも表れた。OKANIの代表者はワークショップの開催直前まで海外の会議に出張中だと聞いていたため、初日のワークショップが終わった後に電話で連絡をとった。すると彼はOKANIのスタッフも参加させたいと申し出た。しかし、既に5名の参加者が決まっており、人数が増えると運営上支障が出るのが分かっていたため断ったところ、翌日に本人がイギリスのInsightShareという映像制作を行う組織の男性を伴って会いに来た。目的は、カメルーンで筆者と再会することと、InsightShareとの企画を紹介すること。そして、ワークショップを視察することだった。その際に彼は「なぜASBAKなのか？ CADDAPの2人などは、この経験を生かせないのではないか」と苦言を呈した。また、共同する相手を選択する際は必ず相談するように言った。翌日、今回のワークショップには関われない状況を察して彼は去った。

これらのことからワークショップの対象とする人々とは直接会って交渉する必要があること。また、組織の選択や複数の組織と共同する際には組織間の関係に注意が必要であることが分かった。これらのことは、一般論としては当たり前のことかもしれないが、バカ族の先住民組織間の具体的な状況は、やはり今回のようなワークショップを実施したことによって初めて知ることができた。

(2) 実施費用

ワークショップの実施費用も問題点の一つである。必要な機器の購入費用やカメルーンの映画作家に対する謝礼や滞在費用を筆者が負担することは、初めから予定していた。誤算だったのは、参加者に対して参加費用を支払わなければならないということだった。事前の話し合いで、こちらは無償で映像制作の技能を教授すると伝えてあった。そのため、参加者にかかる費用については負担してくれるものと想定していた。しかし、ASBAKのオフィスで打ち合わせをした際に、最初に話題に上ったことは、それぞれの参加者に対して費用がどれだけかかるのかということだった。交通費、宿泊費、食費とパソコンで丁寧に作成された「費用の概算」を手渡された時はいささか困惑した。

結局、こちらが全ての費用を負担することにしたが、ワークショップの期間中も何かにつけて金銭のことが問題になった。「移動に使用したASBAKの車のガソリン代が必要だ」「集落の人々に振る舞う酒代が必要だ」等々の要求が続いた。そして、その最たるものがワークショップの4日目にCADDAPの2人が突きつけた要求だった。その日の編集作業で疲弊した2人は、うち1人の子供が病気になったという理由で最終日の早朝に帰ることを希望した。筆者は、それは当然のこととして了承した。しかし、困惑したのは彼女たちが最終日の食費と宿泊費を要求してきたことだった。さすがに不参加の日の費用を払うわけにはいかないため断ったところ、特にXと講師Dの間でたいへんな口論になった。結局彼女たちはあきらめて立ち去ったが、強い不信感を残す結果となってしまった。CADDAPにせよASBAKにせよ、持ち込まれた企画において支出するつもりは全くないという感じだった。むしろ、Xなどは参加者に対して謝礼が支払われ

るべきだという感じですらあった。この認識の齟齬には今後十分な注意が必要だろう。

先住民組織はそれぞれに援助組織から金銭等を受け取ることによって運営されている。また組織で働く者は、その金銭を給料として得ることで生活している。言わば「援助されることによって生活している」人々と共同する難しさは、特に金銭をめぐるトラブルとして顕在化することを痛感させられた。今回のようなワークショップを援助活動の類という認識のもとで実施すると、その費用は主催者側が全て賄うことになる。実施費用を見積もる際には、参加者と十分に話し合った上で、参加者の数や、期間を考慮して算定しなければならないだろう。

(3) 映像制作習得の必要性

ワークショップの参加者は、映像制作の可能性と課題を体験的に学んだ。「やればできることが分かったことは収穫だった」とASBAKのメンバーは言ったが、この経験がどのように生かされるのかは、今後の彼らの活動を調べてみなければ分からない。

筆者には、今回のような企画が再び持ち込まれない限り、彼らが自ら技能を磨き、映像を制作するようなことはないように思える。特に習得が困難な編集作業を彼ら自身が進んで行うようになる可能性は低いように思える。しかし、これをきっかけに援助として映像の制作を要請し、外部のスタッフによる制作であっても、彼らが積極的に関わることはありうると思う。また、今回制作した作品を上映することによって、新たな活動の道が開け、新たな援助の獲得に繋がるようなことになれば、映像制作への意識や意欲がさらに高まるかもしれない。

(4) 完成した映像作品について

作品の特徴は手紙の様式をとったシナリオにある。このシナリオについては、既に詳述したとおり、参加者が議論を通じて練り上げたものであり、さらなる議論を呼ぶという点においても優れた成果となっている。しかし、シナリオが優先しているため、映像はシナリオが喚起するイメージを補うものになっており、シナリオに対する適切さや効果を検討すれば、大いに改良の余地が残されている。特にシナリオに沿って撮影を行ったため、ほとんどのシーンにおいて被写体となった人々に演じてもらって撮影が行われた。つまりバカ族の人々の現状を記録した作品とは言えないという特徴を本作品は持っている。

また、編集を参加者ではなく講師や筆者が行っている点は、本作を先住民組織の人々が制作した作品とは言い切れない要因となっている。しかし、編集作業を映像制作に初めて携わる者が行うのは極めて困難であることから、対象となる人々と共に試作品を何度も視聴し、編集上の問題点を探って技能のある者が再編集を行うという作業が、今後の有望な取り組みになるだろう。

V. まとめ——共生の技法

バカ族の先住民組織において映像制作のワークショップを実施し、バカ族の人々と共にバカ族のための映像作品を完成させる。このプロジェクトの目標は紆余曲折を経て達成された。その詳細は既述したとおりであるが、カメルーンから帰国した後に知り得た事柄をあわせて、最後に今回のプロジェクトを振り返り、今後の可能性と課題についてまとめる。

第一に、事前の調査が不十分だった点として、OKANIがInsightShareという映像制作の組織と共同していることを知らなかったということが挙げられる。InsightShareは90年代より活動を始

めた2人の男性が2003年に立ち上げた組織で、現在では13名ほどのスタッフによって運営されており、世界各地でParticipatory Video（参加型映像制作）という手法によって数多くの作品を制作・発表している。

人々が自らの置かれている状況を把握し、その状況への積極的な関与を促すツールとしてビデオを利用するという動きは、1960年代半ばのビデオの誕生とともに始まっている（Robertson and Shaw 1997, White 2003）。Participatory Videoと呼ばれる活動は、80年代より活動を開始したクリーブ・ロバートソンとジャクリ・ショウによって、活動の手順やアイデアを紹介する書籍としてまとめられ（Robertson and Shaw 1997）¹⁶、その後、理論的、実践的にParticipatory Videoを論じる書籍も出版されている（White 2003）。またInsightShareも独自の解説書をインターネット上で公開している（Lunch and Lunch 2006）。これらの資料を事前に読んでいれば、本プロジェクトに必要なアイデアが得られたかもしれない。しかし、参加型の映像制作はすべてが参加者次第であり、制作をとりまく状況は刻一刻と変化する。したがって、しっかりとしたプランを立てておくことよりも参加者とのやりとりのなかで臨機応変に事態に対処する能力を養っておく必要があることを痛感した。これは言うまでもなく記録映画の制作においても、また人類学的な調査においても同じことである。

現場における試行錯誤が基本だとしても、同じバカ族の先住民組織を対象とした映像制作がどのように行われ、完成した作品がどのように生かされているのかということは十分に調べておく必要がある。OKANIは2009年にInsightShareと共同して映像作品を制作している。そのプロジェクトは国連開発計画（UNDP）の支援を受けて実施されたもので、「気候変動が先住民に与える影響」をテーマにFacing Changes in African Forestsと題する短編が制作されている。この作品はインターネット上で公開されており、関連資料もInsightShareのウェブサイトで閲覧することができる¹⁷。そして、筆者が現地で出会ったとおり、InsightShareは2011年の3月から4月にかけてOKANIのもとで新たにワークショップを実施している。

OKANIとInsightShareの共同の実態を明らかにすることは今後の重要な課題の一つである。さらに、このような援助がどのように生かされているのかという点に関しては、本プロジェクトも含めて追跡調査を行う必要がある。また、この調査は先住民組織の活動全般を解明する方向にも展開させなければならないだろう。先住民組織の活動をサポートすれば、先住民の権利を守ることができるという前提は検討が必要である。本プロジェクトの意義もまた、その点において根本的に問い直されることになるかもしれない。

本プロジェクトが端緒を開いたことによって、ASBAKとCADDAPという組織がParticipatory Videoを知ることになった。筆者にとって最も印象深かったことは、このワークショップにおける制作の過程と上映後の討論において、複数の先住民組織のスタッフ、バカ族と他の民族の人々、カメルーンの映画作家たちと研究者、そして筆者という立場の異なる者が一堂に会し、真摯にバカ社会の現状と課題について話し合ったということである。そして、筆者は参加者の言動から多くを学ぶことができた。これらのことは本プロジェクトを実施しなければ起こりえなかったこと、知りえなかったことである。

作品は最終的に筆者が帰国後に修正し、日本語字幕とフランス語字幕が完成している。作品

¹⁶ クリーブ・ロバートソンとジャクリ・ショウはReal Timeという映像制作の組織を運営している。
<http://www.real-time.org.uk/>（2011年10月24日）

¹⁷ Baka People: Facing changes in African forests
<http://insightshare.org/watch/video/african-forests>（2011年10月24日）

の公開方法、活用方法についてはASBAKやCADDAPとの協議が必要だが¹⁸、今後は作品の上映と討論の実施を通じて、さらに様々な立場の人々と共に検討を進めてゆきたいと考えている。筆者のこのようなプロジェクトは、いわば対象となる人々への「干渉、介入」である。学術的には、このような応用性の高いアプローチは承認されにくい状況があるものの、近年では、研究者が積極的に社会や組織、人々が抱える問題に関わることによって共に事態の改善をはかるという取り組みが広がっている。特に欧米では映像を活用した「干渉、介入」(intervention)の試みが数々の成果をあげている(Pink 2008)。

映像を活用した応用性の高い人類学のことを「応用映像人類学(Applied Visual Anthropology)」と呼ぶようになってきている。この分野は、「学術的な目的のために調査研究を行うわけではない」とも言われているが(Pink 2005)、調査に基づいて対象となる人々の認識を明らかにできたとすれば、それは人類学的な研究であると言えるのではないだろうか。今後にわたって研究を進めてゆく上で、また、研究の対象となる人々が直面している現実に関与して研究者が共に向き合っていく上で、映像メディアが果たす役割はますます大きくなってきている。2012年に予定している調査において、筆者は今回のプロジェクトを通じて明らかになったことを踏まえて、新たな課題に取り組んでゆくつもりである。

参考文献

<日本語文献>

- 安岡宏和 2011年 『バカ・ピグミーの生態人類学 ―アフリカ熱帯雨林の狩猟採集生活の再検討―』 京都：京都大学アフリカ地域研究資料センター。
山登義明 2006年 『ドキュメンタリーを作る ―テレビ番組制作・授業と実践』 京都：京都大学学術出版会。

<外国語文献>

- Hewlett, B. 2000. "Central African Government's and NGO's Perception of Baka Pygmy Development, in Peter P. Schweitzer, M. Bieseke, and Robert K. Hitchcock (eds.), *Hunters and Gatherers in the Modern World: Conflict, Resistance and Self-Determination*, Berghahn Books.
- Joiris, Daou V. 1998. *La Chasse, La Chance, Le Chant: Aspects du Systeme Rituel des Baka du Cameroun*, These presentee pour l'obtention du grade de Docteur en Sciences Sociales, Universite Libre de Bruxelles.
- Lunch, Chris and Lunch Nick. 2006. *Insights into Participatory Video: A Handbook for the Field*, <http://insightshare.org/resources/pv-handbook> (2011年10月24日)
- Pink, Sarah. 2005. *The Future of Visual Anthropology: Engaging the Senses*, Routledge.
- (ed.). 2008. *Visual Interventions: Applied Visual Anthropology*, Berghahn Books.
- Shaw, Jackie and Clive Robertson. 1997. *Participatory Video: A Practical Approach to Using Video Creatively in Group Development Work*, Routledge.
- White, Shirley A. 2003. *Participatory Video: Images that Transform and Empower*, Sage Publications.

¹⁸ 作品はYoutubeの筆者のチャンネルで公開する予定である。
<http://www.youtube.com/user/emboamboab?blend=5&ob=5#p/u>

知られざる東京を記録する
—築地市場 驚きの職人技と人間模様—

Videographing Unknown Tokyo: Wonder Skills and Fabric of Human
Relationships seen at Tsukiji Fish Market

弘 理子*
Riko Hiro

Abstract

Tsukiji is the world's largest fish market, continuously open for 24 hours without a moment of rest. It deals almost all kinds of fishery products not only from all parts of Japan but also from all over the world. The documentary "Tsukiji Fish Market" shows the most exciting professional activities and interesting facts, which have been uncovered at the deep inside of the market, from the cultural, historical, scientific and artistic point of views.

I. 映像作品について

東京にある「伝統的で歴史的な場所」、それが「築地市場」である。多くの観光客で賑わうが、ここは24時間眠る事なく活動が続け、世界各地の漁場からやってくる魚を受け入れる世界最大の魚市場だ。その量2000トン、1日におよそ18億円の金動く世界でも類を見ない、超メガ級のマーケットなのだ。

築地市場には「独特の言語」があり、「ルール」を知らないものはよそ者であり、他にはない「ファッション」や「文化」、「信仰」に加え、「時差」さえもある。日本人にとってさえ、築地の謎は尽きず、近くて遠くて、かつ不断に魅了される場所なのだ。

映像作品『築地市場大百科』¹では、築地市場に展開する人間模様、文化、歴史的背景などをドキュメントし、さらに建築学、人類学、宗教学の視点などを取り入れることで、築地市場の奥深い知られざる世界を紐解くことを試みた。

本稿は2008年の映像制作の際の調査、インタビューを基に構成したものである²。

* (株) ヴィジュアルフォークロア、映像ディレクター、Documentary Director, Visual Folklore Inc.
E-mail: riko@vfo.co.jp

¹ 映像作品『築地市場大百科』。110分。2008年9月にNHKハイビジョン特集で放送したものである。取材期間は2008年2月～8月の半年間。

² 文中の数字、データ、肩書き等はすべて取材当時のものを反映させている。

II. 世界最大の魚市場

1. 概要

「築地市場」の正式名称は、東京都中央卸売市場築地市場。東京都中央区にある広さ23万平方メートルの公設の卸売市場である。ガイドブックなどで紹介される場合の築地市場は「場内市場」と「場外市場」の2つが含まれることが多いが、東京都の管轄でセリが行われ、仲卸店が軒を連ねているのは「場内市場」である。

場内では水産物だけでなく、青果物なども取り扱っている。水産物に関しては国内外の鮮魚・活魚・貝類・冷凍魚・加工品が480種類そろう、1日あたりの取り扱い数量及び取り扱い金額³は、2080トン、17億9千万円という世界最大級の魚市場であるため、多くの人は築地市場＝魚市場というイメージを持っている。

2. 歴史

魚市場の歴史は江戸時代に遡る。17世紀に江戸幕府を開いた徳川家康が大坂の佃村の漁師たちを呼び寄せて魚を納めさせていたが、やがて漁師たちは獲れた魚の残りを日本橋のたもとで売ようになった。これが魚市場（魚河岸）の始まりとされている。

明治時代に入り東京府の許可のもとに民営の市場が開設されたが、大正12年9月の関東大震災により大きな被害を受け、昭和10年に現在の場所に移転した。

築地市場になって80年近くになるが、市場関係者の多くが今でも市場のことを「魚河岸」あるいは「^か河岸」と呼んでいる。

III. 市場のしくみ

1. 市場の中心・水産物仲卸店



築地市場全景

市場で最も大きな施設が、写真中央の巨大な扇形をした建物である。ここには水産物部の仲卸業者の店が入っている。中は広さおよそ3万平方メートルで、端から端までを貫く300メートル

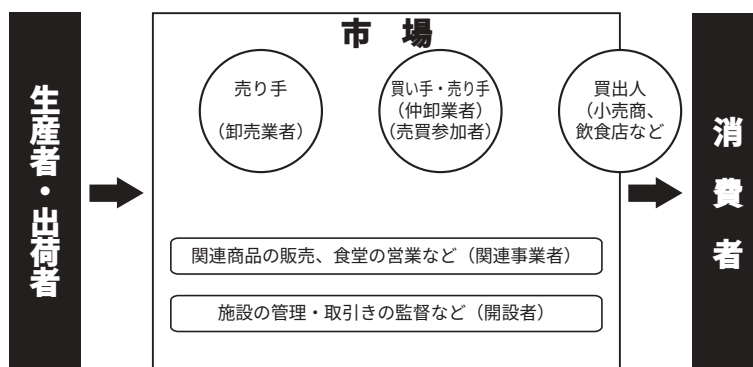
³ 『平成20年度版 築地市場概要』、東京都中央卸売市場築地市場。

ルほどの通路が縦の通路で碁盤の目のように整然と区切られている。そこに一区画平均7平方メートル⁴の仲卸店が800近く軒を連ねているのだ。建物の中に一歩中に足を踏み入れると、そこはありとあらゆる種類、色とりどりの魚があふれるワンダーランドである。

本稿では以下、特に断りが無い場合には「市場」は、この水産物部を指す場合に使う。

2. 市場を構成する人たち

ここで簡単に市場の仕組みを説明する。市場は大きく6種類のグループによって構成されている⁵。



(1) 卸売業者

漁師などの生産者や出荷者から依頼された魚の販売を引き受けて、市場でセリにかけ、仲卸業者などに卸売りする。中央卸売市場の卸売業者となるには農林水産大臣の許可が必要で、現在、東都水産株式会社や第一水産株式会社など、大手企業7社が参入している。

(2) 仲卸業者

卸売業者からセリなどで買った魚を市場内にある店で小分けして、魚屋や料理店などの買出人に販売する。扇の建物の中のおよそ800店がこれにあたる。メディアなどで市場が取り上げられる際に、セリの様子や魚をさばく姿が紹介されるのはたいてい、仲卸業者である。営業の許可は開設者である東京都が行う。

(3) 売買参加者

小売商や加工業者・問屋・スーパーなどの内、セリ等に参加して卸売業者から直接買うことのできる人。市場の中に店は持っていないが、東京都の承認が必要となる。

(4) 買出人

魚屋などの小売商や寿司屋・飲食店など、自分の店で売る商品や料理の材料を市場内にある仲卸業者の店に仕入れにくる人たち。

(5) 関連事業者

場内の店で市場利用者のために包丁・長靴・計量器・包装資材など必要な物品の販売をしたり、荷物の一時預かりや配達、食堂などを営業している人たち。

⁴ 仲卸店舗の一区画面積の平均。店の広さは鑑札の数に比例するので、所有する鑑札が多ければ店の面積は広くなる。平成20年には784の仲卸店があった。

⁵ 社団法人 築地市場協会「ザ・築地市場」のホームページを参照。

(6) 開設者

東京都。「卸売市場法」に基づいて、農林水産大臣の認可を受けて中央卸売市場を開設している。その役割は、施設の整備・維持管理、仲卸業者、関連事業者の許可、売買参加者の承認、取引ルールの制定、市場業者の指導監督、入荷量や価格など情報の公開、提供サービスなどである。

3. 市場の「時差」

市場の中では24時間、6つのグループの中の誰かが働いている。夕刻、会社勤めの人が仕事を終える頃、市場の一日は始まる。午後6時頃から深夜にかけて、荷を積んだトラックが各地から市場に続々と集まってくる。到着した魚は「卸売業者」が受け取り、場内の決められた売り場に並べ取引の準備を始める。

午前4時頃になるとそれらの魚をセリで買う⁶。「仲卸業者」や「売買参加者」が集まりはじめ、下見をしてセリに備える。

午前5時から順次、セリが始まる。セリにかけられるのは、ウニ、海老、活魚、マグロなどであり、時間も場所もそれぞれ異なる。仲卸業者たちは、セリで買った品物を市場の中にある自分たちの店に運び込み、客が買いやすい大きさ、量に小分けして店に並べる。

午前7時には仲卸店の準備はほぼ終わり、町の魚屋や料理屋などの小売店の人たちが買い出しに訪れ、市場は一日で最も賑わいを見せるが午前10時をまわる頃には店の片付けが始まる。

午後1時には殆どの仲卸店は閉まり、場内は静かになり、人気のない広い売り場では清掃が始まり、ゴミを集め、タンクローリーで水を撒き翌日の魚が運びこまれるのを待つ。一方、卸売業者は、出荷者と連絡をとるなど、すでに翌日の準備を始めている。仲卸の人たちは帳簿を付け終えると、昼寝をしたり、一杯ひっかけに行ったりさまざまである。毎朝4時前には起きるので、夜9時には寝てしまうからだ。市場の中は「時差」がある、別世界なのだ。

IV. 商売の裏側

1. 築地の華・マグロ

次に築地の代名詞ともいえる、マグロのセリについて述べながら、市場の商売がどのように行われているかみてみる。

マグロの取扱量は⁷、生と冷凍で年間60,000トン、取引額は800億円を超える。冷凍が生マグロの倍以上のシェアを占めているが、高級食材として知られるのはやはり、生のクロマグロ（本マグロ）である。中でも、青森県大間産のマグロは高級魚として知られ、新年の初セリでマグロ一本が2000万円以上で競り落とされた、などと話題に事欠かない。

800の仲卸店のおよそ3分の1がマグロを扱い、その中でも10軒ほどが、高級料亭や老舗鮨屋などを顧客に持つ、いわゆる「上質マグロ専門店」と呼ばれる仲卸である。彼らにとって高価な生マグロのセリは、いわば博打。冷凍マグロは年間を通して安定した供給があるが、生マグロには季節があるため、その日にどんなマグロが入荷しているか直前までわからない。大間でも9月から12月の漁期のうち、最高級のものが獲れるのは厳寒の時期だけだ。この時期、津軽

⁶ 全ての水産物がセリで取引されるわけではなく、相対とよばれる、当人同士の取引で売買される場合もある。

⁷ 平成19年のデータで冷凍マグロが45,160トン、生マグロが13,892トン。

海峡に回遊してきた脂ののった大型魚が、築地では1キロあたり10万円で競り落とされることもあるのだ。

2. セリの勝ち負け

6月中旬のある日に見たセリの一部始終から、築地の仲卸人像を浮き彫りにしてみる。

生マグロのセリ場は、扇形の建物の一番外側にあるテニスコート2面分くらいの広さのただっ広い空間だ。ここが多いときは1000本を越えるマグロで埋め尽くされる。



生マグロのセリ場

朝5時、セリ場は300人ほどの仲卸業者と売買参加者で溢れかえる。築地市場ではマグロは「大物」と呼ばれ、マグロの仲卸業者は「大物」と書かれた帽子に店名が書かれた鑑札をつけて参加する。



仲卸人の飯田統規さん（左）

飯田統規さん（67歳）は、文久元年創業の老舗仲卸店「桶長」の代表で、市場の中でも一二を争う売り上げを誇り、誰もが一目置く、マグロの目利きとして知られていた。毎朝4時半に店に現れ、準備をしてセリ場に向う。最初に行うのはその日入ったマグロを下見して、値を付ける「下付け」である。外からは見ることでできないマグロの良し悪しを見極めるのは、経験だけでなくセンスも必要とのこと。

飯田さんは魚の形と腹の内側の一部を見れば、その日の最高のマグロは解るという。懐中電

灯で腹の中と、切り取られた尾断面に光を当てその色や光の反射の具合で、脂ののり具合をチェックする。内臓をすべてきれいにとり去った腹の中は、いわゆるトロの部分で、「膜の状態で脂の量が分かる」、色は「淡いピンク」がいいのだという。

おおよその見当を付けた後は下付け用に切り取られている尾から身をちぎり出し手の上でこねる。これは飯田さんいわく、「色の変化。ある程度時間かけて。色が変わるようだと、水気が多い」とのこと。7、8度の冷たいマグロの身に、手の体温を加えることで淡いピンクから赤に色が変わる。色の変化が早いものは、水っぽくて味わりに欠けるのだ。

飯田さんはセリの始まる午前5時半までに、この日セリにかけられるおよそ300本の生マグロの中から20本のマグロを選び、自分なりの値段を付ける下付けを終えていた。6月に入ると海の水温は日一日と上がっていくため、脂ののった質のいいマグロの入荷は減る一方で、「上質マグロ専門店」の多くが品薄状態となっていた。

この日、飯田さんが特に目を付けていたのが、鹿児島産のクロマグロ、重さ225キロ、セリ番号一であった。

午前5時半。マグロを扱う卸売業社の会社からそれぞれセリ人が登場し、自分たちが仕入れたマグロの前で一斉にセリが始まった。



卸売業者に所属するセリ人

この日、飯田さんと同じセリ台に集まってきたのは合計9名。生のマグロの中でも、とりわけ上物を扱う仲卸ばかりで、相手の手の内はみな良く知っているライバルたちだ。誰もが狙っていたのはやはり一番のマグロだった。上物の少ない梅雨の時期に久々にでた一級品だからだ。

一番のマグロはいきなりキロあたり6000円からセリが始まり、それに対し買い手の仲卸人たちは「手檣り」と呼ばれる手のサインで値段を示し競っていく。安いマグロだとキロ1000円でスタートすることもある。

6000円で始まったセリに飯田さんはすかさず反応し、6500、7000、7500と競り上げていく。キロ1万円になったところで、飯田さんと若い仲卸人・山口幸隆さん（43歳）との一騎打ちになった。12000、13000、14000と競りあがり、14500になったところで飯田さんが降りた。競り勝った山口さんはキロ15000円で一番のマグロを手にしたが、表情はいまひとつ冴えなかった。

この日、一番のマグロを巡って台の上ではどんな駆け引きがあったのだろうか。セリが終わった後のインタビューでそれぞれの思惑が見えてきた。

その日の朝、飯田さんは一番のマグロは1万円までなら買うと決めていた。そして競いあうのは山口さんになると考えていたという。なぜなら、彼の店には良いマグロがほとんどないこと

を知っていたからだ。

(飯田)「先週からのセリの流れで、彼の店には在庫がなくなっていたのは解っていましたから。来なきゃおかしいんです。先週はうちの方がそっくり買ってたんじゃね。だから今日買わないと、彼らの店にはマグロがなくなる。」

飯田さんは、一番のマグロはいいものだが皆が狙って値が釣り上がるだろう。最終的には他の小さいマグロを思った値段で競り落とせばいい、と考えていたのだ。

(飯田)「今日なんか1万円以上いったら、利益は絶対出ません。だけど、高いのは持たしといて。やっぱり相手にリスクを背負わせる。」

一方の山口さんは飯田さんに見抜かれた通りで、店は品薄でこのままだとお得意さんに顔向けできない、という状態だったという。

(山口)「今日は比較的ラクでした。買うか買わないかだけですから。高くても買おうと」。
飯田さんに関しては、「しつこいなあと。『そろそろ降りてくれないかなあ』、『まだ上にいくのかよ』という気持ちはありましたね。」

飯田さんは予定していた1万円を超えても平然と競り上げていったのは、相手が絶対に買うことを知っており、諦める寸前までセリ上げ、ライバルである有力店にリスクを背負わせることが狙いだったが思惑はそれだけではなかった。

(飯田)「今日みたいに1本いいの(マグロ)があれば、やっぱりそれなりの値段つくってあげなきゃ、漁師のためにもね。」

ライバルを牽制しつつ、生産者である漁師のことまで考えて行われる商売。飯田さんは、時には数百万円の損失が出ることを承知で高値で競り落とすこともあるという。それは、顧客との絆を保つためでもある。店にマグロがなくてせっかく来てくれた大切な客を困らせたくない。飯田さんの口から「年間を通して利益ができればいい」という言葉を何度も聞いた。目先の需要と供給の関係にはあえて目をつぶり、大きなスパンで商売を考えているのだろう。

実は先ほどの、2人のセリの話には築地らしいオチがある。マグロの良し悪しは腹を開けてみるまで解らない。マグロが博打、といわれる由縁である。337万円で競り落としたマグロは、さばいてみると通称「焼け」と呼ばれる2級品だったのだ。捕獲時に暴れ回り体温が40度になり身が焼けることで身に冴えがなくなり色もくすんだ状態で茶褐色に変色する。赤身部分だけならまだしもトロの部分も焼けており、水分が抜けたスカスカ状態。

(山口)「結果的には魚が良くなかったんで、やられたなという感じなんですけど。失敗にしても成功にしても買ってからのことですから。とにかく買わなければいけない。そういう意味では良かった。失敗があるから成功がある。リスクを負いながら技術を向上して、お客様に良い物を納めるのが我々の仕事ですから。」

毎朝5時半から行われている生マグロのセリは、1本あたり平均6秒のスピードで次から次へと競り落とされ30分足らずで終了する。早朝のドラマには様々なかけひきと思惑があった。

V. 家族企業のダイナミズム

果たして巨大な市場の中は、競争原理に支配された空間なのだろうか。

例えば樋長と並ぶ高級生マグロを取り扱う仲卸店「大善」。21代目が後を継いでいるが、これまでに番頭を努めていた人や、親戚筋にあたる人など10人余りが暖簾わけをして独立し場内に店を持った。それによって自分の店でいい魚がどうしても手に入らない時などはお互いが融通しあうなどの相互扶助関係を築いてきた。

強い結びつきを持つグループもある。「浦安系」と呼ばれる店は、800の仲卸の約一割を占めている。彼らの先祖は、東京都と千葉県の境にある浦安一带の古い漁村で魚や貝類を獲ってきたが、海の汚染と埋立地計画によって1960年代に漁業権を失う代わりに政府から莫大な補償金を手にした。それを元手に築地の仲卸免許を手に入れたのだ。新天地築地で生きていくにあたり、同郷の絆とアイデンティティは一層強く彼らを結び付けている。

また市場には独自の時間や習慣があるため、最近まで結婚は市場の関係者同士で行われる場合が多かった。大抵の店は2、3代続いているため、ほぼすべての仲卸が少なくとも複数の店となんらかの親戚筋にあたるという強調関係にある場合が極めて高いのだ。

人類学者のテオドル・ベスター氏は、14年間にわたる築地市場でのフィールドワークを、「家族経営企業を支える社会的な絆について」、「血縁関係や友情、政治的利点、個人的義務などのネットワークがそのようにして商業流通システムの力になっているのか」というテーマで行った。巨大なマネーを動かす市場の隠れた原理を人間の関係性から解き明かした結果、そこで彼が発見したのは、欧米では見られなくなった、「家族企業のダイナミズム」だったのだ。



市場入り口の落し物掲示板の説明をするベーター氏
ハモやタコと並んで現金も表示されている
「アメリカで現金が落し物になることはない！」

800の店がそれぞれ複雑なネットワークで結びつき、まるでひとつの家族のように機能していることが見えるのだ。

⁸ ハーバード大学教授。著書に『築地』、木楽舎 2007年。

VI. 心のよりどころ

1. 市場の守護神と町の神

魚市場の精神的なよりどころが守護神である水神だ。「すいじんさま」と呼ばれ親しまれている。築地市場の敷地内、北の一角に神田明神境内の水神社本殿の遥拝所があり、今でも仕事帰りに社に手を合わせていく仲卸人の姿を見かける。

水神社の歴史は古く、1590（天正18年）徳川家康の江戸入府とともに移住してきた日本橋魚市場の開祖・森孫右衛門ら摂津国の佃村・大和田村の漁師たちが、大漁・海上安全と子孫繁栄を祈願して「弥都波能売命」を祀った「大市場交易神」がその始まりといわれている。明治34年には神田神社の境内に水神社本殿が建立され、日本橋魚市場が築地に移転すると遥拝所が建立された。

毎年2月、旧暦の新年には市場関係者が集まり、盛大に「水神祭」が執り行われる。神前に活魚や活海老をお供えして一年の繁栄を願い、仲間や家族の安寧を願うのだ。

6月には、築地の町の祭り「つきじ獅子祭り」が行われる。今の築地という町名は七丁目まであるが、五丁目二番地一号が「築地市場」の所在地で、ここを除いた地域が波除神社の神域とされている。

3年に1度の本祭りでは、波除神社から神社神輿の渡御とお歯黒獅子、天井大獅子、雌雄の大獅子神輿があらわれ、宮出しのあとまず始めに築地市場へ入っていく。市場では盛装したスタッフが総出で出迎え、水神社前で祭事を行い、神輿は市場内を巡行する。古くから築地の土地を守ってきた神様が、魚市場が「すいじんさま」を祀ってきた慣わしを受け容れてくれているのだろう。

波除神社の境内の片隅には、市場の仲卸が作った、あんこう塚、活魚塚などが並んでいる。文字通り活魚を扱う仲卸人にとっては、活きた魚を絞める日々である。八百万の神の恵みを頂かなければ人間は生きてゆけない事に感謝して作られた。あんこう塚も同様で、市場の仲卸人たちによって毎年魚霊祭が執り行われている。

2. 團十郎と魚河岸

「日に千両 鼻の上下 臍の下」

江戸の町の景気のいい場所を詠んだ古川柳である。

鼻の上下は歌舞伎芝居の鑑賞と日本橋魚河岸、そして臍の下とは遊里、吉原を指す。これが江戸の三大消費経済の中心で、一日にそれぞれ千両、あわせて三千両が動くほどの賑いを見せていたというのだ。当時は日本橋に劇場街があり魚河岸と近かったため、粋でいなせなことが大好きな魚河岸の旦那衆は揃って歌舞伎観劇にも行っていたのだ。

中でも彼らの心を捉えた演目は、1725年（享保10年）に初演された「助六」。主人公の助六が、任侠に身をやつし、大切な刀を奪い返すために恋仲となった吉原の遊女・揚巻に助けられ、大立ち回りを繰り返すという物語。胆の据わった色男の助六は大人気で、歴代團十郎の十八番になった。

7代目團十郎が助六を演じた際には、魚河岸からおびたらしい量の金品が贈られと『戯場年表』に記されている。

新場（魚問屋）、魚河岸、蔵前、よし原、深川等より積物（贈答品）、幕、幟。又見物（観劇）入用も夥敷きことという。小田原町（魚河岸の別称）より連中として、團十郎河東へ

幕二張、此連中惣祝儀其他雑費金二百十両という。新肴場より、團十郎、幸四郎へ幕二張、此連中惣入用百二十七両という。蔵前連より、團十郎、幸四郎、半四郎へ幕三張幟三本

魚河岸と團十郎の関係は、築地市場になってからも続いている。昔から團十郎が助六を上演する際に身に付ける紫の鉢巻と下駄は、魚河岸から贈られる、という習慣があった。今の12代目市川團十郎も助六の公演の前には必ず市場を訪れ水神社に挨拶をしてから、舞台上で身に付ける鉢巻と下駄の目録をもらう。

團十郎が市場を訪れた際には、通路のあちこちから「いよっ、成田屋！」と花道を歩くときさながらの掛け声がタイミングよくかかっていた。築地市場は今も江戸根生（生まれも育ちも江戸）の文化が脈々と生きていることを感じる場所である。

VII. 平成の魚河岸

1. 潮待茶屋

築地市場には、今も江戸の名残をとどめる場所や習慣が数多く残っている。

その一つが「潮待茶屋」である。茶屋と言っても艶っぽい場所でも、喫茶店でもない。築地市場の茶屋は、卸売店が入っている巨大な建物から垂直に延びているプラットホームのような施設で、買出し人たちが買い上げた荷物を配達地域別に仕分けし、トラック便で配達してくれる場内専用の宅配サービス所だ。

日本橋に魚河岸があった頃、江戸の町には堀川が縦横に流れ、流通に海運は不可欠だった。当時の魚河岸は海に近かったため潮の干満の差が大きく、潮が満ちなければ荷を舟に積むことができない。そこで、潮が満ちてくるのを待つ間、仲間と茶を飲み情報交換をしていたという。もう一つ、空荷で日本橋川を遡上すると喫水線が下がり、満潮時には舟の頭を橋にぶつけてしまうため、潮が引くまで一服していた、という説もある。

いずれにしろ、潮時を待つというところから茶屋が生まれ、今も「潮待茶屋」という風流な名前が場内に残っているのだ。

2. 符丁

仲卸店で使われる「符丁」^{ふちよう}も、魚河岸に遡る習慣である。

耳をすますと、客が買った魚の値段を店の奥にある帳場に伝える際に不思議な言葉が飛び交っているのが聞こえてくる。

「オニカサゴが0.7、クチキュー」

「鯛が1.8、ベントー」

「石鯛、ベンクチ、いやベンカーだよ！」

それぞれ、オニカサゴの重さが0.7キロで、クチキューがキロ当たりの値段。同様に鯛の重さ1.8キロでベントーが値段を意味する店の隠語である。

市場の値段は客により若干の違いがあって当然、だから値段は符丁で通すというのが市場の伝統だ。店によってそれぞれ異なった符丁があり、その内容がわかっている常連客用に別の符丁を用意しているところもある。

以下は1から9までの数字を別の言葉に置き換えている一例である。

「イ・ロ・キ・ニ・カ・エ・ト・ク・リ」
 「シ・ラ・ハ・マ・ノ・ア・サ・ギ・リ」（白浜の朝霧）
 「ア・キ・ナ・イ・ノ・ヨ・ロ・コ・ビ」（商いの喜び）
 「ハ・ヤ・オ・キ・ハ・サ・カ・エ・ル」（早起きは栄える）
 「カ・ケ・ウ・リ・ハ・イ・タ・サ・ズ」（掛売りはいたさず）

文字を単純に組み合わせるだけでなく、例えば「ロ」は口に見えるのでクチ、と言ったり、「イ」は人偏に見えるので、ベンとしたり、一筋縄ではいかない。
 ある仲卸はいう。

「符丁があるから分刻みでどんどん魚が出ていっても、帳場さんと我々の息があう。市場にとっては大事な言葉です。」

市場の独特の活気や江戸情緒はこんな彼らが発する言葉やリズムからも生まれていた。

VIII. 市場という器

1. 世界最高水準の近代建築

築地市場は豊洲への移転を控え揺れ動いているが、かつて日本橋から現在の築地に移転する際も同様であった。ここでは器としての市場にスポットを当ててみる。

江戸時代に誕生した日本橋魚河岸は、都市の人口増にともない取扱量や業者の数が増え、さらに衛生面の問題などもあったことから、明治25年に初めて政府から移転命令が下された。しかし、江戸以来300年の歴史を背負う日本橋魚河岸を移転させるのは容易なことではなく、具体的な計画も立たないまま時は過ぎ、その間に魚河岸内部では非移転派と移転派の対立が激しくなっていた。

結局、大正12年の関東大震災によって魚河岸が全焼してしまったことをきっかけに、日本橋からの移転はいやおうなく進んでいった。

完成して間もない築地市場をとらえた写真集⁹には竣工当初の機能美にあふれた市場の様子が記録されている。建設資料¹⁰には「東洋は基より。全世界に覇を争ふ態の、豪壮雄大な勇姿を現し帝都並に近県の食料品取引上に、一大転機を興えんとしている」と、新市場建設の自信と意気込みが垣間見える。

旧海軍大学跡地に総面積5万8千坪、総工費1500万円をかけて作られた当時最大の鉄骨コンクリートの建物。さらに大量の物資を輸送できるように、船だけでなく、列車の引込み線が場内に2キロ以上設置された。建物の形が扇型をしているのは鉄道による大量陸送を見込むと長いプラットホームが必要となる。直線ではそれだけの延長がとれなかったため、カーブで補うという発想だったのだ。10両編成の貨車が、水産部だけで一日に10回以上到着する計算がなされ、

⁹ 『東京市中央卸賣市場 築地本地・建築圖集』、東京市役所、昭和9年。

¹⁰ 『東京市立 中央卸賣市場建設資料―鉄骨構造篇―』、中央卸賣市場建設資料編纂會刊行、昭和7年。

築地市場全体で一日に1300トンの物資の取り扱いをみこんだ設計がなされている。

取材当時、築地市場の管理をする開設者の口から出た言葉が印象的だった。「この市場の残念ながら、80年前に世界最高水準のものを作ってしまったことなんですね。」

近代建築の粋を極めて作られた巨大な鉄骨建築は、何の不便もなく時代のニーズを満たしてきたため、途中で見直しを図る必要もなかったのだ。その先進性が、今となっては取り返しのつかない老朽化などの問題点を浮き彫りにしてしまったのだ。彼の言葉からは現状を憂える一方で、市場を作った先人への誇りも感じられた。

2. 江戸とヨーロッパの結合

市場には人や物が動きやすい機能性を追求した結果、美意識を兼ね備えた空間が広がっている。建物の中を歩いていると、意外なほどモダンなデザインと出会うことがあるのだ。例えば、仲卸店が立ち並ぶ扇形の建物の一番外側の上階には、会議室や郵便局、卸売業社の事務所が並んでいるのだが、そこは長い廊下がゆるやかなカーブを描いて続き、白い梁と柱がポイントとなり昭和初期のモダンな風情を残している。

また仲卸店のエリアの通路には、小さな石をきれいに並べた石畳が敷かれている。ピンコロ石と呼ばれる、古くからヨーロッパなどで歩道や車道の舗装材として用いられてきたもので、すべりにくいいため水を多く使う魚市場にはもってこいである。

建築史家の藤森照信氏と市場の中を歩いた際、日本橋魚河岸に始まる築地市場を建築の視点から捉えた以下のような話をうかがった。

「器（建物）自体は日本の伝統とか魚とは関係が無く、むしろヨーロッパの産業革命を支えた駅とか工場の造り方とそのシステムと同じである。大量のものをどう運び、どうさばくか。これは工場の論理から出来上がった鉄骨建築だ。」

産業革命以降、大きな工場を建造する必要性が増し、木造ではなく鉄骨によって柱のない大きな空間を作る技術が生まれた。その工場の技術が市場の技術に応用され、その典型的な当時の形が築地市場に残っているというのだ。

ヨーロッパの広場と同じ石畳の上を、生マグロを積んだ荷車が引かれていく風景。築地市場は江戸の香りと、近代技術が合体した不思議な空間である。



IX. 驚きの職人技

1. マグロの解体

築地市場には、魚に関する職人がたくさんいる。その内のいくつかを紹介したいと思う。

海の黒ダイヤと呼ばれるクロマグロ解体作業は、大胆かつ繊細な技の結集であり、いつもこの道具を使い分けて行われる。鮮やかな手さばきの一部始終を、江戸時代創業のマグロ仲卸店「大善」で見せてもらった。



仲卸「大善」の解体風景
左は卸包丁で身を切り取るころ

早朝のセリで仕入れてきた150キロの生マグロ。まず、エラ、カマ（頭）、背びれ、腹びれなどをノコギリで切り落とし胴体だけにする。次に「背割り包丁」を使い、切れ目を入れていく。海の中を時速160キロ以上の高速で泳ぐマグロの身は鎧のような硬い皮に覆われているため、かなり力のいる作業だ。

表面の皮が切れると長さ8尺、2.4メートルの「卸包丁」で、先ほど入れた背と腹の間の切れ目に入れる。この時は2人がかりで刃を引き、1メートルを越える身を脊髄を中心に4つ割りに切り取っていく。この時大切なのは、包丁を持つ2人の息があうことと、刃のしなりを利用して骨ぎりぎりに刃を滑らせること。

切り取った身に付いている筋や残った骨を取り除いたあとは「半丁包丁」でブロックに切り分ける。この包丁の刃はマグロの断面に密着させることができるよう片刃である。また刃を往復するとマグロの切断面が傷み、光沢が消えてしまうために、手前に一気に引き切らなければならない。職人の手にかかったマグロは、輝くような赤い身を見せてくれる。

魚を最上の状態で客に出すために、道具の手入れも大切だ。客足が途絶えるとその日使った包丁の手入れをおよそ1時間かけて行う。その数およそ10本。刃を傷付けないように、藁を編んだ手作りの磨き棒で包丁についたマグロの脂を落とし、研ぎ、磨く。新品の半丁包丁の刃の幅は7センチあるが、使い込まれて5年後には3センチになる。

2. 手が物語る人生

築地ではその人の手を見れば、何を扱い、どれくらいのキャリアがあるがわかるという。

天麩羅ネタを扱う仲卸「山五」で働く岡野泰司さんは穴子の担当。30年間以上、毎日千匹以上の穴子を絞めてきた。その手には「締めダコ」がある。使う道具は刃渡り15センチほどの柄のない包丁。築地の職人たちの多くは自分で研ぎながら形を作り、手に馴染んだ道具を使う。岡野さんは箱の中の穴子の喉元に次々と包丁をあてていくが、ぬるぬる動き回る穴子が相手な

ので、どうしても人差し指の根元に力が入ってしまう。この部分に厚いタコがある人は大抵、活きた穴子を扱っている人である。

海老の専門仲卸を営む平井啓之さんはこの道一筋45年。一日に一万本を越える海老を扱ってきたため、ひとたび海老を手につけば、瞬時に大きさ、重さや状態を見分けることができるという。海老の識別は機械ではできない仕事なのだ。

（平井）「生き物だから、色も見なけりゃなんない、鮮度も見なけりゃなんない、色で識別もしなきゃなんない、指で触って柔らかさ固さも見なきゃなんない、脱皮してるかしてないか。まず形。形をお客さんの注文のサイズに合わせて。みんな形が違うんだ。脱皮しながら大きくなっていくんですよ。プロのお客さんは大きさに使い分けてるんです。焼き物にしたり刺し身にしたり。握って、首と尻尾が出るくらいの大きさは天ぷらですね。」



そう語る平井さんの手は、爪が丸まりボロボロになって変形している。甲殻類である海老は、尾の先の尖った部分で貝の蝶番を突つき蓋をあけて身を食べる。その尾の針の先には毒があるため、水の中で海老を触っていると爪の間に入って何度も傷を負ったという。平井さんが先輩から教わった治療法は焼いた縫い針で毒を取り、酢を入れたぬるま湯の中に手を浸けて腫れを取るというもの。

この他にも、ナイフがまるで手の一部のように動く貝剥きの女性。彼女は一日に千個以上のハマグリを鮮やかな手さばきでむいていく。その他にも包丁と針金一本で活け締めをする仲卸など、無数の技が市場にはあり、そのそれぞれの手が築地での人生を物語っている。

X. 築地の音

巨大な市場の中にいると五感を刺激される。蘇やかな色の渦、懐しいにおい、そして様々な音。符丁を伝える仲卸の声、石畳の上をガタゴト走る荷車、水をはねる魚、そしてセリの声。

そんな築地の音に魅せられた、高名な音楽家がいた。20世紀の巨匠、世界的なチェロ奏者ムスティスラフ・ロストロポーヴィチ（1927－2007）だ。1958年の来日以来、毎年のように築地市場を訪れ、その度にオーケストラのメンバーに、「築地は日本の心の故郷」だ、築地を見ないと日本を分かった事にならない、と連れて行ったという。毎回時間をかけて、熱心に耳を傾け

ていたのがセリの声。「これが日本のオペラだ、これが日本の心の声なんだ。みんな聴くがいい。」と、指差しながら語っていたという。

ロストロポーヴィッチの人生は波乱に満ちている。ソビエト時代、反体制作家ソルジェニーツィンを擁護したことによって、演奏活動を停止され亡命。ソ連市民権も剥奪された。西側諸国で暮らし、89年にベルリンの壁が崩壊した際には、現場に駆けつけ壁の前でチェロを独奏した姿は、世界に鮮烈な印象を与えた。

彼のチェロからは、革命、弾圧、戦争の痛み、悲しみ、苦しみを直に味わってきたからこそ奏でられる、深い音色が溢れる。生涯をかけて求め続けたのは自分の感情を自由に表現する、という人間としての根源的な欲求だった。ロストロポーヴィチが築地を愛したのは、市場で耳にする様々な音や声、人間模様の中に、彼が求めている旋律を感じたからなのかもしれない。

XI. 今の築地市場

築地市場の歴史は繰り返し、明治の時代と同じように再び移転問題によって、市場の中は反対と賛成派に別れ、解決のつかない話し合いが続いている。一方で、新市場へ向けてのプランは着々と進んでいる。もはや感傷的なノルタルジーだけでは生きていけないことを一番良く知っているのは築地の人たちである。

2011年現在、ここに記した記録のある部分はすでに過去の築地‘らしさ’の証言になっているかもしれない。実際、著者が取材していた半年間の間でさえ閉店したり代がかかった店が何件もあった。しかし、カメラを通して見えてきたのは21世紀のこの時代に、東京の真ん中で、時代の潮流をものともしない、驚くほどエネルギーに満ちた人間模様、したたかさと懐の深さをあわせ持つ、築地市場の底力だった。

「ことば・文字・女の解放」論壇をめぐる

About Mini Symposium “Words, Letters, Women’s Liberation”

湯山トミ子*
Tomiko Yuyama

Abstract

Our joint research project at Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University, titled “Invention of Identities and Development of Pluralism: From the Perspectives of Asia/China”, hosted a symposium “Words, Letters, Women’s Liberation” at Ochanomizu University on December 12, 2010.

The idea of the symposium had been proposed to the Gender History Association of Japan to be one of its Free Panel Discussion programs at the Association’s Seventh Annual Conference, and was accepted and carried out to become the third conference for the project.

The aim of the panel was to discuss the aspects of gender in language and identity which was not treated at the first symposium of the project, titled “Search to Pluralistic World: Language and Identity in Age of Empire” held on November 13, 2010. This paper reports on the discussion at the symposium, the organizer’s assessments, and the topics to be studied further in the future.

I. はじめに

2010年12月12日 お茶の水女子大学において、成蹊大学アジア太平洋研究センター共同研究プロジェクト「アイデンティティの創生と多元的世界の構築——アジア・中国の磁場から」（以下アイデンティティプロジェクト）により、ミニシンポジウム「ことば・文字・女の解放」（Words, Letters, Women’s Liberation）が行われた。この論壇は、プロジェクト第3回研究会として企画され、ジェンダー史学会第7回大会自由論壇の公募に応募、採択され、開催の運びとなった。内容的には、2010年11月13日に開催されたアイデンティティプロジェクト第1回シンポジウム『多元的世界への問い——帝国の時代の言語とアイデンティティ』（於成蹊大学）で取り上げなかったジェンダーの視点による「言語とアイデンティティ」の課題について論議することを目的に行われたものである。本稿は、当該論壇の主題「ことば・文字・女の解放」の解題、当日の論議、ならびに本特集に改めて寄せられた報告者の論考を踏まえて、主催者の立場から、論壇開催の意図と今後の考察課題について報告する¹。

* 成蹊大学法学部教授、Professor, Faculty of Law, Seikei University
E-mail: yuyama@law.seikei.ac.jp

¹ シンポジウムの開催資料、記録の概要は、湯山（2011）、136-142頁に収録。

II. 論壇企画意図と構成

本論壇は、第一部に中国固有の女性文字「女書」研究で知られる遠藤織枝元文教大学文学部教授、第二部に社会言語学の視点から言語と女性を読み解く田中克彦一橋大学名誉教授を迎え、プロジェクト代表者湯山がコーディネイター役兼座長を務めた。参加者30名ほどの小規模討論会ながら、報告と質疑併せて2時間余り、規定時間を越えて密度の濃い意見交換が展開された。2つの報告は、第一部「文字と女性——アイデンティティ世界の創生」、第二部「漢字と女——組み込まれた女性表象」により構成され、それぞれ異なる視点、対象から「ことば・文字・女の解放」の主題を照射し、考察した。本稿では、まず本論壇成立の背景、要因を述べ、2つの報告が拓いた論点との関わり、意図を明確にする所存である。論旨の展開上、シンポジウム当日の講演順序とは逆に、第二部「漢字と女——組み込まれた女性表象」から取り上げることにする。

III. 論壇の起点——“女”偏をもつ漢字改訂の提起

本論壇の企画成立の背景には、2010年1月中国のインターネット上で提起された、“女”偏をもつ漢字16文字に対する異議申し立てとその修正案の提起、ならびに3月東京の浅草で開催された「女書」と現代芸術を連係したユニークかつ貴重な展覧会「女書：アート×学術の連歌²」が挙げられる。“女”偏をもつ漢字に対する異議申し立ては、日本では、一過性のニュースとして取り扱われ、一時インターネット上に批判的意見が多少見られたにすぎず、その後、特に、大きな話題となることはなかった。「女書」については、専門家である遠藤教授の論文が本特集に収められているので、ここでは当該論壇開催の起点となった“女”偏をもつ漢字に対する異議申し立てと改訂案にもられた主張、内容を紹介し、それを基盤に当該論壇を構成する基本点を明確にしていきたい。

2010年1月21日、中国上海在住の弁護士葉満天氏が自身のブログで、中国国务院国家語言文字工作委员会宛てに、“女”編の漢字16文字に関する異議申し立てとその改訂要請を行ったところ、たちまちインターネット上に賛否両論——葉氏曰く賛成3分の1、反対3分の2の論議が湧き起こった³。葉氏が提起した16文字とは、“娛”、“要”、“婪”、“嫉”、“妒”、“嫌”、“佞”、“妄”、“妖”、“奴”、“妓”、“娼”、“奸”、“姘”、“姘”、“嫖”で、葉氏は、これらの漢字が「等しく貶義をもち、児童の学習過程、一般人が文字を書いたり、読んだりする過程で、視覚的に16文字と女性の性別を基本的に連係し、女性に対する評価を知らず知らずのうちにおとしめている」と述べ、“娛”、“嫉”、“嫖”、及び“奸”を取り上げて、その字義を中国でもっとも規範的な中型中辞典『現代漢語辞典』（人民文学出版社）の解釈に照らして分析し、貶義が生じる理由を明示した上で、それらの文字の“女”偏を、行人偏に改めることを提案した。葉氏の分析の基本内容は以下の通りである。

² 2010年3月26日～5月9日、東京・浅草Gallery efで、遠藤織枝教授所蔵の「女書」と現代アート石塚ユカ氏の連係に拠る「女書：アート×学術の連歌」が開催された。

³ 本論では、繁雑さを避けるため、すべて日本漢字で表示した。ブログは、葉満天氏の氏名の簡体字表記“叶满天”で記されている。葉（2010a）。なお丹藤（2010）では、葉氏のブログでの提起は、2010年1月10日とされている。本稿は葉満天氏のブログ記載の期日に基づき1月21日付として記載している。同ブログでの閲覧は、2010年1月20日以降のものに限られているため、1月10日のブログは、インターネット上では確認できない。賛否両論の状況については、4月1日のブログ、葉（2010c）による。提起に対する賛否の論議は一部がブログ上に記録され閲覧できる。

葉氏により取り上げられた“娛”、“嫉”、“嫖”、及び“奸”は、いずれも形声文字である。“女”編に音声“呉”(wu)をもつ“娛”は、一見中性語に見えるが、『現代漢語辞典』では、「快樂、及び人に快樂と気晴らしをさせる」意味をもつ点から、「女性を男性の気晴らし、もてあそびの対象として、快樂を得る」という直感的イメージ、意味を含み、女性の心態、思惟を尊重せず、明らかに軽んじる見方が示されている」として、行人偏に、“呉”(wu)の旁に改めることが提案された。次に、“女”偏に、“疾”の旁をもつ“嫉”は、『現代漢語辞典』によれば、「他人が自己に比べて良いことを恨む」と解釈されている。しかし、葉氏は、中国の歴史上でもっとも有名な嫉妬といえば、男性の英雄である三国志の諸葛亮と周瑜である。にもかかわらず嫉妬に“女”偏が使われているのは、「この文字の生まれた時代の女性に対するきわめて強い偏見を示すものと言える」、これも行人偏にすべきである。それにより、人には、他人が自分より優れているとは思いたくない病——嫉妬があることが示される。第三番目に挙げられた“嫖”は、『現代漢語辞典』では、「娼妓を弄ぶ墮落した行為」であり、人がしてはならない「食べる・飲む・買う・打つ」(“吃喝嫖賭”)という日常よく見かけることばに含まれている。それは、生業につかずぶらぶらして働かない無頼の徒の下劣な行為を示すものであり、その行為者とはほかならぬ男性である。旁の“票”は、現在多くの人が“鈔票”(紙幣)と理解するから、“女”と“票”が共にあれば意味するものは明らかである。人間として行ふべきでない行為として、行人偏に“不”の文字を置けば、文字により、行ってはいけなことがわかり、見る人は知らず知らずに薰陶を受けて、将来的にこのような行為を減ずることになる。また、“奸”の字は、獸偏にすれば、獸行という人間に劣る行為を示すことになるから、強姦罪を20%減らすことができる、と確信している。

葉氏は、以上のような字義解釈と文字改造案を提示した上で、“女”偏の文字の由来について、次のように言及している、本来、古代においては体力が重要であったがゆえに、男性が優位となり、体力の弱い女性がしだいに排斥され、教育を受ける権利がなくなり、男性間の交流が社会の中心になった。そのため、文字が男性に独占されるようになり、文字を創造する過程で、女編をもつ貶義の文字が現れることになった、当時の文字の創造者に悪意があったわけではなく、その後の展開は彼らには想像しえなかったであろう。

葉氏が“女”偏の漢字を憂い、その悪影響を危惧する理由は、ただ現前の女性差別を対象にしているからではない。“女”偏をもつ貶義の文字が「女性を尊重しないばかりでなく、中国の将来の主人公たち——児童の健全な成長にもたらすきわめて大きなマイナスの影響をもつこと」、次世代への影響を強く危惧しているためである。具体的に、男児がこれらの漢字の意味を知り、はばかりところのない子どもの発言で女兒をからかったり、女兒に障害ぬぐえない暗い影を与えたり、将来の男尊女卑の重要な要因を作り出しはしないか、我々は、彼らにどのような価値観と人生観を与えるのか？ 子どもたちに対して、“婪”、“妒”、“佞”、“妖”、“嫖”が形声文字であり、いずれもが女性と関係すると告げねばならないのであろうか？ 子どもたちは、我々の文化が深くて広いと誇りに思えるだろうか？ と問いかけ、その上で「男女平等を世の中の価値観としたいのであれば、ごく些細なことから始めるべきである。となれば、まず児童から健全で平等な教育をしなければならぬ」と訴えている。

その上で、葉氏は、さらに自らが想定する幾つかの意見を先取りして述べている。

- (1) 女性自身がなにも言っていないのに、男性の葉氏がこの問題を取り上げるのは余計なことだ。中国の女性は善良で、智慧が有り、とうにこの問題に気づいていながら、16の文字が低俗であるから、高潔な品性としては関りたくないということなのだ。

- (2) 16の文字は、大きな辞書の中でわずか10数個であり、“滄海の一粟”にすぎず、とるにたりない。しかし、資質が劣っていて、人を罵りがちな人が、しょっちゅう口にすれば、青少年、児童に対して与える影響はきわめて大きい。
- (3) これら16の文字は、すでに数千年にわたり使用されてきたものだから、変えるのは大変面倒で、人力、物力ともに消耗する。しかし、もちろん可能なら女性を尊重する視点から変えるに値するものである。しかしまた、間違いは男性が創ったものであり、女性は男性が自ら是正することを望んでいる。彼女たちの信頼と寛容さに感謝し、その期待に背くことはできない。ことは早くなされるべきで、遅れをとってはならず、時間が経てば経つほど男性の同胞たちは気まずい境地になろう。

しかし、ジェンダーの視点に立ち、数千年来の文字の変更を求める葉氏の提案に対する賛同者は、上述のように3分の1と少なく⁴、漢字文化の継承性に対する信奉がきわめて強いことがわかる。そうした状況がある程度配慮し、漢字反対論者の反感を和らげるためか、葉氏は、この提案の冒頭で、ひとくた中国語文化の精髓としての漢字の素晴らしさを提示し、さらに、末尾に、次のような一段を記している。

感謝を知り、相互に尊重しあえる社会を作るためには母親に孝行しなければならない。彼女たちが我々を育ててくれたのであり、我々は妻子を尊重しなければならない。彼女たちは夫と家を支え、風雨をともにしてきたのである。我々は女兒を愛さねばならない。なぜなら彼女たちは我々の国家と民族の未来であるのだから。

母、妻、娘への敬意を示す葉氏の記述に儒教的、伝統的道德観を見出すことはさして困難ではない。1980年生まれの30歳、改革開放以後の新世代で、フェミニスト弁護士として知られる葉氏ならではの発言であるが、裏を返せば、それは現在の中国社会における男尊女卑、女性差別の根強さをうかがわせるものと言える。

IV. “女”偏をもつ漢字改訂案への反論

葉氏の提案に対する反論は、単純な感情的反発、必ずしも論拠が明確でない主張が少なくない。葉氏のブログに寄せられ提示されている反論には、

- (1) 16文字には、確かにマイナスの意味が含まれているが、マイナスの意味をもつ漢字ばかりでなく、“好”、“妙”、“嬌”なども見られ、それなりにバランスがとれている。
- (2) 男尊女卑の長い歴史があるから、確かに女性を蔑視する意味が含まれているが、“田”

⁴ 葉(2010c)による。賛成論には、①文字が潜在意識に与える影響への認識、②海外の先進的なジェンダー視点による言語改革に学ぶ必要性、繁体字から簡体字への移行に比べれば、10数個の文字の改革は些細なものであり、女性に対する尊重の重要性が大きい、④貶義の文字を男児、女兒に教えることによる具体的な問題点などが挙げられている。本ブログ記載文は、内容的に最初の提起文と重複するところもあるが、①改定文字を教育領域から逐次使用することにより社会的負担を増さずにスムーズな移行が可能となること、②文字を変えることで男女平等が実現されるとは考えていないこと、③ドイツ語、英語など欧米語において単語の変更事例が実現されていることなど、改定提起文より、より具体的な論点が記述されている。

に力を示す“男”という字は、男性だけが田で力仕事をしなければならないという意味を示しておらず、男性蔑視とは言えない。漢字が男性優位とは言えない。

- (3) 問題はあるが、文字を改造すれば、それで解決するというものではない。カギは思想や文化、教育にある。

といったものが見られる。

こうした意見は、反論としてまとめられるものの、一步踏み込んで読みとけば、葉氏の提起する論点について、単に相反する事例を挙げているにすぎず、提起された問題、課題に対して、具体的に論議しうる内容を提示しているわけではない。たとえば、(1) に挙げられた“好”の字義について、葉氏は、“女”偏に、古代において男子を示す“子”を置く会意文字で、「愛しあう男女は最後には結ばれる」ことを示す優れた作字であり、真髓に迫り、男女が平等である、と述べている(葉 2010b)。しかし、プラスの意味をもつ漢字の存在により、マイナスの意味をもつ漢字の意味や弊害が除去されるわけではない。葉氏が提起した“女”偏をもつ16の漢字の貶義——マイナスの人間性、女性イメージのマイナス性は、プラスイメージをもつ“女”偏の文字の存在によって左右されるものではなく、それらによって論議の深化、発展は得られない。結局、肝心の論点がかみあわぬまま、取り残されているにすぎないのである。(2) は、女性蔑視の意義があることを認めるものの、“男”の文字が男性だけが力仕事をしなければならないという意味を示してはいないから、男性蔑視でもなく、漢字が男性優位であるとも言えないとする。(2) も(1) の“好”と同様、マイナスの人間性と女性形象が共起されることにより生じる問題に答える論議を提示していない。

中村桃子(1995: 117-151)は、「言語改革運動に対する批判とフェミニズムからの再反論」と題して、言語問題とジェンダーを論ずる際に見られる定番的な反論について、4つの特徴から以下のような分類枠を記している。

- (1) ことばが変わることに対する恐れ——反言語変化
- (2) ことばなど大した問題ではない——言葉抹消論
- (3) 差別ではない——性差別否定
- (4) ことばを変えても社会は変わらない——言語兆候論

4つの枠組みは、相互にからみあい、言語改革の課題と問題を考える上で、きわめて示唆ぶかい。葉氏に対する反論も多くがこの4つの批判に類している。特に、葉氏に対する批判の(3)の「文字を改造しても問題は解決しない」、社会はそれでは変わらない、より大事なことはことばを使う我々の意識、思想こそが問題であると、いった主張は、中村桃子による4つの枠組みの(2)に挙げられた「ことばなど大した問題ではない」、本質的、大切なことはほかにあるといった論議と相互に補完しあい、現在を生きる人々の意識、思想に対して与える問題性を曖昧なものにしている。葉氏の提案は、現在の女性差別に対して問題提起しているのみならず、“女”偏の中で貶義をもつ漢字により、未来世代となる児童に対して、女性蔑視、差別意識が形成され、伝承されているという点、負の意識形成の継承性に注意を喚起している点に重点がある。反論の多くは、現時点で生み出される漢字のもつ差別性に対して、「そうとは言い切れない」とする現象論により、論議を拡散させているにすぎない。

V. 「漢字と女——組み込まれた女性表象」考察の背景

文字を変えても、社会の意識は変わらない、ことばを変えても差別は解消しないという名のもとに、言語差別が再生され、強化されていく現象は、専門家である言語学者による解説、論駁など、社会的な権威をもつ発言により、しばしば正当化され、問題の所在を消失、霧散させる結果を生じやすい。葉氏の「女」偏の漢字⁵に関する提言も中国語言学会副会長であり、文字学の専門家（訓詁学）である北京師範大学教授王寧氏の発言により、勢いをそがれた感がある。特に、問題提起者の葉氏が男性であり、反論者の王寧氏が女性であったことは、女性の側からの反論という政治色を多少とも付加したものであると思われる。王寧氏は、『法制晩報』の取材に対して、漢字は伝統文化の積み重ねの中で形成されたものであり、「漢字それ自身に差別の意味はなく符号にすぎない」、「もともと漢字は現代社会とは異なる古代の人々の意識や社会制度を反映するものであるから、言葉狩りをすればそのすべてを変えねばならなくなる」と語った、という⁵。

本特集に収められた田中論文（2011）は、論壇の開催趣旨に提示された王寧教授の言を引き、「漢字それ自身に差別の意味はなく符号にすぎない」として、現状をそのまま受け入れてしまう立場の問題性を指摘している。田中論文は、王教授のいう「符号」を「習慣」に置き換え、さらに、そのような習慣がデュルケムやソシュールにより認知された「社会的事実」にほかならず、それが「個人の外にあって個人を超え、そうして個人に対して絶対的支配力を及ぼす「力」を表わし、「個人の精神も支配下」に置くものであるがゆえに、「すぎないと」言えるほど軽いものではない、と指摘している。

使用する人間の意識を形成しつつ、ともすれば無意識に内在化されがちなことば、文字について、私たちはもっと自覚的に対象化する必要がある。葉氏の論議は、結局、王教授の発言の後、特に大きな展開を見せぬままに終息したようである。しかし、男性を形成の主体者として生み出され用いられてきた漢字が、意味を伝える道具として機能し、排他性をもつ性文化を形成するものである点に注意を促した意義は、十分認められるべきものであると考える。それは、中国の問題であるばかりでなく、漢字を自らの言語表現に組み込み、多くの人々が漢字に慣れ親しんできた日本人、日本語人である我々にも変わらぬ問題を投げかけている。しかも、日本語が使用する文字は、漢字のみではない。日本語では、漢字のほかに、カタカナ、ひらがなが用いられ、女性を示すことばは、「オンナ・おんな・女」と、複数の表記をもち、使い分けられている。それゆえ、本論壇の広報用チラシ（写真1）で、論壇の主題「ことば・文字・女の解放」について、「どうして「女性」でなくて「女」？ 語ろう「女性」、「女」、「文字」、そして明日の私達を！」と「女性」でなく、あえて「女」の解放を語る問いかけを発したのである。漢字と二種類の仮名文字を用いる日本語は、「オンナ・おんな・女」という同一の名称により、語音を共有しつつ、表記する文字によって伝えられる女性形象の異相を、見事に、明瞭に映し出し

⁵ 矢板（2010）に基づく多数のインターネット記事が見られるが、日本では、否定論が多く見られる。注4の葉天満氏ブログ掲載記事には、『青年週末』記者蔣文娟が簡体字問題をめぐって、教育部の言語文字情報管理司李寧明に電話取材をした記事が記されている。それによれば、個人的見解としながら、「文字はただ言語を記録するだけの符号にすぎない。“犹太人”の“犹”は犬を偏としているではないか、かくいえば、この民族を尊重していないことになる。漢字にはこうした例がとても多い。言語、文字は、習慣によって定まって一般化する文化なのだ」、「道具のよしあしはそれを使ってみて便利かどうかにある。みなが使って便利なら改める必要はなく、改める代価は非常に大きい」と述べている。文字のもつ機能性を重視する見解は、簡体字化など、文字改革推進の基盤となるものであるが、本文中の王寧教授と同様に、「符号」と見なすことにより、表意文字のもつイデオロギー性が削ぎ落されていく点は見落とせない。

ている。文字の書き分けにより、そこに組み込まれた女性存在、囲い込まれた女性表象の意味を掘り起こし、対象化し、その本義を見つめること、そこに言語変革へのささやかだが、確かな歩みの一歩が見出されると考える。



写真1

VI. 「文字と女性——アイデンティティ世界の創生」

日、韓、中、ベトナムを世界の他の地域と色分けした地図がある。アルファベットによる表音文字と漢字による表意文字の使用地域を示した世界地図である。東アジアの三カ国——日、韓、中の言語と文化について語るとき、漢字による文化の形成、漢字資源の存在を無視することはできない。漢字と漢字から作られた仮名文字を使い今日にいたった日本、漢字からハングル文字へと転換してきた韓国、そして漢字以外の文字言語が存在しえない中国、歴史的な文字と文化の関わりを見つめようとすれば、否応なく漢字という文字の領域、権威の聖域に足を踏み込まないわけにはいかない。多大な時間をかけて習得する漢字は、日本において、韓国において、そして中国において、長い間、男性文化の象徴であり、公的社会形成の基盤として機能してきた。近代国家形成期、及びそれ以降の現代社会にいたる歴史過程においては、日、韓、中いずれの地域においても国民教育の展開のもとで、女性もまた排除と共有の両面から漢字文化を取り込み、その文化圏に深く取り込まれていった歴史的経緯がある。

本論壇では、こうした男性主体の漢字文化の中で、排除されたがゆえに独自の文字を自ら生み出し、女性のためのコミュニケーション世界を築いた中国の女性専用文字「女書」を取り上げ

た。本特集に寄せられた遠藤論文「女性の創造力の産物：中国女文字」は、「女性差別の産物」（北京清華大学の趙麗明教授）と定義されがちな「女書」を、自らの表現手段を創成した文化形成力として高く評価し、それにより切り拓かれたコミュニケーション世界に盛り込まれた歴史的、文化的意義を丹念に読み解こうとしている。「女書」の成り立ち、特色、歴史的価値、現在の課題と意義については、この遠藤論文に詳しく記述されている。ここでは再論せず、漢字と漢字文化との関わりについてのみ取り上げることしたい。

論壇当日配布された遠藤報告の要旨には、女性がほとんど漢字を知らなかった中国解放前の湖南省の一地方、特に限られた一部（江永県と東北部の上江城鎮中心周囲の地域）にのみ、女性による文字が創成された背景、要因について、文字創造の主体である女性と自然的地理的条件に基づく環境など、併せて10項目ほどが挙げられている（遠藤 2011a: 138-139）。その内容によりつつ、さらにこれを文字造形力、人間関係・慣習、物理的環境の三項目から概括してみよう。

(1) 文字造形力：

男性の漢字文化に触れる機会が有り、かつ自らが刺繍、織物など造形的な作業による生産役割を担っていた。

(2) 人間関係・慣習：

少女期に、実の姉妹よりも強い絆となる義理の姉妹の関係（「結交姉妹」）を結ぶ風習があり、気の合った女性たちが集まって共同作業しあう「文化的」環境があった、結婚により分かれる際に、母親・姉妹・「結交姉妹」などとともに女性どうしの繋がりを歌にして、思いを伝え合う習慣（「歌堂」）があり、時空をこえて、女性間のコミュニケーションを育む要望が育まれていた、特に、一方的に親の決定に従わされる結婚が婚家の跡継ぎを生み、労働力を提供するためのもので、舅姑の虐待、夫の暴力の待つ悲惨なものが多く、結婚前からの女性どうしの繋がりが結婚後の人生を支える上でも強い絆として求められ、機能していた。

(3) 物理的環境：

女性の労働が織物、刺繍など、語らい、歌うといったコミュニケーションを育める共同作業として成立しうる生産、自然条件をもつ地域であった。

以上のような条件の根底には、遠藤論文が指摘するように、少数民族瑶族と漢族の居住空間の融和、生活交雑による歴史的、社会的な要因が大きく影響している。それぞれ単独であれば、他の地域に見られる要素が、独自の民族交流のもとで融合し、女性が自らの思いを伝える表現手段となる独自の文字文化を創り出すものとなった。しかし、200年～300年ともいわれる長い歴史軸をもって生み出され、継承されてきた女性だけの専用文字が、時の中で刻んできた貴重な生活と女性同士のコミュニケーション世界を語る文書の多くは、文革期に処分されて失われ、さらに今また女性が漢字教育、漢字文化に吸収され、包摂されることにより、自然発生的な後継者をもたない文化遺産に収斂されようとしている。かつて女性たちが、嫁ぐ娘に送り、もらった娘が辛い結婚生活の慰めとした三朝書、晩年に女性たちが記した長い自伝などは、女性たちの生活や思想、文字を生み出した地方の人と社会を語る重要な歴史記録であり、貴重な言語資源、文化資源である。それゆえに女性史はもとより、民衆生活の生きた記録としてのかけがえのない価値を有している。

しかし、それらを踏まえた上で、あらためて「女書」を見直すとき、「女性差別の産物」であり、かつ「女性の創造力の産物」である「女書」が、コミュニケーションを担う文字として、

一つの特長を有していることに気づく。それは、女性世界を取り囲む外なる世界——男性世界に向かわず、ひたすら内なる世界——女性の世界に向かうコミュニケーションツールとして生み出され、機能していたことである。外の世界へ開かれず、ひたすら内なる世界へと向かうベクトルにより構成されるコミュニケーションツールは、女性たちが自らを外なる男性社会から隔離し、創り出す言語手段であった。ことば、文字は、外界に向かって広がり、伸展していくとき、他者を抑圧する機能を生み出す。その意味で「女書」は、ひたすら内に向かい、外への伸展、拡大を求めない文字であったがゆえに、それ自身の内部——内なる世界で終息し、完結する性格を内在していた。それゆえに、漢字が男女に開かれた文字として共有された時点で、女性固有の文字であった「女書」とその担い手は、男性を主体とする漢字文化の世界に吸収され、取り込まれ、歴史的な使命を終えざるを得ない道をたどるものとなった。言い換えれば、男性社会から自らを隔離し、固有の文字世界を生み出した中国女性文字の造形力は、男性主体の文字文化——より端的に言えば、“女”偏をもつ漢字世界、男性主体の文字文化に組み込まれ、その言語体系の内に包摂されることになったのである。その意味で、女性専用文字を作った中国の女性と文字の形成史は、今まさにあらたな創造と変革の課題に直面している、と言えよう。

VII. おわりに

本論壇では、漢字文化に組み込まれた女性形象と、担い手としての男性文化から排除されたがゆえに生み出され、女性のためのコミュニケーション世界を築いた中国の女性専用文字「女書」を取り上げ、性差を乗り越えて切り拓かれるべき明日の文字文化、女の解放を見つめようと意図した。

アジアの諸言語、とりわけ漢字を使う言語は、表意文字であるだけに、文字を通して、幾千年も前に生まれた封建社会の思想、イデオロギーを伝え続けていく。しかし、現代社会に生きる我々は、ともすれば事の意味を深く問うことなく、当たり前のものとして、漢字による受け渡しを無意識に行い続けている。進化、進歩なるものをどうとらえるか、その是非、功罪については、多種多様な解釈、人により好悪の別さえあろう。しかし、漢字が生まれた古代からの人間の歴史の進展の上に、現代の人と社会が成立していることは、誰しも首肯せざるを得まい。歴史的、伝統的、文化的遺産の継承という価値観を盾にすれば、新たな変革を求める声は、かき消されやすく、往々にして力となりにくい。言語変革への提言が力となりにくい要因について、本特集の田中論文（2011）は、「変わることを好まず許さないぞ、という人間の意識」があり、その源には社会と文化を成り立たせている根源の問題があると指摘している。そして、個人の意識をしばる言語に向かう変革運動は、変革運動のなかで最も困難な課題に面しており、「それゆえにソシユールもこのことから“言語には革命は生じえない”と言っているくらいである」と述べている。では、言語が変革されるためには、なにが必要のか？ ことばを発展させるために必要なのは、「壊し、乱す力」であるという。

はるか昔の古代社会の観念を示す“女”偏16文字の漢字改革を提起した葉滿天氏の問題提起は、結果的に現段階では、目に見えるような功は奏さなかった。いや、話題としても、インターネットゆえの一過性の熱風に煽られたにとどまったと言ってよかろう。最初に提起され、論議を読んだ“女”偏16文字に対する提起文（2010年1月21日）は、2011年12月10日現在で、閲覧数は280,578、寄せられた意見3,448であるが、1月30日に行われ、4月10日に掲載された『青年週末』の蔣文娟記者との対談インタビュー（一問一答式）のブログインタビュー記事の関

読数はわずか39、寄せられた評論はゼロである⁶。人々の関心、そして変革を可能とする「乱す力」への展開は、確かに容易ではない。しかし、それは葉氏が提起した問題の意義、重要性をいささかも減ずるものではない。逆に、ともすれば変革への意識を、無自覚、無意識の内に埋没させ、滅却させがちな言語感覚をあらためて研ぎ澄まし、問題の所在を見つめ、数千年昔のひとと社会が生み出し、以来、継承されてきた漢字のもつ功罪と向き合い、今を生きる我々の世代とその後を担う次世代が将来どのように漢字、そして仮名を含む文字、ことばといかに対話していくのか、を問い続ける必要がある。日本語を母語とする我々がどのように「ことばと文字と女の解放」の問題を見つめ、関わっていくのか、言語とジェンダーを見つめる視点から、生み出されるアイデンティティ創生へのささやかな一歩を求める一つの契機として、この論壇を位置づけることにしたい。

参考文献

＜日本語文献＞

- 遠藤織枝 1996年 『中国の女文字——伝承する中国女性』、東京：三一書房。
 —— 2002年 『中国女文字研究』、東京：明治書院。
 —— 黄由貞編著 2009年 『消えゆく中国女文字』、東京：三元社。
 —— 2011a年 「中国女文字の“すごさ”とそれを産んだ女性たちの“すごさ”」（「ことば・文字・女の解放」報告要旨、12月12日）、湯山（2011）所収、138-140頁。
 —— 2011b年 「女性の創造力の産物：中国女文字」、『アジア太平洋研究』No.36、71-85頁。
 田中克彦 1999年 『ことばのエコロジー』、東京：筑摩書房。
 —— 2011年 「言語からみたジェンダーの問題」、『アジア太平洋研究』No.36、65-69頁。
 丹藤佳紀 2010年 「女性蔑視の女偏の漢字16字を改造すべきだ——中国の若手弁護士が公開状で提案」、『リベラル21』、<http://blog.sina.com.cn/yemantian>、2010年1月30日。
 中村桃子 1995年 『ことばとフェミニズム』、東京：勁草書房。
 矢板明夫 2010年 「女性差別だ、女偏の漢字改めよ！中国で改革案...でも反対論優勢」、『産経ニュース』、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100125/chn1001250931000-n1.htm>、2010年1月25日。
 湯山トミ子編（成蹊大学アジア太平洋研究センター共同研究プロジェクト「アイデンティティの創生と多元的世界の構築——アジア・中国の磁場から」代表）2011年 『多元的世界への問い——帝国の時代の言語とアイデンティティの創生』、名古屋：三恵社。

＜中国語文献＞

- 叶满天（葉満天） 2010a年 「16汉字构造之错——不尊重妇女，又误导儿童人生观」、http://blog.sina.com.cn/s/blog_44aaa2c80100w27b.html、2010年1月21日。
 —— 2010b年 「关于部分朋友对“好”字结构的看法」、http://blog.sina.com.cn/s/blog_646e13fa0100h0sr.html、2010年1月22日。
 —— 2010c年 「16汉字歧视女性？律师叶满天走红网络（转）」、http://blog.sina.com.cn/s/blog_646e13fa0100hyvo.html、2010年4月1日。

⁶ 注4に同じ。

言語からみたジェンダーの問題

Linguistic Gender and Feminist Movement

田中克彦*

Katsuhiko Tanaka

Abstract

Every human language may be classified into two groups: one has a strictly categorized grammatical gender, and the other has no such grammatical notion at all.

Grammatical gender is characteristic to the Indo-European languages, of which contemporary German and Russian, for example, preserve it through all grammatical systems, whereas English has lost it completely.

In languages such as English, linguistic feminism pursued the equality of sexes in social life through eliminating linguistic distinction of gender. For example, «chairman» was replaced by the neutral expression «chairperson».

In contrast, German has a complete pair of grammatical gender counterparts. So it is impossible to neutralize the distinction of gender and the feminist strategy pursued equal representation of both sexes. In case a German word lacks feminine counterpart, a new word had to be created according to grammatical gender distinction. For example, «Presidentin - female President» was created as a counterpart to «President - male President».

Because the Japanese feminist movement received its idea almost exclusively from that of the USA, its linguistic aspects also took English model of eliminating gender distinction. This model has fit the Japanese traditional mental climate in the sense that people prefer to conceal the truth under ambiguity, rather than expressing the state of things distinctly.

Such tendency cannot be expected to contribute reforming the Japanese traditional attitudes of sexism. We should learn more from German and Russian experiences than that of English.

I.

オトコとオンナという生物的区別を英語では 'sex' と言います。言語はこのような、いわば「自然の」区別に対応する区別を文法の中に、そのまますなおに反映することもあれば、そうでないばあいもあり、またそのような区別もたてにくいのに、むりやり区別してしまうことがあります。

ドイツ語を例にとりましょう。Vater（ファーター：父）は男性で Mutter（ムッター：母）が女性なのは、特におぼえなくても、すぐにわかります。それは、この区別が「自然性」の区別

* 一橋大学名誉教授、Emeritus Professor, Hitotsubashi University

にもとづいているからです。ところがMaus（マウス：ねずみ）は女性でHase（ハーゼ：うさぎ）が男性となるとこれはむづかしい。おぼえてなくてはならない。

また、「手」と「足」とは、どちらがオトコでどちらがオンナでしょうか。Hand（ハント：手）がオンナでFuss（フース：足）がオトコです。ドイツ語にはこのほかに中性というのがあって、Kind（キント：こども）が、まだオトコ、オンナに分かれる前の段階だから、これは中性として扱うというのはわかります。しかし、Löffel（レップフェル：スプーン）はオトコ、Gabel（ガーベル：フォーク）はオンナなのに、Messer（メッサー：ナイフ）が中性というのはよくわかりません。

それなのに、この性の区別をきっちりとおぼえていなければならないわけは、それによって冠詞も形容詞も別々の変化をするからです。つまり、この性の区別を知っておかなければ、簡単な会話にも不自由するからです。ロシア語ではその上、動詞の変化にも影響が出てきます。「お父さんがこどもをなぐった」というのと、「お母さんがこどもをなぐった」というのでは、「なぐった」という動詞が別の形をとるのです。

このような、「文法における」性の原理は、「インド・ヨーロッパ諸語」に属する言語の全体をつらぬいています。ただ英語は、この区別をすててしまったために、文法はすこぶる簡単になっています。いま文法の「区別をすてる」と言いましたが、別の表現をすると、「規則を乱し」破壊してしまったのです。乱れを起こすのは、たいてい子どもです。だから子どもがこうした「乱れ」を起したとき、おとなたちは、こどもをどんなに叱りつけたでしょう。とりわけ英語で「おまえ」も「あなた」も同じyouですませるようにしてしまったときなどは。だけど英語が今日のようなれたのは、この「乱し、破壊する」力が大きかったおかげです。私の好みの言いかたにしたがえば、ことばを発展させる力とは、乱す力なのです。「乱れ」の話はここできりあげて、性のはなしにもどります。

II.

文法すなわち、言語がたてる性の区別は、自然に存在する性とは別の原理にもとづいているということがこれであきらかになります。このことから、文法学者は、sexということばではとらえきれない、「生物学をこえた」別の原理、すなわち、言語の原理にたった区別の用語が必要だと思うにいたります。その結果生まれたのが、'gender' という用語なのです。その用語「ジェンダー」は生理的区別を超えた領域へとおよんで来た次第は皆様の御存知のとおりです。

III.

ことばの土台である文法からはじまった類別が、言語表現の全体にまでおよんでいる言語、たとえばドイツ語、ロシア語と、それを文法から追い出してしまった英語とでは、フェミニズム運動がとる方式や作戦も大きくちがってきます。

たとえば英語ではchairman（議長）に - man という、もとはオトコだけを指す単語が入っているのはけしからん、オンナだってなることがあるんだというので、まずはオンナを表すchairwomanが生れ、次いでオトコ、オンナ両方を含み得る単語を作ってchairpersonと言うようになったはなしはよく知れわたっています。こうなったのは1960年頃かららしく、フェミニスト運

動のたかまりを示しています。こうなると、—manで終わる単語はすべて追放し、—personで入れかえなければならなくなる。私が英語の習いはじめにおぼえたmailman（郵便屋さん）もmailpersonでなければならなくなりました。私の生きている間に、英語がこんなに変わったので驚いています。

日本語にもこの波によって、「看護婦」さんは「看護師」と、性の区別のない表現に移りつつあることは、日々経験するところです。日本語にはもともと「性」は文法カテゴリーに組み込まれていないので、語彙的手続きによって、性別を絶滅させる方向に向かうのは英語と同様です。

IV.

ところが、性の区別が文法全体をつらぬいているドイツ語とロシア語ではどうでしょう。ここでは絶滅させるのではなく、区別をますますきわだたせる方向にすすんで行くのです。それは英語でいえば、chairmanに対して、chairwomanを作った段階にあたります。

たとえば、学長はRektor（レクトア）という男性形しかなかったので、Rektorin（レクトーリン）と女性形をつくりました。ドイツでは、学長も新聞広告で募集することがあるので、そのばあい「学長、あるいは女学長を求む」としないと、「オンナを追い出した」とおこられるおそれがあります。

30年ほど昔の日本の記憶ですが、「社長のかたわらには美人の女秘書がひかえていた」とあるとき新聞が書いたら、この「女秘書」はずいぶん人をおこらせました。なんで「秘書」のまゑにわざわざ「女」をつけるのかと。「美人」とともに「女」を特別あつかい、サベツしたという意味でしょう。

しかしドイツ語では「秘書」を単にSekretär（ゼクレテール）と書いたら、皆がフンガイします。それは男性形であって、女用にはSekretärin（ゼクレテーリン：女秘書）という女性形を使わないといけないのです。ロシア語では名詞の女性形は、社会主義時代にはあらゆる領域に及んだ結果、тракторист（トラクトリスト：トラクター運転手）に対して、трактористка（トラクトリストカ：女トラクター運転手）という形さえ産み出しました。

V.

以上で、「ことばとジェンダー」を考えるばあいに、性差を消し去る方向ときわだたせる方向と二つの方向があることを述べました。さて日本語では、ひたすら消し去る方向をよしとして進んできましたけれども、「きわだたせる」方向も考えてみたらいいと思います。そのとき、なぜ「きわだたせる方向が日本では始まらないのか」という問題が出てきておもしろいと思います。それは、日本文化に特有の「個性を消し去った上での平等主義」イデオロギーと深くからまりあった結果であることは明らかで、大いに議論の必要なところです。

VI.

この世に存在するもののすべて、いな、存在すらしないのに人間が想像によって、存在すると思い描いたすべてのものを、オトコ、オンナに分けて考えるのは、古代、存在のすべてが生きていると考えられたからです。しかし生あるものにはかならず「不生」、すなわち死の状態が想定されます。古代インド人のサンスクリット語には、「生きて動く水」と、「死んで動かない水」とを区別して、両者は別の名を与えて区別しました。

こういう研究をしたのはフランスのアントワヌ・メイエ（1866～1936）という人です。ここではちょっとメイエの話に耳をかたむけましょう。

たとえばラテン語で例を見ればignis（火）はオトコでaqua（水）はオンナです。これはインド・ヨーロッパ諸語を話していた古代諸民族の神話世界を反映しています。そこではつまり、水も火も、性を帯びた生きものとして受けとられていたのです。

ところが、より新しい時代になると、神話世界から脱出して、モノを神ではなく、モノとして見る、より唯物的、客観的な自然把握の態度が出てくる。そうすると、モノはもはやオトコ、オンナの区別をすてて、文法的に中性ととらえる段階が現われる。ギリシャ語ではpyr（火）もhydōr（水）も中性になっている。またドイツ語でもFeuer（フォイアー：火）、Wasser（ヴァッサー：水）のいずれも中性になっているのは、これらの言語では、古代インドや古代ローマにあった神話的世界からの脱出と物質化が行われたせいだというのがメイエの大筋での考え方です。

メイエのこの研究は、今からおよそ一世紀前近くも前のものであり、私がこのフランス語の論文を読んだのは、およそ50年前の学生時代のことで、それ以後この分野の研究で、どのような進展があったか、お話することはできません。しかし1930年代のソ連で、V.アバエフという言語学者が、言語は近代化にともない、どんどん脱イデオロギー化して、いっそう技術的な面が強く現れるであろうと考えたことと、メイエの言語研究との間には何か平行関係があるように思われます。

以上の論議は人類言語の発展にかかわることであり、いまの「ジェンダー問題」に直接役立たないじゃないかと考えるむきもありましょうが、「ジェンダー問題」もまた人類史の重要な一面に属するものですから、以上の私がお話したことが、かならず、本質的な面で貢献するはずだと思います。

VII.

最後にここで世界の言語問題からすれば、いささか普遍性にとぼしいのですが、漢字を使わない世界の他の言語の人には全く通用しない漢字における性の扱いという興味深い問題を考えてみましょう。

オンナへんは、「妨害」、「妄想」、「奸計」、「嫌疑」、「嫉妬」など、かんばしからぬ意味で多用されています。また「娯」「宴」などは、オトコから見ると、なんでこのような場面がオンナに独占されていて、オトコが出てはいけないのかとむくれてしまいます。そうして「女秘書」ではひどくおこるオンナたちが、なぜ、こんな漢字を放置しているのか、私には釈然としないのであります。

この問題を考えるばあいの立場ははっきり二つに分かれます。一つは開催趣旨に引用されて

いるように、「漢字それ自身に差別の意味はなく符号に過ぎない」として、現状をそのまま受け入れてしまう立場です。ここで「符号」ということばを「習慣」といれかえてみましょう。「符号」とはある概念を、これこれの「ことば」、「これこれの文字で表すという」習慣のことです。だから、言語とは「習慣」の体系であり、このような習慣のことをデュルケムやソシュールは、「社会的事実」という用語で、社会学のなかに定着させました。それは、個人の外にあって個人を超え、そうして個人に対して絶対的支配力を及ぼす「力」のことを表わします。それは個人の精神も支配下におきます。だから、決して「すぎない」と言えるほど軽いものではないのです。こうした、個人の意識をしぼる言語にむかって変革をせまる運動は、およそ変革運動のなかでも最も困難な課題の前に立っており、ソシュールもこのことから「言語には革命は生じえない」と言っているくらいです。それをあえてやろうという第二の立場は、いつも良識ある世間から子どもじみた思いつきとしてせせら笑われます。そのようにしてせせら笑う態度が、開催趣旨に引用された王寧氏の発言に表わされています。

しかし、ここがだいじなところなのですが、それにもかかわらず、すべての言語は習慣を破り、古いイデオロギーを捨て去って、文法すらも作りかえてきた歴史をもっています。いな、変わらなかった言語はこの地上には一つもないのです。しかし漢字は変わらなかったというよりも変わらないものとして守られてきた長い歴史があります。それは変わらなかったというよりは、変わることを好まず許さないぞ、という人間の意識のたまものです。この「意識」がどこからやってくるかを考えて行くと、社会と文化を成り立たせている根源の問題につき当たることになります。

参考文献

- 田中克彦 2001年 『差別語からはいる言語学入門』、東京：明石書店。
- Meillet, Antoine 1958. “La catégorie du genre et les conception indo-européennes”, *Linguistique historique et linguistique générale*, Paris: Champion, pp.211-229.

女性の創造力の産物：中国女文字

Women's Creative Art, *Nushu*, Chinese Women's Script

遠藤織枝*
Orie Endo

Abstract

Nushu, Chinese women's script, was created and transmitted among women in Jiangyong Prefecture, Hunan Province. The script represents women's fascinating creativity and imagination. In this chapter, I will discuss three major issues: (1) the reason why women produced such beautiful scripts; (2) the significance of the shape of the scripts; and (3) the importance of *San Chao Shu* 'Third Day Missives' as well as autobiography written by local village women.

I. 中国女文字の環境

1. 中国女文字の伝播地域



* 元文教大学教授、Former Professor, Bunkyo University
E-mail: orie8@nifty.com

前ページの図に示すとおり、中国女文字が伝わる江永県は湖南省の南端近くに位置し、広西壮族自治区と接している。江永県の中でも全県というわけではなく、その東北部の上江墟鎮を中心とするいくつかの鎮・郷に伝播し、隣接する道県の一部にも伝わっていた。この地方は、亜熱帯性の気候で、温暖な時期が長くて水が豊か。そのため、米が年に2度取れる。お茶、野菜、柑橘類など農作物にも恵まれ、食糧には困らない。こうした豊穡な自然環境が女文字の創造と大きな関係がある。水が少なく食糧の生産量が乏しく、食べることに追われている地方であつたら、このような文字は生まれなかったと思われる。

この文字は中国では「女書—nǚshu」と呼ばれている。しかし、日本語で「女書」と表記すると、「女性の書物」「女性の書いた文字」「女性の書道」などと解釈が分かれるし、発音も「ジョシヨ」「ニョシヨ」「オンナガキ」などと複数に読まれる危険があるので、遠藤は「中国女文字」「女文字」の語を用いている。現地の人の話を紹介する場合や、書き手の側に立つような言い方をする際には「女書」の語を使うこともある。

この文字を女書と呼ぶ現地の人たちは、漢字のことを「男書」と呼んでいる。このことは、日本の仮名を「女手」と呼んだために、漢字を「男手」と呼んだのと全く同じ発想によるものである。

2. この地の人々

この地域は2000メートル級の山に囲まれた水田地帯で、複数の民族が共住し、その多数を漢族と瑶族が占めている。この地方の山々は南方に近いいためか、第1級保護動物とされる金糸猴・狼・野猪・虎・寒鶏・猴面鷹・石羊など貴重な動物が生息する。こうした環境のもと、おもに漢族が農作業、瑶族が山で漢方の材料を集めるなどの仕事をしていた。このふたつの民族は結婚で交わったり、互いの風俗習慣で交流したりしていて、民族間の対立は少なかった。漢族は真面目で勤勉、瑶族は陽気で開放的、歌や踊りが好き、という特徴があった。女性の衣服も漢族は、紺か黒の綿織物で仕立てた地味な物、瑶族は明るい青の綿織物に刺繍やテープで縁取りをするなどの色彩豊かな物が多かった。民族が違うといっても、村人たちの民族意識はそれほど堅固なものではない。

最初遠藤が訪れた1993年、当時ただ1人となっていた伝承者の陽煥宜に何族かと尋ねたら、漢族と答えてくれた。その後3年ほど経ってもう一度確認したくて何族かと尋ねたら、今度は瑶族と答えた。案内してくれていた県の旅遊局長にどうということかと聞いたら、県は少数民族自治県になりたくて、住民に換化¹を勧めているからだという返事だった。つまり、少数民族自治県になれば国家の少数民族優遇政策の適用が受けられるため、県は住民中の瑶族の割合を増やそうとし、住民に漢族から瑶族へ変更することを奨励していたのである。でも、そんなに簡単に出身民族を変更などできるのか、では、そもそも自分の民族を名乗る条件は何なのだとだんだん遡って聞いていった。すると、自分の民族を名乗るのは、全く自己申告だけでOK、その際両親のどちらかの民族を選べばよい、自分の言語、属する民族の年中行事や宗教がどちらの民族のものであるかによって決めてもいい、という極めて緩やかなものであるという説明であった。

3. この地の女性たち

この地には、気に入った少女同士が義理の姉妹関係を結ぶ「老同」「結交姉妹」という風習が

¹ 自称する民族を換えること。たとえば、漢民族と自称していた人が瑶族だと換えることなど。

あった。同年の少女の場合は互いに「老同」と呼び合い、異年齢の場合は年が上であれば姉と呼び、下であれば妹と呼んだ。少女たちは気の合った相手が見つかったら、姉妹になろうと申し込む。それを受けた少女は相手が気に入っていればその申し出を受け入れて、「結交姉妹」の契りを結ぶ。同い年の「老同」の関係を結べたら、それは「姉妹」よりも、もっといい。しかし、そういう好条件の相手を村の中だけで見つけるのは難しい。ある時は、少女たちが村を隔てて「姉妹」や「老同」の関係を結ぶために、仲立ちをする人もいた。

いったん「姉妹」「老同」の契りを結ぶと、その少女たちは真の姉妹よりも親密な交わりを持った。「結交姉妹」たちは、娘々廟（＝村人に貢献した女性を讃え祀る廟。唐代から伝わる廟もある）の縁日に連れ立って行き、共に「女紅」―糸紡ぎ・織物・刺繍・縫い物・布鞋作りなど女性の仕事の総称―をし、共に遊んだ。陽煥宜に「結交姉妹」のことを尋ねたことがある。陽は、5人で姉妹を結んだことがあると言った。陽には実の姉がいた。その姉と義理の「姉妹」とどちらが良かったかと聞くと、もちろん義理姉妹だったと大声で言った。実の姉は女文字も習おうとしなかった。姉は文字の練習などより外で遊ぶほうが好きだった。義理姉妹たちはみんな女文字ができた、とも言った。「結交姉妹」の関係を結ぶのにも女文字が一定の役割を果たしていたことがわかる。女文字を書ける者同士が姉妹関係を結び、また、姉妹を結ぶと教え・学ぶ機会ができて女文字ができるようになる、と双方向からの関係の中心に女文字は位置していた。

また、この地では、「男耕女織」と言われるように、男性は農作業、女性は家事と「女紅」と、仕事の分業がはっきりしていた。女性は「女紅」を家の中でし、男性は家の外で農作業に従事した。

行事も性別が明確で、4月8日の闘牛節一家から連れてきた牛を闘わせる祭り―は男性だけが楽しみ、吹涼節―1年中のいちばん暑いころ、若い娘と、結婚後日の浅い娘たちが、一番涼しい家を選んでそこに集まる―は女性だけの祭り―と、それぞれの祭りは性別で区別され、交わることはなかった。

男性が農作業や行事で外に出ているとき、女性はだれかの家に集まって、「女紅」をし合い、歌を交換し合うなど、一種の文化的空間を持つことができた。「楼上女」という語がこの地にあるが、2階の女という意味で、2階で「女紅」をする女たちがいたことをこの語は伝えている。集落内は2階建ての家が連なっているが、その光も入らない薄暗い2階は、農機具や収穫した穀物を貯蔵する物置きとして使われていた。その中でわずかに明かりが入る小さな窓の近くのコーナーが女性たちが集まって「女紅」をする空間であった。そこで、女性たちは、刺繍の刺し方を教え合ったり、新しい図案や刺繍のステッチを考案したことであろう。織物の技術や縫い物のデザインを交換し合ったかもしれない。そういう女性たちが自由に創造的な時間を過ごせる環境の中で女文字は生まれたと考えられる。

漢族の女性は儒教の「三従の教え」のもと、自分の生涯を自分で決めることはできなかった。結婚は親の決めた相手と否応なくさせられるもので、本人同士は結婚式の当日まで会うこともなかった。結婚は、生家から離れ、家族や友人とも別れてひとり他郷に行かされる悲哀に満ちたものであり、同時にまた、嫁ぎ先では男の子を産む道具とされ、夫の暴力や舅姑のいじめに遭う恐れも強く、女性たちにとっては忌避したいことがらであった。

上記の陽煥宜に結婚したころのことを尋ねたことがある。陽は、結婚式の当日初めて夫となる人に会った、と答えた。こわかった、何を話していいかわからなくてずっと黙っていた、とも言った。結婚したくないと思ったか、と尋ねると、そんなこと考えることもなかった、親の決めることに従うものだと思っていた、との答えであった。

ある村で田の畦道で出会った高齢の女性に、女文字が書けるか読めるかなどの聞き取りをしていて、結婚したのはいつごろかと聞いたら、泣き出されてしまったことがある。その女性が結婚したのはかなり昔のことと思われたが、何十年を隔てていても、そのころを思うと泣き出してしまうほど、結婚はその女性にとって辛いことであったのだ。

いっぽう、瑤族の結婚は違った。女性も相手を選ぶことができた。どちらも好きになった者同士が結婚するという、漢族とは対照的で近代的なものであった。

その結婚が決まると、義理姉妹が、嫁ぐ娘の家に半月前から共に住む風習があった。嫁ぐ娘との別れを悲しみ、少しでも長く共にいたくて起居を共にした。この間に娘たちは刺繍を散らした花嫁の衣装を作り、布団を縫って嫁入り道具を調えた。

結婚式の前の3日間は、嫁ぐ娘を囲んで、送る側の娘や叔母や姪たちが泣きながら歌い合う歌堂という習慣もあった。娘たちは村の中心にある祠堂に集まって歌い合った。「哭嫁歌」がその代表で、嫁ぐ娘がその悲しみを訴えて泣きながら歌う歌であった。その他折々の行事の歌、季節の歌、農作業の歌など古くから伝わった歌と、即興で別れの辛さを歌い慰める歌の応酬であった。

思いをさまざまなことばを選んで言い表し、自分の感情を微細にわたり丁寧に表現できる女性は歌も次々に浮かんでくる。それに応える送る側も、表現力の豊かな人がいれば、歌の応酬はいつまでも続いていく。表現力が乏しい娘の場合は、歌はすぐ終わってしまう。

こうして、共にいて、共に歌い合えれば、互いの思いを伝え合うことはできる。しかし、いったん嫁いで遠く離れてしまったら、思いを通じさせることはできなくなる。歌にした自分の思いをどこかに留めて、それを遠く離れた「結交姉妹」に伝えたいと思う。そのためには文字が必要だった。その必要を満たすために、女性たちは、自分たちのコミュニケーションのツールとしての独特の文字を作ったのだ、と考えられる。

II. 女文字

1. 女文字の成り立ち

新中国建国以前、村人たちの多くは漢字を知らなかったが、村の指導者・役人・知識人は漢字を知っていた。村には漢字は存在していた。しかし、漢字の習得には系統的教育が必要である。平仮名やアルファベットなど表音文字は、それぞれの文字の音と字形と文字のつながりがわかれば、その言語は表記できる。平仮名だけでも日本語は十分に表現できる。しかし、表意文字・表語文字である中国語は、それぞれの意味のある語を覚えなければ易しい文章でも表記できない。木村英樹（1996：102）は中国語では2500字あれば一応98%のコミュニケーションができると説くが、2000以上もの文字を習得するのは、独学では難しい。易から難、同じ音で別の文字、似た音の文字を集めて教える、偏や傍の意味を教えながら、造字法的に指導するなど、教育のシステムの中で教えられ、そして学ばれるものである。

だから、村に漢字が存在していたからと言って、その存在を知ることと、漢字の用法や意味を知ることとは全く別の問題である。この地方でも事情は同じで、娘たちは漢字の教育を受けたことはなかった。その娘たちの中には、父親・兄など漢字を知る人の娘や妹もいたはずで、その娘たちがいくつかの漢字を、「女紅」のサロンに持ち込んだであろうことは想像に難くない。また、刺繍のデザインからヒントを得たような文字も持ち寄られたであろう。刺繍をしたり、縫い物をしたりする文化サロンで、こういう文字はどうだろう、この音にはこの文字がいい、

そちらの音にはこんな文字がよさそう、と持ち寄った漢字やデザインに音を与えて文字を創っていったのではないだろうか。

漢字がルーツと思われる文字が約80%ある（趙1995b：88）が、それぞれのルーツとできあがった文字とを比べると、たいていは画数が減って簡略化されている。正確に記憶した漢字を持ち寄ったのではなく、見よう見まねで集めた漢字が元になっていたからであろう。

娘たちが文字を創るという背景には、この地方の女性たちの間に存在する文字崇拜の風潮も関連がありそうである。ある村に織物のできる若い女性を訪ねたことがある。彩りの鮮やかな布を織っていた。自分の結婚のとき持って行く布団用の布を織っているとのことであった。そのデザインとして、当時歌われた歌が織り込まれていたが、そのいくつかの文字は誤字であった。正確には知らなくても、文字を織り込みたいという、文字への憧れがあった。

70代の女性が見せてくれた大きな布団カバーにも図案としてたくさんの文字が織り込まれていた。そこにもやはり、不正確な文字が多く織り込まれていた。

その起源はわからないが、花帯という幅4～5センチ、長さ2メートルぐらいのベルトを織るのを見たことがある。太い竹に糸の束を巻きつけ、一方で自分の腰に糸を巻きつけてその竹と自分で織機を作って引っ張りながら織っていくのである。その帯の中の模様として女文字を織り込むものが多い。これも帯のデザインとして古くから伝わる女文字の歌の一部を織り込むのだが、こうした織物に文字を織り込むということも、当地の娘たちにとって、文字が日常生活の中で非常に身近な親しいものであったからであろう。

文字を身の回りの品に取り込むというのは、文字を良いものとし、価値あるものとする意識の表れであろう。こうした意識が自らの文字をほしいと願い、作りたいと思う強い希求を生み出したひとつの要因とも考えられるのである。

2. 女文字の特徴

この文字は表音文字で、この地の方言をすべて表現できるだけの文字をそなえている。異体字が多く、350文字とする説から1800文字とする説まで、幅が広い。異体字が多いのは、この文字が規範となる教科書も学校もないところで教えられ、習いたい人はよく書ける人のもとに通って習得し、その人がまた教えるという個人的なルートで伝授されてきたからである。基準となる字書もなく、個人的な書き癖や、好み、記憶違いなども経てきた結果、文字の音や使い方は同じだが、少し形が異なるという異体字が多数生まれたのである。

この文字を1980年代から研究している清華大学の趙麗明は、文字を整理して基本字に絞り込むと350字ぐらいであるという。趙も最初のころは600～700文字と言っていたときがあるし、90年代初めの著書では、1100文字以上のリストを示している。それが最近では異体字を集約して基本字という概念を提示し、その数は350ぐらいだというのである。

字書を作ったりリストを示したりしている研究者は多いが、その中で最も多い数を示しているのは、北京の中央民族大学の元教授陳其光である。陳は2006年に『女漢字典』（中央民族大学出版社）という女文字の字典を刊行したが、その中では3400文字示したと述べている。個々に見ると、たとえば、同じ字形でまっすぐ立っているもの、右に傾いているもの、左に傾いているものをそれぞれ別の文字として3字と数えている。筆者不明の古い三朝書一4の（1）で詳しく述べるが、女文字を書いて嫁ぐ娘に送る冊子のこと一から、文字を収集して整理しているが、陳のように数えれば、筆者の数だけ文字の数が存在することになって、その数はいくらかでも増えてしまう。傾斜が違うのは筆者の書き癖によるもので、手書きで文字が書かれる時代には当然起こることである。傾斜が異なっても、同じ音を示し、同じ意味や語を示すのに使われるの

であれば、同じ文字とすべきであろう。

遠藤が何艶新の文字を元にして、数えたところでは約450字であった（遠藤 2002: 292-330）。

文字の字形は、縦長の長方形で、文字の線は右上から左下に流れている。漢字の「一」は左から右に線が書かれるが、同じ字に基づく $[1/i^5/i^5]$ の文字は右上から左下に書かれるのである（文字の後の i^5 などの記号は左側が上江墟音、右側が城関音）。

女文字の字形は、 $[ʃ/ʔau^{21}/ʔou^{44}]$ のように縦長の菱形が特徴で、 $[ʃ/ʔɔ^{33}/ʔɔ^{44}]$ のように漢字にはない「o」を多く使う。また $[ʃ/ʔpa^{33}/ʔpa^{44}]$ のように「・」が多く、刺繍の影響と思われる文字がある。刺繍では花の雌しべなどを表象する際にプレーンナット・ステッチとかフレンチナット・ステッチなどの点のような刺し方がある。それらは刺繍の空間をにぎやかにし、美しくするために刺すことがあるが、 $[ʃ/ʔpion^{33}/ʔpion^{44}]$ のように、線画が少なくて淋しいと思われる箇所に点が加えられている場合が多い。こうした文字には刺繍の影響が見られるのである。

この文字はまた、細くて小さいほど良いとされ、くずしたり、続けたりして書かれることはない。美しく繊細で端正な文字を書ける人は優れた書き手として尊敬された。1980年代にこの文字の存在が世間に知られて、研究者たちが駆けつけたとき、この文字をよく知る女性が2人いた。義年華と高銀仙である。義は文字がよく書けるだけでなく、刺繍も良くできて、晩年は生活に困窮し、刺繍でわずかに収入を得ていた。陽煥宜は、興福村の義早早の所へ行って習ったと言うが、習うときは毎回書いてもらって400文ぐらい払ったと言っているし、教えてくれた義早早のことを、「小さくて良い字が書けた。他の村から書いてもらいに来る人が多かった。頼まれて書いてあげると、お金をもらっていた」と伝えている（遠藤 2002: 93）。

3. 文字の習得

この文字が書けることは実益にも通じていたのである。だから陽煥宜は、「姉は習わなかったが、自分はがんばって習った」とも言っているのである。

この文字の習得については、陽煥宜のように教え手のもとに通ったり、家で母・祖母・叔母などに教わったりするが、当時の娘たちがだれでも読み書きできたわけではない。途中まで教わったが、覚えきれなくてやめたという女性にたびたび出会っている。7人「結交姉妹」がいて、その2人はマスターしたが、あとはドロップアウトしたと、その5人の中の1人だった女性は悔しそうに語った。習得した娘は頭が良かった、時間もあった、自分は途中で母親に死なれて家事をしなくてはならなくなり、時間がなくなって途中で諦めなければならなかった、と。

村の娘の中でも、多いときで半数ぐらい、一般には2割ぐらいが書けたと、現地で最初に女書の収集を始めた周碩沂は述べている（遠藤 1996: 22）。

学校もなく義務的でもないから、本当に習いたい娘だけが習ってその一部が習得し、それを使って三朝書を書き、なにがしかの収入を得ることもあった。マスターした女性たちが、次には教える側に回り、こうして代々伝えてきた。教科書のような動かない規範があれば、文字の伝承もスムーズに行くだろうが、それは望めない。個人の教師の力量や字形や書き癖など個人的な要素に左右されるのは止むをえないことであった。

先に「結交姉妹」の娘たちが、娘々廟の縁日に連れ立って出かけた、と述べた。この娘々廟も女書交流のセンターであった。ここで、娘たちは女文字で書いた祈祷文を奉納する。習得中の娘は、女文字で書かれて前回奉納された祈祷文を持ち帰って、手本にして習い、次の廟の祭りには、習った成果を持ち寄って奉納するのである。このように、娘々廟は、先輩女性の書い

た文字を手本にして、後輩もマスターしていくという女文字伝承の仲介場であった。

筆記用具は、筆の毛を中心部だけ残したもの、あるいは竹の先を削ったもので、それに墨をつけて書かれた。

女文字の発生年代について、趙麗明は、たとえば [𪛗 / saŋ³³ / saŋ⁴⁴] のルーツと考えられる文字は「双」で、「双」は、宋代に楷書「雙」から簡略化された文字であるところから、女文字も宋代以降に出現したものであろうと推測している（趙 1989: 74-75）。武漢大学の宮哲兵は、県誌や族譜を調べた結果として、明末清初と推測している（宮 2001: 21-22）。

遠藤がある村で入手した三朝書を北京歴史博物館の古書籍の専門家に鑑定を依頼したところ、使われた紙や布、筆の質などから、200～300年は経過しているだろうとのことであった（遠藤 2002: 32-35）。山や河を隔てた多くの村に存在する三朝書が、その大きさ、綴じ方、作り方、デザインなどが一定していることから、それだけ広く同じものが伝わるにも100年単位の時間は必要とされるだろうから、少なくとも200～300年の歴史はあるものと遠藤も推測している。

4. 女文字で記録したもの

1.3.でも述べたとおり、この地方では、意思や感情の表現として歌の形をとることが多かった。5音節か7音節で1句となった歌を連ねて思いを伝え、悲喜の感情を表現した。それらを内容によって分けると、1) 三朝書 2) 結交書（＝結交姉妹の関係を結ぶときの申し出や受諾などを書いたもの）。3) 自伝 4) 伝説叙事作品 5) 謎謎 6) 民間に伝わる歌 祭祀歌・農業の歌・四季の歌・寡婦の歌など。7) 翻訳作品 静夜思・梁山伯と祝英台・売花女など 8) 「姉妹」間で交わされた書信、などでそれらが女文字で表記された。女性たちは、書かれたものを見ながら1人で、または数人で一緒に歌った。したがって、この文字の存在は村の人々には明らかにされており、一部の人の言う秘密文字ではなかった²。

以下に女文字で書かれた作品の代表的ジャンルである、三朝書と自伝について述べる。

(1) 三朝書

(a) 三朝書の体裁

嫁いだ娘は初めの2日間は食事が取れなくて、3日めに初めて食事ができた。竹内実（2009: 76）には、旧式の結婚を紹介している1節があるが、それによると、「新婚3日め、新婦は夫の家のひとに挨拶する。実家で花轎に乗ってから、ここではじめて口を開く（「開金口」という）」と記されている。3日めに初めて食事ができるのは、江永県にかぎらず、中国に一般的な風習だったようだ。

そのため、3日めになると、実家からすぐ食べられるように調理した食事が届けられることになっていた。届けられるものは食事のほかに、婚家の舅・姑・小姑などへの土産物も含まれていた。嫁いだ娘に対しては、村に残った義理の姉妹や母親・叔母・実の姉妹・従姉妹などから、思いを込めた歌を書いた冊子が贈られた。この冊子は3日めに届けられるところから三朝書と呼ばれた（写真1参照）。

² 2002年6月26日の *The Asahi Shimbun=Herald Tribune* は “Battling tough odds to save sworn sisters’ secret script” と見出しをつけた。また2006年10月7日の *New York Times* は、陽煥宜の死を報じる記事に “Yang Huanyi, the Last User of a Secret Women’s Code” と見出しをつけた。

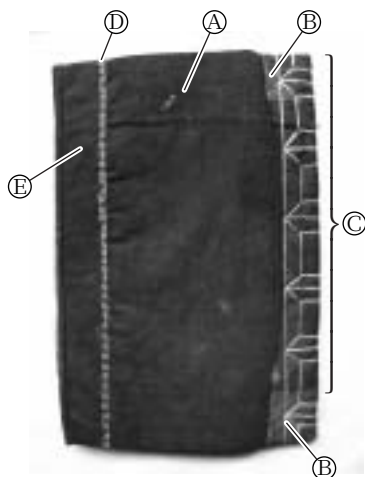


写真1

三朝書は、表紙の材質・布の使い方と縫い方・装飾のテープの扱い・綴じ方・サイズなどがほぼ一定している。表紙は黒か紺の綿織物で作られる。中には豚の皮をなめして黒く染めて表紙にしたものもある(A)。布の表紙の場合は、右上と右下の角に赤い四角の布が当てられる(B)。布の表紙の間には、袋のように折った10数枚の紙が挟んで綴じられる。その綴じ方が独特で、普通の中国の本の綴じ方より遙かに精巧に美的に綴じられる。刺繍の一種のような綴じ方である(C)。

次に表紙の左側約4分の1の所に細いテープが縫いつけられる(D)。黒や紺の地味な表紙のアクセサリーである。その左側の4分の1の布は裁ち目が真ん中の部分と異なっている(E)。バイヤスに裁たれているのである。表紙を何度も何度もめくっても擦り切れないようにバイヤス布が用いられているのである。真ん中部分と左側部分と布を裁ち違えて、縫い合わせた箇所の上からテープが当てられているのである。すなわち、Dのテープはアクセサリーであると同時に、縫い目を見せないための覆いの役目を果たしている。

表紙をめくと、裏表紙には赤い紙が貼られている。結婚式に贈られる冊子だから赤い紙が使われている。中には10枚程度の袋とじにした紙が綴じられるが、その紙のうち、3枚6ページにだけ歌が書かれる。残りの7、8枚は白い紙のまま残され、文字が書かれることはない。その白い紙の間には刺繍糸や切り紙の見本、刺繍の図案などが挟まれる(写真2)。

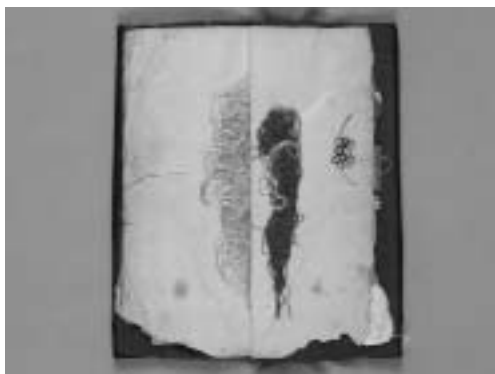


写真2 三朝書に挟まれた刺繍糸

文字は右上から下に、縦書きで書き始められ、5文字か7文字で1句の歌を連ねて書かれる。1行は10文字から12文字で、句による改行はない。

三朝書によっては、紙の中央に模様が描かれ、それを囲むようにして歌が書かれるものもある（写真3）。



写真3 イラスト入りの三朝書

その模様は、刺繍の図案と共通するものが多く、イラストの役を果たしている。また、各ページの左右の隅に赤い切り紙で飾られているものもある。赤い紙を重ねて花模様などに切って、それでページのコーナーを挟むのである。

三朝書はこの地の女性たちの創造力の粋を集めた集成版である。織物・縫い物・刺繍・切り紙という手工芸の世界を通じて、女性たちが自ら創成した文字でその思いを全開させているのである。

(b) 三朝書の内容

まず、1999年1月鳳田村で入手した三朝書の歌の最初のページの日本語訳を紹介する（／は句の切れ目、改行は原文のまま）。

第1ページ

家の前で詩作をめぐらし／ ご門の前に
 祝賀を奉じます／ご一家様には愁いも煩いもなく／
 日々お喜びの多いことを／兄嫁として微意を伝えます／
 三朝にあなたにお会いします／おととい別れてから
 会うことできず／いてもたってもいられずに／気を病むばかり
 若くて嫁に行かされて／娘の日が早くも終わった／想えば
 小さいときから睦まじく／若いあなたと年上のわたし／
 あなたを嫁かせてその後は／もの言うたびに

このような歌が、6ページにわたって書き綴られるが、その内容のパターンはだいたい決まっている。

書き出しは、上の例で「家の前で詩作をめぐらし」と始められたように、

「筆をとって詩を一首つくります／三朝にことばを書いてあなたに会いに行きます」

「泣きつ愁いつ詩を作ります」

「筆を執り手紙を認め／嫁ぎ先へお届けします」

などと書き始められるものが多い。「詩作をめぐらし」「詩を作ります」「手紙を認めます」「筆を執り」と、まず、書くことを宣言するのである。普通の手紙を書くとき、我々は気候の挨拶や安否を問うことから書き始めるが、「これから書きます」のように書くことをそのままメタ言語で表現することはない。この地の女性たちがこうした文章で書き始めるということは、この文字を使って思いを書くということが特別のもので、特に重要なもの、特に誇らしいもの、と考えられていたことを表わしている。

結婚式の3日めに届けるのであるから、その初めの部分に上の例の「祝賀を奉じます」のような結婚を祝うことばが来るのが普通と考えられるが、直接に祝いのことばを述べているものは少ない。

「良縁に恵まれ、いい境遇になることを祝います。」

「わたしはここに認めて言います／とりあえず　まずおめでとう」

などがあるが、心から相手の結婚を喜んで祝っているような文脈ではない。別れたくないのに無理やり引き裂かれるのだから、祝う気持ちは起こらないのだろう。そのため、冒頭の語句の後すぐ、別れを嘆く言葉になるものが多い。嫁ぐ娘と別れた寂しさや悲しみを切々と訴えることになる。

「おととい別れてから会うことができず／いてもたってもいられずに／気を病むばかり」

「夢の中でもいつでも泣いて／あなたを思い愁うばかり」

「おとといあなたをばたばたと送り出し／身を翻して家に戻れば涙あふれます」

と別れた後の寂しさを訴える。それ以後は、相手との楽しかった日々や、相手や自分の生い立ちを語る。姉妹として刺繍を教えてもらったのに、もう教えてくれる人がいないと嘆くのである。

「思えばあなたとよく付き合って／言いたい放題言い合って」

「姉さんがいろいろ教えてくれて／真心込めて面倒見てくれた

何を持っても手につかず／刺繍針出してもだれが教えてくれるでしょう」

つづいて、相手の嫁ぎ先を美化し、相手の結婚が幸せであることを願うことばが展開される。

「ただ望むあなたの夫が優しくて／水が田と池に満つことを」

婚家での幸せを願うが、それが実現する保証はない。そこで相手の悲しみや寂しさを慰めることばへと方向が変わる。そのとき、「娘の日は終わった」という表現がよく使われる。

「若くて嫁に行かされて／　娘の日が早くも終わった」

「くよくよせずに遠くを想い／ 娘の日が終わっても泣かないで」
 「あなたが娘の日が終わるのが惜しい」

この地の娘たちは、前述のように、気の合った娘同士が集まって「楼上女」として自由な時間を持つことができた。幸せな娘時代だった。それまでの「娘の日」が結婚で終わるのだから嘆きは大きい。意の添わぬ結婚で、無理な性生活を強いられることを嘆くことばでもあったろう。嫁ぎ先の姑やその家族に、嫁入り道具が少ないことを詫びたり、ふつつかな娘をよろしくと頼むのもある

「何も知らずにお宅に嫁ぎ／ お姑さん妹よろしく申し上げます」
 「こちらは礼がままならず／嫁入り道具も不十分／贈り物も足りないがお許しを」

ここでは、歌が向けられる相手は嫁ぐ娘ではなく、婚家先の人々に変わっている。さらに、その関連で婚家での娘のあり方に言及し、再び娘に向かって婚家の人たちに仕えて、不満を抱かずいい嫁になればと教え諭す句が続くのもある。

「安心して嫁いで礼儀正しく振舞って／愁いを払って皆さんに仕え」
 「静かにそちらに座って心乱さず／愁いを払って他郷に住んで／
 笑みを浮かべて皆さんに仕え／わがまま言わずに 気を穏やかに他人と接し」

と懇切に身の処し方を教えている。2番めの例は、実の姉から妹に当てたものである。婚家での娘の立場を考えてできるだけ自我を抑えて摩擦を起こさない生き方を勧めるわけで、結果としては諦めと忍従を強いることになっている。

送る側の自分のことを運が悪いとかこつものもある。中でも男の子が生まれなくて辛い思いを訴えるものが多く、次の歌は、夫につれなくされ、妾を入れて一緒に住まされるという嘆きを歌っている。

「日々の暮らしも辛くて憐れ／ 夫つれなくわたしをいたぶる／
 昔の情けはどこへやら／わたしをただのよそ者として／
 一心妾と睦み合い／以前の夫婦の恩を忘れる／
 かわいい息子さえいれば／わたしも頼りにできるのに」

嫁ぐ娘に贈る冊子に自分のほうの不幸ばかりを並べ立てているようだが、これもひとつの三朝書の真実である。相手のことも自分のことも区別できないほど辛さや悲しみは共有できるものであり、共感できるものであったのだろう。こうした境遇の女性たちを周囲に見てきた三朝書の筆者たちは「女は無用」といい、「男の子がほしい」という。

両親や友・姉妹と別れたくないのに、自分たちが女に生まれ、その女は嫁いで家を出るものと決められているから、別れなければならなくなる。女は嫁ぐもの、家を出るもの、と決めた人はだれだ、そういう理不尽なことを決めたのは天であり、皇帝であり、朝廷だと、女たちはその根源を突き止める。

「女と生まれて ほんとに無用」

「間違っで女に生まれてほんとに憐れ」

「朝廷の決まりは理にあわない」

娘に生まれて無理に家を出されること、娘時代の「結交姉妹」の契りを切られることは、男であつたらそういうことはないのに女だけが被るのだから不合理だと、だから、それを作った王や朝廷を恨んでいる。「清朝」や「朝廷」という、時の朝廷を表す語が庶民の女性の一般語彙にあって、喜怒哀楽を訴える歌の中に使われているのも興味深い。と同時にこの三朝書の作られた時代が清代かそれ以後という枠をはめるのに役立っている。

最後は、早く里帰りをして戻ってきてほしいという希望を表明して結びの句とする。

「そちらの親さんの許しを得て／早く里帰りして心を静めてください」

「ご両親に早く許しをもらって／二、三日早く帰ってください」

以上見てきたとおり、三朝書に歌われる歌は、「書き始め→別れの悲しみ→共に過ごした日々を懐かしむ→婚家に恵まれたのを喜ぶ→嫁ぎ先の人に未熟な娘のことを頼む→天の神の決めた制度を恨む→女は無用→早く里帰りを」のような流れで構成された。しかし、それぞれ贈る相手や、書く人によって、重点の置き方が異なり、以上の要素をどれもが全て満たしているわけではない。陽煥宜は娘時代に頼まれて三朝書を書いたことがあるという。どういうことを書いたかと尋ねたら、「嫁ぐ娘の境遇や家族のことを詳しく聞いた、八卦で占って、できるだけ良いことを書くようにした」と答えた。それぞれの事情をわかった上で、その内容を歌の形式にし、歌いやすいものに仕上げていったわけである。三朝書の書き手たちは詩人でもあった。

(2) 自伝

この地方には、女文字で自分の苦悩や悲哀を訴える長文の自伝を書く女性たちがいた。その中の2篇を紹介する。(a)は、この文字の優れた伝承者として80年代の後半に活躍して1991年に没した義年華の、626句4382文字におよぶ長編作である(遠藤1997: 56-107)。(b)は1994年に遠藤が偶然出会えて今では最後の伝承者となった何艶新が1997年に書いた202句2828文字の「自伝書」と題する作品である(Ibid.)。

(a) 義年華の自伝の概要

時系列の順に並んでいないが、まず最近の、娘夫婦の虐待に耐えかねて政府に訴えるところから書き始められている。郷政府の決定で女書教室が開かれるようになり、義が教師となって教え始める。そこに孫も来て習う。その孫が1か月後には自分で教えると言いだす。郷政府からの謝金は孫が取りに行き、自分には一銭もくれない。さらに孫に家に金を入れろと脅される。そこまで現在のことを述べ、次から改めて生い立ちを語り始める。

祖母は5人の子を生んだ、母は28でやもめになった。早世した父にかわって娘3人を育ててくれた。

17歳のとき桐口村の蘆の家に嫁ぐ。夫は郷に勉強に行っていてたまにしか家には戻らない。4年後にやっと長女が生まれて喜んでいたある日、姑に卵を食べたと疑われ叱責を受ける。義が食べていないと否認すると、姑は怒って土間の土を嫁の口に押し込んだ。夫が帰ったとき、その誤解を解いて恨みを晴らしてほしいと夫に訴えるが、夫は、姑に忠実に従い我慢するのがいい嫁だと逆にたしなめにかかる。

その後、待望の男の子が生まれた。これで安心、息子が生まれて幸せと思う暇もなく、息子の背中にひどいできものができた。治療に何十万も費やし財産もなくしてしまったが、その甲斐もなく息子は3歳半で夭折する。悲しみに泣き暮れる。その半年後に次女が生まれる。翌年夫が急死する。そのころ、日本軍が侵略して、2女を抱えた寡婦は山地を逃げ惑う。

1949年8月には解放軍がやってきた。解放されて土地改革で土地も得られたが、男手がなくて耕せない。人民公社で産婆として働かされて、何十人かの赤子を取り上げた。長女を嫁がせた。次女にも縁談が持ち上がり、その相手の息子を養子にもらうことで話がつく。跡継ぎができて安心したのもつかの間、娘に再婚せよと迫られ、白水村の男性の所に再婚する。幸い夫も夫の娘もよくしてくれて幸せになれたと思ったが、17年後に夫は病死して、また娘夫婦のいる桐口村に戻った。

80年代初め、女書が書けることがわかってテレビ局の取材や、アメリカからの研究者が家に住み込んだりした。病気になっても娘たちは薬も飲ませてくれない。早く死んだ方がいいと言われる。どうか政府は私を助けてほしい、養老院でも入れてほしい、そこで安楽に女書を書いて余生を送りたい。

(b) 何艶新自伝の概要

父親の一家はめぐまれた家族で一時は幸せだった。父の兄弟は3人いた。

父は何艶新が1歳半のとき地主に殺された。母親は実家に何艶新を連れて帰った。祖父が怒って、母と共に地主を訴えに郷の役所に出向いた。役人のところにはすでに地主の手が回っていて、役人は取り上げてくれなかった。泣く泣く家に帰るが、2人はまた上の裁判所に訴えるために桂陽州に出向く。この役人は清廉潔白で、事件を取り上げて、郷政府に犯人の逮捕と補償を命じた。下級政府は4人の犯人を捕らえて水牢に入れた。そのころ、日本軍が侵略して、各地を破壊したため、これを幸いと犯人たちは牢から逃げ出す。補償も得られない。怒りの中に祖父は憤死。

解放後、毛主席の指導で父の仇を討ってもらい、母子は元の家に戻る。荒らされたままの家に母は泣き伏す。土地改革で土地は与えられたが、耕すにも種を播くにも頼む人もいない。母は自分を連れて再婚。子どもを生んでもすぐ死んで、また村に戻る。

娘の艶新が成長し、母は村のある男性と結婚を決めてきた。この相手とでは自分の将来が開けないと娘は拒む。1週間泣いて訴えたが、母親は育てた恩を忘れた不孝者となじる。遂に諦めて結婚を承諾する。幸い子宝に恵まれて、一家はしばし賑わいを取り戻すが、母が82歳で亡くなる。そのうち夫が大病にかかる。入院させて、寒い病院のベンチに寝て看病するが、夫は自分に金を使わないから病気が治らないと責める。罵言に耐えて年末を迎える。

やがて、女書が書けることが広まり、名声を浴びる、村人たちの恨みの目があつまる。1句書いては涙を流し、いつの間にか夜は明ける。この名は千古に残るだろう。

義年華の自伝からは、この地における日本軍侵略・中国解放・土地改革・人民公社など社会の動きが忠実に伝えられ、ひとつの地方史を知ることができる。当時の村の嫁のおかれた位置が明確に描かれ、また、夫の言う、母親に孝養を尽くすのが第一で、そのためには妻を犠牲にしても当然という夫婦関係も明らかにされる。一方で老境に入っては、娘夫婦からは孝養どころか、無用の年寄りとして虐待を受けることになる。嫁の時代の苦難と、悲惨な老後の両方を背負ってしまった女性の証言として大変貴重な作品と言える。

何艶新の自伝には、父親が殺されて裁判に訴える母親のたくましが描かれる。この地の女

性の、不正に対して泣き寝入りすることなく、敢然と立ち向かう好例である。

また、娘である何艶新が、母から押しつけられる縁談を拒み悩むあたりは、親が子どもを絶対的に服従させるという儒教的風習の中で、新しい女として、自分の将来を自分で選び取ろうとする意志との葛藤が生々しく描かれる。結局は、旧思想から解放されていない母親からの親不孝との叱責に諦めて結婚を承諾するが、まさに古い道德規範と近代的自我の確立との矛盾に煩悶する若者の姿が現われている。

III. おわりに

秦の始皇帝の文字統一、韓国の世宗のハングル創成に代表的な例を見るとおり、元来文字は権力を持つものの統治手段として、力を持つ側が創り使うものであり、権力の象徴のひとつであった。庶民の女性がその地域の言語を全て表記しうるほどに体系化された文字を創成した例は世界にない。

中国湖南省の農村の女性が、自分たちのコミュニケーション手段として創成した女書は、現地の女性たちの思惟感情の表出手段として愛用され、結婚後の辛い日々を慰める癒やしの文字として、真に大切なものであった。この文字を美しく書ける女性は、刺繍の巧みな女性と同様にステータスが高く位置づけられ、尊敬されて村人の相談役にもされた。

この文字はまた、後世に、当地の当時の女性の生き方や思いや感情、また、その地の歴史を伝える証言の文字となった。新国家建設後、女性たちが漢字を習えるようになり、また生活習慣もすっかり変わって、この文字も、急速に衰え、今では消滅の寸前に追い込まれている。

漢字を与えられなかった女性たちの創造力の産物である中国女文字は、女性たちが独自に体系的で機能的な文字を作る力があること、また、自らのことばを表記するのに最も適した文字を育てる力があったということを明らかにしている。中国女文字は、文化の創造者・担い手としての女性の力を再確認させる貴重な文化遺産である。

参考文献

<日本語文献>

- 遠藤織枝 1996年 『中国の女文字——伝承する中国女性』、東京：三一書房。
 ——— 1997年 「97年中国女文字調査報告」、『ことば』18号、現代日本語研究会。
 ——— 2002年 『中国女文字研究』、東京：明治書院。
 ———・黄雪貞編著 2009年 『消えゆく文字——中国女文字の世界』、東京：三元社。
 木村英樹 1996年 『中国語ははじめの一步』、東京：筑摩書房。
 竹内実 2009年 『中国という世界——人・風土・近代』、東京：岩波書店。

<中国語文献>

- 周碩沂 2002年 『女書字典』、岳麓書社。
 宮哲兵主編 1986年 『婦女文字和瑶族千家峒』、中国展望出版社。
 ———編 1991年 『女書——世界唯一的女性文字』、台湾婦女新知基金。
 ——— 2001年 「江永女書是清代的文字」、『尋根』4期。
 陳其光 2006年 『女漢字典』、中央民族学院出版社。

- 黃雪貞 1992年 『江永方言之研究』、社会科学文献出版社。
- 趙麗明 1989年 「“女書”的文字学的價值」、『華中師範大學學報哲社版』六期。
- ・宮哲兵 1990年 『女書——一個驚人的發現』、華中師範大學出版社。
- 主編 1992年 『中國女書集成』、清華大學出版社。
- 1995a年 『神州文化集成叢書 女書與女書文化』、新華出版社。
- 1995b年 「女書與漢字」、『奇特的女書』、北京語言學院出版社。
- 2005年 『中國女書合集』第1冊～第5冊、中華書局。
- 遠藤織枝・黃雪貞主編 2005年 『女書的歷史與現狀——解析女書的新視點』、中國社會科學出版社。

University Citizenship Behavior in Class: The Effect of Professor's Lecture Justice on Students' Diligence¹

Yutaka Ueda* and Atsuko Yoshimura**

Abstract

Discretionary behaviors of students that contribute to their university are termed university citizenship behavior (UCB). Past research has shown that students regarded their diligence in class to be a part of UCB, similar to conscientiousness of employees being a part of organizational citizenship behavior (OCB). This study examines the effect of professors' lecture justice behavior (fair-minded teaching behaviors) on students' diligence in class. Data were collected from 385 students at a private university in Tokyo, Japan. The results indicated that lecture justice had a positive effect on UCB in class, and this effect was fully mediated by satisfaction. Some implications for practice and future research are also discussed.

Keywords: university citizenship behavior, satisfaction, organizational justice

I. Introduction

As advanced educational institutions, one of the requirements for most Japanese universities is to determine an effective means of motivating students to study hard. Japanese students usually have to study very hard to pass entrance examinations for studying at the university. However, many of them start to lose their motivation soon after they enter the university. For example, a recent nationwide survey by the Benesse Corporation of over 4,000 Japanese students found that 48.7% of them spent less than one hour per week preparing for or reviewing their classes. Moreover, 31.7% said they spent no time studying voluntarily beyond their obligatory assignments (Tsuchigo 2009). Deterioration of students' academic performance has become a serious social issue in Japan. According to Okabe, Tose, and Nishimura (1999), 20% of Japanese students could not perform a fraction calculation for elementary school pupils.

* Professor, Faculty of Economics, Seikei University, email: ueda@econ.seikei.ac.jp

** Professor, Faculty of Economics, Seikei University, email: yosimura@econ.seikei.ac.jp

¹ The short version of this article, entitled "University Citizenship Behavior in Class: Professor's Justice Behaviors and Students' Diligence," was published in *the Proceedings of the Decision Sciences Institute (DSI) the 41th Annual Meetings (2010)*. This longer revised version explains the reasons for paying attention to discretionary contributive behaviors of students to their universities and the measurements that were used in the empirical analysis, on the basis of useful comments of anonymous reviewers of DSI, our colleagues at Seikei University, and anonymous referees of *the Review of Asian and Pacific Studies*. The authors appreciate their beneficial advice regarding the initial version of the manuscript.

Many Japanese universities are currently working on various projects to improve students' motivation to study. However, these projects have explicitly or implicitly assumed that students study for their own benefit, and, therefore, they study hard only when they find the subject to be of interest to them or useful in their current or future life. Consequently, these projects usually require universities to create or change class content or an entire curriculum according to student interest. Although this approach might be quite important, we believe that there are alternatives.

We propose that it is important to focus on students' contributive motive to their universities when they study in class. Referring to the organizational citizenship behavior (OCB) or customer voluntary performance (CVP) research, Ueda and Yoshimura (2010a) defined the concept of university citizenship behavior (UCB) as the discretionary contributive behavior by students to their university. If students study hard only when they are interested in lectures or when they believe these lectures are beneficial for their life, the only way to improve their motivation to study might be to adapt lectures to their interest. However, if the motivation to contribute to their university affects students' study habits, the antecedents that were found in past OCB or CVP research are also considered to affect their motivation to study. In this report, we demonstrate the relationship between students' diligence and some antecedents by analyzing data collected from Japanese students.

II. Student Diligence as UCB in Class and its Antecedents

1. University Citizenship Behavior

OCB is defined as employees' discretionary behaviors that contribute to their organization (Organ, Podsakoff, and MacKenzie, 2006). OCB has gained the attention of many researchers since two pioneering papers were published in the early 1980s (Bateman and Organ 1983; Smith, Organ, and Near 1983). Although OCB is an important concept, employees are not the only people who voluntarily contribute to an organization. Bettencourt (1997) focused on customers' contributive behaviors to an organization and proposed the concept of CVP. In fact, customers who are committed to a specific organization (for example, the specific shop where they regularly buy goods or the specific manufacturer whose products they like) actively try to do something that is beneficial for the organization without expecting any reward.

Formally, students are customers of their university. However, they are not passive customers. They often exhibit behaviors that contribute to the welfare of their university. For example, they may share the positive aspects of university life with younger students in order to interest them in enrolling in their university. Further, they may voluntarily erase a blackboard for the next class when a professor forgets to do it, or use the equipment in their university carefully in order to help preserve its use for future students.

Ueda and Yoshimura (2010a) labeled such contributive behavior of the students to the university as UCB. They considered three motives for this behavior. First, students

will be branded as alumni of their university whether or not they like it. Particularly in Japan, changing universities is usually difficult and occasionally disadvantageous for students because many business organizations do not want to recruit older students who may have enrolled in another university during the course of their study. Therefore, students have no choice but to have a high level of commitment to their university. Second, when students are on campus, they have many opportunities to interact with professors, friends, and even unfamiliar students in the university. This condition causes them to consider how their behavior affects others. Finally, students tend to have a hierarchical relationship with their professors. Occasionally, they feel a responsibility to obey their professors or seniors. In particular, this is because of the generally accepted wisdom in East Asian countries, where Confucian values are widespread, that the young should respect and obey the old.

Following the emic method of Farh, Earley, and Lin (1997), who established Chinese OCB dimensions, Ueda and Yoshimura (2010a) proposed the definition of UCB to students and asked them to describe the actual or ideal behaviors that they believed met the definition. They classified 745 behaviors into 10 categories. Some of these categories were similar to those of OCB, but others were unique. They found that 13.3% of the total behaviors could be categorized as “diligence in class,” which had been regarded as a formal obligation of students. This was the third-largest category and also included “stop talking in class,” “do not come late to a class,” “turning off a cell-phone,” and “do not sleep in class,” as well as some behaviors with a positive orientation toward study such as “being outspoken” and “asking something positively.” In this paper, we name these types of behaviors “UCB in class.” These examples of diligence in class may be associated with good manners rather than studying hard; however, we believed these items were more important as discretionary behaviors in class, particularly in the case of Japanese private universities.

In fact, a student’s UCB in class has at least three effects on classmates, professors, and the entire university. Diligent students become excellent models for other students. These enlightened classmates also will have a high motivation to study. Diligent students also enhance professors’ motivation to teach. These professors will then make more of an effort to develop many students’ abilities. Finally, these highly motivated professors and students will improve the prestige of a university because students who are more talented are going out into the world from the university.

Moreover, it is often said that Japanese businesses tend to judge graduates on the basis of the name of their university rather than their grades. The graduates of a well-known, excellent university can get a good job even if they did poorly in school. Many students at a less prestigious university tend to believe they cannot get a good job no matter how hard they study. In other words, after entering the university, a student’s diligence is a discretionary matter because his or her future will be determined to some extent by the reputation of the university.

UCB in class corresponds to the concept of “conscientiousness” in OCB. Organ et al. (2006) defined conscientiousness as “a particularly high order of compliance with the

constraints upon individuals necessary to make a cooperative system” (p.19). Conscientiousness has been confirmed as a characteristic of OCB by using not only many Western samples but also some Asian samples (Farh et al. 1997; Ueda, Yoshimura, and Asanuma 2009). Conscientiousness differs from other types of OCB in that it is only quantitatively distinguished from formal job duties, whereas other kinds of OCB are qualitatively different from formal job duties. Only behavior that is beyond what average persons are expected to do as part of formal job duties is regarded as OCB. Some researchers might consider conscientiousness, such as a lower rate of absenteeism, to be formal obligatory behavior rather than discretionary behavior. However, as stated in Organ et al. (2006), “attendance is required, but some degree of absenteeism is both expected and wholly justified” (p.21). The degree to which employees actually obey this type of formal obligation varies. Diligence in class is also expected and obligatory for university students; however, according to similar logic, actual diligence varies from student to student.

It was generally believed that students’ motivation to study in class would improve if they were interested in the lecture or they considered that the lecture would affect their current or future life. However, it is also true that students regard diligence as a contributive behavior to the university; therefore, we can refer to past OCB or CVP research in order to begin to understand how to solve the difficult problem of improving students’ motivation to study.

2. The Effect of Professors’ Behavior in Class

Although the first OCB research focused on the effect of job satisfaction (Organ 1977; Smith et al. 1983), currently many OCB researchers are paying attention to the effect of organizational justice. Organizational justice is generally considered to comprise distributive, procedural, and interactional justice. Western OCB researchers assume that employees’ OCB is based on their judgment of the social exchange relationship within their organization. Masterson, Lewis, Goldman, and Taylor (2000) and Rupp and Cropanzano (2002) argued that there are different ways for organizational justice to influence OCB. Distributive justice influences OCBO (OCB for organization) mediated by perceived organizational support (POS) because it is related to the social exchange relationship between the employees and their organization. In contrast, procedural and interactional justice influence OCBI (OCB for individual) mediated by leader-member exchange (LMX) because it is related to the social exchange relationship between employees and their supervisors.

Since the 1990s, East Asian researchers have been investigating the relationship between OCB and other factors. One of the most important findings is that East Asian employees tend to emphasize the individual human relationship with their peers and supervisors, whereas Western employees tend to weigh heavily the social exchange relationship between the organization and themselves. For example, Hui, Lee, and Rousseau (2004) argued, “(t)he Chinese are expected to relate to an organization through the particular relationships that exist between individuals and their superiors. Hence, traditional

Chinese people tend to approach organizations ‘thinking interpersonally,’ in contrast to the Western view of the employment relationship that is based upon ‘thinking organizationally’” (p. 233). In fact, many East Asian OCB researchers found a stronger effect on OCB from interpersonal factors such as “loyalty to supervisor,” “supervisor commitment,” and leader-member exchange than from organizational factors (Chen, Tsui, and Farh, 2002; Wong, Wong, and Ngo 2002; Cheng, Jiang, and Riley 2003; Hui et al. 2004; Wat and Shaffer 2005).

The relationship between a professor and students is different from the relationship between a superior and employees. However, it can be assumed that the professor’s justice behaviors affect students’ discretionary behaviors, including UCB, in class. Some professors clearly explain their grading method and the objective, overview, and knowledge necessary to understand their lectures. Such explicit procedural explanations indicate that students are treated fairly; this behavior corresponds to procedural justice of a professor. If students perceive high procedural justice of a professor in class, they will increase their diligence in class. Another example of justice behavior would be the way some professors respect students and wholeheartedly conduct classes. Such of professors begin and end class punctually, teach eagerly, and try to speak clearly because they are thinking about the listeners; these behaviors are associated with interactional justice of professors. If students perceive high interactional justice of a professor, they will increase their diligence in class.

Although procedural justice and interactional justice generally have been recognized as separate categories, some researchers consider procedural justice to include interactional justice (Ambrose 2002). However, explicit explanation is similar to respectful behavior toward students. A professor who respects students is likely to do the right things for them in terms of procedure. Therefore, the law of parsimony should be applied to judging the necessity for considering these two aspects of professors’ behaviors separately. In this study, we constructed a composite factor (lecture justice) that comprised both procedural justice and interactional justice.

III. Hypotheses

From this discussion, we provide the following hypotheses regarding the effect of professors’ behaviors and attitudes on students’ diligence in class. The first hypothesis is associated with the effects of professors’ justice on students’ diligence in class. We term this lecture justice.

Hypothesis 1: Lecture justice will positively influence students’ UCB in class.

Lecture justice has two aspects, the first of which is procedural justice. If a professor explains the course in the syllabus or at the beginning of class, students will have a higher motivation to study in class, even though they are not obliged to do so, because this explanation communicates to students that they will be treated fairly. The second aspect

is interactional justice. If students observe sincere behavior from a professor in class and recognize that they are respected, they will have a higher motivation to study in class.² Therefore, both aspects of lecture justice were hypothesized to have a positive effect on students' UCB in class.

Further, people generally believe that students' morale will influence their actual industriousness in class. Although this is naturally expected, we are interested in this relationship because it is important to compare the effect of students' attitudinal factors and professor's justice behaviors on students' diligence in class. Therefore, we propose the following hypothesis regarding the impact of students' general morale on their diligence in class.

Hypothesis 2: A student's general morale with regard to studying will positively influence his or her UCB in class (diligence).

Next, we consider the mediating effect of satisfaction between the previously stated antecedents and students' diligence in class. It is difficult to judge whether satisfaction mediates the relationship between justice perception and discretionary behaviors. Farh, Podsakoff, and Organ (1990) found that the relationship between job satisfaction and OCB was not significant when they simultaneously examined the effects of both organizational justice and job satisfaction on OCB. Moreover, they found no mediating effect of job satisfaction on the relationship between organizational justice and OCB. According to Farh, Podsakoff, and Organ (1990), even dissatisfied employees continue to exhibit OCB if they perceive organizational justice because, from a long-term viewpoint, they expect that a better, fairer situation will be restored. However, each class at a university usually lasts only three or four months; thus, students do not have such a long-term viewpoint to influence their reaction to class situations. Furthermore, Ueda and Nojima (2012) reported a consistent positive effect of satisfaction on UCB. Therefore, it is possible to assume that satisfaction mediates the effect of organizational justice or general morale on UCB in class.

Hypothesis 3: Student satisfaction will mediate the relationship between the above antecedents and their UCB in class (diligence).

Finally, we hypothesize that there is a cyclical effect of UCB in class on satisfaction. Students have to study hard to enjoy gaining knowledge. It is expected that not only will more satisfied students become more diligent, but also that more diligent students will become more satisfied.

Hypothesis 4: Students' UCB in class will positively influence their satisfaction with class.

² We proposed only one hypothesis regarding the effect of justice on students' diligence in class because we addressed only one composite factor instead of dealing with procedural justice and interactional justice separately. However, it is actually difficult to judge whether one composite measure is enough to address the effect of professors' justice behaviors on students. We will discuss this problem in the Discussion and Conclusion section.

IV. Method

1. Sample

Data were obtained from a sample of 385 undergraduate students at a private university in Tokyo, Japan. Most of the students graduated from high schools in metropolitan areas in and around Tokyo and continued to live there with their families. Most students were aged between 18 and 22, although the average age was unknown. The authors and other professors distributed a self-administered questionnaire to the students and asked them to fill it out during class. These classes were not compulsory courses in the department of economics and management, and the size of the classes varied.

Each student volunteered to participate in the study and anonymity was guaranteed. All measures used in this study were originally written in Japanese and scored on 4-point scales from (4) “agree” to (1) “disagree.” We omitted the data that included even one missing response to a question because we needed complete data that would be analyzed using structural equation modeling (SEM).

2. Measures

Lecture justice was measured using a six-item scale that was created for this study. This scale was divided into two parts: procedural explanation and sincere attitude of professor. Procedural explanation was measured with a two-item scale that was created for this study. One item was regarding whether a detailed description of the class was provided along with an explanation of the grading method on the course syllabus. The actual items are “Were the overview and the grading method of this class described clearly in the syllabus?” and “Did the professor explain the overview of the class and your mental attitude necessary for understanding the subject at the beginning of the class?” Sincere attitude of professor was measured using a four-item scale that was created for this study. We focused on professors’ humane behavior and attitude beyond the content of the lecture. For example, whether the lecture was useful was not our chief concern because it was associated with distributive justice. However, whether the professor appeared to be passionate was important because such an attitude was considered to reflect sincere behavior toward students. The specific items in this regard are “Did the professor observe the starting and ending time of this class?” “Did the professor speak clearly?” “Was the professor passionate enough to make you understand the subject in the class?” “Did the professor give you the opportunity to ask questions about the class?”

General morale of students was measured using a five-item scale. Yoshimura (2007) created nine items to measure job involvement for Japanese employees. On the basis of her research, we created five new items to measure students’ general morale because their formal job was considered to be studying or learning. We omitted Yoshimura’s (2007) four items measuring behavioral job involvement because the distinction between items for UCB and those for behavioral job involvement might be ambiguous. The three items of effective job involvement are “I am interested in studying at this university,” “I want to take advantage of expertise I will acquire at this university when I start to work,”

and “I like to study at this university.” The two items of cognitive job involvement are “I think the place of study is significant in my campus life,” and “I will receive valuable benefits later in my life from studying at this university.”

Student's UCB in class was measured using a three-item scale. On the basis of the finding in Ueda and Yoshimura (2010a), we created the following three items to measure class-specific UCB: “Have you attended this class every time,” “have you made much effort to study in this class,” and “have you tried to pay attention in this class?” Attendance is also included in the items because it corresponds to conscientiousness as one of the OCB dimensions. Even if a professor says that attendance is important in order to get better grades, students' attitudes are not always the same; some will try not to miss a single lecture, and others will believe they will be forgiven for one or two absences.

Satisfaction with the class was measured using a two-item scale comprising the following two items: “Did this class increase your interest in the subject and eagerness to learn more about it,” and “were you satisfied with this class?”

3. Analytic Process

First, average values of each variable were calculated in order to acquire the basic statistics and correlations between two variables. Then, we adopted SEM to compare and find the goodness of fit of our hypothetical model and other models.

V. Result

1. Basic Statistics

Table 1 presents the basic statistics (means, standard deviations, and Cronbach's alpha values) and correlations between variables. The values of Cronbach's alphas were between 0.755 and 0.833, which meant the reliabilities for the indicators of all factors were reasonably high. All the correlations between factors were significantly positive ($p < 0.01$).

Table 1 Means, Standard Deviations, Reliabilities (Cronbach's alpha), and Correlations
(source: Ueda and Yoshimura, 2010b)

	Mean	S.D	LJ	GM	Sa	UCB
Lecture Justice (LJ)	1.5861	0.5409	(0.833)			
General Morale (GM)	2.1460	0.6616	0.224	(0.796)		
Satisfaction (Sa)	1.8052	0.7559	0.644	0.285	(0.804)	
UCB in Class (UCB)	1.7126	0.6782	0.296	0.264	0.514	(0.755)

$n=385$, All correlations are significant at $p<0.01$ level. Coefficient alphas are reported along the diagonal.

Lecture justice was found to have significantly positive correlations with UCB in class ($r = 0.296$), which supported Hypotheses 1 and 2. The correlation between general

morale and UCB in class was also significantly positive ($r = 0.264$), which supported Hypothesis 2.

We were interested in the finding that satisfaction tended to have stronger positive correlations with other factors, except for general morale, than the correlations of lecture justice directly with UCB in class. This result implies the mediating effect of satisfaction on the relationship between justice and UCB in class.

2. Structural Equation Model with Hypothetical Relationship

We adopted SEM using Amos 17.0 in order to examine whether or not our hypotheses were supported. We compared the indicators of fit of alternative models with or without mediating effect of satisfaction by adopting the technique of specification search.³ Some models had improper solutions, and we acquired the most reasonable model, which is depicted in Figure 1. All the standardized estimates that were significant ($p < 0.05$) are presented in Figure 1. The indicators of fit of this model were reasonably good (CMIN/DF = 2.307, GFI = 0.933, AGFI = 0.906, TLI = 0.934, CFI = 0.946, RMSEA = 0.058, AIC = 302.108).

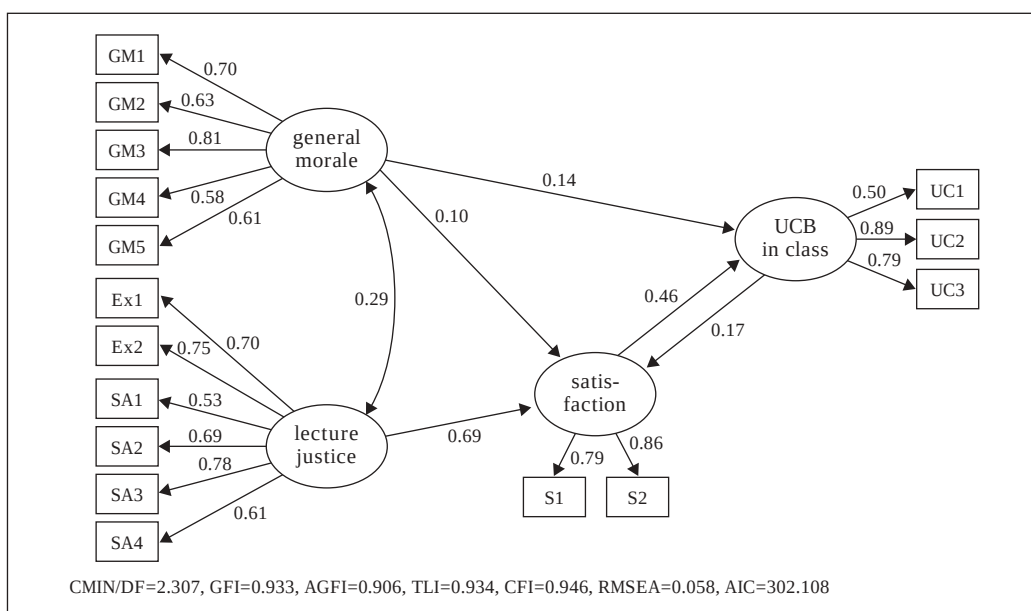


Figure 1 The Effect of Lecture Justice and General Morale (source: Ueda and Yoshimura 2010b)

Although correlation between lecture justice and UCB in class was significantly positive, as indicated in Table 1, it was found that the effect of lecture justice on UCB in class

³ One of the anonymous reviewers considered the possibility of reverse causality between attitudinal factors and behavioral factors (UCB). However, as shown in Smith, Organ, and Near's (1983) empirical result regarding the causal relationship between OCB and satisfaction, we judged that reverse causality would be relatively difficult to stand even in the case of UCB.

was fully mediated by satisfaction, as indicated in Figure 1. In contrast, the two paths from general morale were both significantly positive ($\beta = 0.10$ for the path to satisfaction, $\beta = 0.14$ for the path to UCB in class); thus, the effect of general morale on UCB in class was partially mediated by satisfaction. Therefore, Hypothesis 3 was also supported for lecture justice but partially supported for general morale.

The model also revealed that the path from satisfaction to UCB in class and the path from UCB in class to satisfaction were both positive ($\beta = 0.47$, $\beta = 0.17$, respectively), which indicated an interactional relationship between them. This result supported Hypothesis 4.

VI. Discussion and Conclusion

A general understanding exists that Japanese students, particularly Japanese students who major in liberal arts, are supposed to be able to graduate from their university even if they scarcely study there. Unfortunately, Japanese companies seem to give students little incentive to earn good grades; this outcome is probably because companies have their unique corporate culture and business style, and they tend to believe that new graduates are better at absorbing their culture and style than their knowledgeable counterparts. Even if university education is not necessary to obtain a good job, improving students' motivation to study is still one of the most difficult challenges for most Japanese universities. In response to our previous study (Ueda and Yoshimura 2010b), which showed that diligence in class was recognized as one of the discretionary contributions to the university, this study examined whether or not a professor's justice behavior influenced UCB in class.

The results revealed that lecture justice influenced UCB in class as expected, and this effect was fully mediated by satisfaction. General morale also affected satisfaction; however, this effect was weaker than that of a professor's lecture justice, and the direct path estimate from general morale to UCB in class was significant. Similar to the findings of past OCB research regarding the positive effect of organizational justice, including procedural and interactional justice on employees' OCB, this study reveals that diligence of students in class has an aspect of discretionary behaviors like OCB and it is also influenced by the factors analogous to organizational justice. This finding is particularly important for university educators because it indicates that they must consider ways to improve a professor's lecture justice in class as well as develop a university curriculum that meets students' needs in order to increase students' motivation to study.

The mediating effect of satisfaction on UCB in class was an interesting result. As we discussed, Farh et al. (1990) found that lecture justice affected OCB independently from satisfaction. According to their findings, employees are able to believe that a more comfortable situation will come in the future if they perceive that they are treated fairly; moreover, they could be satisfied by decreasing their OCB even if they perceive that they are treated unfairly.

However, a professor's lecture in class lasts a much shorter time than the term of employment in an organization. Dissatisfied students may not have the long-term perspective necessary to wait for the effect of justice to improve their situation. Furthermore, it would be difficult to imagine a situation in which they would reduce their OCB in class in order to gain satisfaction as a response to unfair treatment in class.

There are some exceptions exist; for example, a few Japanese students try to earn credit without even attending a large class. They might be satisfied with the credit regardless of the professor's attitude in class; however, they were not included in the sample because the questionnaires were allocated to students during class.

This study revealed that satisfaction is the key to producing UCB in class. Once professors' justice behaviors influence satisfaction to the point at which satisfaction can affect UCB in class, the cyclical relationship between satisfaction and UCB can lead to a positive feedback effect. If professors' justice cannot meet this minimum level, then UCB in class fades out in the same cyclical relationship with satisfaction.

This research had several limitations that we expect will be resolved in a future study. First, although this study revealed that professors' behaviors are decisive in improving students' motivation to study, it is not clear how the dimensions of their behaviors in class must be considered. We proposed only one hypothesis regarding the effect of justice on students' diligence in class because we addressed only one composite factor instead of dealing with procedural justice and interactional justice separately. However, it is actually difficult to judge whether one composite measure is enough to address the effect of professors' justice behaviors on students. Further study is needed for investigating professors' actual attitudes and behaviors in class in order to define exhaustive definitions of their behaviors in class.

Second, it is not certain that students' voluntary responses to the questionnaire were sufficiently reliable because we did not provide them with any incentive or reward. The questionnaire asked them about the class that they were attending. Therefore, they might have hesitated to honestly rate the degree of their diligence in that class. A new way to collect data must be devised to elicit students' actual thoughts and opinions.

Third, this study utilized data from students in several classes and correlations between two variables might have been influenced by other factors such as the size of classes. Although we cannot specify how those factors would have an effect on the relationships between two variables, their effect must be controlled for in future research.

Fourth, the method we adopted had some drawbacks. Data were collected from a sample of students of only one private university in Tokyo. This university has a unique educational philosophy and is famous for providing empathetic care to students. Only students who expected to form a close relationship with their professors may have chosen to enter this university. Therefore, data must be collected from students of other universities in order to examine whether or not the finding is consistent. Further, this study utilized three items to measure diligence as UCB in class. However, these three items might be insufficient to measure the various aspects of UCB in class. Future study is expected to explore and establish appropriate items to measure UCB in class utilizing

statistically validated methods such as exploratory factor analysis. In addition, all the variables were measured with an ordinal 4-point scale. A 5- or 7-point scale would probably be better for this type of study.

Finally, a professor usually lectures in front of all the students at one time instead of talking separately to each of them. However, it was found that a professor's explanation or sincere attitude gave a different impression to each student. Therefore, future research must also focus on the factors that influence students' perceptions of a professor's behavior and manner in class.

References

- Ambrose, M. L. 2002. "Contemporary Justice Research: A New Look at Familiar Questions", *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 89, pp.803-812.
- Bateman, T. S. and D. W. Organ. 1983. "Job Satisfaction and the Good Soldier: The Relationship between Affect and Employee 'Citizenship'", *Academy of Management Journal*, 26, pp.587-595.
- Bettencourt, L. A. 1997. "Customer Voluntary Performance: Customers as Partners in Service Delivery", *Journal of Retailing*, 73, pp.383-406.
- Chen, Z. X., A. S. Tsui, and J. L. Farh. 2002. "Loyalty to Supervisor vs. Organizational Commitment: Relationships to Employee Performance in China", *Journal of Occupation and Organizational Psychology*, 75, pp.339-356.
- Cheng, B. S., D. Y. Jiang, and J. H. Riley. 2003. "Organizational Commitment, Supervisory Commitment, and Employee Outcomes in the Chinese Context: Proximal Hypothesis or Global Hypothesis?", *Journal of Organizational Behavior*, 24, pp.313-334.
- Farh, J. L., P. M. Podsakoff, and D. W. Organ. 1990. "Accounting for Organizational Citizenship Behavior: Leader Fairness and Task Scope versus Satisfaction", *Journal of Management*, 16, pp.705-721.
- _____, P. C. Earley, and S. C. Lin. 1997. "Impetus for Action: A Cultural Analysis of Justice and Organizational Citizenship Behavior in Chinese Society", *Administrative Science Quarterly*, 42, pp.421-444.
- Hui, C., C. Lee, and D. M. Rousseau. 2004. "Employment Relationships in China: Do Workers relate to the Organization or to People?", *Organizational Science*, 15, pp.232-240.
- Masterson, S. S., K. Lewis, B. M. Goldman, and M. S. Taylor. 2000. "Integrating Justice and Social Exchange: The Differing Effects of Fair Procedures and Treatment on Work Relationships", *Academy of Management Journal*, 43, pp.738-748.
- Okabe, K., N. Tobe, and K. Nishimura. 1999. *The University Students who Cannot Do the Fraction Calculation* (Bunsu ga Dekinai Daigakusei), Toyokeizai Inc.
- Organ, D. W. 1977. "A Reappraisal and Reinterpretation of the Satisfaction Causes Performance Hypothesis", *Academy of Management Review*, 2, pp.46-53.

- _____, Podsakoff, P. M., and MacKenzie, S. B. 2006. *Organizational Citizenship Behavior: Its Nature, Antecedents, and Consequences*, Sage.
- Rupp, D. E. and R. Cropanzano. 2002. "The Mediating Effects of Social Exchange Relationship in Predicting Workplace Outcomes from Multifoci Organizational Justice", *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 89, pp.925-946.
- Smith, C. A., D. W. Organ, and J. P. Near. 1983. "Organizational Citizenship Behavior: Its Nature and Antecedents." *Journal of Applied Psychology*, 68, 653-663.
- Tsuchigo, N. 2009. "The Current Living Conditions of Students (Daigakusei no Seikatu Jittai)" in Bennese Corporation, ed., *A Survey of the Current living and Learning Conditions of Students* (Daigakusei no Gakushu Seikatu Jittai Chousa), Bennese Corporation.
- Ueda, Y. and M. Nojima. 2012. "Effect of Student Attitudes on University Loyalty and University Cooperation, as Citizenship Behaviours: An Empirical Study in Japan", *International Journal of Management*, Vol.29, No.1, forthcoming.
- _____ and A. Yoshimura. 2010a. "University Citizenship Behavior: Students as Partners in Improving the Effectiveness of Universities", *The Proceedings of the Decision Sciences Institute the 41th Annual Meeting*, pp.1751-1756, San Diego.
- _____ and A. Yoshimura. 2010b. "University Citizenship Behavior in Class: Professor's Justice Behaviors and Students' Diligence", *The Proceedings of the Decision Sciences Institute the 41th Annual Meeting*, pp.1851-1856, San Diego.
- _____, A. Yoshimura, and M. Asanuma. 2009. "The Effect of Job Involvement and Collectivism on Organizational Citizenship Behavior in a Japanese Organization", *The Proceedings of the Decision Sciences Institute the 40th Annual Meeting*.
- Wat, D. and M. A. Shaffer. 2005. "Equity and Relationship Quality Influences on Organizational Citizenship Behaviors: The Mediating Role of Trust in the Supervisor and Empowerment", *Personnel Review*, 34, pp.406-422.
- Wong, Y. T., C. S. Wong, and H. Y. Ngo. 2002. "Loyalty to Supervisor and Trust in Supervisor of Workers in Chinese Joint Ventures: A Test of Two Competing Models", *International Journal of Human Resource Management*, 13, pp.883-900.

「あるべき国民」の再定義としての勤労の義務 —日本国憲法上の義務に関する歴史的試論—

An Historical Essay on the Obligations in the Constitution of Japan: Redefining the Idealized Standards of the Japanese People

高瀬弘文*
Hirofumi Takase

Abstract

In this essay, I first explore the process of enacting the obligation to work, which is now provided in Article 27, Clause 1 of the Japanese Constitution, and then demonstrate that this process had the effect of redefining the obligations and idealized standards of the Japanese people under the Constitution of the Empire of Japan.

It has often been said that one of the roles of a modern constitution is to restrain the arbitrary use of governmental power and to guarantee basic human rights. However, in postwar Japan, elites decreed the constitutional obligations, like the obligation to work, in their draft constitution, and this opened the possibility of a restriction of basic human rights. Why did they do this?

After World War II, the Japanese elites' primary goal changed from securing a victory in the war to the construction of a "peaceful nation." As a result, they had to revise the provision of mandatory military service that had been included in the Empire's constitution. However, in doing so, they forced people to work for the construction of a "peaceful nation" under a democratized Japan. Therefore, elites made the obligation to work a stipulation of the constitution in order to promote a national consciousness and to mobilize people voluntarily to construct a "peaceful nation."

I. 問題の設定

歴史的にみれば、近代憲法の主要な任務の一つは「政治権力の恣意的な発動を抑制し、国民の基本的人権を保障する」（小泉 2005）ことにあるはずなのに、なぜ日本国憲法には憲法上の義務が定められているのだろうか。憲法を策定する立場にあった当時の立法者や政治エリートたちは、どのような動機や目的に基づいて憲法上の義務を設けようとしたのか。本稿では、日本国憲法第27条1項、勤労の義務（「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」）の成立過程を大日本帝国憲法上の義務の再編プロセスのなかに位置付けながら、この問いに対する答えを歴史的に模索していきたい。

これらの疑問に対するもっとも簡潔な答えの一つは、権利の裏には義務があり、権利には義務が伴うからだというものだろう。事実、2001年に衆議院と参議院に設置された憲法調査会によ

* E-mail: takasehirofumi@yahoo.co.jp

る2005年の報告書でも、「権利と同時に義務を課すのは成熟したデモクラシー国家のあるべき姿」であるとの立場から、「義務や責任についてもっと憲法に書くべきとの意見」が出されていた（参議院 2005; 衆議院 2005a）。しかし、もしこの回答が妥当だとしても、こんどはなぜある特定の義務（たとえば、勤労の義務）だけが憲法に明記されているかが説明できない。それを知るためには、具体的に憲法上の義務が盛り込まれた歴史的経緯を検討する必要があるのである。

ではなぜ、勤労の義務に注目するのか。それは、日本国憲法の「三大義務」が、その成立過程において労働や勤労に関する義務を中核に構想され、この義務を結節点として相互連関的に理解できるからである。第Ⅱ章で概観するように、日本社会党のような改革派も日本自由党や日本進歩党のような保守派も、労働や勤労に関わる義務に教育的、納税的な意味合いを付与しており、第Ⅲ章および第Ⅳ章で検討するように、それが案出された動機や目的にはこれらが含まれていた。それゆえ、勤労の義務の成立過程に注目することで、勤労の義務のみならず日本国憲法の「三大義務」が盛り込まれた動機や目的にもせまることができるのである。

ただ、勤労の義務の成立過程に関する先行研究はきわめて少ない。そもそも近代憲法の主要な役割が「基本的人権の尊重」にあることと相俟って憲法上の義務に関する論考が極端に少ないうえに、勤労の義務については、その憲法上の義務に関する解釈論的な研究のなかで簡単に触れられるか¹、あるいは憲法改正論議に対する提案や批判のかたちで言及されることがほとんどだからである²。これまで勤労の義務の成立過程については、「誰が」この条項を案出し提案したのかという問題が中心的な考察のテーマであった。一方で、勤労の義務が「社会主義の“毒”」を含むものだと主張する八木秀次（八木 2000a; 八木 2000b）によれば、勤労の義務とは社会主義者が構想し憲法に規定したものであった。というのも、衆議院で「勤労の義務」の追加修正をしたのは社会党であるが、この社会党が参照していたのが「在野のマルクス主義憲法学者」鈴木安蔵が中心となって作成した憲法研究会の憲法案であり、その鈴木が参考に使っていたのが、1936年のソヴィエト社会主義共和国連邦憲法だったからである。

しかし、勤労の義務の成立過程をこう理解すると、とても社会主義的とはいえない協同民主党や新政会までもが勤労の義務の追加修正を提案していた思惑や、当時、衆議院で多数派を占めていた保守派の自由党や進歩党が勤労の義務を受け入れた理由が説明できない。そこで、この点に目を向けた江橋崇（江橋 2007; 江橋 2005）は、保守派と改革派が異なる思惑で案出した労働や勤労に関する義務を「官僚」が結び付けて憲法に規定したのだと議論した。すなわち、一方で、ポツダム宣言に基づく日本の陸海軍の解体に伴い、大日本帝国憲法の第20条、兵役の義務についても廃止が当然視されたが、これと引き換えに登場したのが「国家のために兵役に代わる公務に参加する義務」であった。たとえば、幣原喜重郎内閣のもとに設置された憲法問題調査委員会の「甲案」には、兵役に代わる義務として「役務ニ服スル義務」が定められていたのである。しかし他方で、社会主義思想の影響のもとで労働運動が活発になるなか、「働かざる者は食うべからず」の考え方を基盤として、人間には労働する義務があるのだとする「社会国家的な主張」もなされていた。こうして江橋は、「この二つの流れを合流させ」たのが「官僚の知恵であったように思う」としたうえで、「戦前期からの国家主義的なボランティアリズムと、戦後盛んになった左翼社会主義という二つの異質な流れが合流して『勤労の義務』を定めた」のだと議論したのである。

¹ 近年の研究として、山中（2009; 2008; 2006）、齋藤（2008; 2001）、藤本（2008）、青柳（1995）、廣澤（1994）、宮田（1975）、高原（1963）。また、勤労の義務の解釈論的研究として、押久保（2010）、行政法制研究会（1994）。

² これについては、青山（2005）、横田（2005）、樋口（2005）、櫻田（2001）。

これらの先行研究は、勤労の義務の成立過程に、改革派と保守派、そして「官僚」が関わっていたことを明らかにしている点で大変興味深い。だが、本稿の課題である勤労の義務が定められた動機や目的についてはさらなる考察の余地があるといえる。たとえば、改革派について、「左翼社会主義」だからといって憲法に労働の義務を盛り込むことが必然ではないことは、日本共産党の憲法案をみれば明らかである（日本共産党中央委員会憲法委員会 1946）³。また、保守派についてみると、「国家主義的なボランティアリズム」の持ち主が必ずしも勤労の義務を規定しないことは、江橋も挙げた憲法問題調査委員会が、後述のように当初、憲法上のあらゆる義務を削除する方針を示していたことにも表れている。さらに「官僚」に関していえば、日本国憲法の成立過程でもっとも重要な役割を果たした法制局官僚の一人、佐藤達夫は、勤労の義務を憲法に定めることに対して否定的だったのである⁴。

そこで本稿では、勤労の義務が規定された動機や目的を考察するにあたって三つの視点を重視していきたい。第一に、勤労の義務の成立過程はこれまで日本国憲法の他の「三大義務」の成立過程と切り離されて議論されてきたが、本稿はそれらをできるかぎり関連付けて論じる。というのも、当時の立法者や政治エリートたちは勤労の義務に教育的、納税的な意味合いをも付与していたからである。また第二に、従来の議論では改革派と保守派の主張の違いが強調されているが、本稿はその共通性を重視する。なぜならば、それを考察することなしには、衆議院において改革派と保守派が勤労の義務の追加修正に合意できた理由が分からないからである。さらに第三に、本稿では勤労の義務の成立過程を検討するにあたって、構想はされたもののさまざまな理由で日本国憲法には盛り込まれなかった憲法上の義務にも注目したい。なかでも、憲法研究会が労働の義務に対するダメ押し規定として構想し、GHQ草案にも掲げられたものの、「官僚」を含む保守派からは拒否された、所有権に伴う義務を考察の対象とする。その理由は、落とされた義務の考察によってもまたその動機や目的を解することができるからである。

また、本稿は勤労の義務の成立過程に関する歴史的な考察を試みるものであるが、紙幅の都合から時系列的な議論を展開することができない。日本国憲法の成立過程を大まかにいえば、第一に日本側でさまざまな憲法草案が作成される時期、第二にGHQ草案が策定・提示される時期、そして第三にGHQ草案が「日本化」される時期に分けられるが、本稿ではまず勤労の義務の追加修正が第三の時期に衆議院でなされたことに鑑み、第Ⅱ章において改革派と保守派による労働や勤労に関する義務についての主張を整理し、その動機や目的をめぐってさらに検討すべき論点を洗い出すこととする。それを受けて第Ⅲ章および第Ⅳ章では、改革派と保守派の動機や目的を知るために第一の時期にまでさかのぼり、改革派と保守派が異なる思惑を持ちつつも一定の共通性を有していたことを指摘する。最後に第Ⅴ章では、これまでの議論を整理することで、勤労の義務の成立過程をより大きな大日本帝国憲法上の義務の再編プロセスのなかに位置付けていきたい。

II. 勤労の義務を定める——衆議院での討議

勤労の義務が追加修正された第90回帝国議会、衆議院帝国憲法改正案委員小委員会（以下、芦田委員会と略記）の議事録をみると、驚くべきことではあるが、労働や勤労に関する義

³ 共産党は、「資本主義社会で労働の義務を課するのは強制労働になる」と認識して、労働の義務を憲法案に明記しなかったようである（憲法調査会 1959）。

⁴ 佐藤からすれば、「勤労ノ義務等」は「兵役、徴用等」を髣髴とさせるものであり、「従来、義務・犠牲が強調サレシタ」のであった（佐藤 1946）。

務の挿入それ自体に反対していた政党は見当たらない。保守派の自由党や進歩党ですら、社会党修正案に「大賛成」であるとか、「社会党ノ案ヲ拜見スル前カラ」勤労の義務の挿入を考えていたなどと発言するありさまであった（衆議院 2005b）。そのため議論の争点は、義務の性質（あくまで道徳的な義務として規定するのかそれとも法律上の強制力を付与するのか、また、国民が他の国民に対して相互に負うべき義務なのかそれとも国民が国家に対して負うべき義務なのか）と、その性質に影響を及ぼすコトバの選好（「労働（者）」を使うのか、それとも「勤労（者）」を用いるのか）という二点にあった。以下、芦田委員会での討議はおおむね日本社会党とそれ以外の保守派政党との対立を軸に展開していくので、まずは政府草案とそれに対する社会党修正案を掲げておこう。

政府草案第25条 すべて国民は、勤労の権利を有する。

賃金、就業時間その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童はこれを酷使してはならない。

社会党修正案 すべて健全なる国民は労働の義務と労働の権利を有する。

正当なる労働に対しては正当なる報酬を受ける権利を有する。

国は就業に於ける機会均等と失業防止の為め特に努力する。

賃銀・就業時間その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童はこれを酷使してはならない（佐藤 1994）。

1. 義務の性質

この社会党修正案には大日本帝国憲法（以下、帝国憲法と略記）のもとで見慣れた定型句である「法律ノ定ムル所ニ從ヒ」が付されていないことから理解できるように、社会党は労働の義務を「差當リハ道徳的ノ意味」だと意義付けていた。社会党の鈴木義男委員や森戸辰男委員からすれば、労働の義務とは、たしかに「國家危急ノ場合ニハ無理ニモヤラセルト云フ場合モアル」が、原則としては、その「御手本」である「ワイマール」憲法にもあるように、一面では「公共ノ福祉ヲ為ニ」「労働力ノアル働ケルモノハ皆働カナケレバナラ」ず、また他面では「労働ヲ欲スルモノニハ國家ハ必ズ職業ヲ與ヘル」という、完全雇用の精神を体現したものであった。この点に関して森戸は、別の機会に労働の権利と絡めてこう述べている。「實際ニ生存ノ出來ナイ者ガ非常ニ澤山ア」ることを考えると、「單ニ形式上ノ政治的ナ基本權」を定めるだけではなく、生存権のような「社會的、經濟的ナ基本權」が不可欠であり、それを実現する手段として「消費ノ面ニ於ケル國民ノ個々ノ生活ノ權利」（「労働ノ權利」）と「生産ノ面ニ於ケル國民ノ労働ノ義務」が規定されなければ、「今日出來ル憲法、殊ニ民主憲法デアルト云フ意味ガ通ラナイノデハナイカ」（衆議院 2005b）。みずからが消費するものをお互いに生産する、という姿勢を示そうとした社会党にとって、労働の義務は国民が他の国民に対して負うべき道徳的な義務であり、法律で強制するような類のものではなかったのである。

しかし、この見解に対しては、法律上の強制力を持つものとして勤労の義務を定めようとする二つの立場から批判が寄せられた。一つは、政府草案第25条に3項として「勤勞ノ義務ハ法律デ定メル」を挿入し、「青年男女」に対して「道徳的デハナク、法律的義務ヲ負ハセ」ることを企図していた、協同民主党の林平馬委員であった。林によると、かつてのように帝国憲法のもとで兵役の義務が課されていれば、「殊ニ農村ノ青年ナドハ二十歳ニナレバ兵隊ニ行ク」のが「常識」であり、「行ツテ來レバ何トナク人間ガシツカリシテ來タト云フ意味カラ歡迎サレテ居タ部分モ相當ア」った。ところが、新たな憲法のもとではそれが「永久ニナクナル」ため、「將

來ノ國民ト云フ意味カラ大イニ重大ナ關心ヲ以テ見ナケレバナラスト思フ」。それゆえ、「平和日本建設ト云フ大目的」のもとで、「子供カラ大人ニ切り變ル」「二十前後」の時期に「青年男女」を「半年デモ一年デモ義務的ニ労働サセ」ることが、目下の重大事である生産の拡大に寄与できるとともに「社會奉仕」や「訓練教育」にもなって有益であろう。こうして林は、勤勞の義務が、教育を受けさせる義務を定めた政府草案「第二十四條ニ含マレル性質」を持つ「教育ノ意味ヲ含ム義務」であり、「將來ノ國民」を「教育」するという「大キナ目的」を有するから、その性質は「義務的、法律的名モノデアツテ、道徳的名モノデハナ」いのだと結論付けた（衆議院 2005b）。国家建設のために國民を「教育」しなおして動員するという意味で、林のいう勤勞の義務とは國民が國家に対して負うべき義務だったのである。

ただ、この林の提案は社会党の鈴木から反発を受け、同調者をえられずに終わる。なぜならば、もし勤勞の義務を法律で定めれば、かつての「徴用工ミタイナ制度」と同様に、「結局ソレハ厭ダト言ツテモ無理ニ徴兵ノヤウニ引張ツテ行ク」ことになるだろうと鈴木は指摘したからである（衆議院 2005b）。日本軍が解体されて兵役法が廃止されるなかで、それでも國民を「徴兵ノヤウニ引張ツテ行ク」ことに同意する芦田委員会の委員は、さすがにほとんどいなかったのである。

だが、勤勞の義務に対して法律上の強制力を持たせようとする計画はまだ頓挫してはいなかった。社会党修正案に向けられたもう一つの反論は、新政会の大島多蔵委員から出された。大島は、政府草案第26条に対する新政会の修正案（「スベテ國民ハ、法律ニ定メルトコロニヨリ、勤勞ノ義務ヲ負フ」）を社会党修正案1項と一体化させ、「スベテ國民ハ、法律ニ定メルトコロニヨリ、勤勞ノ義務ト勤勞ノ權利ヲ有スル」としてはどうかと提案したのである。大島によれば、「法律ニ定メルトコロニヨリ」を入れないと「無理ヤリニ誰デモ労働ヲ強制サレルヤウナ心配ガア」り、「ドウ云フモノヲ働カセルカト云フ細カイ規定ヲ法律ニ依ツテ決メナケレバ、此ノ條文ガ濫用サレタリ何カスル」のであった。そして、委員長の芦田も大島の見解を支持して、こう強調する。「法律ノ定メル所ニ依ルト云ヘバ」、「徴用ミタイナ變ナモノ」や「法律ニ依ラズシテ、勝手ニ人ヲ引張ツテ來ル」ことに対する「一種ノ保障」ができるのではないかと（衆議院 2005b）。

しかし、保守派には残念なことに、この大島や芦田の見解は歴史的に間違いだったことが明らかにされる。というのも、自由党の江藤夏雄委員は、「戰時中或ハ其ノ前カラ所謂國家的義務ト云フ名ノ下ニ非常ニ惡イコトガ色々行ハレテ來タ」ことを考えると、「道徳的ト云フ言葉ヲ入レルノハヲカシイカモ知レヌケレドモ、ヤハリ其ノ點ハハツキリシテ置イタ方ガ宜イノヂヤナイカ」と指摘していたからである。このことが意味していたのは、帝国憲法のさまざまな条文に付された「法律ノ定メル所ニ從ヒ」というコトバの存在にも関わらず、法律は憲法上の規定が「濫用」されるのを防止できなかったという事実であった。この江藤の指摘に対しては大島も芦田も再反論せず、最終的に芦田は「法律ニ定メルトコロニヨリ」の削除を決意する。こうして、政府草案第25条1項に追加修正された義務の性質は、法律上の強制力を持たない道徳的なものとして確定するのである（衆議院 2005b）。

2. コトバの選好

ただ、問題はもう一つあった。それは、義務の性質と密接に関わるもので、「労働」の義務なのか「勤勞」の義務なのかという問題である。

労働を擁護する社会党からは、森戸がその歴史的な背景を振り返った。それによれば、「初メハ労働ト云フ言葉ヲ用ヒ」ていたのだが、しだいに「労働ト云フモノガ何カ多少具合ノ惡イヤウナ感じヲ持タレ」、「才役所」では「勞務」というコトバを使うようになった。そして戦中になると、こんどは「勤勞」というコトバがもてはやされ、「労働ト云フ言葉ヲ廢止シナケレバナ

ラヌ」との主張がなされるようになるのである。なぜならば、「日本主義ノ人」からすれば、「勤勞ト云フノハ天皇ニ奉仕スルト云フ特別ノ意味ガアル」のに対し、「勞働ト云フノハ勞資對立ヲ意味スル」ことで君民一体のような考え方に反するからである。それゆえ森戸は、「寧ろ初メニ自然ニ出來タ勞働、労働者ト云フ言葉ノ方ガ通俗」なのであって、「普通ニモ筋肉勞働、精神勞働ト云フヤウニ使ヒ慣シテ居」るから、「勞働」というコトバのほうが「時勢ニ合フ」のではないかと強調した。また鈴木も、「是ハドツチデモ間違ヒデハナイ」が「我々ハ將來出來ルダケ勞働ト云フ言葉ヲ慣用語ニシタイ」と言明し、森戸に同調したのである（衆議院 2005b）。国民が相互に負うべき道徳的な義務として労働の義務を提案した社会党からすれば、天皇あるいは国家に対する奉仕というニュアンスを持つとされた勤勞を避けようとするのは、それほど不思議なことではなかった。

しかし、勤勞を擁護する保守派政党は異なる見解を持っていた。進歩党の犬養健委員は、社会党の水谷長三郎議員がしばしば「勤勞大衆ノ名ニ於テ」と発言していることに触れたうえで、「所謂勤勞大衆ニハ多少頭腦的ナ勤勞者、職員組合ノ幹部トカ中堅ト云フモノモ含」み、「勤勞ノ方ガ私達ハ廣ク思ハレル」からこのコトバを用いるのだとして、「天皇ニ奉仕スルト云フ特別ノ意味ガアル」との主張に反駁した。そして、政府委員として出席していた佐藤達夫法制局次長もまた、犬養の発言を援用したうえで、「勤勞大衆ノ名ニ於テ——其ノ勤勞ガ智的ト云フカ、普通ノ筋肉勞働バカリデナシニ、モット廣イ感ジヲ之ニ含メタイト云フ氣持」から、政府草案では「勤勞」を選んだのだと主張したのである（衆議院 2005b）。こうして、コトバの選好については保守派の議論に押し切られたかたちとなり、芦田委員会は最終的に、政府草案第25条1項を「すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ」と修正することで合意するのである。

3. 他の義務との関連性

これまでの議論からも理解できるように、社会党とそれ以外の保守派政党とは義務の性質およびそれと関連するコトバの選好をめぐる対立していたが、その対立のありようは以下のように整理できる。一方で、「労働」の義務を提案する社会党は、それをあくまで道徳的な義務だと意義付けており、国民が他の国民に対して相互に負うべき義務だと考えていた。しかし他方で、「勤勞」の義務を擁護する保守派政党によれば、その義務は法律上の強制力を持つものだとされ、しばしば国民が国家に対して負うべきものだとされたのである。

ただ、ここでさらに注目に値するのは、義務の性質およびコトバの選好に関して意見の異なる社会党と保守派政党がいずれも、労働や勤勞に関する義務に、日本国憲法の「三大義務」における他の二つの義務が体现する教育的、納税的な意味合いを持たせていたことである。たとえば、勤勞の義務に法律上の強制力を持たせようとした協同民主党の林の提案に社会党の鈴木が反発していたことはすでに述べたが、その反面で鈴木からすれば、勤勞の義務が「教育ノ意味ヲ含ム義務」であるという点には共感できるものがあつた。というのも鈴木は、林の「御提案ノ趣旨ハ大賛成」であり、社会党もまた「勤勞ト教育ノ結合」を重視して「ソレヲ大イニ將來ノ國民運動トシテヤル積リ」だと指摘していたからである（衆議院 2005b）。

また、労働や勤勞に関する義務が納税的な意味合いを含むものだと解釈されていたことは、納税の義務の追加修正を決めた芦田委員会での討議をみれば明らかである。委員長の芦田が未練を残しつつ「草案ノ出來タ時ノ經過」を振り返っているように、当初、政府草案には、納税の一形態として「法律ノ定メルトコロニヨリ」「負擔、役務ニ服スル」義務を負うという「規定ヲ入レタカッタ」。ところが、「亂用」の危険性など「差支ガアツテ」この案文は盛り込まれなかったのだというのである。もしこれが条文化されていれば、保守派が希望していたような法

律上の強制力を持つ勤労の義務となっていたはずである。だが、社会党の鈴木としては、労働の義務に納税的な意味合いを持たせることには反対ではなかった。実際鈴木は、芦田に同調して、「将来ハ労働力ヲ提供スル場合ガ多クナルダラウ」し、「税金デナク、有償デ使フヤウニナルダラウ」から、「削ツテモ弊害ハナカラウト思フガ、決メテ置カナイト我々ハ義務ガナイト云フコトデ困ルト云フ説ガアツタカラ……」と述べていたのである。こうして、改革派と保守派との共通見解を裏書するかのように、納税の義務については「大體各派トモ一致ノ修正意見」として、ほとんど議論もなく追加修正が決定されるのである（衆議院 2005b）。

この二つの事例は、勤労の義務がどのような動機と目的を持って定められたのかを考察するにあたって、さらに二つの点に注目する必要があることを示している。一つは、労働や勤労に関する義務には、人びとに働くよう促す（あるいは、強制する）だけではなく、教育や納税（あるいは、それ以外のもの）に関わる動機や目的が含まれる可能性をも考慮しなければならない、ということである。そしてもう一つは、社会党と保守派政党にはお互いに共有し妥協できる余地があるということである。これらの事例は、少なくとも日本国憲法の「三大義務」がそれぞれ別個に構想され定められたのではなく、労働や勤労に関する義務を結節点として相互連関的に案出されたことを暗示しており、また社会党と保守派政党の主張は、真っ向から対立するというよりも一定の共通性を持っていたのだということを示唆しているのである。

III. 国民を先導する——改革派の構想

1. 社会党の憲法案

社会党は、芦田委員会に先立つ1946年2月23日に独自の憲法案（「新憲法要綱」）を発表しており、ここにはすでに、「国民権利義務」の表題のもと、労働の義務（「六、国民は労働の義務を有す、労働力は国の特別の保護を受く」）と就学の義務（「十、就学は国民の義務なり、国は教育普及の施設をなし、文化向上の助成をなすべし」）の二つが掲げられている（佐藤 1964）。では、社会党はどのような動機や目的に基づいて労働の義務を憲法案に盛り込んだのだろうか。

戦前の無産政党各派からなる社会党は、すでに結成前の1945年10月半ばには憲法改正問題を取り上げており、11月2日に開かれた結党大会でも、その「一般政策」の冒頭、「一、政治」において、「1 国民の総意に基く憲法の民主主義化」が掲げられていた（河野 1960）。しかし、日本共産党との連携をめぐる党内対立が起きたため、憲法案起草のための委員会を党内に設置したのは1946年1月18日のことであった。この委員会には、社会党の「三長老」の一人、高野岩三郎をはじめ、芦田委員会の社会党委員である鈴木と森戸、さらには、片山哲、原彪、海野晋吉、黒田寿男、中村高一、水谷長三郎、松岡駒吉が名を連ねている（佐藤 1964）。

ただ残念なことに、この委員会における討議の内容については、史料的制約により明らかにできない。社会党案から窺い知ることができるのは、「新憲法制定」の「方針」として「民主主義政治の確立と社会主義経済の断行を明示する」姿勢が強調されていること、そして、それに関わらず、「国体」⁵とその法的な基盤である天皇の統治権については、「主権は国家（天皇を

⁵ 「国体」はいまいで多義的なコトバであるが、本稿では、帝国憲法の第1条から第4条、なかでも、第1条（「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」）および、第4条（「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」）を指すものとする。というのも、1929年5月の大審院判決にあるように、「我帝国ハ萬世一系ノ天皇君臨シ統治権を総攬シ給フコトヲ以テ其ノ國體ト爲」すというのが、「国体」や「私有財産制度」の「変革」に対する罰則を規定した治安維持法における「国体」の法律上の解釈だったからである（法曹会 1929）。

含む国民共同体)に在り」として国民主権を否定したうえで、「主要部を議会に、一部を天皇に帰属」させる態度が言明されていること、などである(佐藤 1964)。結局、社会党案をみることで指摘できそうなのは、鈴木が芦田委員会において説明していた、「勤労ト教育ノ結合」を重視するという社会党の方針の原型が、労働の義務と就学の義務というかたちで提示されていた、ということだろう。

2. 憲法研究会の憲法案

そこで、改革派が労働の義務を提起した動機や目的を探る試行的な一助として、高野や森戸もメンバーとして参加し、鈴木や原らも顔を出していた民間グループ、憲法研究会の憲法案の策定プロセスを概観してみよう⁶。というのも、憲法研究会は社会党よりも前に、社会党が芦田委員会で提案したような労働の義務—国民が相互に負うべき道徳的な義務—を憲法案に盛り込んでいたからである。

憲法研究会は、1945年10月29日、高野が、すでにラジオなどで帝国憲法の根本的改正が必要だと主張していた在野の憲法史研究者である鈴木安蔵に声をかけたのがそのはじまりである。その討議は早速、11月5日から21日にかけて行われ、「民主主義国家においては、統治権は当然国民より発し且つ国民がこれを総攬(掌握統一)する」というかたちで「国体」を変革する基本姿勢が打ち出された。その後いくつかの試案の作成を重ね、ついに完成した憲法研究会案(「憲法改正要綱」)は、12月26日、日本政府とGHQとにそれぞれ提出される。そこには、全部で三つの憲法上の義務が設けられていた。すなわち、「国民権利義務」の表題のもとに、労働の義務(「一、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス」)および民主的な人格完成の義務(「一、国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道徳確立諸民族トノ協同ニ努ムルノ義務ヲ有ス」)が、「経済」の表題のもとに所有権に伴う義務(「所有権ハ同時ニ公共ノ福利ニ役立ツヘキ義務ヲ有ス」)が、掲記されたのである(鈴木 1977)。

では、労働の義務はどのような動機や目的に基づいて、憲法研究会案に盛り込まれたのだろうか。ここで興味深いのは、当初第一案(「新憲法制定の根本要綱」)には規定のなかった憲法上の義務が、第二案(「憲法改正要綱」)ではじめて明記されたということであり、しかも、そのとき労働の義務が(民主的な人格形成の義務とともに)おかれていたのは「二、人権」の章だったということである。その理由は、第一案と第二案における人権規定の策定方針の違いにあった。すなわち、第一案の「三、人権」では、「人権保証のための積極的規定を憲法上に設くべき」だとされ、従来のような「単なる自由、権利一般」にとどまらず、「労働権」や「休息権」、「生活権」などの「具体的諸権利」を掲げるべきだと強調されていた。しかし、第二案になるとその方針はさらに徹底されて、人権規定については「能ふ限り詳細に規定することとなったのである(鈴木 1977)。つまり、労働の義務は(民主的な人格形成の義務とともに)、人権を具体的かつ積極的に規定するという憲法研究会の姿勢の表れであり、人権を保障し民主主義を徹底するための、いわばダメ押し規定として提起されたのだとみることができるのである。

もしそうだとすれば、憲法研究会のいう労働の義務とはどのような性質を持つものであり、どのような人権の保障をダメ押しするために案出されたのだろうか。まず義務の性質に関して、ここで参考になるのが、第一案における人権規定の方針である。というのも、憲法研究会は

⁶ 社会党が憲法案起草のための委員会を設置したことと関連して、社会党案にはすでに発表されていた憲法研究会案の内容が大幅に取り入れられるだろうとの予測記事が掲載されたことは、当時の雰囲気的一端をよく伝えているように思われる(『毎日新聞』1946)。憲法研究会とその憲法案の策定プロセスの詳細については、古関(2009)。また、鈴木や原らが出席したことを示す記述は、鈴木(1967)。

「三、人権」の冒頭において、まず君主に対して従属し義務を負う「臣民」の概念を廃止して、より主体的な内容を持つ「国民なる概念〔が〕確立さるべき」だと指摘し、「人権規定において、従来のごとき留保付は一切廃止すべき」だと強調しているからである（鈴木 1977）。憲法研究会からすれば、「法律ノ定ムル所ニ從ヒ」あるいは「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という留保を付けて人権を制約してきた帝国憲法のやり方は、改められる必要があった。それゆえ、人権保障のダメ押し規定として提起された労働の義務についても、それはあくまで法律上の強制力を持たないものだったのである。ここには、社会党がなぜ、労働の義務をあくまで道徳的なものだと意義付けたのかに対する一つの説明を見出すことができるだろう。

また、労働の義務がダメ押しで保障する人権の具体的な内容を理解するためには、憲法研究会が社会党と同じように、労働の義務を国民が他の国民に対して相互に負うべき義務だと解釈していたことから説き起こすことができる。たとえば、憲法案を取り纏めていた鈴木安蔵は労働の義務に関して、『働かざるものは食うべからず』という理念を新しい日本国家においても力説するつもりで掲記したのだと指摘しているが、それが具体的に意味するものについては、第一案の「六、経済・財政」において明示された基本方針が参考になる。

日本国家における社会・経済体制についての根本規定がなさるべきである。それは十八世紀的デモクラシーに見らるるとき、単なる私有財産の安固、営業の自由、契約の自由の規定たるべきではない。これらは、日本の社会・経済の民主主義化に適應すべき大財閥資本の制限、独占の禁止、寄生的大土地所有の禁止の範囲内において認めらるべきである（鈴木 1977）。

憲法研究会からすれば、「日本の社会・経済の民主主義化」の観点から国民、とくに労働者の権利を保障するためには、資本の集中や不労所得を制限するというかたちで所有権や契約の自由に対する制約を設ける必要があった。そして、不労所得による生計が制限され、あるいは不労所得者もまた生きるために消費することを考えるとき、あらゆる国民は、その消費するものを（再）生産するためにも働くことが不可欠だとされたのである。こうした理解は、森戸が芦田委員会で示した社会党の姿勢と大きく重なるものである。要するに、憲法研究会が考える「働かざるものは食うべからず」とは労働権の保障をつうじた生存権（「生活権」）の保障を意味しており、労働の義務は、それらの権利の保障をダメ押しするために憲法案に盛り込まれたのであった。

そして、この労働の義務による人権保障を徹底するために第三案（「憲法改正要綱」）において「経済」の章にさらなるダメ押し規定のように挿入されたのが、「持てるもの」が他の国民に対して負う義務とでもいうべき所有権に伴う義務である（鈴木 1967）。というのも、財産の所有者によるその自由かつ利己的な処分を無制限に認めることは、しばしば労働者の権利を侵害し、国民の「経済生活」（「人間ニ値スヘキ健全ナル生活」）（鈴木 1977）を破壊することとなるからである。それゆえ、「日本の社会・経済の民主主義化」の観点から「私有財産並に営業、契約の自由は国家公共の福利に貢献するを根本条件とする」（鈴木 1977）という姿勢を明らかにする必要があった。憲法研究会が所有権に伴う義務を新たに挿入したのは、いわば労働の義務による人権保障（国民の「経済生活」の保障）を裏面から支えダメ押しするためだったといえるのである。

では、これまで議論したように、労働の義務が人権を保障し民主主義を徹底するためのダメ押し規定なのだとするならば、憲法研究会はなぜ、労働の義務を憲法に定めることで人権の保障や民主主義の徹底が可能になると考えていたのだろうか。ここで参考になるのが、帝国憲法の改正を二段階で実現するという憲法研究会の方針である。第一案に対して森戸は、「十年後に新たに

憲法制定会議を招集して民主主義的憲法を作成すること」を規定すべきだと主張し、その理由として、「現在の改正では真に徹底的に民主的たりえず、また真に新しい民意を十分反映しえない」からだと指摘した。「全員一同、現在は永い反動教育の結果、国民が真に適切に物事を判断しうる状態に達していないから」、これからの「民主教育によって十分に正しく考えうる状態に達したのち、改めて真の国民の要求をきいて憲法を制定するのが当然」だというわけである。これを敷衍すれば、国民は「永い反動教育」の結果として「真に適切に物事を判断しうる状態に達していない」ため、物事を「十分に正しく考えうる」憲法研究会が、「民主教育」を実現するための第一段階として暫定的な憲法を作成して、民主化を先導しようとしたのだということになるだろう。事実鈴木安蔵自身も、憲法研究会が作成した程度の憲法が施行されれば、「十年のあいだに、国民は思想的にも必然的に一步前進して共和制の国家形態を要望するにいたるであろうと考えた」のだと回顧している（鈴木 1977）。憲法研究会からすると、憲法上のすべての規定は「永い反動教育」のもとにおかれた国民を「あるべき国民」の姿に再教育するためのものであり、労働の義務もまたその例外ではなかった。換言すれば、憲法研究会は労働の義務を憲法に定めることそれ自体に教育的な意味合いを付与しており、それは、憲法研究会が人権を保障し民主主義を徹底するために国民を先導して再教育することの一環だったのである。

IV. 臣民を再教化する——保守派の努力

1. 保守派政党の憲法案

では、自由党や進歩党はなぜ、勤労の義務の追加修正を受け入れたのだろうか。また、協同民主党や新政会はなぜ、勤労の義務の挿入を提案したのだろうか。

まず、自由党と進歩党は芦田委員会に先立って憲法案を発表しているが、いずれも勤労の義務に類する規定はおろか、具体的な憲法上の義務についても一切掲げてはいないため、勤労の義務を受け入れた理由については分からない。ただ、自由党と進歩党の憲法案には、憲法上の義務に対する態度に関して微妙な違いがあった。一方で、芦田のイニシアティブを発端に、旧立憲政友会系の議員で構成された自由党は、1946年1月21日、憲法案（「憲法改正要綱」）を公表する。その基本姿勢は、それに付された鳩山一郎自由党総裁の談話にもあるように、「天皇制の打倒を呼号」する声に対して「或は悲痛し或は疑惑して居る」国民のために、「我国の伝統」である「国体」を維持したかたちでの「真の立憲君主政治の確立」を目指したものであった。ただ、帝国憲法の「第二章 臣民権利義務」に該当する部分は「三、国民の権利」と改められ、勤労の自由（「二、営業及勤労ノ自由ハ、法律ヲ以テスルニ非ザレバ之ヲ制限スルコトヲ得ズ」）をはじめとする三つの権利が掲げられていた。鳩山談話はこの点に関して、立憲政治を確立するために「無謀な戦端を開くに至った」「軍閥官僚」の台頭を防ぎ、「国民の権利を伸長擁護」する条項を設けたのだと指摘している（佐藤 1964）。「国体」を維持するためには「国民の権利」を拡張する必要がある、それを制約するような憲法上の義務は不要だというわけである。他方で、旧大日本政治会を母体として旧立憲民政党系の議員からなる進歩党は、1946年2月14日、憲法案（「要綱」）を策定するが、「孰レノ案ヨリモ進ミタル民主主義ヲ採用シタ」との言にも関わらず、帝国憲法とのあいだに大きな差異はなく、「臣民ノ権利義務」という表題までもが帝国憲法どおりであった。そのことは、「要綱」の前に付された「方針」において、こう宣言されていることから明白である。「我国ニ於ケル天皇制ハ古来ノ歴史ト国民ノ信念トノ成果ニシテ、日本国家統一ノ中心デアル」（佐藤 1964）。進歩党からすれば、「国体」とその法的基盤である帝

国憲法の基本的な枠組みは変更不要だと考えられていたのである。

また、協同民主党と新政会は、いずれも1946年4月の衆議院選挙に前後して改組あるいは結党したこともあり、憲法案を発表していない。わずかに、協同民主党の前身である国民協同党が、その結党の折に出した「綱領」のなかで、「勤労自主相愛を基調とする協同主義」を掲げていることが知られるのみである（内田 1987; 赤塚 1978）。

2. 政府系の憲法案

そこで、勤労の義務に対する保守派の思惑をさらに考察する第一次接近的な方途として、1945年10月25日、幣原喜重郎内閣のもとに、商法学者である松本烝治國務大臣を委員長として設置された、憲法問題調査委員会（以下、松本委員会と略記）の憲法案の策定プロセスを考察していきたい⁷。というのも、この松本委員会は、保守派政党が芦田委員会で擁護したような勤労の義務—法律上の強制力を持った国民の国家に対する義務—を、これらの政党に先駆けて構想していたからである。

松本委員会での討議は大変起伏に富んだものであった。事実、討議がはじまった1945年10月末から原則的な討議が終了する11月末までの時期、松本委員会は、帝国憲法のもとに定められた、第20条の兵役の義務（「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」）や、第21条の納税の義務（「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」）をはじめとする、あらゆる憲法上の義務を憲法案から削除する方針を示していた。すなわち、日本軍の解体を要求するポツダム宣言の履行という観点から兵役の義務の削除や改変が問題となり、この義務の削除が俎上にのぼると納税の義務を存置するかが課題となり、これが帝国憲法第62条の「納税法律主義」で補完できるとの意見が台頭すると、こんどは「第二章 臣民権利義務」という表題の是非が討議され、まるで自由党案を思わせるかのように、「第二章 臣民」あるいは「第二章 国民」とする案などが出されるようになるのである（芦部ほか編 1997）。

しかし、原則的な討議の終了を受けて各顧問・委員が試案の作成に取り掛かるようになると、まず松本が、次いで松本委員会が、兵役の義務の代わりとして臣民（国民）に働くよう義務付けることを企図した勤労の義務に関わる憲法上の義務を提起するようになる。たとえば、12月半ばには、松本が帝国議会での質問を受けて「労役ニ服スル義務」が憲法には必要だと答弁し、この松本の方針転換を受けて12月末には、松本委員会が「勤労ノ権利義務」をはじめとする憲法上の義務を構想していた。ただ、松本と松本委員会とのあいだには進歩党と自由党とのあいだに見られるような差異があり、それを反映するかのように松本委員会は、1946年1月末、帝国憲法の改正度合いにあわせた「小改正」案（甲案）と「大改正」案（乙案）を作成する。そして、「甲案」には「第二章 臣民権利義務」のもと、納税の義務とともに「役務ニ服スル義務」（「八 第二十条中ニ『兵役ノ義務』トアルヲ『役務ニ服スル義務』ト改ムルコト」）が、「乙案」には「第二章 国民権利義務」のもと、納税の義務とともに勤労の権利義務（「日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ勤労ノ権利及義務ヲ有ス」）と教育を受ける権利義務（「日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス」）が、それぞれ掲記された（芦部ほか編 1997）。こうして、松本委員会は2月8日、最終的に「甲案」をもとにした憲法案（「憲法改正要綱」）を

⁷ 幣原内閣は、のちに進歩党総裁となる幣原を筆頭に、鳩山の公職追放直後に自由党総裁に就任する吉田茂が外務大臣として、また芦田も厚生大臣として入閣するなど、保守派政党との人的つながりを有していた。さらに松本委員会には、帝国大学の主要な憲法学者のほか、芦田委員会の政府委員、佐藤達夫法制局第二部長らも参加しており、保守派政党の関係者と同様に帝国憲法のもとで地位を築いた人びとの憲法構想を知るうえでは有用だと思われる。松本委員会とその憲法案の策定プロセスの詳細については、古関（2009）。

GHQに対して提出するのである。

では、松本や松本委員会は、どのような動機や思惑から勤労の義務を憲法案に盛り込み、なぜその義務を法律上の強制力を持った国民の国家に対する義務として案出したのだろうか。ここでは、松本と松本委員会が方針を大きく転換した1945年12月に注目して、これらの問題を考察していきたい。

(1) 松本の態度表明

松本がはじめて臣民の働く義務を憲法に定めるべきとの見解を明らかにしたのは、1945年12月17日の貴族院における石黒忠篤議員からの質問に対する答弁においてであった。すでに松本は12月8日、憲法改正の方針を示した「松本四原則」のなかで、「国体」とその法的な基盤である帝国憲法の「大原則」（天皇による統治権の総攬）を堅持する姿勢を明確にしており⁸、石黒はそれを受けて、国民の「勞力ノ提供」を「國家義務」として憲法に定めるよう松本に要求したのである。

石黒の質問はまるで協同民主党の林による芦田委員会での提案を髣髴とさせるもので、そこで提起された義務の性質は、法律上の強制力を持った国民の国家に対する義務であった。第一に、石黒によれば、新しい憲法には、国民が（政治エリートたちの決めた）新たな国家建設のために奉仕することを定めた、「國民ノ國家ニ對スル義務」が不可欠であった。なぜならば、帝国憲法の改正に伴って兵役の義務が廃止される一方で「自由ノ思想」が「極メテ輕佻浮薄ニ採入レラレ」たため、いまでは「全ク自由ナ、放埒ナル生活ニ入ル危險ガアリ、又ソレニ入ツテ自墮落ニナリ勝チニ思ハレル國民ノ趨勢ガ見ラレル」からである。石黒はここに「我ガ國ノ將來」に関する二つの「心配」を見出していた。一つは、「平和國家ヲ建設スルニ必要ナル勞力ノ提供」である。国民はこれから、「全ク武備ノナイ國家トシテ、新シク、全ク新シイ平和日本トシテ立ツテ行ク爲ノ國家ニ對スル必要ナル仕事ヲスル義務ヲ背負ツテ行カ」なければならないのに、「自由ノ思想」のせいで「自墮落」になってしまつては、「此ノ危機ニ際シテ居ル日本ノ建設ト云フコトガ、圓滿ニ進行ハ出來ナイノデヤナイカト思」われるからである。またもう一つは、教育的な意味合いを含んだ「國民性ノ涵養」であった。石黒は、兵役の義務による「國民性ノ鍊成」が「非常ニ多大ノ貢獻ヲ國家ニ爲シ」てきたと理解しており、「權利ヲ考ヘル時ニ當然ニ義務モ考ヘナケレバナラヌ」とする石黒からすれば、新しい憲法にも、兵役の義務と同様に、「日本國ヲ、平和日本ヲ確ツカリト樹テテ行クト云フ義務」が必須だとされたのである。いわば、「徴兵ノ義務ガナクナツテモ、又自由ノ思想ガ不當ニ入レラレテモ、國民ノ義務ト云フコトニ付テ、將來ノ國民ガ日本國民タル意識ヲハツキリト持ツヤウニナ」るべきだというわけである（貴族院 1999b）。

また第二に、石黒のいう「國民ノ國家ニ對スル義務」とは、法律上の強制力を持つものとして構想されていたのだといえる。というのも、石黒は、この義務の性質に関して、「恰モ兵役ノ如ク、併シナガラ武力ノ戰爭ニ従事スルト云フノデハナ」いのだと指摘しているからである。ここで石黒が具体的に考えていたのは、「只今我ガ國ガ直面シテ居ル食糧ノ供給」から「鑛山勞働」や「都市ノ清掃」まで、「國民ガ或一定ノ年齢ニ達シタナラバ、適當ナル方法ニ於テ、貧富ノ別ナク、之ニ従事ヲスル」よう義務付ける、というものであった。石黒からすれば、国民の

⁸ ここで明らかにされた四原則とは、①天皇が統治権を総攬するという帝国憲法の大原則は変更しない、②ただ、議会の議決を必要とする事項を拡大して、大権事項をある程度制限する、③また、国務大臣以外のものが国務に介入しないようにし、国務大臣は帝国議会、ひいては国民に対して責任を負うようにする、④そして、人民の自由、権利に対する保護を強化する、というものであった（貴族院 1999a）。

「勞力ノ提供」を賃金労働や「精神的ニ義勇心ヲ喚起」するのみにゆだねることは、「餘リニ國家建設ノ爲ニ問題ガ大キ過ギル」ものだったのである（貴族院 1999b）。

そして、この石黒の提案に対しては松本も全面的に賛成であった。松本は、「御質疑ノ大體ノ御精神ハ私モ極メテ同感」だと応じたうえで、「私一個ノ考ヘ」ではあるが、兵役の義務に代わる新たな憲法上の義務として「國家ノ爲ニ勞役ニ服スル義務」を考えているのだと答弁したのである。すなわち、「民主主義ノ内容ヲ成ス所ノ自由主義」、その「自由主義ハ必ズ同時ニ他人ノ自由ヲ侵サヌ、又國家ノ爲ニ奉仕スルト云フ義務ヲ伴フ」のであり、それは「當然ノコト」でもあるから、「國家ノ爲ニ勞役ニ服スルト云フヤウナコトヲ想像シテ、之ニ付テ規定ヲスルコトハ妨ゲナイコトデハナカラウカト、實ハ考ヘテ居ル」。というのも、この「國家ノ爲ニ勞役ニ服スル義務」を憲法に定めておけば、「徵用其ノ他各般ノ法律ヲ書クト云フコトノ切ツカケガ出來」るからである。そのうえで松本は、「法律ニ定メルトコロニヨリ」という留保を付せば濫用が回避できるとする芦田や新政会の大島の芦田委員会での発言を思い起こさせるように、「日本臣民ノ權利、自由等ニ制限ヲ加ヘルトカ、或ハ義務ヲ課スルヤウナ場合ニハ、法律デナケレバ是ハ出來ナイト云フヤウナ規定ヲ設ケテ、以テ人民ノ自由、基本的ノ權利ト云フヤウナモノヲ尊重スル趣旨ヲ示シタイ」と強調したのである（貴族院、1999年b）。「松本四原則」において「国体」の維持を表明した松本からすれば、兵役の義務のように法律上の強制力を持った「日本臣民」の國家に対する義務を新たな憲法にも定めるのは、「當然ノコト」であった。天皇による統治権を認め國民主權を否定することは、天皇以外の人びとが依然として君主に対して従属し義務を負う臣民であることを意味していたから、その臣民が負うべき「國家ノ爲ニ勞役ニ服スル義務」に関する憲法上の規定は不可欠だったのである。

（2）松本委員会の変節

この松本の発言を受けて、松本委員会もまた國民の働く義務を憲法に定めようと画策するのだが、松本委員会の大勢が松本とは異なり、「兵役ノ義務ニ代ルベキ義務」として「勤勞ノ權利義務」（芦部ほか編 1997）を構想していたのは大変興味深い。事実、松本委員会は義務の性質に関して、勤勞の義務が法律上の強制力を持つことは認めつつも、それは國民の國家に対する義務ではないのだと示唆していたのである。

各顧問・委員の試案を参照しつつ「勤勞ノ權利義務」が討議された12月24日の議事録をみると、まず、帝国憲法の「第二章 臣民權利義務」という表題が問題とされ、「兵役ノ義務ニ變ル他ノ義務ヲ新タニ設ケルコトモ考ヘラレルカラ表題ニツイテハ後デ考ヘルコトトスル」のだとして、決定は先延ばしになった。次いで、河村又介委員が勤勞の義務（「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ勤勞ノ義務ヲ有ス」）を憲法案に規定していることに触れ、「コレハ精神的、肉体的兩方面ノ意味ヲ含ム」ものだとされた。勤勞の義務は、道徳的なものであると同時に法律上の強制力をも持つのだというのである。そのうえで松本委員会は、帝国憲法の「第二章ニ手ヲ入レル以上ハ、カウ云フ社会的ナ要素ヲ入レルコトガ考慮ノ価値ガアル」と指摘し、勤勞の義務が「社会的ナ要素」の代表例であるとの認識を示したのである。しかし、その直後に議題は「勞働ノ權利」に移り、これを規定することは「實際上極メテムツカシイ」から、松本委員会では「ワイマール憲法的ニ法律ハ労働者ノ保護ト救護ニツイテ定ムベシト云フ風ニシタ」。より具体的には、「勤勞ハ國家ノタメニ働クト云フコトデナ」く、「働カザルモノハ食フベカラズ式ノ考ヘデアリ、從ツテ働キタル者ハ生存權ヲ保障セラレネバナラスト云フ考ヘデアル」。松本委員会からすれば、生存權の保障は勤勞をなすものに対してのみ与えられるのであった。こうして委員たちからは、「『勤勞ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ』ト云フ形ハ如何？」との提案もなされ

たのである（芦部ほか編 1997）。

ただ、ここには二つの疑問が残る。第一に、なぜ松本委員会は帝国憲法の「第二章ニ手ヲ入レル」方針を固め、勤労の義務のような「社会的ナ要素」を案出したのだろうか。これについては、「勤労ノ権利義務」の挿入と関連して、以下のように指摘されている。

今日ノ状勢ハドウセ改正ヲスルノナラ相当積極的ニヤラネバ乗り切レナイ状勢ニ近ツキアルノデ、第一条乃至第四条スラヤハリ手ヲ入レネバスマナイ勢ニナリツツアル。サウ云フ点ヲ考慮シテ、調査会トシテモモット積極的ニ手ヲ入レル方針ヲトラネバナラナイト云フ意見ガ支配的ナ空氣デアツタ（芦部ほか編 1997）。

松本委員会の大勢からすれば、「今日ノ状勢」は、「国体」とその法的な基盤である帝国憲法の第1条から第4条の堅持すら困難な状況にあるのだった。それゆえ、松本委員会としては、「国体」を維持し、あるいはその変革を最小限にとどめるためにも、「国体」の変革を叫ぶ改革派の主張を取り入れたかたちで帝国憲法の第二章を大幅に改正する必要があり、そこで松本委員会の御眼鏡に適ったのが「社会的ナ要素」だったのである。12月末といえば憲法研究会案は未公表だったが、勤労の義務を盛り込んだ第二案および第三案は勤労の義務を憲法案に定めた河村にも送付されており（憲法調査会 1959）、すでにそれ以前の11月末には、社会党をはじめとする改革派が積極的に推し進めていた労働組合法案の策定を受けて、労務法制審議委員会が、「一、憲法中に労働の権利および義務に関する規定を設けること」を明記した答申の附帯決議を厚生大臣である芦田に提出していた（『朝日新聞』 1945）。つまり、松本委員会の大勢は、「國家ノ爲ニ勞役ニ服スル義務」を考えていた松本とは異なり、少なくともこの時期までには、「国体」の維持という目的を損なわない範囲内で改革派の主張を取り入れる準備ができていたのである。こうして、松本と松本委員会の大勢との相違を反映するかのよう、松本委員会は12月26日の会合において「小改正」と「大改正」の二つの案を策定することで合意し、それはのちに、松本自身の憲法案をもとに作成された「小改正」案（甲案）と、事実上宮沢俊義委員による憲法案（宮沢甲案）をもとに作成された「大改正」案（乙案）とに結実するのである（佐藤ほか 1977）。

また第二に、勤労の義務が松本委員会の指摘するように「國家ノタメニ働クト云フコトデナ」いのだとすれば、その義務の性質とはどのようなものだと考えられていたのだろうか。ここであらためて松本と松本委員会の大勢との違いに目を向けてみると、そこに内在する共通性に気付くことができる。というのも、松本委員会の大勢もまた、松本と同じように「国体」の維持を掲げ、天皇の統治権を定めた帝国憲法の第1条から第4条の改正に否定的だったからである。松本委員会からすれば、「大改正」案といえども、改革派のように「国体」を変革して国民主権を認めたり、人権規定を具体的かつ積極的に列举したり、それらを制限する留保条件（たとえば、「法律ノ定ムル所ニ從ヒ」のような留保）を撤廃するような抜本的な改正は、ほとんど考慮だにしていなかった。そのため、表面的なコトバの変更（たとえば、臣民から国民への変更）や「勤労ハ國家ノタメニ働クト云フコトデナ」いとの発言にも関わらず、天皇以外の人びとは依然として君主に対して従属し義務を負う臣民として扱われ、その義務の性質についても、臣民が国家に対して負うべき義務だと想定されていたのである。

このように、松本委員会の大勢が案出した勤労の義務は、松本が考える「國家ノ爲ニ勞役ニ服スル義務」とともに、帝国憲法の「大原則」を維持するという方針のもとで、兵役の義務に代わる臣民の国家に対する義務を探し求めた結果だと意義付けることができる。そして、そのことが持つ具体的な意味の一つは、石黒が指摘し松本もその「精神」に賛同していたように、

兵役の義務のもとで「涵養」され「練成」された「国民性」の再編成、すなわち「あるべき国民」の姿を再定義してこれまでの臣民を再教化するということであった。ここに、改革派だけではなく保守派にもまた、労働や勤労に関する義務に教育的な意味合いを付与する契機が表れる。事実、石黒の提案によれば、「勞力ノ提供」を「國家義務」として憲法に設けるのが困難な場合には、「學校ニ於テ、學校教育ノ面ニ於キマシテ、國家建設ノ爲ニスル奉仕ト云フコトヲ何等カノ形ニ於テヤル」べきだとされていたほどである（貴族院 1999b）。松本や松本委員会の大勢からすれば、勤労の義務を憲法に規定することは、新たな国家建設（「平和國家」の建設）に向けてこれまでの臣民をふたたび動員するために「あるべき国民」の姿を兵士から勤労者に改め、臣民を再教化することを意味していた。こうして、松本委員会は「大改正」案である「乙案」において、これまで勅令で行っていた教育に関わる諸問題を法律事項にし、勤労の義務と教育を受ける義務を併記したのである。

そしてさらに付言すれば、勤労の義務には納税的な意味合いをも含まれていた。というのも、松本委員会では、美濃部達吉顧問が兵役の義務に代わる義務として国家に貢献する義務（「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ忠誠ニ國家ヲ防衛シ及國家ニ貢獻スヘキ義務ヲ有ス」）を憲法案に定めていたことに触れ、「美濃部案ノ『貢獻』ニハ納税モ入ル」との認識が示されていたからである（芦部ほか編 1997）。松本委員会からすれば、納税の義務は兵役の義務に代わる義務の一つとして憲法案に再登場したのであり、「勞務ニ服スル義務」や「勤勞ノ權利義務」のように、（政治エリートたちが決めた）国家建設に対する国民の「貢献」や「奉仕」を定めた義務の一翼としての地位を占めていたのである。

3. 「持てるもの」の義務と保守派

ここで、（政治エリートたちの決めた）国家建設に対する再教化や動員のために役立たない憲法上の義務については保守派が削除していたことを確認するために、改革派と保守派の思惑が大きく異なる、所有権に伴う義務に対する保守派の態度を概観してみよう。

そもそも、憲法研究会が所有権に伴う義務を定めたのは、労働の義務を裏面から支えそれをダメ押しするためであった。というのも、憲法研究会によれば、一方で「持てるもの」は、その財産を利己的に処分することで国民の生活や権利を脅かさないようにする義務が生じ、他方ですべての国民は、みずからの生活と権利を守るため、それぞれが消費するものをお互いに生産するというかたちで労働の義務を負うからである。こうした考えは松本委員会では採用されなかったが、GHQ草案には盛り込まれることとなった。すなわち、「第二章 人民の権利及び義務」のなかの第29条、財産の所有に伴う義務（「財産の所有は、義務を課する。財産権の行使は、公共の利益にならなければならない」）である（高柳ほか編 1972）。

しかしこの義務は、GHQ草案を「日本化」して政府草案を作成した、松本委員会の委員長松本と、その委員であり芦田委員会にも出席していた佐藤達夫法制局第一部長らによって削除されてしまう。しかも松本はのちに、みずからこの義務を削除した政府草案に対して、「国ガ課シタ義務ヲ履行シナケレバナラヌ事ハ当然」であるのに「義務ノ遵奉ノ精神ガ足りヌコトハ遺憾」であり、「義務一般ヲ守レト云フ規定ガ必要適切ナノカモシレヌ」として、義務の追加を主張していたのである（芦部ほか編 2009）。

なぜ所有権に伴う義務が削除されたのかについてはさらなる考察を要する。ただここで指摘できるのは、所有権に伴う義務が、松本らの規定したい勤労の義務を中核とした憲法上の義務とは異なるものだとして認識されていたことである。保守派からすれば、たしかに政府草案には憲法上の義務が少ないが、だからといって憲法上の義務ならなんでも大歓迎だったというわけで

はなく、臣民の国家に対する義務の挿入には積極的だったが、「持てるもの」だけが負うべき義務の設定にはきわめて否定的だったのである。

V. 暫定的結論

これまで議論してきたように、労働や勤労に関する義務は、改革派と保守派とを問わず、帝国憲法上の義務に代わる新たな憲法上の義務の中核に位置付けられていた。そこで、帝国憲法上の義務がどのようなかたちで日本国憲法上の義務に再編されたのかを考える仮説的な試論として、勤労の義務の成立過程がより大きな帝国憲法上の義務の再編プロセスのなかにどう位置付けられるのか、あらためて検討していきたい。

芦田委員会において、労働や勤労に関わる義務の追加修正をめぐる社会党とそれ以外の保守派政党との対立は、義務の性質およびコトバの選好をめぐるものであった。一方で社会党のような改革派は国民が他の国民に対して相互に負うべき道徳的な義務として労働の義務の追加修正を希望していたが、その動機や目的については社会党に先行して同じような労働の義務を定めていた憲法研究会案の策定過程から推察できる。「国体」の変革を目指す憲法研究会にとって、帝国憲法の「大原則」である天皇の統治権の改革は必然であり、そのことは君主に対して従属し義務を負うとされた臣民の概念の変更を意味していたから、帝国憲法上の義務の再編は不可欠であった。ここで、「日本の社会・経済の民主主義化」の観点から臣民に代わる国民がより主体的に負うべき義務として掲げられたのが労働の義務である。あらゆる国民は、その消費するものを（再）生産するためにも働かなければならないとされたのである。しかし、これだけでは生産手段を有する「持てるもの」の利己的な財産処分によって国民の「経済生活」が脅かされる危険が残るし、そもそも「反動教育」のもとでの臣民は労働の義務を主体的に負うような「あるべき国民」となるよう再教育され、あるいは自己変革する必要がある。そのため、労働の義務を裏面から支えダメ押しするために所有権に伴う義務が、また労働の義務に対する教育的な意味合いを込めて民主的な人格完成の義務が、それぞれ規定されたのである。いわば憲法研究会は、これらの憲法上の義務を定めることで「あるべき国民」の姿を再定義するとともに、従来の臣民を先導して再教育することを目指していたのである。

他方で、保守派政党は臣民が国家に対して負うべき法律上の強制力を伴う義務として勤労の義務を定めようとしていたが、その動機や目的はこれらの政党に先駆けて同じような勤労の義務を構想していた松本委員会案の策定過程から類推することができる。松本委員会は、「国体」とその法的な基盤である帝国憲法の「大原則」を維持しようとしていたが、ポツダム宣言の受諾とともに兵役の義務の維持が困難になったことから、帝国憲法上の義務を再編する必要性に直面することとなった。もともと憲法上のあらゆる義務を削除する方針を示していた松本委員会が義務規定を復活させたのは、「国体」の変革を目指す改革派が労働の義務を憲法に盛り込むよう提言していたからだろう。ここで松本や松本委員会の大勢が提示したのは、「勞務ニ服スル義務」や「勤勞ノ権利義務」のような兵役に代わる臣民の働く義務であり、（政治エリートたちが決めた）国家建設に対する臣民の「奉仕」や「貢献」を定めた法律上の強制力を持つ義務であった。ただ、この義務だけではこれまで兵士として「涵養」され「練成」されてきた臣民の「国民性」を再編成することはできないし、そもそも勤労という方法以外の国家建設に対する「奉仕」や「貢献」のあり方も考えられる。それゆえ、勤労者という「あるべき国民」の姿に臣民を再教化するために「乙案」では教育を受ける義務が、また、国家建設に対する勤労以外の

「奉仕」や「貢献」のあり方を示すために「甲案」と「乙案」に納税の義務が、それぞれ明記されたのである。換言すれば、松本委員会にとってこれらの憲法上の義務とは、これまで戦争に動員していた臣民をこんどは「平和國家」建設に動員するために、「あるべき国民」の姿を再定義して従来の臣民を再教化する一つの手段だったのである。

このように整理してみると、義務の性質やコトバの選好については見解の異なる改革派と保守派が、義務を定めた動機や目的に関しては一定の共通性を有していたことが理解できるだろう。それは、戦後の日本に適合した新たな「あるべき国民」の姿を再定義するために義務を設けたという点と、従来の臣民を「あるべき国民」の姿にするためには「教育」が必要だとする点である。芦田委員会において勤労の義務が「教育ノ意味ヲ含ム義務」だと主張した協同民主党の林に対して、鈴木もまた、社会党は「勤労ト教育ノ結合」による「國民運動」を推進するのだと応じたことは、その顕著な一例であった。労働や勤労に関する義務を憲法に定めることそれ自体に対する反対が改革派からも保守派からも挙がらなかったのは、その動機や目的の次元において両者が意見を同じくしていたからだったのである。

しかし、こうした動機や目的は、民主的な憲法だとされた日本国憲法に、エリート主義と「国民」主義という非民主的な要素を持ち込むこととなった。というのも、改革派が「あるべき国民」の姿を定めてこれまでの臣民を先導し再教育できるとしたのも、保守派が国家建設に対する動員のために「あるべき国民」の姿を定めて従来の臣民を再教化できると考えたのも、その背後には、「あるべき国民」の姿であれ望ましい国家建設のヴィジョンであれ、そのあり方を決定しそのための「教育」を行う資格と能力を持つのは、（一般の人びとではなく）自分たちエリートだとする前提があるからである。そのうえ、「あるべき国民」の姿を再定義するという企図は、それに不適合な人びとを同化、あるいは排除する傾向を内包していた。その結果、帝国憲法上の臣民は、戦後になっても引き続き物事を判断し決定する資格や能力がないとの前提のもと、日本国憲法上の義務に示された「あるべき国民」の姿（勤労者）になるよう要求され、（政治エリートたちの決めた）新たな国家建設に対する「協力」を求められることとなったのである。またこのことは、勤労の義務に関する憲法上の解釈が示しているように、「あるべき国民」以外のものになろうとする人々には、生存権の保障すら否定されることを意味していた⁹。

このように、勤労の義務を中核とした日本国憲法上の義務が国家建設と密接に結び付いた「あるべき国民」の姿を明示したものである以上、目指すべき国家のあり方が時代とともに変化するにつれて新たな憲法上の義務や責務が提起され、憲法上の義務の再編が続いていくだろう。しかし、憲法上の義務というかたちで「あるべき国民」の姿を定めそれに向けた「教育」を徹底していくことは、均質な国民を作り出すための有用な手段である一方で、それが成功すればするほど人びとの多様性や多元性が奪われ、（政治エリートたちの決めた）国家建設が行き詰まってしまった場合、それに対する新たな代案の提示を難しくしてしまうのではないだろうか。この点に関して勤労の義務の成立過程から学べることがあるとすれば、それは、エリート主義と「国民」主義から脱却して人びとの多様性や多元性を担保することが不可欠であり、一般の人びともまたみずから判断し決定する機会と立場を手放さないことが重要なのだ、ということなのかもしれない。

⁹ たとえば、松本委員会の委員、宮沢俊義（1978）によれば、『『その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する』ことを怠る』ような、『『勤労の義務』を果たさない者』には、「国は、生存権を保障する責任はない」のだとされている。これに対して、『『勤労の義務』を果たさない者』としてしばしば批判の対象となる「フリーターやニート」が、脱産業主義、脱成長至上主義を志向した「新しいタイプの人間」であることを指摘したものとして、塩野谷祐一（2009）。

参考文献

<日本語文献>

- 青柳幸一 1995年 「国民の基本義務」、阿部照哉ほか編『憲法（3） 基本的人権Ⅱ』第3版、東京：有斐閣、204-217頁。
- 青山武憲 2005年 「憲法改正問題20 社会権的法制の保障の規定考（Ⅲ）——勤労の権利および義務等」、『季刊現代警察』第31巻第2号、57-63頁。
- 赤塚康雄 1978年 『新制中学校成立史研究』、東京：明治図書出版。
- 『朝日新聞』 1945年 「改正憲法に労働規定 労務法制審議委員会 労組法案に附帯決議」、11月25日。
- 芦部信喜ほか編 1997年 『日本立法資料全集71 日本国憲法制定資料全集（1） 憲法問題調査委員会関係資料等』、東京：信山社。
- . 2009年 『日本立法資料全集75 日本国憲法制定資料全集（5） 草案の口語化、枢密院審査、GHQとの交渉』、東京：信山社。
- 内田健三 1987年 「保守三党の成立と変容」、坂本義和ほか編『日本占領の研究』、東京：東京大学出版会、207-242頁。
- 江橋崇 2005年 「日本国憲法制定の経緯における『国民の義務』」、市民立憲フォーラム <http://www.citizens-i.org/kenpo/paper/duty2.html>（2011年7月30日参照）。
- . 2007年 「日本国憲法における『国民の義務』と『住民の義務』」、松本健男ほか編『これからの人権保障 高野真澄先生退職記念』、東京：有信堂高文社、37-58頁。
- 押久保倫夫 2010年 「無償労働と『勤労の権利及び義務』——勤労概念の拡大と『個人の尊重』・『人間の尊厳』」、戸波江二編『早稲田大学21世紀COE叢書 企業社会の変容と法創造2 企業の憲法的基礎』、東京：日本評論社、199-218頁。
- 貴族院 1999年a 『帝國議會貴族院委員會速記録 昭和篇 115 第八七・八九回議會 昭和二〇年』、東京：東京大学出版会。
- . 1999年b 『帝國議會貴族院委員會速記録 昭和篇 116 第八九・九〇回議會 昭和二〇・二一年』、東京：東京大学出版会。
- 行政法制研究会 1994年 「重要法令関係慣用語の解説148 勤労の権利と義務」、『判例時報』第1504号、37-39頁。
- 憲法調査会 1959年 『憲法制定の経過に関する小委員會議事録』第21回、東京：憲法調査会。
- 河野密 1960年 『日本社会政党史』、東京：中央公論社。
- 小泉良幸 2005年 「国民の義務と、愛国心」、『ジュリスト』第1289号、104-110頁。
- 古関彰一 2009年 『日本国憲法の誕生』、東京：岩波書店。
- 齋藤康輝 2001年 「日本国憲法における国民の義務」、『桐朋学園大学短期大学部紀要』第19号、129-145。
- . 2008年 「国民の義務に関する憲法的考察」、『朝日法学論集』第35号、1-38頁。
- 櫻田淳 2001年 「二五条と二七条を修正せよ」、『Voice』第281号、92-95頁。
- 佐藤功ほか 1977年 「座談会 宮沢俊義先生の人と学問」、『ジュリスト』第634号、106-149頁。
- 佐藤達夫 1946年 「第3章権利義務関係ノート」、「佐藤達夫関係文書（憲法）101」（R-8）、国立国会図書館憲政資料室。
- . 1964年 『日本国憲法成立史』第2巻、東京：有斐閣。

- _____. (佐藤功補訂) 1994年 『日本国憲法成立史』第4巻、東京：有斐閣。
- 参議院 2005年 『日本国憲法に関する調査報告書』、東京：参議院憲法調査会事務局。
- 塩野谷祐一 2009年 「平凡社ライブラリー版解説——怠惰礼賛」、バートランド・ラッセル(堀秀彦ほか訳)『怠惰への讃歌』、東京：平凡社、262-271頁。
- 衆議院 2005年a 『衆議院憲法調査会報告書』、東京：衆議院憲法調査会。
- _____. 2005年b 『帝国憲法改正案委員小委員会速記録——第九十回帝国議會衆議院』復刻版、東京：現代史料出版。
- 鈴木安蔵 1967年 『憲法学三十年』、東京：評論社。
- _____. 1977年 『憲法制定前後——新憲法をめぐる激動期の記録』、東京：青木書店。
- 高原賢治 1963年 「国民の憲法上の義務」、清宮四郎ほか編『憲法講座2 国民の権利及び義務』、東京：有斐閣、281-297頁。
- 横田耕一 2005年 「国民の義務」、全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題——いま、憲法学から改憲論議を問う』、東京：日本評論社、190-193頁。
- 高柳賢三ほか編 1972年 『日本国憲法制定の過程——連合国総司令部側の記録による I 原文と翻訳』、東京：有斐閣。
- 日本共産党中央委員会憲法委員会 1946年 「新憲法(草案)」「帝国憲法改正関係一件 21年」(A'-0091)、日本外務省外交史料館。
- 樋口恵子 2005年 「憲法24条と27条は『車の両輪』」、『マスコミ市民』第438号、8-13頁。
- 廣澤民生 1994年 「国民の義務」、岩間昭道ほか編『別冊法学セミナー 司法試験シリーズ 憲法II [基本的人権]』第3版、東京：日本評論社、259-261頁。
- 藤本富一 2008年 「外国人の憲法上の義務」、『上智法学論集』第52巻第1・2号、185-208頁。
- 法曹会 1929年 『大審院刑事判例集』第8巻、東京：法曹会。
- 『毎日新聞』 1946年 「社会黨、憲法研究會を組織 早急に條文起草」、1月19日。
- 宮沢俊義(芦部信喜補訂) 1978年 『全訂日本国憲法』、東京：日本評論社。
- 宮田豊 1975年 「国民の基本義務」、阿部照哉ほか編『憲法(3) 基本的人権II』、東京：有斐閣 194-205。
- 八木秀次 2000年a 「二十七条『勤労義務』に巣喰うスターリン思想」、『諸君!』第32巻第4号、86-92頁。
- _____. 2000年b 「社会権・国民の義務」、小林昭三ほか編『日本国憲法論』、京都：嵯峨野書院、131-157頁。
- 山中倫太郎 2006年 「憲法典に明文化された義務条項の憲法解釈論上の意味——『基本義務(Grundpflicht)』学説の内在的検討(1)」、『防衛大学校紀要 社会科学分冊』第93号、65-95頁。
- _____. 2008年 「トピック 『ニート』と日本国憲法」、西修編『エレメンタリ憲法』新訂版、東京：成文堂、149-150頁。
- _____. 2009年 「憲法典に明文化された義務条項の憲法解釈論上の意味——『基本義務(Grundpflicht)』学説の内在的検討(2)」、『防衛大学校紀要 社会科学分冊』第98号、125-160頁。

ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する法制の変容

Transition of Legislation Relating to Registration of Residence
for Domestic Migrants in Vietnam貴志 功 *
Isao Kishi**Abstract**

A household registration regime, which was commonly introduced into countries in East Asia, has been a tool for the administration of Vietnam to control its people by tying them to places of their birth and upbringing. Emerging labor demand in urban areas and industrial zones due to rapid economic development, especially after the start of the *Doi Moi* Policy, has increasingly motivated many people in rural villages to domestically migrate. This paper explores legal changes in the household registration for the domestic migrants in Vietnam.

Although the administration of Vietnam did not legitimize domestic migration, it tolerated such movement and migrants' temporary residence. However, temporary residents have not always been entitled to enjoy the same level of social services as those provided for permanent residents in migrated places. Hence, growing social disadvantages have been posed to domestic migrants.

In response, the Government of Vietnam decided to admit the transfer of household registry to migrated places for limited categories of migrants in 1988 and then for all categories of migrants who managed to fulfill the requirements in 1997. The requirements, however, turned out to be too rigid and ambiguous. The key requirements have been to have a legitimate place to reside and to reside for a certain period of time. The Government relaxed and clarified the requirements in 2005. The National Assembly of Vietnam adopted the Law on Residence in 2006 which stipulated the freedom of temporary residence and further relaxed and clarified the requirements.

Changes in the legal regimes have been taken by the administration of Vietnam to facilitate transfer of household registry, while social disadvantages to temporary residents have not been addressed due to lack of the corresponding legislation.

* 在ドバイ日本国総領事館首席領事、Deputy Consul-General, Consulate-General of Japan in Dubai
E-mail: isao.kishi@mofa.go.jp

I. はじめに

1. 目的

ベトナムは、他の東アジア諸国と同様、中国文化の影響を受け中国の律令制を導入した。律令制の下、ベトナムは、班給、課税及び徴兵の制度を導入し、そのための台帳を作成した。同台帳は「戸」と呼ばれる集団単位で作成され、これを基礎に、ベトナム国家は人民¹を生育地に帰属させることを前提に人民管理政策を実施してきた。ところが、開発に伴い都市、工業区等で労働ニーズが高まったこと等により国内移住が始まった。

国内移住の問題は開発に付随しており、それを考察することは、開発戦略を進める現代のベトナムを理解する意味において極めて重要な視点であるといえる。その際、ベトナムの国内移住がどのような実態で行われているか、つまり、移住元及び移住先での移住民の流出入の実態を把握するという視点のみならず、国家として国内移住を行った人民の管理をいかに行っているかを把握するという視点も不可欠である。しかし、後者の視点については、これまで国内外を問わずあまり論ぜられていない。

本稿は、ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する国家の法制の変容を法令の制定と運用の両面から解明することを目的とする。

2. 用語の整理

ベトナムにおいて、当局による人民の把握は、常住戸籍、戸籍及び人民証明という3つの制度に基づき行われているが、まず、これらの用語を法令に基づき整理したい。

(1) 常住戸籍

「常住戸籍 (hộ khẩu thường trú又は略してhộ khẩu、漢字を当てるとそれぞれ「戸口常住」、「戸口」)」とは、戸 (hộ) の集団単位に基づき、人民の住所を管理する制度をいう。なお、これまで発表された文献 (貴志 2006; 扇野 2006等) において、「hộ khẩu」が「戸籍」と訳出されている場合もあるが、次に触れる「hộ tịch」と区別するため、本稿では「常住戸籍」を用いる。

すべての人民は、法令に従い常住地 (nơi thường trú) に常住戸籍を登録する (2006年居住法第18条)。登録された情報は、戸毎に「常住戸籍簿 (sổ hộ khẩu)」に記載される (同法第24条)²。

常住戸籍の管理は、公安省が行い (同法第6条第2項)、人民委員会公安部局が窓口となっている (同法第6条第3項)。

**本稿の作成に際して、名古屋大学法学研究科長兼法学部長鮎京正訓教授と筆者が執行委員を務める私的研究会「ベトナムに関する勉強会」の知見を有する会員の方々から貴重な御助言を賜り、資料を提供していただいた。深謝申し上げたい。なお、本稿は筆者の個人的見解であり、所属先の見解を示すものではない。

¹ 本稿において国家の構成員を指す語として、法令に出てくるものは原文 (漢越語) を忠実に直訳し「人民」又は「公民」、それ以外のものは「人民」を用いる。

² 常住戸籍簿には、家族 (gia đình) 毎に登録されるもの (2006年居住法第25条) と個人 (cá nhân) 毎に登録されるものがある (同法第26条)。また、家族常住戸籍簿には、その場所に住んでいる他人 (例えば使用人) が入る可能性がある。2006年居住法より前には、「家族常住戸籍簿 (sổ hộ khẩu gia đình)」と「集合世帯承認書」(giấy chứng nhận nhân khẩu tập thể) があった (1997年政府議定第51号第8条等)。集合世帯とは、国家機関又は経済社会組織の集合家で暮らす独身者から成る集合世帯 (nhân khẩu tập thể、漢字を当てると「人口集体」) をいう (同議定第5条)。これらの者は、個々に常住戸籍を公安に直接登録するとともに、集合世帯として登録される。家族常住戸籍簿は家長が、集合世帯承認書は代表者が責任を負う。

(2) 戸籍

ベトナムにおける「戸籍 (hộ tịch、漢字を当てると「戸籍」)」とは、戸の集団単位に人民の身分関係を明確にする制度をいう (2005 年政府議定³ 第 158 号第 1 条第 1 項)。具体的には、出生、婚姻、死亡、養子、後見、離婚、氏名等の変更、民族確定、国籍の得喪等という民事上の身分の変動を記録するのが目的である (同議定第 1 条第 2 項)。

すべての人民は、法令上戸籍を登録する権利及び義務を有する (同議定第 3 条)。人民は、基本的に常住戸籍を登録した場所で戸籍を登録する (同議定第 8 条第 1 項)。登録された情報は、戸毎に戸籍簿 (sổ hộ tịch) に記載される (同議定第 4 条)。戸籍簿には、出生、婚姻、死亡、養子等という個別の民事上の身分変動に関する証明書が綴られている (同議定第 2 章)。例えば、出生に際して、人民は、人民委員会に出生登録しなければならない。要請があれば、出生証明書を受けることができる (同議定第 2 章第 1 節)。

戸籍の管理は、司法省が行い (同議定第 75 条)、最下級⁴の人民委員会司法部局が窓口となっている (同議定第 79 条)。もともとは内務省 (現公安省) が所管していたが、1987 年に司法省に移管された (1987 年政府評議会議定第 219 号)。

(3) 人民証明

「人民証明 (chứng minh nhân dân)」とは、当局が人民であることを証明する公的な証明をいう (1999 年政府議定第 5 号第 1 条)。

すべての 14 歳以上の人民は、法令上個々に人民証明証 (giấy chứng minh nhân dân) を携行しなければならない (同議定第 7 条)。人民は、常住戸籍を登録した場所で人民証明証の発給手続を行う (同議定第 3 条第 1 項)。人民証明証は、縦が 53.98 ミリメートル、横が 85.6 ミリメートルの大きさで、表面に顔写真、氏名、性別、出身地及び常住地、裏面に父の氏名、母の氏名、民族、宗教及び左右指紋が貼付又は記載されたものである (同議定第 2 条)。人民証明証は、15 年毎に更新される (同議定第 2 条)。

人民証明の管理は、公安省が行い (同議定第 8 条)、人民委員会公安部局が窓口となっている (同議定第 3 条第 1 項)。

3. これまでの研究成果

ベトナムの国内移住については、これまで主に国内移住の動向把握の研究が行われてきた。この視点においては、地方からの流出の実態と都市等への流入の実態の把握があり得るが、前者については、小川有子 (2004) と扇野竜 (2006) による研究がある。これらは、一時居住届と不在届を提出し、都市その他の地域で就業する農民の実態を、主に農民が農村から流出する原因を農民の視点から考察している。後者については、Li (1996) は、ドイモイ政策開始後の国家計画に基づかない農民のハノイ市への流入の実態を明らかにし、坪井未来子 (2004) は、都市の国内移住者の教育問題を明らかにした。2004 年に国連人口基金の援助により統計総局が行っ

³ 「政府議定」という用語は、Nghị định của Chính phủ の直訳であり、渡辺英緒 (2000) の訳語に準拠している。本稿内の法規文書の訳語の整理は、すべてこれに準拠している。

⁴ ベトナムの地方行政は 3 級から成り、第一級は省 (tỉnh) 及び中央直属市 (thành phố trực thuộc trung ương)、第二級は、省については県 (huyện)、省直属市 (thành phố thuộc tỉnh) 及び市 (thị xã)、中央直属市については区 (quận)、県 (huyện) 及び市 (thị xã)、第三級は、県については村 (xã) 及び町 (thị trấn)、省直属市及び市については街区 (phường) 及び村 (xã)、区 (quận) については街区 (phường) から成る (1992 年憲法第 118 条) が、ここでは街区、村及び町を指す。

た2004年ベトナム移住調査や、同総局が1999年から国勢調査⁵の調査項目としている一時居住の調査結果は部分的に公開されているが、Lê Văn Thành (2002; 2006; 2010) 等はこれらの分析を行っている。

上記研究は、地方から都市等への流出入の実態を考察する研究であるが、国内移住に関する国家の政策を論じたものは少ない。岩井美佐紀 (2006) は、新経済区への組織的移住 (計画移住) 政策について、伊藤正子 (2003) は、タイ族及びムン族の中部高原への自由移住について研究したが、これらの中で国内移住に関する国家の政策について、その時点に適用された法令等に触れるのみである。また、檜永真佐夫 (2004) は、住民分類のあり方とその把握の仕方に焦点を当てた戸籍、居住登録と国勢調査について研究して、戸籍制度の考察により居住登録を扱っているが、常住戸籍の考察は行っていない。Guest (1998) は、自発的移住者が都市の各種社会サービスにアクセスできない状況を把握し、移住が各種の社会問題や環境問題を都市に引き起こすとの懸念は、むしろ移住者への障壁を取り除くことで解消できるとして、常住戸籍制度を廃止することを提案し、竹内郁雄 (2006) は、Guest の研究成果に依拠しつつ、農村から都市への人口移動の規制メカニズムの中心に置かれてきたのが常住「戸籍登録制度」である旨指摘したが、これらは居住登録に関する法制の変容の解明には至っていない。

このように、これまで行われた研究においては、ベトナムの国内移住については、移住元及び移住先での移住民の流出入の動向把握に関するものは少なからずあるものの、国内移住に対応した居住登録をめぐる問題を扱ったものは少なく、居住登録に関する国家の法制の変容については、重要な論点にもかかわらず、その解明を試みたものはない。

しかしながら、近隣国に目を向けると、ベトナムと同様、戸に基づく住民把握の制度を導入し、国内移住が進み、農村部からの出稼ぎ労働者 (いわゆる農民工) には医療、教育ほか様々な差別的取扱いがなされている中国については、国内移住に対する居住登録に関する国家の法制の変容を取り上げた研究は存在する。日本人研究者については、西島和彦 (2009) が、戸籍 (中国語では「戸口」) 制度の進展と、暫住人口の管理を中心に戸籍制度改革について論じている。ここにおいて、ベトナムと中国の制度を若干比較すると、(1)中国の戸籍の制度に当たるものとして、ベトナムには常住戸籍と戸籍の2制度がある、(2)中国の戸籍は都市と農村で区別されているのに対して、ベトナムの場合はこの区別がない、(3)中国では農村戸籍者であって都市部で「暫住証」(臨時戸籍登録) を取得した者に都市部での居住を許可し、社会サービスも与えるとともに、その取得手続を簡便化する方向で政策を進めているのに対して、ベトナムでは (一時居住登録の制度があるにもかかわらず) 後述するとおり常住戸籍の移転を進める形で政策を進めている、という相違点がある。

⁵ ベトナム民主共和国及びベトナム社会主義共和国において、国勢調査 (tổng điều tra dân số và nhà ở、直訳すると「人口及び居住に関する総調査」) は、1960年及び1974年に北部で、1976年に南部で、1979年、1989年、1999年 (4月1日午前0時時点の調査)、2004年 (10月1日午前0時時点の調査。中間調査と位置付けられている。) 及び2009年 (4月1日午前0時時点の調査。2010年7月21日に中央国勢調査指導委員会 (Ban Chỉ đạo Tổng điều tra Dân số và Nhà ở Trung ương) が正式に結果開示。) に全国で実施された。

II. ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する法制の変容

1. 常住戸籍に関する法制度

1954年のジュネーブ条約を経てベトナムの南北分断が確定された後、現在のベトナム社会主義共和国の前身のベトナム民主共和国で制定された1955年条例により、現在の常住戸籍の制度が導入された（Bảo Công An Nhân Dân 2006）⁶。

なお、一時居住者⁷について、1988年から人民委員会公安部局は登録を課してきたが⁸、これは常住戸籍に替わるものではなく、公安省による人民管理に資するのみのものであり、常住戸籍に基づき住民に与えられる社会サービスが必ずしも保証されるものではない。

2. ドイモイ政策開始までの状況

1955年条例（その後、1964年政府評議会議定第104号が継承）は、人民が常住地に常住戸籍を登録しなければならないと定めた。しかし同条例及び同議定の下においては、政策的なものを除き常住戸籍の移転が認められていなかった¹⁰。

1986年まで続いた配給（bao cấp）制度の下、常住戸籍の所持者のみが配給切符を用いて低料金でコメ、食品、衣類、砂糖及び燃料を買うことができた。これを持たない者は闇市場で高い値段を払わざるを得なかった。結婚、訴訟においても差別があったという（Viet Nam News 2005）。

3. ドイモイ政策開始後の状況

1986年、ベトナム共産党は、第6回共産党大会においてドイモイ（刷新）政策を採択し、市場経済制度、対外開放政策等の導入を決定した。この決定を受け、国家は、ドイモイ政策の制度化を逐次進めていったが、市場経済制度の実施のためには労働力の流動性を確保することが

⁶ 引用記事は、人民警察学院（Học viện Cảnh sát Nhân dân）グエン・スアン・イェム（Nguyễn Xuân Yêm）副学長（教授）（大佐）の解説を掲載したもの。

⁷ 都市の住民は、常住戸籍の登録形式に応じて、次の4種類の集団に分類されている。第一は、都市に常住戸籍を登録している者で常住戸籍を登録した場所に居住しているものの集団で、「カーターモット（KT1）」と呼ばれる。第二は、都市に常住戸籍を登録している者で都市内の常住戸籍を登録した場所と異なるところに居住しているものの集団で、「カーターハイ（KT2）」と呼ばれる。第三は、地方に常住戸籍を登録している者で現在都市に常住戸籍を登録していないものの集団で、「カーターバー（KT3）」と呼ばれる。第四は、別の場所出身の者で労働又は学業のため一時的に居住しているものの集団で、「カーターボン（KT4）」と呼ばれる（Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005）。これらの分類は、国勢調査において用いられている。なお、KTは何の略かといえば、「kiểm tra tạm trú（一時居住調査）」という説（坪井2004）もあるが、はっきりしない。本稿では、一時居住者とは、カーターバーとカーターボンの者を指す。

⁸ 1988年から「KT3」と称される「検査書（giấy kiểm tra）」が用いられていたが、1997年から「KT3」の称号は用いられなくなり、家族のすべての成員が期限付き一時滞在する場合には「NK3c」と称される「期限付き一時居住登録証（sổ đăng ký tạm trú có thời hạn）」、単身で期限付き一時滞在する場合には「NK3d」と称される「期限付き一時居住証（giấy tạm trú có thời hạn）」が交付されるようになった（Việt Báo 2004）。これらは2007年から「一時居住証（sổ tạm trú, tạm trúは漢字を当てると「暫住」）」に統一された（2006年居住法第30条）。

⁹ 「政府評議会議定」の法的地位は「政府議定」と同じである。詳しくは注11を参照。

¹⁰ ベトナムにおいて、憲法上居住及び移動の自由（quyền tự do cư trú và di lại）は従来から認められている。「ベトナム公民は、国内における居住及び移動の自由並びに出国の自由（quyền ... Tự do cư trú, di lại）を有する」（1946年憲法第10条）。「ベトナム公民は、居住及び移動の自由（quyền tự do cư trú và di lại）を有する」（1959年憲法第28条）。「移動及び居住の自由（Quyền ... tự do di lại và cư trú）」は、法律の定めるところにより、尊重される」（1980年憲法第71条）。「公民は、法律の定めるところにより、国内における移動及び居住の自由（quyền tự do di lại và cư trú）と出入国の自由を有する」（1992年憲法第68条）。しかしながら、移住（常住戸籍の移転）の自由が認められているかどうかについては判然とせず、法令上明確に定められたのは、後述の2006年居住法（第3条）が初めてである。

重要であることから、人民の国内移住の規制緩和について検討と法的整備を行った。

1988 年閣僚評議会議定¹¹ 第 4 号により、常住戸籍の移転が認められるようになった¹²。しかし、都市の市街区 (nội thành, nội thị)¹³ へ常住戸籍を移転できる者は、原則として、(1) (都市の市街区に) 異動を命ぜられ又は (都市の市街区で) 採用された組織及び企業の職員、(2) 都市の市街区で勤務し、配偶者が都市の市街区に常住戸籍を有する職員、(3) かつて都市の市街区に常住戸籍を有し、兵役、勤務、労働又は学業から戻った者、(4) 都市の市街区の常住戸籍を有する配偶者又は子がいる老弱者又は退職者、(5) 都市の市街区の常住戸籍を有する親族に養われている未成年者又は自立困難な病人、(6) 都市の市街区の常住戸籍を有する者と婚姻した者、(7) 強制労働、農工校就学、再教育センター又は刑務所から復帰した者、に限定されていた (同議定第 10 条)¹⁴。すなわち、常住戸籍は、依然土地への帰属を前提に制度設計がなされていた¹⁵。

よって、自発的にハノイ市やホーチミン市に出て様々な都市雑業に従事する者は、同議定の対象外となるため、街中で公安に見つかれば地元へ送り帰されたという (岩井 2006: 119)。

4. 1997 年政府議定第 51 号

1997 年 7 月 15 日に施行された 1997 年政府議定第 51 号により、すべての人民は、一定の要件を満たせば常住戸籍の移転が認められるようになった (第 10 条)。その要件は、(1) 「合法的な家屋」を有すること (có nhà ở hợp pháp) (第 11 条柱書)、すなわち、「自ら所有する家屋 (nhà ở thuộc sở hữu của mình)」 (第 11 条第 1 項) 又は「合法的な使用权のある家屋 (nhà ở được quyền sử dụng hợp pháp)」 (第 11 条第 2 項) を有すること、(2) 別途定める最低限の居住面積を満たすこと (đủ diện tích ở tối thiểu theo quy định) (第 11 条第 3 項)、また、都市に移転する場合には、(3) 都市の公安長官からの報告に基づき都市の人民委員会及び内務大臣が報告し決定する「特別な場合」を満たすこととされた (第 12 条第 4 項)。

また、手続について初めて規定が置かれ、必要事項を満たす都市への転入申請書を受領してから公安部局は 20 日以内に解決しなければならない (第 10 条第 4 文; 1997 年内務省通知第 6 号 C.2.b) と規定された。

上記(2)にいう居住面積について、1997 年 9 月、ホーチミン市人民委員会は同市については未だ決定できないとした (1997 年ホーチミン市人民委員会指示第 26 号 3)。

1997 年 12 月、1997 年政府議定第 51 号を補足するものとして、1997 年内務省人民警察総局公文書第 2053 号が施行された。ただし、同公文書は公開 (つまり官報に掲載) されなかった。報

¹¹ 「閣僚評議会議定」の法的地位は「政府議定」と同じである。日本国憲法にいう「内閣」に相応する用語として、1992 年憲法では「政府 (Chính phủ)」 (第 8 章)、1980 年憲法では「閣僚評議会 (Hội đồng Bộ trưởng)」 (第 8 章)、1959 年憲法では「政府評議会 (Hội đồng Chính phủ)」 (第 6 章) が用いられている。

¹² 東北地方のタイ族及びヌン族は、1990 年代、特にその後半、20 万人以上が中部高原とその周辺に自由移住し、大きな問題となったが、当初は中部高原への入植がベトナム政府の国策であったため、計画に沿わない移住に対しても生ぬるい対策しかとっていなかった。この自由移住は、1988 年閣僚評議会議定第 4 号の常住戸籍の移転の要件に合わなかったため、1995 年政府首相指示第 660 号により移住先の中部高原で常住戸籍を登録できるようにしたとみられる。

¹³ ここにいう都市とは、中央直属市、省直属市及び市を指す。

¹⁴ 常住戸籍を移転したい場合、その者又はその家長 (又は集合世帯代表者) は、居住地の人民委員会公安部局に出頭し、常住戸籍の転出の手続を行う。移転者は、新たな居住地の人民委員会公安部局に常住戸籍の登録手続をしなければならない (1988 年閣僚評議会議定第 4 号第 9 条、1997 年政府議定第 51 号第 10 条及び 2007 年政府議定第 107 号第 7 条)。

¹⁵ 1995 年民法典においても「個人の居住地とは、その者が日常生活を営み (thường xuyên sinh sống)、且つ、常住戸籍のある場所をいう」 (第 48 条第 1 項) と定められている。

道によれば、同公文書は、5年以上実際に居住していた者で、法を犯さず、「合法的な家屋」を有し、安定した仕事があり、常住を希望するものについては、常住戸籍付与の審査に付すことができること、省及び中央直属市の公安長官は、地方の具体的な実状に基づいて資料を作成し、人民委員会委員長と内務省に報告書を提出しなければならないことが定められたという。1998年初め、同公文書の存在を知ったホーチミン市の一時居住者が奮い立ち、窓口の公安部局に殺到したが、公安部局は対応できなかったという（Tuổi Trẻ 1999）。この理由は、同公文書第 2053 号が一定期間以上の居住を要することを承認要件ではなく審査要件とのみ定めたため、公安部局が個別の事案に対して判断を下せなかったからだとみられる¹⁶。よって、移転手続は進まなかった。

この騒動から一年以上経った 1999 年 8 月、ホーチミン市人民委員会は上記(3)にいう「特別な場合」について指示を発出し¹⁷、常住戸籍の転入の条件として、(1)法令上同市に居住することが禁じられていないこと、(2)家屋について、権限のある当局が発給した家屋所有権及び宅地使用権の有効な証明書を有すること、(3)同市に居住し安定した生活を営んでいる（có cuộc sống ổn định）ことを掲げた（1999 年ホーチミン市人民委員会指示第 27 号 1）。しかし、「合法的な家屋」の要件が依然厳格なためその要件を満たすことが困難であり、また、一定期間以上の継続居住をもって常住戸籍の転入要件とすることが明記されず居住期間の要件があいまいのままであったため、常住戸籍の転入がなかなか進まなかった。

ドイモイ政策の進展に伴い地方から都市への移住が進み、都市の人口は増大していったが、その都市の常住戸籍を有していない一時居住者も増大してきた。ベトナム統計総局は、5 年毎に行われる国勢調査に際して 1999 年から一時居住の調査も行っているが、1999 年国勢調査の結果によれば、例えば、ベトナム最大の都市ホーチミン市の一時居住者の人口は、1999 年 4 月 1 日午前 0 時時点では全体 503 万 4058 人（Tổng cục Thống kê 1999）の約 14 パーセントに当たる約 70 万人であった（Tuổi Trẻ 1999）。2004 年国勢調査の結果によれば、同市の一時居住者の人口は、2004 年 10 月 1 日午前 0 時時点では全体 611 万 7251 人（Tổng cục Thống kê 2004a）の約 30.1 パーセントに当たる 184 万 4548 人であった（Viện Nghiên cứu phát triển thành phố Hồ Chí Minh 2004; Sài Gòn Giải Phóng 2005a）。このように、これら一時居住者は絶対数及び人口比の両面で 1999 年より増大した。

このような都市における急速な一時居住者の増大に対し、公立学校への入学機会の提供、二輪車の購入機会の提供等の住民への社会サービスの提供は、常住者が優先されるため、一時居住者への社会的不利益が生じてきた。

2004 年、統計総局がハノイ市、北東経済区、タイグエン、ホーチミン市及び東部工業区を対象に行ったベトナム移民調査（Tổng cục Thống kê 2004b）によれば、これらの地域の一時居住者の 60 パーセント以上が家屋に困難があり、23 パーセントが電気、水道に問題がある等と答えたという。また、困難を感じた人のほとんどは親戚や友人に頼り、政権の支援を仰いでいるのは 11 パーセントに過ぎなかったという（Thanh Niên 2005b）。

2005 年に発表された、ハノイ市及びホーチミン市で行われた国会事務局の調査によれば、一番問題とされているのは教育であった。同調査によれば、ホーチミン市の人口に占める一時居

¹⁶ ホーチミン市公安は、一時居住者に対して具体的な指示が来ていないのでどう対応して良いか分からないと説明したという（Tuổi Trẻ 1999）。

¹⁷ 1999 年 1 月、ホーチミン市公安は、同市人民委員会に 5 年以上の実際の居住がある場合には常住戸籍を与えるよう求める報告書を提出した（Tuổi Trẻ 1999）。

住者の割合は30パーセントであったのに対して、学童のうち一時居住者の子供が占める割合は10パーセントに過ぎなかったという（Thanh Niên 2005b）¹⁸。なお、小学校、基礎中学校（trung học cơ sở）¹⁹及び普通中学校（trung học phổ thông）には、公立（công lập）、半公立（bán công）、民立（dân lập）及び私立（tư thực）の4種類の形態があるが、一時居住者の子供は、公立学校に入れず、学費が高い²⁰ 民立学校に入らざるを得なかったという²¹。仮に公立の普通中学校に入学できたとしても、教室は別であり、授業料も高かったという²²。

上述に加え、二輪車の購入及び登録、インターネット・サービス・プロバイダ契約等は常住戸籍が必要となるので、一時居住者には不利益が生ずる。2003年1月、公安省は、二輪車の登録は一人一台のみ、常住戸籍のある場所でしか行えないこと、登録時に運転免許証と民事責任強制保険加入を証明する書類を提示しなければならないことを定めた規則を施行した（2003年内務省通知第2号）。ホーチミン市の二輪車の車両番号は50番台であるが、それ以外の番号を付けた二輪車を多数見かける。これらは、一時居住者が常住戸籍のある場所で登録して、鉄道、トラック等で同市に運んだものである。

5. 2005年政府議定第108号

実際の常住戸籍の移転が困難な状況が続いたことを受け、2005年3月末、公安省は1997年政府議定第51号の修正案を提出し（Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005）²³、2005年8月19日、2005年政府議定第108号が公布され、要件の緩和が図られた。

要件のうち、まず、「合法的な家屋」の要件が明確化された（同議定第1条第1項）。「合法的な家屋」のうち「自ら所有する家屋」の規定について、「家屋所有権及び土地使用権の証明書のある家屋又は土地使用権のある土地の上に建築された家屋」とより詳細な規定を設けた上で、その証明書類を例示した（2005年公安省通達第11号II.A.1.2）。そして、「合法的な使用権のある家屋」についても、「家屋賃貸経営権のある機関、組織又は個人と家屋賃貸借契約を結んだ個人の家屋」又は「機関又は組織が管理する家屋で個人の使用に供されるもの」とより詳細な規定を設けた上で、その証明書類を例示した（同通達III.A.2）。なお、土地使用権証明書や家屋所有権証明書を未取得である場合でも、最下級の人民委員会の証明書で家屋の合法性を証明することが可能となった（同議定第1条第1項）。居住期間の要件については、中央直属市の場合その市に継続して3年以上居住することが必要であると明文化された（同議定第1条第2項）。

しかし、常住戸籍の転入は低調に終わった。その理由は、「合法的な家屋」の要件を満たすこ

¹⁸ 引用記事は、国会事務局社会問題課グエン・ヴァン・ティエン（Nguyễn Văn Tiên）課長による調査を掲載したもの。

¹⁹ 民立学校とは、1989年に民立普通学校開校に関する臨時規定草案により認められた新しい学校の形態であり、社会組織が民間資本により運営するものをいう。ここにいう社会組織とは、国营経済組織（例えば、事業体、事業連合、国营企業、合弁経済組織）、大学、短期大学、専業中学、職業訓練学校その他の文化社会機関、ベトナム労働連合、ベトナム農民会、ホーチミン共産青年団、ベトナム婦人連合会、祖国戦線並びに中央及び中央直属市の科学技術会及び文化芸術会をいう（1991年教育訓練省等決定第1931号第8条）。

²⁰ 公立及び半公立の学校の学費は、国家によって決定されるため、各学校によって決定される民立及び私立の学校のものよりも安くなる（ホーチミン市教育訓練局関係者とのインタビュー、2005年11月24日）。

²¹ ホーチミン市の民立学校に通う生徒は、公立学校に合格しなかった者（約50パーセントから約60パーセント）、両親の事情等で全日制又は全寮制の学校に入る必要がある者、常住戸籍がその地域にない者（約30パーセント）である（坪井 2004: 6）。

²² カーター・バーセ帯とのインタビュー、2005年12月30日。

²³ 引用記事は、公安省公安社会秩序行政管理警察局常住戸籍証明課ヴァー・スアン・ズン（Vũ Xuân Dung）課長（上佐）の発表を掲載したもの。

とが難しかったからである。この要件を満たすためには、不動産が紛争中でないこと（同通達 III.A.4.1）、開発のため接収予定地でないこと（同通達 III.A.4.2）等の要件が必要であるが、ホーチミン市公安は、人民に常住戸籍を与える活動において、「合法的な家屋」の要件が厄介であるが、特に、家屋が計画された土地にあるかどうかの証明が難しいとした（Viet Nam News 2005）²⁴。

そこで、ホーチミン市公安は、同市人民委員会に対して、街区及び村の人民委員会が人民の申請書を受理する際のためらいがなくなるよう新しい規定に従って常住戸籍の登録手続を詳細に指導する文書を公布することを求めた（Tuổi Trẻ 2005b）。

2005 年 11 月、同市人民委員会は、1997 年政府議定第 51 号第 11 条第 3 項及び 2005 年公安省通達第 11 号 III.A.3 に規定する家屋は、一人当たり最低 8 平方メートルの面積がなければならぬと指示した（2005 年ホーチミン市人民委員会指示第 32 号 2.b）（Sài Gòn Giải Phóng 2005b）。結果として、混乱に拍車を掛けることになった。

2005 年政府議定第 108 号及び同施行細則の施行後、ホーチミン市では 2005 年 11 月 14 日午前 8 時に転入申請の受付が始まった（Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005）²⁵。同市公安によれば、同議定の要件を満たしているのは 13 万 6658 世帯、49 万 5625 人に上るが（Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005）²⁶、それから 2 箇月強までの間、同市の公安社会秩序行政管理警察課並びに区及び県の公安部局は、1 万 7000 件以上の申請を受け付けたが、常住戸籍の登録を認めたのは 8490 世帯、3 万 61 人に過ぎなかったという（Sài Gòn Giải Phóng 2006）²⁷。

また、この時期においても、一時居住者に対する社会的不利益が継続した。例えば、ホーチミン市の一時居住者の子供は、公立の基礎中学校及び普通中学校には入れなかった²⁸。

カーテーパー（注 7 を参照）に属する一時居住者も移転先の都市で土地及び家屋を購入することが可能であるが、これらの人々に対する不動産証明書²⁹の発給が遅れていた。例えば、2005 年 8 月、ホーチミン市においてカーテーパーに属し安定的に不動産を所有するが、不動産証明書が発給されていない世帯は、12 万 6900³⁰もあったという（Thanh Niên 2005a）³¹。上述のとおり、合法的な家屋の所有又は人民委員会の証明書がカーテーパーの者の常住戸籍の移転の条件となっているので、不動産証明書がなければ、不動産に関する権利義務を公的に主張できないお

²⁴ 引用記事は、ホーチミン市公安社会秩序行政管理警察課ヴォー・ヴァン・ニュアン（Võ Văn Nhuận）課長（大佐）の発表を掲載したもの。

²⁵ 引用記事は、ホーチミン市公安社会秩序行政管理警察課課長の発表を掲載したもの。また、ハノイ市では 2005 年 11 月 15 日に開始された。

²⁶ ハノイ市では 10 万人強。

²⁷ 引用記事は、ホーチミン市公安社会秩序行政管理警察課の発表を掲載したもの。

²⁸ ホーチミン市教育訓練局関係者とのインタビュー、2005 年 11 月 24 日。

²⁹ 正式には、2003 年土地法に基づき資源環境省が発行する「土地使用権証明書（giấy chứng nhận quyền sử dụng đất）」という。旧書式の土地使用権証明書（通称「赤帳（sổ đỏ）」）と家屋所有権証明書を統合した統一証明書で、表紙が赤色のため、通称「新赤帳（sổ đỏ mới）」と呼ばれる。全 4 ページで規格は縦が 265 ミリメートル、横が 190 ミリメートルの大きさと、2 ページ目に発給人民委員会名、権利者名、3 ページ目には土地台帳番号、発給年月日、権利者及び発給者の署名、4 ページ目には発給後に行なわれた権利者変更の詳細等が記載される。土地は資源環境省（ホーチミン市では人民委員会資源環境局）、家屋は建設省（ホーチミン市では人民委員会土地建設局）が所管している。

³⁰ 区別では最大の 3 万 5000 世帯のゴーヴァップ区、1 万 6000 世帯のトゥードック区、タンビン区、ビンタイン区、タンフー区が続く。なお、ホーチミン市は、第一区から第十二区、ゴーヴァップ区、タンビン区、フーニュアン区、ビンタイン区、トゥードック区、タンフー区、ビンタン区、クチ県、ホックモン県、ビンチャイン県、ニャーペー県及びカンゾー県の 19 区 5 県から成る。

³¹ 引用記事は、2005 年 8 月 19 日、ホーチミン市人民評議会経済予算委員会会合における同市人民委員会資源環境局の発表を掲載したもの。同局は、これらの世帯に不動産証明書を発給することを正式に提起した。

それがあった³²。

また、ホーチミン市において一時居住者の水道料金は常住戸籍の所有者の約3倍であった³³。2005年、同市人民評議会の調査に対して、水供給会社は、市民に供給する清潔な水が未だ十分ではないので、一時居住者への水の価格を市民価格と同額にすれば、1470億ドンの国家補助が必要になると報告した（Thanh Niên 2005b）。

さらに、（1997年政府議定第51号第12条第3項第d号の規定に基づき、）ホーチミン市等都市の市街区の常住戸籍や土地使用権証明書入手するため、都会の女性と結婚する地方出身の男性が多数いたという（Tuổi Trẻ 2005a）。

6. 2006年居住法

2006年11月に開催された第11期第10回国会において、2006年居住法が採択され、居住に関する規則が初めて法律となった。すなわち、人民の代表である国会議員に審議されたことにより民意がより強く反映されたこと、政府が勝手に改廃できなくなったとの意義がある。同法の内容は、公安省の人民掌握の観点というより人民の権利を強調する書きぶりとなっているのが特徴である。第3条の「公民の居住の自由」の規定において、「公民は、この法及び関連法のその他の規定に基づき、居住の自由を有する。常住又は一時居住の要件を満たす公民は、権限ある国家機関に対し常住又は一時居住の登録を求める権利を有する。」と規定され、常住の自由に加え一時居住の自由が初めて明確に規定された。また、第1条で、「居住とは、公民が村、街区又は町の一拠点で常住又は一時居住の形式により生活を営む（sinh sống）ことをいう。」と定義され、「居住」の概念に「一時居住」が明確に含められた³⁴。

これには、国会社会問題委員会の大きな関与があったとみられる。同法の採択前、2005年12月15日にホーチミン市で「都市及び工業区の移動民に対する政策及び法規」と題する国家セミナーが開催されたが、国会社会問題委員会委員長は、「移動は不可欠な趨勢と認識しなければならぬ。移動は経済社会発展の積極的な推進力である。この20年間のドイモイにおいて移動勢力がなければ、都市及び工業区は現在のように大きくならなかっただろう。」と述べたが（Thanh Niên 2005b）³⁵、国会社会問題委員会は移住者の立場を積極的に肯定しようとする姿勢がみられる。

また、同法においては要件の緩和及び明確化がかなり進んだが、主な改正点は次のとおりである。まず、これまでの「合法的な家屋」の要件（同法第20条第1項、2007年政府議定第107号第5条第1項）については、この証拠となる必要な証明書類がより明確化された。また、船舶、ボートその他の乗り物が居住地として認められた³⁶。このようなことにより、これまでの「合法的な家屋」が「合法的な居所（chỗ ở hợp pháp）」と改められ、対象範囲が拡大した。さらに、一

³² 2005年8月30日、2003年土地法施行状況の評価のためのダン・フン・ヴォー資源環境大臣及び土地調査団とホーチミン市人民委員会との会合において、グエン・カイ（Nguyễn Khải）資源環境省第一局長はカーターバーの人々を対象に不動産証明書の早期発給の必要性を指摘し、グエン・ヴァン・ドゥア（Nguyễn Văn Dũa）同人民委員会副委員長が善処を約束した（Người Lao Động 2005）。

³³ カーターバー世帯とのインタビュー、2006年2月16日。

³⁴ この規定は、2005年民法典の「個人の居住地とは、その者が日常生活を営む（thường xuyên sinh sống）場所をいう。」との定義規定（第52条第1項）を発展させたものと認められる。

³⁵ 引用記事は、国会社会問題委員会グエン・ティ・ホアイ・トゥー（Nguyễn Thị Hoài Thu）委員長の発表を掲載したもの。

³⁶ 所有権を有する居住用の船舶、ボートその他の乗り物及びその本拠地住所の登録証明書類。かかる登録書類がない場合、居住に用いるため船舶、ボートその他の乗り物の所有又は船舶、ボートその他の乗り物及びその本拠地住所に関する売買、贈与、付与、交換若しくは相続に関する村級の人民委員会の確認が必要である。

人当たり最低限の居住面積については、2010年7月10日、同法の細則を定める2010年政府議定第56号が施行され、ハノイ市及びホーチミン市において一人当たり5平方メートル以上が必要であると規定された（第1条第2項）。そして、居住期間の要件が3年以上から1年以上に短縮された（同法第20条第1項）。

手続面においても、必要事項を満たす都市への転入申請書を受領して公安部局が解決しなければならない期間が15日以内に短縮された上、発給できない場合にはその理由を明確に示し文書で回答しなければならないと規定された（同法第21条第3項）。

2007年7月1日、同法が施行され、移転手続の受付が始まった³⁷。2007年、ホーチミン市の人口は全体で665万942人であり（Cục thống kê thành phố Hồ Chí Minh 2007）、同法の移転要件を満たす一時居住者は86万人強と予測されたが（Thông tấn xã Việt Nam 2007）、同法施行後、2009年末までの2年強の間に30万人近くの一時居住者に転入が認められた（Pháp Luật TPHCM Online 2010）³⁸。2009年国勢調査の結果によれば、同市の一時居住者の人口は、2009年4月1日午前0時時点では全体712万3340人（Tổng cục Thống kê 2009）のうち70万人から100万人と推計されている（Lê Văn Thành 2010）。同市の人口増加率（年平均）は、1979-89年1.63パーセント、1989-99年2.36パーセント及び1999-2009年3.50パーセントであり、自然増加率（出生率と死亡率の差）の1979-89年1.61パーセント、1989-99年1.52パーセント、1999-2009年1.17パーセントを超えていた（Lê Văn Thành 2010; Sài Gòn Giải Phóng Online 2009）。つまり、社会増加率（転入率と転出率の差）は、1979年から一貫してプラス（1979-89年0.02パーセント、1989-99年0.84パーセント及び1999-2009年2.33パーセント）であり、且つ、上昇している。その一方で、一時居住者の人口は2004年を頂点に減っている。つまり、常住戸籍の移転の政策が一定の成果を果たしたことがうかがえる。

7. 法政策の概観

これまでみたとおり、1986年にドイモイ政策が開始される前は、人民の移住は政策的なものを除き認められなかった。ドイモイ政策開始以降、政府は、開発に伴い始まった実質的な移住を伴う国内移動に対応し、1988年閣僚評議会議定第4号により常住戸籍の移転の制度を設けたが、その対象者が限られていた（いわば自由意思によらない移住の原則解禁）。その後、1997年政府議定第51号により、すべての人民は一定の要件を満たせば常住戸籍の移転が認められるようになった（いわば自由意思による移住の原則解禁）が、その要件は厳格かつ曖昧であった。そのため、2005年政府議定第108号により常住戸籍の移転の要件がある程度緩和及び明確化されたが、その要件は依然厳格であった。その後、2006年居住法が制定され、居住に関する規則が初めて法律となり、一時居住の自由が定められ、常住戸籍の移転の要件及び手続が緩和及び明確化された。

以上が居住登録に関する法制の変容のあらましであるが、留意すべき点として以下を言及しておきたい。

第一点は、常住戸籍の制度が社会サービスを提供する根拠として維持されたことである。上記I. 3. で述べたが、中国では、農村戸籍者であって都市部で「暫住証」（臨時戸籍登録）を取得

³⁷ なお、既にみたとおり、戸籍と人民証明は常住戸籍を登録した場所の人民委員会が発給することになっているので、常住戸籍が移転されれば戸籍と人民証明も移転されることになる。

³⁸ 引用記事は、2010年1月26日の2006年居住法の施行状況に関する公安省ホアン・チュン・ハイ（Hoàng Trung Hải）次官の報告を掲載したもの。

した者に都市部での居住を許可し、社会サービスも与えている。ところが、ベトナムでは、社会サービスは常住戸籍を基に提供するという方針を貫いている。その理由は、上記 4. 及び 5. で言及した、1997 年政府議定第 51 号及び 2005 年政府議定第 108 号の施行に向けたホーチミン市人民委員会の対応に手掛かりを見いだせる。同人民委員会は、常住戸籍の移転の要件及び手続の緩和及び明確化に躊躇したのであるが、急速に人口が増大する都市においては、財政の確保が困難であり、教育、水道等基礎インフラの整備が追いつかず、供給量に限界があるので、常住者が急増することを恐れたのであろう³⁹。

第二点は、常住戸籍の移転の要件及び手続の緩和及び明確化が進んだことである。かかる移転において決定的に重要となった要件は、合法的で一定面積以上の居所を有すること及び一定期間以上継続して居住することであるが、1997 年政府議定第 51 号から 2005 年政府議定第 108 号、そして 2006 年居住法に移行するにつれてこれら要件の緩和及び明確化が進んだ。また、2006 年居住法の制定をもって、居住登録制度が初めて法律化され、政府が勝手に改廃できなくなったことは、法的安定性の確保という点で意義がある。

第三点は、一時居住の自由が認められたことである。1997 年政府議定第 51 号によって、自由意思による移住は原則解禁となったが、一時居住が法的性質として違法かどうか判然としないという状況が続いた。そして、上記 6. で触れたとおり、国会が移住者の立場を積極的に肯定した結果、2006 年居住法において一時居住の自由が定められたのであるが、一時居住に合法性が認められたことは大きな意義がある。

このように、ベトナム国家は、常住戸籍に基づき社会サービスを提供する制度を維持しつつ、国内移住の進展による社会サービスにおける不利益の解消を、要件及び手続を緩和及び明確化することにより、常住戸籍の移転を進める形で図ってきた。このようなベトナム国家の取組には一定の評価ができる。

しかしながら、要件を満たし常住戸籍の転入が認められた一時居住者がいる一方で、要件を満たすことができず常住戸籍の転入が認められない又は手続中の一時居住者が社会サービスの面で被っている不利益については、法制上の手当がなされていない。

III. おわりに

本稿は、ベトナムの居住登録に関する法制が、ベトナム民主共和国発足当初からドイモイ政策導入を経て現代に至るまで、国内移住の進展の影響を受けいかに変容していったかを明らかにすることができたと思う。

かつて認められていなかった常住戸籍の移転は、1988 年閣僚評議会議定第 4 号で認められるようになり、自発的移住に基づくものについても 1997 年政府議定第 51 号で認められるようになった。つまり、実際の国内移住が先行し、これを追いかけるような形で居住登録の法制が変容していったのである。その後、常住戸籍の移転の要件及び手続は 2005 年政府議定第 108 号及び 2006 年居住法で簡素化されたが、社会サービスを提供する根拠は一貫として常住戸籍とされ、移転要件は現在も課されている。2006 年居住法では、一時居住の自由が認められ、すべての人

³⁹ 竹内郁雄は、農村から都市への人口移動について「急速な都市の成長を引き起こして不潔な生活条件下で暮らすようになる」というネガティブな見方が「経済諸力が労働力を都市に引き寄せている」というポジティブな見方を凌駕したため、常住「戸籍登録制度」による規制が維持されたと説明した（竹内 2006: 171-172, 187）。

民による国内移住を正当化する法的根拠が整備された。以上が本稿で得られた結論であるが、居住登録に関する法制の変遷を追い、その変容を解明できたことはこれまでの研究の空白を埋めるものであり、今後の研究の呼び水となることを期待したい。

しかしながら、国内移住に関する政策は公安機関が掌握しているため一次資料の入手が困難であり、その考察を公開された法令に多くを依拠せざるを得ないという制約もあり、ベトナムの国家機関内部の法政策決定過程については十分な考察を深めることができなかった。今後の研究課題である。

ここでいま一度ベトナムの社会サービスの提供の状況に触れると、現行の常住戸籍の制度は、一時居住者に一定期間又は全く社会サービスを与えておらず、その結果一時居住者と常住者との間での差別が生まれている。人民に一時居住の自由を認めたのに、社会サービスを保証しないのは法政策としてバランスを失っており、特に教育機会の不平等は貧富の差の定着につながることを指摘したい。

参考文献

<日本語文献>

- 伊藤正子 2003 年 「タイ族・ヌン族の国内移住の構造——ベトナム東北山間部少数民族のネットワーク」、『東南アジア研究』40 巻 4 号、484-501 頁。
- 岩井美佐紀 2006 年 「組織的移住政策にみるベトナムの国家と社会の関係——紅河デルタから『新経済区』への開拓移住」、寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる』、千葉：アジア経済研究所、89-119 頁。
- 扇野竜 2006 年 「ドイモイ後のベトナム・タイビン省における労働力移動——潜在的失業問題と過剰人口問題に対する意義」、2005 年度東京大学総合文化研究科修士論文。
- 小川有子 2004 年 「移住・移動」、今井昭夫・岩井美佐紀編『現代ベトナムを知るための 60 章』、東京：明石書店、143-146 頁。
- 樫永真佐夫 2004 年 「ベトナム——小中華の国家統合」、青柳真智子編著『国勢調査の文化人類学——人種・民族分類の比較研究』、東京：古今書院、159-176 頁。
- 貴志功 2006 年 「ホーチミン市の一時居住者めぐる問題」、『世界週報』第 87 巻第 7 号、50-51 頁。
- 竹内郁雄 2006 年 「ドイモイ下のベトナムにおける農村から都市への人口移動と『共同体』の役割試論」、寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる』、千葉：アジア経済研究所、163-199 頁。
- 坪井未来子 2003 年 「ドイモイ下ベトナムの教育政策——民立学校の誕生を中心に」、2003 年 12 月 20 日私的研究会での口頭発表資料。
- 西島和彦 2009 年 「人口流動化の進展と戸籍制度」、西村幸次郎編著『グローバル化のなかの現代中国法 [第 2 版]』、東京：成文堂、227-243 頁。
- 渡辺英緒 2000 年 「法規文書の制定と運用」、白石昌也編『ベトナムの国家機構』、東京：明石書店、53-81 頁。

<外国語文献>

- Báo Công An Nhân Dân. 2006. “Hộ khẩu đã hết “sứ mệnh lịch sử”?”. (常住戸籍は歴史的使命を終えたのか) 1 April.

- Cục thống kê thành phố Hồ Chí Minh. 2007. “Dân số và mật độ dân số năm 2007 phân theo quận huyện (2007 年の区・県別人口と人口密度).”
- Guest, Philip. 1998. “The dynamics of internal migration in Viet Nam.” *UNDP Discussion Paper 1*. Hanoi: United Nations Development Programme.
- Lê Văn Thành. 2002. “Population and urbanization in Ho Chi Minh City (Vietnam) towards new policies on migration and urban development.” *Poster Paper* prepared for the IUSSP Regional Population Conference, Bangkok, Thailand.
- . 2006. “Migrants and the Socio-Economic Development of Ho Chi Minh City (Viet Nam).” NIE-SEAGA Conference 2006: Sustainability and South East Asia, Singapore.
- . 2010. “Đô thị hóa với vấn đề dân nhập cư tại thành phố Hồ Chí Minh (ホーチミン市の移住民問題に対応した都市化).” Tham luận với chuyên đề Kinh tế xã hội đô thị, Hội thảo “Phát triển đô thị bền vững” (2010 年 5 月 17 日にホーチミン市で開催されたシンポジウム「都市の持続可能な発展」でのテーマ「都市の経済・社会」討論用資料).
- Li, Tana. 1996. “Peasants on the Move: Rural-Urban Migration in the Hanoi Region.” *Occasional Paper* (91). Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Người Lao Động. 2005. “Cần sớm xem xét cấp sổ đỏ cho diện KT3? (カーターバーの人々への赤帳発給を早期に検討すべきか).” 31 August.
- Pháp Luật TPHCM Online. 2010. “Hơn hai năm thực hiện Luật Cư trú ở TP.HCM: quản lý trên giấy (ホーチミン市で居住法の施行後 2 年強の書類上の管理).” 21 February.
- Sài Gòn Giải Phóng. 2005a. “TPHCM sẽ nhập hộ khẩu cho 500.000 người diện KT3 (ホーチミン市はカーターバー 50 万人の常住戸籍を転入).” 3 August.
- . 2005b. “Nhà ở nhờ phải đảm bảo diện tích tối thiểu 8m2/người (居住面積は一人当たり 8 平方メートルを満たす必要あり).” 23 November.
- . 2006. “Hơn 30.000 người được nhập khẩu theo quy định mới (新規定により 3 万人以上が常住戸籍の転入可能に).” 23 January.
- Sài Gòn Giải Phóng Online. 2009. “Dân số TPHCM bùng nổ do tăng cơ học (ホーチミン市人口は社会増加により上昇).” 24 October.
- Thanh Niên. 2005a. “Kiến nghị cấp giấy chủ quyền nhà - đất cho hộ diện KT3 (カーターバーの人々への不動産証明書発給を提起).” 20 August.
- . 2005b. “Nhức nhối tình trạng kỳ thị “dân nhập cư” (「移住民」へのひどい差別状況).” 16 December.
- Thời Báo Kinh Tế Việt Nam. 2005. “Giảm phiền hà quản lý hộ khẩu (常住戸籍管理の問題解消).” 2 June.
- Thông tấn xã Việt Nam. 2007. “CA TP.HCM sẽ làm việc cả ngày nghỉ để cấp hộ khẩu (ホーチミン市公安、常住戸籍発給のため休日も終日勤務).” 29 June.
- Tổng cục Thống kê. 1999. “Tổng điều tra dân số và nhà ở 1999 (1999 年国勢調査).”
- . 2004a. “Tổng điều tra dân số và nhà ở 2004 (2004 年国勢調査).”
- . 2004b. “Điều tra di cư Việt Nam năm 2004 (2004 年ベトナム移民調査).”
- . 2009. “Tổng điều tra dân số và nhà ở 2009 (2009 年国勢調査).”
- Tuổi Trẻ. 1999. ““Tam” trú 5 năm (5 年間「一時」居住).” 27 May.
- . 2005a. “Tình đất = tình người?! (土地への愛情 = 人への愛情か).” 22 October.
- . 2005b. “Trách nhiệm của phường, xã ở đâu? (街区及び村の責任の所在はどこに).” 21

November.

Viện Nghiên cứu phát triển thành phố Hồ Chí Minh. 2004. “Báo cáo phát triển kinh tế - xã hội Thành phố Hồ Chí Minh 2004 (2004 年ホーチミン市経済・社会発展報告).”

Việt Báo. 2004. “Việc đăng ký tạm trú, khai sinh cho con và đăng ký xe gắn máy (一時居住登録、子供の出生登録及び二輪車登録).” 15 August.

Viet Nam News. 2005. “Home Sweet Home.” 4 December.

<引用法令>

Hiến pháp nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa năm 1946 (1946 年ベトナム民主共和国憲法) 1946 年憲法 (1946 年 11 月 9 日公布、同日発効、1960 年 1 月 1 日失効)

Điều lệ hộ khẩu tạm thời (常住戸籍に関する暫定条例) 1955 年条例

Hiến pháp nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa năm 1959 (1959 年ベトナム民主共和国憲法) 1959 年憲法 (1959 年 12 月 31 日公布、1960 年 1 月 1 日発効、1980 年 12 月 19 日失効)

Nghị định của Hội đồng Chính phủ số 104/CP ngày 27 tháng 6 năm 1964 ban hành Điều lệ đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1964 年 6 月 27 日付け政府評議会議定第 104 号) 1964 年政府評議会議定第 104 号 (1964 年 6 月 27 日公布、同日発効、一部失効)

Hiến pháp nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam năm 1980 (1980 年ベトナム社会主義共和国憲法) 1980 年憲法 (1980 年 12 月 18 日公布、同月 19 日発効、1992 年 4 月 15 日失効)

Nghị định của Hội đồng Bộ trưởng số 219-HĐBT ngày 20 tháng 11 năm 1987 về việc chuyển giao công tác đăng ký hộ tịch từ Bộ Nội vụ sang Bộ Tư pháp và Ủy ban nhân dân các cấp (戸籍登録工作の内務省から司法省及び各級人民委員会への移管に関する 1987 年 11 月 20 日付け閣僚評議会議定第 219 号) 1987 年閣僚評議会議定第 219 号 (1987 年 11 月 20 日公布、同日発効)

Nghị định của Hội đồng Bộ trưởng số 04-HĐBT ngày 7 tháng 1 năm 1988 ban hành Điều lệ đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1988 年 1 月 31 日付け条例を施行する閣僚評議会議定第 4 号) 1988 年閣僚評議会議定第 4 号 (1988 年 1 月 7 日公布、同日発効、1997 年 7 月 15 日失効)

Quyết định số 1931/QĐ ngày 20 tháng 8 năm 1991 của Bộ Giáo dục và Đào tạo, Sở Giáo dục và Đào tạo ban hành quy chế trường phổ thông dân lập (民立普通学校規則を施行する 1991 年 8 月 20 日付け教育訓練省及び教育訓練局決定第 1931 号) 1991 年教育訓練省等決定第 1931 号

Hiến pháp nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam năm 1992 (1992 年ベトナム社会主義共和国憲法) 1992 年憲法 (1992 年 4 月 15 日公布、同日発効、2001 年一部改正)

Chỉ thị số 660/TTg ngày 17 tháng 10 năm 1995 của Thủ tướng Chính phủ về giải quyết tình trạng dân di cư tự do đến Tây Nguyên và một số tỉnh khác (タイグエンその他一部の省に向かう自発的移住民の状況への対処に関する 1995 年 10 月 17 日付け政府首相指示第 660 号) 1995 年政府首相指示第 660 号 (1995 年 10 月 17 日公布、同日発効)

Bộ luật Dân sự số 44-L/CTN ngày 28 tháng 10 năm 1995 của Quốc hội (1995 年 10 月 28 日付け国会法律第 44 号民法典) 1995 年民法典 (1995 年 11 月 9 日公布、1996 年 7 月 1 日発効、2005 年 1 月 1 日失効)

Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về việc đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号) 1997 年政府議定第 51 号 (1997 年 5 月 10 日公布、同年 7 月 15 日発効、2007 年 7 月 6 日失効)

Thông tư số 06-TT/BNV(C13) ngày 20 tháng 6 năm 1997 của Bộ Nội vụ hướng dẫn thực hiện Nghị định

51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号の施行を指導する 1997 年 6 月 20 日付け内務省通知第 6 号) 1997 年内務省通知第 6 号 (1997 年 6 月 20 日公布、同年 7 月 15 日発効、2005 年 10 月 31 日失効)

Chỉ thị số 26/CT-UB-NC ngày 12 tháng 9 năm 1997 của Ủy ban nhân dân thành phố Hồ Chí Minh về việc triển khai thực hiện Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ và Thông tư số 06/TT-BNV(C13) ngày 20 tháng 6 năm 1997 của Bộ Nội vụ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号及び 1997 年 6 月 20 日付け内務省通知第 6 号の施行に関する 1997 年 9 月 12 日付けホーチミン市人民委員会指示第 26 号) 1997 年ホーチミン市人民委員会指示第 26 号 (1997 年 9 月 12 日公布、同日発効、2005 年 8 月 19 日失効)

Công văn số 2053/C11(C13) ngày 24 tháng 12 năm 1997 của Tổng cục Cảnh sát Nhân dân thuộc Bộ Nội vụ hướng dẫn thực hiện Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号の施行を指導する 1997 年 12 月 24 日付け内務省人民警察総局公文書第 2053 号) 1997 年内務省人民警察総局公文書第 2053 号

Nghị định số 05/1999/NĐ-CP ngày 3 tháng 2 năm 1999 của Chính phủ về chứng minh nhân dân (人民証明について定める 1999 年 2 月 3 日付け政府議定第 5 号) 1999 年政府議定第 5 号 (1999 年 2 月 3 日公布、同年 5 月 1 日発効)

Chỉ thị số 27/1999/CT-UB-NC ngày 26 tháng 8 năm 1999 của Ủy ban nhân dân thành phố Hồ Chí Minh về việc giải quyết đăng ký hộ khẩu thường trú đối với công dân Việt Nam không thuộc biên chế nhà nước từ tỉnh, thành phố khác đến cư trú tại thành phố Hồ Chí Minh (国家編成に属さず、省又はその他の市の市からホーチミン市へ移住するベトナム公民の常住戸籍の登録への対処に関する 1999 年 8 月 26 日付けホーチミン市人民委員会指示第 27 号) 1999 年ホーチミン市人民委員会指示第 27 号 (1999 年 8 月 26 日公布、同日発効、2005 年 8 月 19 日失効)

Thông tư số 02/2003/TT-BCA(C11) ngày 13 tháng 1 năm 2003 của Bộ Công an về việc bổ sung Thông tư số 01/2002/TT-BCA(C11) ngày 4 tháng 1 năm 2002 của Bộ Công an về hướng dẫn tổ chức cấp đăng ký, biển số phương tiện giao thông cơ giới đường bộ (道路交通の車両番号の発給及び登録の指導に関する 2002 年 1 月 4 日付け内務省通知第 1 号を改正する 2003 年 1 月 13 日付け内務省通知第 2 号) 2003 年内務省通知第 2 号 (2003 年 1 月 13 日公布、同月 28 日発効)

Luật đất đai số 13/2003/QH11 ngày 26 tháng 11 năm 2003 của Quốc hội (2003 年 11 月 26 日付け国会法律第 13 号土地法) 2003 年土地法 (2003 年 11 月 26 日公布、2004 年 7 月 1 日発効)

Bộ luật Dân sự số 33/2005/QH11 ngày 14 tháng 6 năm 2005 của Quốc hội (2005 年 6 月 14 日付け国会法律第 33 号民法典) 2005 年民法典 (2005 年 11 月 9 日公布、2006 年 1 月 1 日発効)

Nghị định số 108/2005/NĐ-CP ngày 19 tháng 8 năm 2005 của Chính phủ về việc sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号を一部改正する 2005 年 8 月 19 日付け政府議定第 108 号) 2005 年政府議定第 108 号 (2005 年 8 月 19 日公布、同年 9 月 13 日発効、2007 年 7 月 6 日失効)

Thông tư số 11/2005/TT-BCA-C11 ngày 07 tháng 10 năm 2005 của Bộ Công an hướng dẫn thi hành một số điều của Nghị định số 51 ngày 10 tháng 5 năm 1997 và Nghị định số 108/2005/NĐ-CP ngày 19 tháng 8 năm 2005 về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月

10 日付け政府議定第 51 号及び 2005 年 8 月 19 日付け政府議定第 108 号の施行を指導する 2005 年 10 月 7 日付け公安省通達第 11 号) 2005 年公安省通達第 11 号 (2005 年 10 月 7 日公布、同月 31 日発効、2007 年 7 月 6 日失効)

Chi thị số 32/2005/CT-UBND ngày 21 tháng 11 năm 2005 của Ủy ban nhân dân thành phố Hồ Chí Minh về triển khai thực hiện Nghị định 108/2005/NĐ-CP ngày 19 tháng 8 năm 2005 của Chính phủ về sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ và Thông tư 11/2005/TT-BCA-C11 ngày 07 tháng 10 năm 2005 về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号を一部改正する 2005 年 8 月 19 日付け政府議定第 108 号及び 2005 年 10 月 7 日付け公安省通達第 11 号の施行に関する 2005 年 11 月 21 日付けホーチミン市人民委員会指示第 32 号) 2005 年ホーチミン市人民委員会指示第 32 号 (2005 年 11 月 21 日公布、同日発効、2007 年 7 月 6 日失効)

Nghị định số 158/2005/NĐ-CP ngày 27 tháng 12 năm 2005 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ tịch (戸籍の登録及び管理に関する 2005 年 12 月 27 日付け政府議定第 158 号) 2005 年政府議定第 158 号 (2005 年 12 月 27 日公布、2006 年 4 月 1 日発効)

Luật Cư trú số 81/2006/QH11 ngày 29 tháng 11 năm 2006 của Quốc hội (2006 年 11 月 29 日付け国会法律第 81 号居住法) 2006 年居住法 (2006 年 12 月 12 日公布、2007 年 7 月 1 日発効)

Nghị định số 107/2007/NĐ-CP ngày 25 tháng 6 năm 2007 quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Cư trú (居住法の一部規定の細目を定め施行を指導する 2007 年 6 月 25 日付け政府議定第 107 号) 2007 年政府議定第 107 号 (2007 年 6 月 25 日公布、同年 7 月 6 日発効)

Nghị định số 56/2010/NĐ-CP ngày 24 tháng 5 năm 2010 của Chính phủ về việc sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định số 107/2007/NĐ-CP ngày 25 tháng 6 năm 2007 quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Cư trú (居住法の一部規定の細目を定め施行を指導する 2007 年 6 月 25 日付け政府議定第 107 号を一部改正する 2010 年 5 月 24 日付け政府議定第 56 号) 2010 年政府議定第 56 号 (2010 年 6 月 25 日公布、同年 7 月 10 日発効)

Nagai Kafū's Reflections on Urban Beauty in *Hiyorigeta*: Reappraising Tokyo's Back Alleys and Waterways¹

Evelyn Schulz*

Abstract

Edo's urban fabric was originally made up of *roji* districts, i.e. of narrow multi-functional alleyways leading through small-scale, gradually developed residential and business areas. An extensive network of waterways of rivers, canals and streams traversed the city and connected it to the bay. However, during the 20th century, much of Tokyo's space was exploited to serve capital accumulation, causing rapid change of the cityscape and urban environment and of their representation in various media. While the advocates of Western-style urban modernization regarded both the *roji* and the waterways as an obstacle to modernity, their opponents reconfigured them as counter-spaces to modernization. Until the late 1990s most *roji* had become erased from the cityscape and tended to be sidelined in urban discourse. However, in recent years Tokyo's waterways and *roji* areas have become part of the discussion about sustainable urban planning relating to urban amenity, to community centered street space and to the preservation of local culture and urban landscape. The recent reevaluation of the works by Nagai Kafū (1879-1959) can be viewed in this light. Kafū became famous for his particular lifestyle and for his explorative attitude towards Tokyo. He wrote many literary works depicting Tokyo's transformation from a critical standpoint, which was sustained by his experience of five years spent in North America and France. By searching for the familiar and authentic, Kafū investigated those aspects, which in his opinion represented Edo's beauty and were in danger of being completely destroyed. In particular his essay *Hiyorigeta (Fairweather Clogs)* anticipates some aspects of the current rediscovery of Tokyo's *roji* and waterways.

I. Introduction

Becoming modern involves numerous agents and spaces. The issue of space and its relation to modernity can be approached from various angles. For the purpose of this

* Japan Center, Ludwig-Maximilians-University Munich, Germany
E-mail: evelyn.schulz@lmu.de

¹ This article is a continuation of my research into the recent revitalization of particular *roji* areas, i.e., back alley quarters in Tokyo and into its relation to the rediscovery and reevaluation of the works of Nagai Kafū. During my first research stay at the Seikei University Center for Asian and Pacific Studies in March and April 2006 my main focus was to ask how Walter Benjamin's concept of the *flâneur* could be applied to Nagai Kafū. The results of my research were published in Schulz 2007. The present article contains the results of the research I conducted at the Seikei University Center for Asian and Pacific Studies in autumn 2010. I would like to thank Professor Nakagami Yasuhiro and the staff of CAPS for their generous hospitality and support. I am also greatly obliged to the members of the Study Group at Seikei University and to Professor Miura Kuniyasu for their stimulating discussion and thoughtful comments when I had the honor to present a first draft of this article to them in November 2010. I would also like to thank Christoph Langemann, Basel, Switzerland, who carefully proofread my draft and gave many valuable hints.

study the following aspects of space are of particular interest:

- 1) the politics of space, i.e. space as a material site which is always connected with and regulated by questions of power and negotiation; and
- 2) the poetics of space, i.e. space as a cultural and social context which involves production, perception, imagination, and representation.

The two aspects are intricately related. This indicates how fluid and volatile space generally is. Due to the influence in many academic fields of the so-called spatial turn of recent years, researchers no longer treat space 'as obvious, as self evident and not really in need of further examination' (Crang 2005: 199). Rather, it has become fairly usual to regard urban space as socially constructed, i.e. produced by social interaction, and thus, in other words, social life is 'both space-forming and space-contingent; a producer and a product of spatiality' (Soja 1989: 129). Particularly in the social and cultural sciences space is now viewed from such a relational position, and urban spaces are increasingly considered to be the spatial manifestations of visions of modernity.²

Capital cities are the prime sites of modernity and therefore form a major focus of urban discourse. In Japan this process began in the 1880s shortly after Tokyo had been designated to be the new capital city. Since Japan's project of becoming modern began in the 19th century and up to today, Tokyo has undergone far-reaching transformation of its political, economic, social and cultural systems. Furthermore, since becoming Japan's capital in 1868, Tokyo has been reconstructed to be the center of the nation, and it has become an important instrument for disciplining the population's memory of the past as well as for creating visions of the future. It is no exaggeration to state that Tokyo is one of the most fiercely contested spaces in Japan. Down to the present day the city is a major battleground of various, often opposing visions of modernity. It is regarded as both a laboratory of Japan's future as well as the site of varied versions of the past. In other words, Tokyo is associated with two opposing views of historical Japan, one of a premodern and one of a modern Japan, and in recent years one of a globalized Japan versus a Japan that is in search of authenticity and local values. In this city more than in any other, Japan's national identity and modernity and their respective images have been staged and restaged, represented and contested.

This trend began when the *bunmei kaika* policy of the Meiji government was implemented, that is to say when Western-style civilization and the enlightenment paradigm were introduced. This policy was associated with rational thinking, with progress in technical and cultural terms, with industrialization, with the introduction of public transportation systems and with the improvement of public hygiene. Up to the present day Tokyo functions as the most important showcase of Japan's modernity, and to promote this image it has to be corre-

² For overviews over the spatial turn – sometimes also called the 'topographical' or 'topological turn' (Weigel 2002) (in Japanese translated as *kūkanronteki tenkai* 空間論的転回) – across the social sciences and humanities, cf. Bachmann-Medick 2006, Doring and Thielmann 2008, Hallet and Neumann 2009, Warf and Arias 2008. An important contribution to this field is Edward Soja's trilogy: *Postmodern Geographies* (1989), *Thirdspace* (1996) and *Postmetropolis* (2000). Soja 1996 has been translated into Japanese, cf. Soja 2005. For the "poetics of space" cf. Gaston Bachelard's *La Poétique de l'espace* (1957), a Japanese translation was published 1969 (Chikuma shobō bunkō 2002), and Tanaka Jun's *Toshi no shigaku* (*The Poetics of the City* 2007).

spondingly designed. Numerous architectural landmarks are situated on the map of the city, each representing a vision of modernity that existed at a certain time. Two well-known Meiji period examples are the Rokumeikan, a two-storied Western-style building commissioned for the housing of foreign guests and famous for its splendid receptions and balls, and Tokyo station which opened in 1914 and very soon became the symbolic centre of Japan's modern transport system. The avant-garde architecture of the Yoyogi National Gymnasium was constructed to house events for the summer Olympic games of 1964. It marks the global breakthrough of Japanese architecture. Recent mega-structures such as Roppongi Hills and Midtown Tokyo can be termed as epitomes of Japan's globally oriented modernity. All these splendid buildings and spacial redevelopments remain standing to prove the continuing aggrandizement and modernization of Tokyo. They are regarded as being a key element of Japan's future competitiveness and are meant to emphasize Tokyo's position as a global city.

However, while Tokyo was being embellished and redesigned on the one hand, traditional patterns of urban space were increasingly being destroyed on the other. During recent years more and more people have become aware of the consequences of such modernization processes. As a reaction, Tokyo's network of waterways and so called *roji* - narrow alleyways and backstreets -, which disappeared extensively through the implementation of Western style urban planning and architecture, as well as due to industrialization and catastrophes such as the earthquake of 1923 and the Tokyo air raids of 1944 and 1945, are now seen in new light and are being rediscovered. In contrast to the integrated high-rise property developments and the monumental architecture mentioned above, the *roji* are regarded as de-monumentalized space patterns that scale down the city to human dimensions and create culturally authentic zones for living and shopping. Particular *roji* areas are elevated to being symbols of the *genius loci* of Tokyo, i.e. they are seen as auratic places that provide a unique atmosphere. This atmosphere is regarded as being an expression of the essential character and spirit of the city.³ In many cases such places are newly perceived and reconstituted as being authentic and beautiful.

During the 20th century a large and diverse body of texts about Tokyo has been produced, covering a wide range of both non-fictional and fictional genres. In these texts, both the achievements of modernity and the losses of the past are reflected in the cultural, political and poetic ramifications of the depiction of space and manners. In contrast to the fictional texts that are included in the canonically defined category of the 'novel' (*shōsetsu*), a huge corpus of non-fictional and semi-fictional works exists on Tokyo.⁴ Most of them have so far received only scant attention from scholars.

A well-known literary product revealing the tensions inherent in the contested spaces of Tokyo is *Hiyorigeta (Fairweather Clogs)* by Nagai Kafū (1879-1959), a collection of essays about strolls through Tokyo, published in 1914. *Hiyorigeta* is regarded as both a classic of topographical writing and as a guidebook of Tokyo. The present study attempts

³ For the notion of *genius loci*, cf. Norberg-Schulz 1980 and Suzuki 2009.

⁴ Important sources for the study of the literature about Tokyo up to 1945 are Tsuchida 1994 and Unno, Kawamoto and Suzuki 1989-1991, an anthology of ten volumes.

to investigate how in *Hiyorigeta* Kafū adopts a strategy of unveiling various historical and topographical layers that form the Tokyo of his time. Special attention will be given to his method of depicting the *roji* and Tokyo's network of waterways. Kafū's emphasis on their significance for Edo-Tokyo's urbanity and his description of them in a refined literary language paved the way for the *roji* and the waterways being conceived of as spaces which are able to capture the particular ambience of certain areas of Tokyo.

II. The urban and architectural morphology of the *roji*: from demolition and erasure to reappraisal and revitalization

The *roji* is deeply rooted in Japan's urban past. Up until today the word *roji* denotes a loosely defined pattern of Japanese urban space. Despite regional and local variations a number of basic features and characteristics can be found. In general, the notion of *roji* implies a set of particular urban structures, streetscapes and vernacular architecture, and relates to specific forms of everyday lifestyle and neighborhood relationships. Basically, *roji* are narrow alleyways and backstreets branching off either side of a main street. The alleys are built with one or two-storied wooden houses. Many of today's *roji* originally belonged to Edo's residential quarters where the common people used to live and work, and in a certain sense enjoyed a freedom from the authorities. The *roji* provided an intimate and authentic atmosphere as still can be found in Japan's rural areas today. Down to the present day, a tight-knit neighborhood community exists in this type of locality and it is a space where residents can meet by chance to have a chat. A *roji* typically features a well and a shrine (Okamoto 2006: 48). The word *idobatakaigi* literally implies that people meet by chance at the *roji*'s well and chat with each other. Usually, flowerpots line these back alleys. Even today some *roji* can only be accessed on foot or by bicycle and give the impression of constituting a maze-like network of urban trails and paths. Many *roji* are dead-end streets. The *roji*'s reserved and slightly diffident air makes it often impossible for the outside observer to distinguish between public and private spaces. In this respect, *roji* areas hold an ambiguous position in the modern form of urban planning which is based on the distinct separation of private and public spaces.

During the Edo period most of Japan's urban population lived in *roji* areas. In particular Edo's Shitamachi was laid out as a grid of narrow alleyways and backstreets. Many of them were located along the city's waterways. In the literature and the arts Shitamachi is frequently depicted as a city of waterways and bridges where people either stroll along the canals and rivers or use a boat to get from one place to another. A famous example of such a portrayal of urban life is *Meisho Edo hyakkei* (*One Hundred Famous Views of Edo*, 1856-1859), a series of 118 woodblock prints by Utagawa Hiroshige (1797-1858) showing the unique charm of Edo's waterways and streetscapes.⁵ The early 19th century narrative scroll *Kidai shōran* (*Excellent View of Our Prosperous Age*, 1805), which is

⁵ For an English edition of this series, cf. Hiroshige 1999.

12m long, depicts the area to the north of Nihonbashi Street between Imagwabashi and Nihonbashi, the most important shopping street of Edo at that time, around the year 1805. The scroll displays images of more than 1700 people and animals and presents nearly 90 restaurants and shops as well, thus delivering a detailed panorama of everyday social life. It also shows numerous *roji* branching off the main street and leading into their hidden and intimate world, more or less invisible to outsiders.⁶

However, such sceneries gradually disappeared during the 20th century. The modernization of Tokyo affected an influence on two dimensions of its cityscape and urban fabric. First, Edo's infrastructure and transportation, that had been based on a network of moats, canals and rivers, was gradually replaced by railways, streets and later by highways. In other words, the "Edo of water" (*mizu no Edo*) was transformed to "the Tokyo on land" (*riku no Tokyo*) (Jinnai 1995: 107). Many of Tokyo's waterways were straightened out and their banks reinforced. Numerous canals were filled in or even built over with highways. Second, Tokyo's architectural cityscape was transformed from low-rise to high-rise buildings to make room for the rapidly growing population. From the 1880s onward, *roji* areas were regarded as being symbols of poverty and backwardness. Most of those *roji* areas that dated back to the Edo period suffered from the lack of sanitation, from overpopulation and diseases, and from high inflammability. Correspondingly, Tokyo's *roji* areas became major targets for urban development and redevelopment projects and were over time replaced by modern fireproof buildings. In many cases, the floor-area ratio was raised at the same time. With the introduction of Western-style planning and architecture, *roji* life, too, changed tremendously.

To sum up, the general framework and paradigms of urban development as they continued to have an effect into the 21st century caused many alleys and waterways to be gradually destroyed. Instead, the land was used to build the newest and most modern types of residence and street on. The urban planner Tateno Mitsuhiro investigated Tokyo's remaining *roji* areas and found out that *roji* still exist all over the city (Tateno 2005). The remaining *roji* have withstood the destruction of war as well as a host of new developments. Most of the *roji* consist of low-rise wooden houses thirty to fifty years old. In many cases, the multifunctional use of these areas has been preserved, too. However, only very few *roji* retain their original old-world atmosphere.

Since the 1980s, attempts have been made to maintain the mixed urban ecology of particular *roji* by revitalizing them in various ways. In most cases citizen communities have mobilized themselves with great determination to create a more sustainable and livable central city environment (Fujii, Okata and Sorensen 2007; Sorensen 2009). The inhabitants of the surviving *roji* areas are successful not only in fostering strong neighborhood relationships but also in producing a fresh image of themselves or even in gaining a status that could

⁶ This precious picture scroll is held in the Berlin East Asian Art Museum, Germany. Its title *Kidai shōran* is masterfully written at the beginning of the scroll by a famed calligrapher of the time, Sano Tōshū. The painter is unknown because there is no signature or artist's seal (http://eajrs.net/2006_conference/kidai_shoran; retrieved June 3, 2011). The scroll can be viewed at http://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/f/f0/%27Kidai_Shōran%27%2C_Japanese_handscroll_c._1805.jpg (retrieved June 3, 2011).

be called a brand, thus strengthening their local economy and culture. In doing so, they manage quite well to resist being overtaken by developers and to protect themselves from unwanted change. In this respect the most successful and famous *roji* areas in present day Tokyo are Kagurazaka, Kichijōji, Tsukudajima, Yanesen, Shimokitazawa and the backstreets of Omotesandō. The name *Yanesen* refers to the three neighborhoods of Yanaka (Ya), Nezu (Ne), and Sendagi (Sen). Each of these areas has its own local history and in retaining a unique sense of its community has over time successfully evolved a particular identity. Kagurazaka has become famous for its elegant restaurants for Japanese and foreign cuisine. Kichijōji is regarded as a model for a new sustainable lifestyle and as a place where creative people such as designers or writers prefer to live and work (Miura and Watari Kazuyoshi Kenkyūshitsu 2007). However, due to its great success, rents and property prices are rapidly rising, and this is causing worry to its inhabitants. Tsukudajima is a tiny, artificial island at the mouth of the Sumidagawa that escaped the earthquake, the war and the high-rise redevelopment. The area has become famous for its preserved local neighborhood with the Sumiyoshi shrine at its center and high-rise buildings in the background. At weekends, Yanesen's pedestrian walkways are flooded with people who relaxedly stroll along or shop. The name Yanesen originates from a local periodical of the same title that reports news about local history, people, restaurants, and commercial products. Shimokitazawa is known as an important center of youth culture and is said to be one of Tokyo's most culturally vibrant neighborhoods. In recent years, Ōkubo has become a trendy *roji* area. It is regarded as being a successful model of a multicultural low-rise multifunctional area in Tokyo. Due to its comparatively high percentage of foreign residents (nearly 10% in 2003, many of them from East Asian countries) Ōkubo has to provide a culturally vital and dynamic urban environment for various lifestyles and consumer habits (Inaba 2008).

Recent theories therefore emphasize the idea that the *roji* provide rich and varied living spaces linked to history and tradition (Okamoto 2006; Aoki 2007; Imai 2010; Usugi 2010). At least as an idea, such alleyways are now highly prized, since they provide intimate zones within the city, even though they were originally not thought of in this way. To speak of the alleys as an idea means to speak of a space in which urban *slow life* is possible. The residents are able to feel inward peace and to have breathing space, children can play within the neighborhood, and the elderly can stop and chat in the streets. Walking is enjoyable, since local traditions and the appeal of nature within the city can be rediscovered. A lifestyle in which one's workplace and one's place of residence are near each other is possible. *Roji* are humble spaces. They answer a need to scale down the city to a human size, so pedestrian zones can be created in order to slow down the pace of urban life. Urban researcher Hisashige Tetsunosuke lists five conditions for a *slow city* in his study of urban development theory titled *Nihon-ban surō shiti: Chiiki koyū no bunka, fūdo o ikasu machizukuri* (*The Japanese Slow City: Community Building That Revives the Particular Culture of the Region and Its Natural Environment*, 2008):

- 1) Humanism: People can walk around in people-friendly public spaces at a comfortable pace.
- 2) Slow food: People can enjoy locally produced food.

- 3) Involvement: Citizens are able to participate in the region's culture and folklore.
- 4) Exchange: People can talk to each other, look at the scenery, and feel comfortable.
- 5) Sustainability: The lifestyle and intentions of the citizens are taken into consideration (Hisashige 2008: 132)

The *roji* are urban spaces in Japan that agree with all these five conditions. From the point of view of the opponents of monumental urbanism, the spaces provided by *roji* have become a viable counter model to Tokyo's megastructures, thus promoting socially and culturally sustainable environments. In this respect, the *roji* denote not only a particular pattern of urban space rooted in Japan's premodern culture but also represent a spatial concept which is in itself a form of criticizing mainstream modernity as well as a form resisting the capitalization of urban space (Radovic 2008). Both the waterways and the *roji* form the basic layer of the geographical, social, and cultural topography of Edo-Tokyo. The current wave of interest in Tokyo's *roji* and waterways can be traced back to the early 20th century, in particular to the works of the well-known writer Nagai Kafū

III. Nagai Kafū's rediscovery and reappraisal of Tokyo's *roji* and waterways in the early 20th century

1. Kafū's stay abroad and his returnee stories

The Meiji period is paradigmatic, and a large part of the cultural, literary, political and economic discourses dealing with Tokyo have their roots in the late 19th century. These discourses are all connected with the issues of Japan's modernization, and of the essence of modernity in general, and with the question of Japan's cultural and national identity. Against this backdrop, the *roji* evolved from being symbols of poverty and backwardness to being paradigmatic spaces. They have become important examples for discussing the above issues and in particular their relationship with urban topics. In many literary works a tendency can be observed that is shared by portrayals of Tokyo in various media. Both particular patterns or types of space and real places are depicted as being representations of the new Tokyo. They are then contrasted with surviving old spaces and places exemplifying specific aspects of Edo's culture and its traditional lifestyle. In many cases, elements of the past are praised as being authentic and beautiful, while the present is regarded as having severed its own roots. In other words, the past is constructed as a critical counterpoint to the present.

Such contrasting or even contradicting images of urban space form the basis of the depiction of Tokyo in the works of Nagai Kafū. During his long life as a writer, Kafū devoted himself to composing novels and essays in various manners and styles that document the spatial dynamics inherent in the Edo-Tokyo transformation from the end of the 19th century down to the 1950s.⁷ During Kafū's lifetime periods of tremendous growth and prosperity

⁷ Kafū's collected works comprise 30 volumes and are evidence of his outstanding creative power; cf. Nagai 1992-1995.

alternated with periods of destruction and material shortage. He had witnessed the modernization of Tokyo and its change from being the Shogun's capital in feudal Japan to being the capital city of a modern nation state. He experienced the disastrous Great Kantō Earthquake of September 1923 and the following reconstruction as well as Tokyo's destruction during the war years of 1944 and 1945 and its rebuilding and forced industrialization during the post-war period. Kafū's diary *Danchōtei Nichijō*, which he continued to write from 1917 until his death in 1959 is considered to be an important source for understanding these events seen through the eyes of an individual (Kawamoto 2009; Yoshino 1999).

Against this backdrop it becomes clear why many of Nagai Kafū's works can be read as reports of an eyewitness who is in search for the deeper meanings of these transformations and the powers that lay behind them. Recently Kafū has been rediscovered as the chronicler of Tokyo and the investigator of the gains and losses of its transformation first to a modern and then to a global city. Particularly around 2009, the year of the commemoration of Kafū's 130th birthday and the 50th anniversary of his death, a plethora of new publications about Kafū appeared and older ones were reprinted.⁸

Kafū spent the greater part of his life in Tokyo. However, like many artists and writers of his time who had a longing for the West, Kafū, too, was very much attracted to France and in particular to Paris. The generous support of his father enabled him to leave Japan in 1903 for a five years' sojourn abroad. He first travelled to the USA and stopped at various cities: in Tacoma/Washington from October 1903 to October 1904, in Kalamazoo/Michigan from November 1904 to June 1905, in Washington, D.C. from July to November 1905, and in New York from December 1905 to July 1907. During his long stay in the USA he studied English and French literature (Tacoma and Kalamazoo) and worked for short periods at the Japanese embassy in Washington, D.C., and at the New York branch office of the bank Yokohama Shōkin Ginkō. In July 1907 he embarked for France where he spent eight months in Lyon and two months in Paris before returning to Japan in August 1908.⁹ During his stays in New York, Lyon and Paris he became very fond of the Opera and Western music.¹⁰ In Paris he felt particularly attracted to the popular culture of the Quartier Latin and its demimonde. Perhaps his visits to the Quartier Latin and its back alleys inspired him to open a new perspective on Tokyo's *roji* and other hidden areas and their particular cultural traditions and way of life after his return to Japan.

Kafū's approach to and exploration of Tokyo is of particular interest. Probably with reference to Charles Baudelaire (1821-1867), whom he admired greatly, Kafū assumed the

⁸ For new studies on Kafū, published in 2009 and 2010, cf. Aiso 2010; Fukuta 2009; Handō 2009; Hayashi 2010; Iwagaki 2009; Kondō 2009; Minami 2009; Mochida 2009a and 2009b; Omura 2010; Sakagami 2010; Satō 2009 (this is a collection of essays by Satō Haruo (1892-1964)); the exhibition catalogue Satō Haruo kinenkan 2009; Shindō 2010; Suzuki 2010; and Tsuge 2009. For reprints published in 2009 and 2010, cf. Akiba 2010 (first edition 1966); Kanno 2009 (first edition 1996); Kawamoto (first edition 1996); and Matsumoto 2006 and 2009 (first edition 2002).

⁹ For a detailed account and analysis of Kafū's stay in France cf. Imahashi 1993: 199-222; on his sojourn in Lyon cf. Kabuto 2005, and on his stay in New York cf. Suenobu 2002. For Kafū's perception of the urban landscape of New York, Paris and Tokyo cf. Minami 2007.

¹⁰ For Kafū's perception of Western music and particularly his enthusiasm for the opera cf. Matsuda 1992; Nakamura 1987; and Shindō 1997.

pen-name “Kafū sanjin” (荷風散人), literally “Kafū, the gentleman of leisure” or “Kafū, the man about town”.¹¹ After his return from France in 1908 Kafū started his lifelong habit of undertaking daily walks through Tokyo. He made notes and took photographs while wandering through the city and thus found inspiration for his writings.¹² When he returned to Tokyo Kafū noticed that during his five years’ absence the city had changed in many ways. From the 1880s on, the Meiji government had discussed the transformation of Tokyo’s central areas along Western principles of urban planning. Paris in particular, which had been restructured and renovated during the 1850s and 60s, was an archetype of city planning. Japanese planners intended to adapt essential elements of this French model, such as the construction of broad *boulevards*, sewers and water works. A great many of Tokyo’s new public facilities, such as banks, schools, theatres, libraries, and ministerial buildings, were built under the guidance of foreign architects and were completed in the first decade of the 20th century. A public transport system based on streetcars and later on subways and buses had started to replace Edo’s network of public transportation made up of boats and ferries.

A decisive factor for Kafū’s perception of Tokyo as a city that had changed tremendously was the dramatic change of Tokyo’s population: With the abolition of the *Sankin kōtai* system and the social, political and cultural turmoil after the Meiji restoration, there had been a considerable reduction in Tokyo’s population from over one million down to 670,000. People returned to the provinces, but shortly afterwards, economic hardship there and the promotion of Tokyo as a place of ‘civilization and enlightenment’, of progress and opportunity, created extensive migration back to Tokyo from all over the country. Between 1898 and 1907, inward migration numbered about 50,000 people each year. In 1908, the year of Kafū’s return, Tokyo’s total population was 1,626,000. These years marked the beginning of an intensive urbanization and of irreversible changes in the society and culture. Edo’s particular urbanity was diluted due to new lifestyles, manners and customs being introduced into Tokyo by the new population (Nakagawa 2000: 77-78).

After his return to Japan Kafū noticed that Tokyo’s current state was still a far cry from its Western models. He developed a very critical attitude towards Japan’s modernization policy and deployed a dichotomous relationship between Edo and Tokyo in his so-called returnee-stories. This term refers to Kafū’s works published between 1909 and 1910, that is, *Fukagawa no uta* (*Fukagawa Songs*), *Botan no kyaku* (*The Peony Guest*), *Kanraku* (*Pleasure*), *Donten* (*Cloudy Sky*), *Kitsune* (*The Fox*), *Kangokusho no ura* (*Behind the Prison*), *Sumidagawa* (*The River Sumida*), *Kichōsha no nikki* (*Diary of One Who Returned to Japan*), and *Reishō* (*Taunting Smile*) (Hutchinson 2001)¹³. These works are

¹¹ After his return to Japan in 1908, Kafū translated some of Baudelaire’s poems into Japanese. Kafū published translations of poems by Charles Baudelaire, Arthur Rimbaud, Paul Verlaine etc. under the title *Sangoshū* (*Collection of Corals*, 1913). These translations are regarded as classics up to today.

¹² Most of Kafū’s photographs were lost in 1944/45 in the turmoil of the Tokyo air raids.

¹³ Depending on the edition of Kafū’s complete works, *Kichōsha no nikki* is also referred to as *Shinkichōsha nikki*. For an in-depth study of *Kichōsha no nikki* and a complete translation into German, cf. Schulz 1997. Four editions of Kafū’s complete works have been published so far: Nagai 1948-1953 (Chūō kōronsha), Nagai 1962-1965 and Nagai 1971-1974, which are to a large extent identical (both are published by Iwanami shoten), and Nagai 1992-1995 (Iwanami shoten). In the latest edition (Nagai 1992-1995, Vol. 6: 151-209) *Kichōsha no nikki* is edited on the basis of its first edition in the magazine

often grouped together because they represent Kafū's attitudes and views concerning Japan's modernization over a short period of time – less than two years – and thus form a homogeneous series. The stories also share many characteristics which may be summarized as follows: The main character or narrator has often just returned from a period abroad and strolls around the city, critically and acutely observing and commenting on the changes that are taking place in Tokyo. While doing so, he laments the passage of time and the loss of the past. The Westernization of Tokyo is depicted as a superficial and ugly imitation, with no depth of understanding when compared to the genuine article overseas. The characters find solace and beauty only in the old areas of the city such as Fukagawa, Yanagibashi, or on the banks of the Sumidagawa, while the new Tokyo is depicted as messy chaos of traffic and building sites, a place of fragmentation, disruption and uncontrolled dynamics. In these literary works Edo functions as a counterworld to modern Tōkyō. The binary opposition between Edo and Tokyo forms the basis of Kafū's critical value judgement: Edo is related to the "genuine" or "original" and Tokyo to the "superficial" (Hutchinson 2001; Schulz 1997; Schulz 1998). For Kafū, Japan is moving too rapidly into modernity and thus the process becomes confusing and ends up as a fake. He warns that Edo's original culture will soon disappear and therefore should be preserved. The narrator in *Kichōsha nikki* puts it succinctly:

I'm not satisfied with the fundamental ideas of the Japanese people. Japanese who have travelled to the West think that if they only put into practice the external forms of factories, governments or anything else, then they can make a fine civilization with that alone. If they just bring back the form, then what good is that without the substance? This is Japan's civilization today. Because we don't look at the substance of true civilization, because we don't understand it, because we don't feel it, Japan's importation of European civilization has truly reached the extremes of unsightliness. [...] I think that as long as the Japanese take no notice of the substance of civilization, no matter how they may adorn it with beautiful external forms it will be of no use at all. (quoted in Hutchinson 2001: 199)

In these early works already Kafū elaborates on the question of what is the foundation of the city's beauty. For example, on 20 January, the narrator of *Kichōsha no nikki* visits Maruzen bookshop and "On the way back, along the Nihonbashi road, [he] was left in stunned amazement by the strange, unsightly scenes of lines of telegraph poles and road repairs and the crude buildings on both sides of the road" (Hutchinson 2001: 200). He encounters his friend Ryūsui and they walk together:

Stumbling over stones and pieces of broken tile and the like in the wide road, surprised by puddles of water, getting our feet caught up in discarded wire, and trying to avoid the passers-by who came walking along in confusion, I expounded upon

Chūō kōron in October 1909. There it is titled *Kichōsha no nikki*, Kafū changed the title into *Shinkichōsha nikki* in later editions.

the beauty of cities in Europe and North America, and Ryūsui also gave voice to his yearning for the order of the Edo period, which had never been ‘civilized’. [...] Meiji was neither reform nor progress nor construction, but destruction. It had destroyed the beauty of the old state of affairs and had only replaced it with this ugly confusion of one night’s work. (quoted in Hutchinson 2001: 199)

Kafū’s critique of the Meiji period as being nothing but “destruction” forms the underlying context of his returnee stories. The narrators in these stories contrast the ugliness and confusion of the new Tokyo with the Western cities Tokyo seeks to emulate and, with Edo, which in the modern age usually is disregarded as being without value. For Kafū, Western modernity (in particular that of France) is characterized by the coexistence of up-to-date improvements and conveniences with pre-modern and even antique culture. Kafū’s suggestions for Japan’s path to modernity point in two directions: Japan must understand the genuine nature of the culture of the West, and it must emulate the West’s respect for its cultural heritage. Kafū regards the culture of Edo as authentic and genuine and therefore insists on its preservation. Its originality – in *Kichōsha no nikki* Kafū uses the French term *originalité* (Nagai 1992-1995, vol. 6: 205; Schulz 1997: 231-235) – is required to lay the foundations of Japan’s modern culture. In other words, (pre-modern) beauty and modernity are closely interrelated. In *Kichōsha no nikki* Ryūsui, a figure whose attitude represents that of Edo’s *gesakusha*, the writers of sarcastic, humorous and frivolous fiction, praises the evening landscape of the quiet waterways near Kyōbashi:

I like the view of the canals. Precisely because there is such a thing in Tokyo, the beauty of the city has been preserved. But it is not just the canals. To put it in a nutshell, beginning with the imperial residence – all those places which have preserved Tokyo’s beauty and dignity and are appropriate for a capital city of a nation, have been built by Edo period people. Sometimes I wonder if such an epoch like the Meiji period should not be called truly barbaric.¹⁴ [...] The state of society in the modern age and the beauty of cities have something about them which makes them extremely difficult to reconcile. But the Western society that I’ve seen is not all entirely ‘modern’. That is, the places we call ‘the West’ are countries which reek of the past. They are countries which smell of history. Paris is not all about newly made subways and aeroplanes. It is also about building great churches, like the Sacré Coeur. If on the one hand they build a factory, then at the same time on the other hand they also undertake an achievement for posterity, not for utility, which will last a thousand years. [...] The Japanese use as their one defence that they haven’t any money, but even if they did have the money, the Japanese are so very absurd that such an idea, unconnected to utility, would not even occur to them. (quoted in Hutchinson 2001: 200).

This quotation clearly shows that Kafū’s rediscovery and reappraisal of Tokyo’s waterways and especially of the Sumidagawa and its banks are already discernable in his returnee

¹⁴ Cf. Nagai 1992-1995, Vol. 6: 192; translated by E. Schulz.

stories. Furthermore, it is evident that for Kafū the waterways symbolize the particular culture and lifestyle of Edo on the one hand and point to the negative effects of modernization on the other. In other words, the more intensively this landscape was industrialized, the more it became an evocative symbol of the past. A sense of loss of the essence of the “city on water” was repeatedly articulated not only by Kafū but also by other writers of his time such as Akutagawa Ryūnosuke (1892-1927), Izumi Kyōka (1873-1939) and the members of the *Pan no kai* (*Pan society*), a group of writers and painters who were attracted to European romanticism and aestheticism. In their distinctive styles they all deployed the motif of the Sumida River as an important symbol of Edo culture, while also describing it as a symbol of their sense of loss created by modernization, i.e. they showed how disorganized Edo-Tokyo’s space had become in the name of enlightenment (*bunmei kaika*).

Kafū’s returnee phase ended around 1910 and he began to change his mode of depicting Tokyo. Instead of only emphasizing the negative effects of the Meiji modernization policy and criticizing it with barely concealed disgust, he turned his attention to a Tokyo that was very different from the new Tokyo as it had been outlined by the government’s modernization policy and as it was praised in guidebooks and sketches of Japan’s future. He focused on rather unspectacular, unimpressive sites and on places such as park-like areas in Yamanote and *roji* quarters along Shitamachi’s network of waterways. Kafū searched for the familiar and authentic which had developed over the years. In short, he investigated those things which in his opinion contained and represented Edo’s beauty and were in danger of being destroyed. In particular the literary work *Hiyorigeta* (*Fairweather Clogs*) marks a departure from Kafū’s dichotomous depiction of Edo-Tokyo as is characteristic of his returnee stories. Kafū published *Hiyorigeta* in 1914, six years after his return from France.

2. *Hiyorigeta* (*Fairweather Clogs*, 1914)

(1) General aspects

Hiyorigeta was first published in eleven installments in the monthly literary magazine *Mita bungaku* (*Mita Literature*) in 1914. In 1915 *Hiyorigeta* was subtitled *Ichimei Tōkyō sansaku ki* (*Report of Walks Through Tokyo*) and published as a monograph.¹⁵ *Hiyorigeta* is regarded as a classic of topographical writing as well as a literary guidebook of Tokyo. Thanks to its great popularity it has been reprinted again and again. Since 2010 it is even available as an app for Apple’s iPad.¹⁶ *Hiyorigeta* is famous for its elegant, refined style which is characteristic for the Japanese essayistic tradition, so-called *zuihitsu*.

At first sight, due to its subtitle *Report of Walks Through Tokyo*, *Hiyorigeta* appears to be a walking guide to Tokyo. This impression is further endorsed by the narrator’s reflections at the beginning of the book on the advantage of exploring the city on foot (Nagai 1992-95, Vol. 11: 111-112). The associative nature of the text seems to be particularly suited to representing the activity of walking. The narrator assumes the role of the critical

¹⁵ *Hiyorigeta* is also edited in Kafū’s collected works (*Kafū zenshū*), cf. Nagai 1992-95, Vol. 11: 109-189.

¹⁶ <http://itunes.apple.com/us/app/meisaku-novel-kafu-nagais/id378729553?mt=8> [retrieved 16.6.2011].

flâneur by asking rhetorically: “Isn’t today’s Tokyo a metropolis in which it is entirely unbearable for a bored dallier like me to go for a walk?” (Nagai 1992-95, Vol. 11: 129)

On closer inspection, *Hiyorigeta*’s structure is revealed as being a collage of quotations from various literary works of the Edo and Meiji periods as well as from contemporary Western, particularly French literature dealing with urban issues. This collage is accompanied by the first chapter which also bears the title *Hiyorigeta* and in which the narrator informs us about the advantage of exploring Tokyo on foot and the pleasure he takes in strolling around (Nagai 1992-95, Vol. 11: 111-119). The earliest works quoted by Kafū were written in the late 17th century, the latest are contemporary works of the early 20th century. In this way, Kafū enlarges the time spectrum of *Hiyorigeta* to cover a period of more than three hundred years. *Hiyorigeta* offers a simultaneous approach to both spatial as well as temporal aspects of urban space in Tokyo. Like a guidebook *Hiyorigeta* leads the reader into the deeper historical layers of Tokyo and provides access to its various forms of the past and their particular atmosphere and culture.

Kafū is primarily concerned with representing in his prose texts Tokyo’s multilayered and diverse historical and cultural topographies which have survived through time. The survey of the basic characteristics of urban beauty constitutes his underlying issue. *Hiyorigeta* explores the transformation of Edo-Tokyo and introduces us to the cultural and spatial margins of the modern city. Here Kafū locates the inherent creative quality of urban space and the authentic beauty of Tokyo. Accordingly, instead of introducing new landmarks of his time such as the parliament, railway stations or steel bridges, Kafū had a keen eye on those traditional patterns of urban space that had survived the *bunmei kaika* policy. For his investigation Kafū divides the Edo-Tokyo space into natural and cultural segments that existed long before the city became the center of the nation, and which formed its foundations. *Hiyorigeta* consists of eleven chapters: Four of these introduce topographical features and natural phenomena such as trees (*ki*, chapter 3), water (*mizu*, chapter 6), precipices (*gake*, chapter 9), slopes (*saka*, chapter 10), the evening sun or the setting sun (*yūhi*, chapter 11). A second group of chapters deals with institutions and sites covering essential aspects of premodern urban life such as shrines (*inshi*, chapter 2), temples (*tera*, chapter 5) and alleyways (*roji*, chapter 7). Chapter 4, *chizu* (maps), reveals Kafū’s particular method of exploring Tokyo.

Kafū’s classification of urban space bears striking resemblance to that of *Murasaki no hitomoto* (*A Sprig of Purple*, 1683), one of the oldest guidebooks on Edo, which is also quoted in *Hiyorigeta* (Nagai 1992-95, Vol. 11: 169).¹⁷ *Murasaki no hitomoto* represents an early attempt to cover the topography of Edo. It consists of two parts comprising the following chapters: The first chapter on Edo Castle is followed by chapters on “Hills,” “Slopes,” “Valleys,” (1), “Hollows,” “Valleys” (2), “Rivers,” “Islands,” “Moats” and “Ponds.” Part two comprises “Wells,” “Bridges,” “Ferry Crossings,” “Ships,” “Fields,” “Alleys,” “Tombs,” “Riding

¹⁷ *Murasaki no hitomoto* by Toda Mosui (1629-1706) had been completed by 1683 but probably was not published until the Meiji period, cf. <http://webcat.nii.ac.jp/cgi-bin/eng/shsproc?id=BN12125031> (retrieved June 23, 2011). *Murasaki no hitomoto* has been edited in *Shinpen Nihon koten bungaku zenshū*, Vol. 82 (*Kinsei zuisō shū*, pp. 29-242), cf. Toda 2000.

Grounds”, “Blossoms,” “Cuckoos,” “Moon,” “Maple Leaves,” “Snow,” “Festivals,” “Bells that strike the hour” (Elisonas 1994: 285-287). However, to the categories presented in *Murasaki no hitomoto* Kafū adds a chapter on “temples” and “shrines” and one on “precipices”. With reference to *Murasaki no hitomoto* he explains that Tokyo’s topography is characterized by an alternation between high and low areas and therefore precipices have been part of it from its beginnings until today (Nagai 1992-95, Vol. 11: 169-170).

(2) *Hiyorigeta*, a collage of citations from Eastern and Western art and literature

In *Hiyorigeta* Kafū deals with some of the issues he already touched upon in his returnee stories. He sometimes explores them in greater depth or then again approaches them from a new angle. In Kafū’s view the necessity of preserving the city’s landscape is especially emphasized as being of cultural value. Kafū’s reappraisal of Tokyo’s landscape is inspired by the phenomenon of Japonism, i.e. the influence Japanese woodblock prints, many of which depict Edo from various points of view, had on European, particularly French artists from the late 19th century onward.

In *Hiyorigeta* the Edo-Tokyo transformation is illustrated by various citations from textual and visual representations of the Edo period such as woodblock prints (*ukiyo-e*), illustrated guides (*meisho zue*), as well as from contemporary French artists and authors. Most of the woodblock prints mentioned in *Hiyorigeta* were created by great masters of the genre and were well-known both in Europe and North-America at the time of writing. Many of them had reached Europe during the second half of the 19th century, and they influenced the European Impressionists, thus initiating the movement of Japonism. This becomes evident when we look at the works of the Edo period artists referred to in *Hiyorigeta*: Kitagawa Utamaro (1753-1806), Utagawa Toyokuni (1769-1825), Utagawa Hiroshige (1797-1858) and Katsushika Hokusai (1760-1849) are all considered to be great masters of the woodblock print and have been internationally appraised since the late 19th century.

The woodblock prints cited by Kafū can be divided into two groups. The first comprises scenes from the microcosm of urban life in Edo’s residential areas such as Utagawa Toyokuni’s illustrations of women, *Imayōkagami* (1802). The second group consists of works depicting Edo and its surrounding landscapes such as Hokusai’s famous series *Fugaku Sanjūrokkei* (*Thirty-six Views of Mount Fuji*, 1830-1844). This series, composed of 46 prints created between 1826 and 1833, celebrates the extraordinary appearance of Mt. Fuji by showing it in differing seasons and weather conditions and in a variety of perspectives and distances.¹⁸ Particular attention is given to waterscapes. Examples are the internationally renowned *Kanagawa ōki nami ura* (*The Great Wave off Kanagawa*), as well as *Fukagawa Mannen-bashi shita* (*Under Mannen Bridge at Fukagawa*) and *Onmayagashi yori Ryōgoku-bashi yūhi mi* (*Sunset Seen Across the Ryōgoku Bridge from the Bank of the Sumidagawa at Onmayagashi*), which both

¹⁸ The first 36 were included in the original publication, and due to their popularity ten more were added later.

depict well-known bridges and their surroundings in Edo.

Kafū demonstrates how he wants to point out the close relationship between Edo and its waterways by referring to *Ehon Sumidagawa ryōgan ichiran* (*Illustrated View of Both Banks of the Sumidagawa*), a well-known series of woodblock prints by Hokusai, printed around 1800 (Nagai 1992-95, Vol. 11: 178). With the intention of depicting famous landmarks and scenes from everyday life along the Sumidagawa, Hokusai set sail in a boat near the small island of Tsukudajima in the bay of Edo (mentioned above) and travelled upstream to Ryōgoku and further on to Yanagibashi.¹⁹ Utagawa Hiroshige's *Tōto meishō zue* (*Famous Places in Edo*, 1830-1835), too, shows many of Edo's waterscapes. In particular the first 27 prints depict scenes of the Edo bay and the Sumidagawa.²⁰ Another enormously famous guide to Edo cited in *Hiyorigeta* is *Edo meisho zue* (*Guide to Famous Edo Sites*, 1834-1836) by Saitō Geishin (1804-1878) and others, a comprehensively illustrated guide describing famous places in Edo (Nagai 1992-95, Vol. 11, 124). Due to its richly detailed illustrations as well as its sheer size this opus occupies a dominant position among Edo period guide-books: The seven volumes contain more than a thousand entries about famous spots in and around Edo.²¹ It was very successful and initiated a boom of follow-up works.

Another category of visual and textual representations cited in *Hiyorigeta*, in which Edo's everyday life is described are well-known examples of *gesaku* literature, i.e., of popular literature that is characterized by its playful, humorous and sometimes frivolous nature. Kafū refers to *Ryūkyō shinshi* (*New Chronicles of Yanagibashi*, 1859 / 1871) by Narushima Ryūhoku (1837-1884) and to *Ukiyodoko* (*A Barbershop of Our Days*, 1811) by Shikitei Sanba (1776-1822) (Nagai 1992-95, Vol. 11: 126, 152)²². Besides, Kafū quotes poems such as Takarai Kikaku's (1661-1707) *Ruikōji*, a famous collection of *haikai* and *haibun* published in Edo in 1707 (Nagai 1992-95, Vol. 11: 124). Kafū alludes to contemporary aspects of Tokyo by means of both his own personal remarks and of quotations from literary works by writers of his time such as Emi Suin (1869-1934), Togawa Shūkotsu (1871-1939) and Kinoshita Mokutarō (1885-1945) (Nagai 1992-95, Vol. 11: 142, 164). He also refers to the famous artist Kobayashi Kiyochika (1847-1915) who created numerous series of woodblock prints depicting Tokyo during the Meiji period (Nagai 1992-95, Vol. 11: 159). Finally, Kafū mentions contemporary works by himself, namely *Ōkubo-dayori* (*Tidings from Ōkubo*, 1913) and *Sumidagawa* (*The River Sumida*, 1911) (Nagai 1992-95, Vol. 11: 138, 153)

Many of the Japanese works mentioned in *Hiyorigeta* explore the topography of Edo-Tokyo and praise its beauty by virtue of the harmonious combination of hilly areas and

¹⁹ The complete series can be viewed online, cf. http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=99-120-01 (retrieved June 19, 2011).

²⁰ Cf. Nagai 1992-95, Vol. 11: 124 and 126. *Tōto meishō zue* is available online, cf. http://lib.s.kaiyodai.ac.jp/library/archive/bay_of_edo_htmls/edomiyage.htm (retrieved June 19, 2011).

²¹ *Edo meisho zue* comprises seven volumes, divided into twenty books. It is authored by three persons from different generations of the Saitō family. It took them nearly 40 years to write this voluminous work. Saitō Geishin (1804-1878) is the best-known of the three, as he completed it and saw it published.

²² *Ryūkyō shinshi* consists of two volumes. Ryūhoku began writing the first volume in 1859 and the second in 1871.

waterscapes. Kafū's plea to preserve such beauty and to acknowledge its cultural value is mirrored by the French writers and artists cited in *Hiyorigeta*. Many of them are representative 19th century French artists such as Jean-Francois Millet (1814-1875), who together with Camille Corot (1796-1875) was the leading artist of the so-called Barbizon school (Nagai 1992-95, Vol. 11: 146). Particularly Millet's painting *Le Semeur* (*The Sower*, in Japanese *Tanemaku hito*, 1850) is very well-known in Japan up to the present day since it is used as the trademark of the publishing house Iwanami shoten. Pierre Cécile Puvis de Chavannes (1824-1898) is another well-known French painter referred to in *Hiyorigeta* (Nagai 1992-95, Vol. 11: 172). Kafū often connects his memories of his impressions on viewing these paintings during his stay in Paris with observations he has made when walking around Tokyo. He quotes from various French literary works in a similar way. For example, while crossing the bridge Eitaibashi and watching the boats on the Sumidagawa, the first-person narrator in *Hiyorigeta* refers to Alphonse Daudet's (1840-1897) novel *La Belle Nivernaise* (*The Beauty from Niverne*, 1886), the story of an old boat and her crew, and laments the rapid change of the landscape by industrialization (Nagai 1992-95, Vol. 11: 143). Kafū combines impressions of the densely wooded area around the Nezu shrine in the vicinity of Ueno with poems by the symbolist writer Paul Verlaine (1844-1896), whom he greatly admired (Nagai 1992-95, Vol. 11, 170). In the chapter about temples, Kafū emphasizes the need to reevaluate the architecture of temples and shrines as true art (*bijutsu*) by referring to Louis Gonse (1846-1921) and Gaston Migeon (1861-1930), who both had a strong interest in Japanese art and had travelled in Japan. Gonse is known as the first French specialist for Japanese art. Migeon, specialized in Islamic and Japanese art, wrote *Chefs-d'Oeuvre d'art japonais* (*Key Works of Japanese Art*, 1905) and *Au Japon: Promenades aux sanctuaires de l'art* (*In Japan: Pilgrimages to the Shrines of Art*, 1908) (Nagai 1992-95, Vol. 11: 138).

A primary concern of Kafū is to point out how in contemporary Western and especially French urban discourse attention is devoted to the relationship between the preservation of urban waterscapes and the beauty of cities. He refers to two French writers, André Hallays (1859-1930) and Émile Magne (1877-1953), who both wrote about urban issues. For more than twenty years, from 1899 to 1923, Hallays contributed essays to the weekly journal *Journal des débats* (*Journal of Debates*) in which he described walks around famous places all over France. Kafū refers to Hallays' essays about Paris, entitled *En flânant à travers la France: Autour de Paris* and accentuates that Hallays' way of praising ancient places and sights while strolling around has something in common with the attitude of the dilettante writers and painters of the Edo period (Nagai 1992-95, Vol. 11: 114).²³

Probably one of Kafū's most important sources of information for his reappraisal of Tokyo's waterways is Émile Magne's lengthy treatise *L'Esthétique des villes: Le décor de la rue, les cortèges, marchés, bazars, foires, les cimetières, esthétique de l'eau, esthétique du feu, l'architectonique de la cité future* (*The Aesthetics of Cities: The Décor of the street, the Processions, Market Places, Bazaars, Fairs, Cemeteries,*

²³ For an in-depth study of the relationship between Hallays' *En flânant* and *Hiyorigeta*, cf. Takehara 1990.

Aesthetic of the Water, Aesthetic of the Fire, the Architecture of the City of the Future, 1908).²⁴ In *Hiyorigeta*, Kafū refers to this text several times. He translates the title *The Aesthetics of Cities* into the Japanese *Toshibiron* (都市美論) and at the beginning of the chapter on water remarks how Émile Magne describes the important role water in its various manifestations such as canals, rivers, river mouths, water fountains etc. plays for the beauty of a city (Nagai 1992-95, Vol. 11: 140).

Indeed, at the turn of the 19th to the 20th century the question of what makes a city beautiful, i.e. pleasant to live in, was a major issue in urban discourse in Europe. Architects as well as artists and writers tried to identify aspects that would make municipalities feel warm and welcoming. Well-known contemporary writings in this field are *L'esthétique de la rue* (*The Beauty of the Street*, Paris 1901) by Gustave Kahn, *La beauté de Paris: Conservation des aspects esthétiques* (*The Beauty of Paris: Conservation of Aesthetic Aspects*, Paris 1911) by Charles Magny, *Esthétique des villes* (*The Beauty of Cities*, Bruges 1893) by Charles Buls, and *Die Schönheit der großen Stadt* (*The Beauty of the Big City*, Berlin 1908) by August Endell. However, by far the most important thinker in this field of urban theory was Camillo Sitte (1843-1903), a well-known Austrian architect, art historian and city planning theoretician with great influence and authority on the development of urban construction planning. In 1889 Sitte published his famous book *Der Städtebau nach seinen künstlerischen Grundsätzen* (*City Planning According to Artistic Principles*) in which he pointed out that the urban space around an experiencing person should be the leading motif of urban planning. He thus turned away from the rather pragmatic planning policies of the time, which aimed at merely improving the basic infrastructure in the environmental and transport sectors.²⁵ To sum up, the discourse on urban beauty as revealed in Magne's and Hallays' essays constitutes a counter-discourse to the *Shiku kaisei* (Reorganization of the City Boroughs) policy of the Meiji government which aimed at modernizing the city along Western lines. The focus of the latter was on the creation of broad boulevards and representative public buildings as well as on equipping the city with modern drinking water provisions and with a working sewage system (Fujimori 1990: 3-205, 425-453). The politics of *Shiku kaisei* can thus be seen as the starting point of both the filling in of Tokyo's waterways and the clearance of Tokyo's *roji* areas during the following decades.

(3) Reappraisal of the *roji* in *Hiyorigeta*

Kafū devotes the seventh chapter of *Hiyorigeta* to the *roji* (Nagai 1992-95, Vol. 11: 152-155). According to Kafū, in the Edo period the vitality of the city was largely located in these teeming back alleys lined with shops, small houses, restaurants, and brothels. At the time of writing *Hiyorigeta*, the *roji* still were major spaces of everyday life, but were in danger of being torn down and replaced by more modern houses. Kafū perceived the *roji* as enclosed spaces separated from the new Tokyo in both geographical as well as cultural terms. In contrast to the main streets lined with Western-style shops, in Kafū's words

²⁴ This work is available online: <http://www.archive.org/details/lesthtiquedesvi00magngoog> (retrieved July 18, 2011).

²⁵ Sittes work has been translated into Japanese as *Hiroba no zōkei* (*The Design of Public Squares*, 1968).

the shady *roji* evoked “an atmosphere of sadness and human feelings, similar to that of the ferry boat.” The *roji* are home to the rather poor people; however, they offer various forms of living. The *roji* are calm and quiet locations relieving stress and pressure:

The comparison between the iron bridge and the ferry boats have drawn my attention to the *roji* that are hidden between the splendid main streets. The atmosphere of the main streets that are lined with imitations of Western-style shops is similar to that of the steel bridges on which the tramways pass by. In contrast to these the shady, dim *roji* evoke the sadness (*mono no aware*) and deeply rooted humanity of the ferry boats. Among the illustrations in Shikitei Samba's *Ukiyodoko* there is one made by Utagawa Kuninao that shows the entrance of a *roji*. [...] As one can see from this woodblock print, then as now *roji* still are places where the poor live. Here hides a diversity of life that is invisible from the sunlit main streets. Here there is the transience of mean dwellings as well as the peace of seclusion. [*Roji*] are also happy places of leisure and of recklessness compensating for the living conditions of failure, of misfortune and of poverty. [...] Although *roji* are narrow and short, they are rich in tastes and changes. One can therefore say that they are like a long novel. (Nagai 1992-95, Vol. 11: 152)

Kafū's praise of the shady and hidden atmosphere of the *roji* thus anticipates aspects of Tanizaki Jun'ichirō's famous essay *In'ei raisan* (*In Praise of Shadows*) published in 1933. Both writers pay tribute to the rather dim and asymmetric patterns of the Japanese form of arranging space. While Kafū focuses on the exterior, Tanizaki praises the traditional Japanese way of designing the interior. Both writers evolved their spatial concepts through interaction with Western notions of urban space. In this respect, Kafū's concept of the *roji* is closely connected to the discourse on modernity in both the “East” as well in the “West” of his time.

(4) The rediscovery of *Hiyorigeta* and its connection to the discourse on “the beauty of the city” (*toshibiron*) in present-day Japan

Recently not only Kafū's writings have been rediscovered but also his particular lifestyle, including his inquisitiveness and explorative attitude towards Tokyo. A considerable number of essay-like guides and cultural topographies have been published. They are written as descriptions of walks through Tokyo, and some of them even introduce walks along the very routes taken by Kafū.²⁶ People have come to realize that *Hiyorigeta* for example is a very stimulating text for discovering Tokyo's backstreets and hidden corners. For instance, following this renewed interest in Kafū's intimate relationship with Tokyo, it has become a popular practice to draw on *Edo kiriezu* while exploring Tokyo's *roji* areas on foot (Jinbunsha henshūbu 2002). This practice reanimates Kafū's interest in

²⁶ Cf. Iwagaki 2007; Kondō 2008; and *Tōkyō nijikan wōkingu: Aruku, kanjiru, egaku*, a series of illustrated walking guidebooks through Tokyo's central areas. One volume introduces walking routes related to Kafū's life and works, cf. Inoue and Yabuno 2004.

premodern representations of the city, which is mirrored in the maps the narrator in *Hiyorigeta* uses for his investigation of Edo-Tokyo: He relies on so-called *Edo kiriezu*, i.e., portable patchwork maps created by woodblock printers during the Edo period. Kafū's own reflections on Tokyo's modernization and his positive impression of the cities he visited during his sojourn abroad have also become subject to recent investigation. For example, with this aim in mind Nakajima Kunihiro analyzes essays by Kafū published prior to *Hiyorigeta*. He thus explores texts that paved the way for *Hiyorigeta*. Kafū's concept of urban beauty and the impact of French writers such as André Hallays and Émile Magne (mentioned above) on his way of looking at cities are particularly brought into focus (Nakajima 2009). In her study *Kafū to Meiji no toshi keikan (Kafū and Urban Landscape of the Meiji Period)* Minami Asuka explores Kafū's discussions about urban issues, especially about urban landscape, and analyzes views of the city as revealed in Kafū's works of the Meiji and Taishō periods. She then relates them to urban and landscape design policies in Japan from the Meiji period onwards to the present day (Minami 2009).

The recent new approach to urban design in Japan forms an important backdrop to reassessing Kafū's works and their relation to urban discourse. In contrast to the urban renewal politics of the 20th century that mainly relied on demolition and displacement and frequently privileged real estate profit over the needs of local residents, the new urbanism of the 21st century intends to transform the imperfectly built environment with the resourcefulness of existing communities. Key concepts are participation, the creation and renewal of streets and city districts that are fit for living in and a new relationship between the city and nature. This trend is backed by the *Keikanhō (Landscape Law)* implemented in June 2004. One of the main objectives of this law is to promote the protection of urban heritage on the one hand, and to design landscapes and cityscapes in a beautiful way in order to improve the quality of life and make human habitation more sustainable on the other (Nishimura 2005; Nihon kenchiku gakkai 2009). In this connection, the discourse on urban beauty at the end of the 19th century to the 20th century considerably resembles that of the present day. In this respect, *Hiyorigeta* can be read as an aesthetic critique of Meiji urbanism and as a contribution to the world-wide discourse on the beauty of the city that circulated at the beginning of the 20th century. In contrast to modernist urbanism that focused on implementing pragmatic functions in urban space, famous architects and thinkers of that time such as Camillo Sitte and also architects nearly forgotten today such as Charles Buls or Emile Magne wrote about the beauty of the city beyond modern functionalism.²⁷

²⁷ For Charles Buls, cf. Smets 1995.

IV. Reappraising Tokyo's waterways and *roji* in present-day Tokyo

In recent years, waterfront scenery and the openness of waterfront space have become more highly valued, and the multiple functions rivers and waterways offer to urban environments have accordingly come to be treasured as a key to urban regeneration. In many cities all over the world waterfront environments with their rivers and canals are regarded as ideal locations for implementing new types of urban regeneration. Serving as a backdrop to this process, the serious damage to and pollution of both rivers and the waterfront environment caused by modernization and industrialization during the last century have been increasingly criticized. Rivers and waterways were first exploited as sewage systems, serving as the garbage dumps of urban civilization, then they became sites for constructing highways or facilities to prevent flooding. It is only very recently that they have received any renewed attention. However, in Japan, among others, improvement policies for waterfront environments are going on. In 1988, several cities including Tokyo were designated for the *My Town, My River Improvement Project*, and now have regeneration projects for their waterfront environments underway.²⁸

Against this backdrop, Tokyo's waterfront environment and *roji* areas are being re-evaluated as essential assets for a prosperous, well balanced and satisfying urban life as well as for the long-term goal of improving Tokyo's attractiveness, livability, and sustainability (Fukukawa and Ichikawa 2008). The *roji* has become a major spatial concept in the discourse on alternative forms of urban modernity which emphasizes how necessary the revitalization of the city (*toshi saisei*) and sustainable urban planning have become. The rising interest in Tokyo's waterways and *roji* also can be regarded as a criticism of the increasing number of monumental projects such as Roppongi Hills and Tokyo Midtown. In contrast to these the *roji* form de-monumentalized space patterns that relate to the need to reduce the scale of the city to human dimensions and to slow down the pace of life in particular zones, thus creating a comfortable living environment that provides relaxation and quietude.

The recent debate about the beauty of the city and the rediscovery of slow motion areas can be traced back to the early 20th century. As mentioned above, Kafū's returnee stories and especially *Hiyorigeta* are an important source for understanding the early stages of this discourse. Moreover, later in life Kafū wrote numerous essays in which he on the one hand praised the Sumidagawa and its embankments for their cultural value and auratic sense of place, and on the other blamed the rapid change and destruction of this landscape by industrialization. Tokyo's urban periphery in general and in particular the landscape of Mukōjima changed rapidly (Waley 2010). The area surrounding the Sumida River is well known for being a waterfront environment that is connected with a wealth of legends and history which developed from its rich cultural resources. To this day, a number of natural and historical sites are to be found along the riverside areas between Asakusa and Mukōjima, a region which has undergone numerous transformations and is rich in history.

²⁸ <http://www.a-rr.net/jp/en/index.html> (retrieved July 11, 2011).

During the early Edo period, the Sumidagawa still formed the eastern boundary of the city, but after the disastrous Meireki Fire in 1657 the authorities decided to colonize the left-hand bank of the river to alleviate crowding. From this time on the Sumidagawa itself began to be used as an area for relaxation and recreation. Pleasure boats floated along the river connecting the most famous amusement areas, Edobashi and Nihonbashi, with Ryōgoku, Asakusa, and the pleasure quarter of Yoshiwara, while the riversides offered many sites for restaurants and teahouses. Most of Edo's places of entertainment were located along the riverbanks. Especially the bridges were nodes of the water transport network and became favorite amusement areas. From today's perspective, the entire Sumidagawa region was a peripheral slow zone until the early 20th century. It was characterized by a close relationship between waterways and *roji* areas (Schulz 2010).

To sum up, Edo-Tokyo can be characterized as a city of water. However, this city is not the only one in which the waterfront space plays a major role in the formation and structure of urban landscape. The same applies to cities all over the world. In general, a waterfront environment consisting of rivers or seashore is nearly indispensable to the formation and development of cities, for such environments form the basis of logistics and the foundation of cities. Throughout history, urbanization and the waterfront environment are closely connected. In other words, most major cities have a waterfront environment of some kind. It is commonly stated that in many cases the major element that adds charm to urban landscapes is the integration of historical townscapes and the waterfront environment, as this works to make the landscape more interesting and beautiful by creating a variety of perspectives. Famous examples are Amsterdam and Venice. The richness of the waterfront environment serves as the lifeline that preserves the functions of urban life and at the same time brands these cities as their landmark and expands awareness of them on a global scale. The Seine in Paris, the River Thames in London and the Spree in Berlin are convincing examples of waterfront development where the waterfront environment and the regional natural environment, history and culture have been brought together. In all of these examples, walkways surrounding the waterfront have been improved through regeneration of the waterfront environment. Included in such environments are residential areas that help to preserve a comfortable lifestyle and commercial areas for shopping and entertainment.

There are also many cities in Asia with rivers flowing through them. Among such cities, several have succeeded in implementing projects for water quality improvement and waterfront environment regeneration, in order to tackle the issue of environmental deterioration of surrounding rivers. One such project of particular interest is the renewal of the Cheonggyecheon River in Seoul. Various water purification measures have been taken in the course of this project, and recreational water facilities have been installed. As a result, the riverside region was successfully transformed into a recreational space within the city that is much loved by the people. Similar renewal projects of the waterfront environment are found in Japan, too. For example, in Osaka, where a number of canals have been running through the city for centuries, a boardwalk called the Tombori River Walk, which is set up in the heart of the city, plays an important role in regenerat-

ing the City of Water. The redevelopment project in Nihonbashi, Tokyo, which is under discussion, also shares some prominent features with the regeneration of the Cheonggyecheon in Seoul.

V. Conclusion and outlook

It seems that the 21st century may turn out to be a turning point for Japan in terms of urban planning and urban development. A variety of important issues, such as Japan's transformation from a growth-oriented society to a mature society, the problems of the aging population and low birth rate, the general issue of shrinkage, the end of the oil-oriented era, climatic changes, and the heat-island phenomenon, all lie behind this major transformation. Since cities of today face global competition, efforts should be made to create an environment that is sustainable and attractive, not only for the residents in general but also for domestic and foreign industries. The Fukushima nuclear disaster certainly will deepen discussions about urban sustainability and the quest for a "green Tokyo" in many ways. The fact that many atomic power plants are currently shut down discloses the vulnerability of megacities such as Tokyo which are largely dependent on energy produced outside the city.

In this context, *Hiyorigeta* provides surprising insights into Tokyo's past. Kafū contrasts issues of modernity with those of urban beauty and relates the latter to the past in which water and green spaces existed in excess. Through pointing out that these are major assets of a city that create urban beauty of lasting value, Kafū anticipates current discourses on urban sustainability.

However, in line with research following the spatial turn mentioned at the beginning of this article it should be noted that topographical descriptions such as *Hiyorigeta* do not simply depict reality as it is. Like all fictional texts they are highly self-conscious constructs that reflect the contradictory and constantly changing images of a particular place. Kafū's literary representations of Tokyo illustrate the narrative and fictional character of any literary depiction of spaces and places. Particular parts of both the real historic and literary spaces and places as represented in existing works of literature are first chosen, then arranged along personal aesthetic preferences, and finally mediated through a text.

References

- Aiso Ryōsō. 2010. *Kafū yowa*, Koide Masahiro (ed.), Tokyo: Iwanami shoten.
 Akiba Tarō. 2010. *Kōshō Nagai Kafū*, Tokyo: Iwanami shoten (1966).
 Aoki Hitoshi. 2007. *Nihongata machizukuri e no tenkan: Mini kodate saigairo no fukken*, Kyōto: Gakugei shuppansha.
 Bachelard, Gaston. 1957. *La Poétique de l'espace*, Paris: Presses universitaires de

- France.
- Bachmann-Medick, Doris. 2006. "Spatial turn", in D. Bachmann-Medick (ed.), *Cultural Turns: Neuorientierungen in den Kulturwissenschaften*, Reinbek: Rowohlt, pp.284-328.
- Crang, Mike. 2005. "Time: space", in P. Cloke and R. Johnston (eds.), *Spaces of Geographical Thought: Deconstructing Human Geography's Binaries*, London: Sage.
- Döring, Jörg and Tristan Thielmann (eds.). 2008. *Spatial Turn: Das Raumparadigma in den Kultur- und Sozialwissenschaften*, Bielefeld: Transcript.
- Elisonas, Jurgis. 1994. "Notorious Places: A Brief Excursion into the Narrative Topography of Early Edo", in James McClain, John M. Merriman, and Ugawa Kaoru (eds.), *Edo and Paris: Urban Life and the State in the Early Modern Era*, London et al.: Cornell University Press, pp.253-91.
- Fujii Sayaka, Okata Junichiro and André Sorensen. 2007. "Inner-City Redevelopment in Tokyo: Conflicts Over Urban Places, Planning Governances, and Neighborhoods", in A. Sorensen and C. Funck (eds.), *Living Cities in Japan: Citizens' Movement, Machizukuri, and Local Environments*, London et al.: Routledge, pp.247-66.
- Fujimori Terunobu. 1990. *Toshi kenchiku*, Tokyo: Iwanami shoten (*Nihon kindai shisō taiki*, Vol. 19).
- Fukukawa Shinji and Ichikawa Hiroo (eds.). 2008. *Gurōbaru furonto Tōkyō: Miryoku sōzō no chō-toshi senryaku*, Tokyo: Toshi shuppan.
- Fukuta Hisashi. 2009. *Ōgai Sōseki kara Kafū e: Nil admirari no hyōmei to shu-jinkōtachi*, Tokyo: Ikuhōsha.
- Hallet, Wolfgang and Birgit Neumann (eds.). 2009. *Raum und Bewegung in der Literatur: Die Literaturwissenschaften und der Spatial Turn*, Bielefeld: Transcript.
- Handō Kazutoshi. 2009. *Kafū san no sengo*, Tokyo: Chikuma shobō.
- Hayashi Shinzō. 2010. *Nagai Kafū Zoraishumu no shatei: Shoki sakuhin o megutte*, Yokohama: Shunpūsha.
- Hiroshige. 1999. *One Hundred Famous Views of Edo*, with introductory essays by Henry D. Smith II. and Amy G. Poster; commentaries on the plates by Henry D. Smith; preface by Robert Buck, New York, N.Y.: George Braziller: Brooklyn Museum, (1986).
- Hisashige Tetsunosuke. 2008. *Nihon-ban surō shiti: Chiiki koyū no bunka, fūdo o ikasu machizukuri*, Tokyo: Gakuyō shobō.
- Hutchinson, Rachael. 2001. "Occidentalism and Critique of Meiji: The West in the Returnee Stories of Nagai Kafū", *Japan Forum*, Vol. 13, No. 2, pp.195-214.
- Imahashi Eiko. 1993. *Ito shōkei: Nihonjin no Pari*, Tokyo: Kashiwa shobō.
- Imai, Heide. 2010. "Sensing Tokyo's Alleyways: Everyday Life and Sensory Encounters in the Alleyways of a City in Transition", in Deborah Kalekin-Fishman and Kelvin E.Y. Low (eds.), *Everyday Life in Asia: Social Perspectives on the Senses*, Singapore: National University of Singapore, pp.63-86.
- Inaba Yoshiko. 2008. *Ōkubo – toshi no miryoku: Tabunka kūkan no dainamizumu*,

- Tokyo: Gakugei shuppansha.
- Inoue Akihisa and Yabuno Ken. 2004. *Kafū nijikan wōkingu*, Tokyo: Chūō kōron shinsha.
- Iwagaki Akira. 2007. *Kafū Hiyorigeta yomiaruki*, Tokyo: Machi to kurashi sha.
- _____. 2009. *Kafū katate ni Tōkyō Ichikawa sanpo*, Tokyo: Machi to kurashi sha.
- Jinbunsha henshūbu. 2002. *Kiriezu: Gendaizu de aruku Edo Tōkyō sanpo*, Tokyo: Jinbunsha.
- Jinnai Hidenobu. 1995. *Tokyo: A Spatial Anthropology*, Berkeley et al.: University of California Press.
- Kabuto Hirokuni. 2005. *Kafū no Riyon: "Furansu monogatari" o aruku*, Tokyo: Hakusuisha.
- Kanno Akimasa. 2009. *Nagai Kafū junreki*. Tokyo: Iwanami shoten, (1996).
- Kawamoto Sabur?. 2009. *Kafū to Tōkyō: Danchōtei nichijō. Shichū*, Tokyo: Iwanami shoten, (1996).
- Kondō Tomie. 2008. *Kafū ryū: Tōkyō hitori aruki*, Tokyo: JTB paburissshingu.
- _____. 2009. *Kafū to Danjurō: Kōjō mitsu no gotoshi*. Tokyo: Kawade shobō shinsha.
- Matsuda Ryōichi. 1992. *Nagai Kafū: Opera no yume*, Tokyo: Ongaku no tomo sha.
- Matsumoto Hajime. 2006. *Nagai Kafū to iu ikikata*, Tokyo: Shūeisha.
- _____. 2009. *Onnatachi no Kafū*, Tokyo: Chikuma shobō (first edition 2002).
- Minami Asuka. 2007. *Nagai Kafū no Nyū Yōku, Pari, Tōkyō: Zōkei no kotoba*, Tokyo: Kanrin shobō.
- _____. 2009. *Kafū to Meiji no toshi keikan*, Tokyo: Sanseidō.
- Miura Atsushi and Watari Kazuyoshi Kenkyūshitsu. 2007. *Kichijōji sutairu: Tanoshii machi no 50 no himitsu*, Tokyo: Bungei Shunju.
- Mochida Nobuko. 2009a. *Nagai Kafū no seikatsu kakumei*, Tokyo: Iwanami shoten.
- _____. 2009b. *Kafū e, yōkoso*, Tokyo: Keiō gijuku daigaku shuppankai.
- Nagai Sōkichi. 1948-1953. *Kafū zenshū*, 24 volumes, Tokyo: Chūō kōronsha.
- _____. 1962-65. *Kafū zenshū*, 28 volumes, Tokyo: Iwanami shoten.
- _____. 1971-1974. *Kafū zenshū*, 29 volumes, Tokyo: Iwanami shoten.
- _____. 1992-1995. *Kafū zenshū*, Tokyo: Iwanami shoten.
- Nakagawa Kiyoshi. 2000. "Ambitions, 'Family-Centredness' and Expenditure Patterns in a Changing Urban Class Structure: Tokyo in the Early Twentieth Century", *Continuity and Change*, Vol. 15, Issue 1, pp.77-98.
- Nakajima Kunihiro. 2009. "Toshibiron e no michi: 'Hyorigeta' seiritsu zen'ya", *Bungaku* 3-4, pp.17-30.
- Nakamura Kousuke. 1987. *Seiyō no oto, Nihon no mimi: Kindai Nihon bungaku to seiyō ongaku*, Tokyo: Shunjūsha.
- Nihon kenchiku gakkai. 2009. *Seikatsukei: Mijikana keikan kachi no hakken to machizukuri*, Tokyo: Gakugei shuppansha.
- Nishimura Yukio (ed.). 2005. *Toshibi: Toshi keikan shisetsu no genryū to sono*

- tenkai*, Kyoto: Gakugei shuppansha.
- Norberg-Schulz, Christian. 1980. *Genius Loci: Towards a Phenomenology of Architecture*, New York: Rizzoli International Publications.
- Okamoto Satoshi. 2006. *Edo Tōkyō no roji: Shintai kankaku de saguru ba no miryoku*, Tokyo: Gakugei shuppansha.
- Ōmura Hikojiro. 2010. *Kafū hyakken Natsuhiko ga ita: Shōwa no bunjin ano hi kono hi*, Tokyo: Chikuma shobō.
- Radovic, Darko. 2008, *Another Tokyo: Places and Practices of Urban Resistance*, Tokyo: cSUR, University of Tokyo, ichii Studio.
- Sakagami Hiroichi. 2010. *Nagai Kafū ronkō*, Tokyo: Ōfūsha.
- Satō Haruo kinenkan. 2009. *Haruo no mita Nagai Kafū: Kafū botsugo 50 nen ni yosete*, Shingu: Shingu shiritsu Satō Haruo kinenkan.
- Satō Haruo. 2009. *Shōsetsu Nagai Kafū den: Hoka sanpen*, Tokyo: Iwanami shoten.
- Schulz, Evelyn. 1997. *Nagai Kafū: "Tagebuch eines Heimgekehrten" (1909): Der Entwurf ästhetischer Gegenwelten als Kritik an der Modernisierung Japans*. Münster: Lit-Verlag (Ostasien – Pazifik: Trierer Studien zu Politik, Wirtschaft, Gesellschaft, Kultur; Vol. 9).
- _____. 1998. "Die Stadt in der Literatur am Beispiel von Nagai Kafūs *Fukagawa no uta*. Lied von Fukagawa; 1909)", *Asiatische Studien=Études Asiatiques. Zeitschrift der Schweizerischen Asiengesellschaft=Revue de la Société Suisse-Asie*, Vol. 52, No. 4, pp.1151-8.
- _____. 2007. "The Revival of the *Roji* in Modern Japan: The Role of Indigenous Urban Structures in the Discourse of the Urban", *Review of Asian and Pacific Studies* (Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University, Tokyo), Nr. 32, pp.1-23.
- _____. 2010. "Trends of Revitalizing Central City Peripheries in Tokyo", *DisP – The Planning Review* (Special issue "Metropolitan Peripheries"), Nr. 181, 30-33.
- Shindō Masahiro. 1997. *Nagai Kafū: Ongaku no nagareru kūkan*, Kyoto: Seikai shisōsha.
- _____. 2010. *Nagai Kafū: Janru no irodori*, Kyōto: Seikai shisō sha.
- Smets, Marcel. 1995. *Charles Buls: les principes de l'art urbain*, Liège: Mardaga.
- Soja, Edward W. 1989. *Postmodern Geographies: The Reassertion of Space in Critical Social Theory*, London: Verso.
- _____. 1996. *Thirdspace: Journeys to Los Angeles and Other Real-and-Imagined Places*, Cambridge, Mass.: Blackwell.
- _____. 2000. *Postmetropolis: Critical Studies of Cities and Regions*, Oxford et al.: Blackwell.
- _____. 2005. *Daisan kūkan: Posutomodan no kūkanronteki tenkai*, Tokyo: Seidosha.
- Sorensen, André. 2009. "Neighborhood Streets as Meaningful Spaces: Claiming Rights to Shared Spaces in Tokyo", *City & Society*, 21:2, pp.207-29.
- Suenobu Yoshiharu. 2002. *Kafū to Nyū Yōku*, Tokyo: Seidosha.

- Suzuki Fumitaka. 2010. *Nagai Kafū no hihanteki tanbi shugi: Toku ni enjō shōsetsu o megutte*, Tokyo: Ibunsha.
- Suzuki Hiroyuki. 2009. *Tōkyō no chirei (geniusu roki)*, Tokyo: Chikuma shobō, (1990).
- Takehara Makoto. 1990. "Toshi yūhosha Kafū 'Hiyori-geta', 'En flānant' ni okeru toshi: Tōkyō, Pari, Ryon", *Hikaku bungaku kenkyū*, Vol. 59, pp.175-88.
- Tanaka Jun. 2007. *Toshi no shigaku: Basho no kioku to chōkō*, Tokyo: Tokyo daigaku shuppan kai.
- Tateno Mitsuhiko. 2005. "Edo – Shōwa" no rekishi ga wakaru Tōkyō sanpo chizu, Tokyo: Kōdansha.
- Toda Mosui. 2000. "Murasaki no hitomoto", in *Shinpen Nihon koten bungaku zenshū*, Vol. 82 (*Kinsei zuisō shū*), Tokyo: Shōgakusan, pp.29-242.
- Tsuchida Mitsufumi. 1994. *Tōkyō kiroku bungaku jiten: Meiji gannen—Shōwa 20 nen*, Tokyo: Kashiwa shobō.
- Tsuge Teruhiko. 2009. *Nagai Kafū: Hanmen to jitsuzō*, Tokyo: Gyōsei.
- Unno Hiroshi, Kawamoto Saburō and Suzuki Sadami (eds.), 1989-91. *Modan toshi bungaku*, Tokyo: Heibonsha.
- Usugi Kazuo et al. (eds.). 2010. *Roji ni manabu seikatsu kūkan no saiseijutsu*, Tokyo: Shōkokusha.
- Waley, Paul. 2010. "From Flowers to Factories: A Peregrination Through Changing Landscapes on the Edge of Tokyo", *Japan Forum*, 22:3, pp.281-306.
- Warf, Barney, and Santa Arias (eds.). 2008. *The Spatial Turn: Interdisciplinary Perspectives*, London: Routledge.
- Weigel, Sigrid. 2002. "Zum 'topographical turn': Kartographie, Topographie und Raumkonzepte in den Kulturwissenschaften", *KulturPoetik*, 2(2), pp.151-65.
- Yoshino Toshihiko. 1999. "Danchōtei" no keizaigaku. *Kafū bungaku no shūshi kessan*, Tokyo: Nihon hōsō shuppan kyōkai.

王権の正当性を誇示する事業としての 『最勝四天王院障子和歌』

The Saishô Shi-Tennô-in and the Poems for its Sliding Doors as an Affirmation of the Legitimacy of Imperial Power

ミシェル・ヴィエイヤール＝バロン*
Michel Vieillard-Baron

Abstract

The Saishô Shi-Tennô-in residence was built for Retired Emperor Gotoba in 1207. The purpose of this paper is to understand the symbolic and political aspects of this exceptional undertaking, which combined architecture, religion, painting and poetry. First of all it is important to note how certain elements of the construction, such as the location and name of the building and its chapels, suggest this residence was conceived in order to affirm the legitimacy of the Emperor's power over the whole Japanese nation in a period when the Kamakura *Bakufu* was ruling the eastern provinces, and to obtain the intercession of Buddhas and kami in recovering and reasserting that power. Next, I analyse the poems produced for display on the sliding doors of the residence. In fact, one of the most striking characteristics of this residence is that it was adorned by sliding doors representing forty-six Japanese famous places (*meisho*), with one poem on each. Ten major poets, including Retired Emperor Gotoba, composed forty-six poems each, that is to say a total of 460 waka, of which, 46 were selected by Gotoba to be actually written on the sliding doors. Three *meisho* — Minasegawa, Shikama-no-ichi and Oshioyama have given rise to a particularly high number of poems celebrating the emperor. I focus on these poems in order to analyse the image of the emperor, and how the relation between the monarch and his subjects was portrayed. Lastly, I analyse the poems written on the *meisho* Ôigawa, which seems to have been particularly important to Gotoba.

I. **

本論文の主題は『最勝四天王院障子和歌』である。その名が示す通り、これは最勝四天王院

* フランス国立東洋言語文化大学日本学部教授、Professor, Institut National des Langues et Civilisations Orientales, Département Langue et civilisation du Japon
E-mail : michel.vieillard-baron@inalco.fr

** この論文は、著者が、2010年9月27日に、成蹊大学のアジア太平洋研究センターにて行った講演に手を加えたものである。この講演にお招き頂いたことを感謝したい。当日御教示を頂いた浅見和彦・鈴木日出男・久保田淳先生ほかの方々に御礼を申し上げる。加えて、私の質問に丁寧にお答え下さった渡邊裕美子氏にも、厚くお礼を申し上げたい。勿論、この論文に誤りがあるとしたら、私自身の不明によることは言うまでもない。

の障子に貼られることを目的に詠まれた和歌作品である。最勝四天王院とは、後鳥羽院の勅願により、京都三条白川の地に造営された御堂のことであるが、実際には、御堂二棟だけではなく、御所一棟をも含んだ建築群であった¹（ただし、残念ながら、これらの建物の正確な配置等ははっきりと分かっていない）。題名とは裏腹に、これらの障子と和歌とは、御堂ではなく、御所内を飾っていたものであったといわれる。さて、『最勝四天王院障子和歌』の特徴は、それが名所を題としていることである。選ばれた各名所の景色が障子の上に描かれ、その絵に添えられたのが、これらの和歌なのである。後鳥羽院の宣に従い、まず46の名所が藤原定家・藤原有家・藤原家隆・源通具の協議によって選定された。これら撰者が御堂についての図面である御堂指図を参照しながら名所を選ぶ一方で、定家らは、「景気（すなわち、和歌及び絵の中で各名所に組み合わされる景物）」そして「時節（同じく各名所に組み合わされる季節）」を定めると共に、御所内における各名所の配置をも決めていった。定家が名所の選定だけでなく、この大事業そのものの遂行にあたって中心的な役割を担っていたことはよく知られている。続いて、9人の歌人が46名所のそれぞれに一つずつ和歌を詠進し、そこに後鳥羽院も競作した。したがって、全部で460首が集まった計算となる。最終的には、後鳥羽院みずからが、これら460首より、障子に押される46首を選した。『最勝四天王院障子和歌』の成立事情は藤原定家の日記である『明月記』に詳述されている。製作準備は承元元年（1207）四月に始まった。六月には後鳥羽院・慈円・藤原通光・俊成卿女・藤原有家・藤原定家・藤原家隆・藤原（飛鳥井）雅経・源具親・藤原秀能の10人が詠進を終え、九月には和歌所で選定作業が行われた。障子歌として採用されたのは、慈円10、後鳥羽院8、定家・家隆各6、通光・雅経各4、俊成卿女・有家・具親・秀能各2の計46首。参加を許された歌人たちは、皆、『新古今和歌集』の時代にきらめく大歌人ばかりである。また、この詩的大事業が遂行された時代というのは、『新古今和歌集』の撰者たちが（これらの中には、『最勝四天王院障子和歌』の撰に関わった通光、有家、定家、家隆、雅経も含まれるが）、同じく後鳥羽院の監修下で同歌集の「切り継ぎ」と呼ばれる改訂を行い、また本障子和歌から十三首を新たに加えた時期と重なる。最勝四天王院の建築群とその障子は完全に失われてしまったが、その造営の際に詠まれた460首の和歌は今日まで我々のもとに伝わり、これまで、正確で豊富な情報に裏打ちされた秀れた研究が行われ、我々の知性を刺激してくれる²。その中でも、渡邊裕美子氏・寺島恒世氏・吉野朋美氏の研究を特筆しておきたいと思う。

寺島氏と渡邊氏は、46名所を8のブロックに分けておられる。

一、1春日野から5初瀬山まで	大和の山中心の名所
二、6難波浦から12吹上浜まで	摂津・紀伊の水辺の名所
三、13交野から17飾磨市まで	河内・摂津・播磨の遊覧名所
四、18松浦山から22天橋立まで	西国名所
五、23宇治川から29逢坂関まで	山城名所
六、30志賀浦から33大淀浦まで	伊勢路名所
七、34鳴海浦から41白河関まで	東国名所
八、42阿武隈河から46塩竈まで	陸奥名所

¹ 福山敏男（1943）の中で最勝四天王院の「堂舎推定配置図」が示されている。この図は他の著作などにも引用されているが、あくまで仮説にすぎず、他の配置も可能と考えられる。

² 渡邊裕美子氏の著書（2007）の末尾に、同書出版以前に発表された『最勝四天王院障子和歌』に関する研究参考文献が掲載されている。当論文においては、文中で引用した研究のみを参考文献一覧に掲載した。

寺島氏は、障子和歌は名所を単純に並べたのではなく、ある一つの旅程を形作るように意図的に配列されたものである、ということを示得る論考で示された（1997）。同氏によれば「まず歌枕は、原則として国単位にまとめられ、地理的に見て大きな飛躍や断絶がなく配列されていることと知られる。すなわち、四十六歌枕は、大和から出発して、摂津・紀伊を巡り、山陽道の播磨から、西の果て、肥前「松浦山」に及ぶ。折り返し、山陰道の因幡、再び播磨を経由して、丹後を抜け、都の山城に戻る。さらに東へ向かって近江から伊勢へ出、海を尾張へ渡って東海道を下り、途中信濃に寄って、武蔵へ至り、最後は陸奥の歌枕まで足を延ばす、という道筋の上に並んでいる。大和から発して西へ、戻って東へ、さらに北へと、隣あう名所が自然に繋がるように配慮された配列である。」

かくのごとく名所が配列された全体構造により、後鳥羽院が御所内をめぐる時には、単なる建物内の移動が、いわば日本全体を巡る旅へと昇華される、ということになるのである。この地理的構造に加え、時間的構造も重要な役割を果たしているというのは、寺島氏がやはり指摘しておられるところである。「冒頭の「春日野」から13番目の「交野」までは四季の巡りの通りに進行する。ところが、14番目の「水無瀬川」では秋に戻り、続く「須磨浦・明石浦・飾磨市」はいずれも秋で、「松浦山」冬となったのち、末尾の「塩竈浦」までは、冬から春へと逆の巡りに配列されるのである。」そして、この工夫により御堂御所「の四面は、「春日野」から「武蔵野」までが時計回りで並べられており、「春日野」から「松浦山」へかけての南回りでも「武蔵野」から「松浦山」へかけての北回りでも、すべて東から西に、季節は順に巡る配置となっていたのである」。

『最勝四天王院障子和歌』における地理的構造は、実際の名所の位置に従った自然なものだが、時間的構造は意図的に作られた、あくまで人為的なものである。先に見た寺島氏の説によれば、この時間的構造のおかげで、障子に飾られた御所の空間には幾つかの効果が生みだされることになる。四季を描いた障子の中に立ってそれをながめる者は、視点の移動と共に、循環する一つの旅を体験することになる。一方で、秋を題とする障子ばかりに囲まれた御寝所内には、季節の停滞感が生み出されるだろうし、また、季節が自然と逆の順に配された空間においては、配置された順を追うか、また自然な季節の順を追うかによって二方向の全く異なる旅が可能となるだろう。これに関し、寺島氏並びに渡邊裕美子氏は、名所の配列に関して、30番目の名所である志賀浦より、設定された順（すなわち、季節とは逆の順）に名所を追っていくと、京から離れることになり、季節の順に従ってゆくと、京に近づくようになっていることを証明されておられることも加えておきたいと思う。

II.

最勝四天王院の建立及び名所絵に彩られた障子に添える和歌の製作という大事業の政治的性格を初めて強調されたのは久保田淳氏であり、1984年に、同氏は以下のように書いておられる。「御堂はそのまま治天の主後鳥羽院が統治する日本全体の縮図のごとく考えているのである」。更に、1996年、吉野朋美氏は同事業の政治的意図を同じく取り上げ、更に詳しい指摘を加えられた。まず、その意図に関して、吉野氏は以下のように書いておられる。「つまり院は、名所障子によって御堂に現出させた仮構の日本と、障子絵に書かれた和歌を通して、君臣相和しての日本国の統治、国土の支配を図っているのである」。また、名所の配置に関して以下のようにも述べておられるが、これも全く適切な指摘であると思われる。「さらに御堂における障子絵の配

置と季節の流れの対応を思いおこせば、院はその障子によって季節をも支配しようとしたとも考えられよう」。

鎌倉時代の軍記物語である『承久記』からしばしば引かれる文章によれば、最勝四天王院は関東調伏を目的に建立されたという³。確かに、鎌倉幕府3代将軍源実朝が承久元（1219）年一月に暗殺された後わずか半年後の同年七月に、最勝四天王院が解体されて後鳥羽院の御所の一つである五辻殿内に移築された、という事実があり、興味深い時間的近接を見せるのであるが、これは偶然の産物にすぎないようである。というのも、『承久記』の記述と矛盾する要素がいくつか存在するからである。まず、源実朝は最勝四天王院のために詠まれた歌の写しを所持していたことが知られている。恐らくは定家によって送られたものであり、実朝自身もそれらの和歌に影響を受けた作品を残した（奥山 1997）。『最勝四天王院障子和歌』が実朝打倒を目的にしたものであったとしたら、定家は自らの弟子である実朝にそのような歌を送ることはなかったであろう。また、慈円もこの事業に重要な役割を果たしたことが知られるが（最勝四天王院が建立された土地を提供したのは他ならぬ慈円であり、慈円が詠んだ46歌中10歌が撰され、最も歌が多く採用された歌人となっている）、その慈円自身は、公武合体を支持していたという（渡邊 2007；2011）。それが真実ならば、明らかに自らの理想に反するような事業には加担しなかったであろう。となれば、どうやら、後鳥羽院が最勝四天王院を建立した目的を、他に求めなければいけないようである。

最勝四天王院が建立されたのは、鎌倉幕府が関東に権力を固めた時代のことであったが、調べてゆくと、その真の目的は、まず日本全体に対する天皇の支配権、というよりも、後鳥羽院自身の支配権を正当化することにあり（後鳥羽院が頭に描く日本には関東も勿論含まれ、『最勝四天王院障子和歌』の中に詠まれた東国の名所の数は比較的多く、その意味で大変興味深い）また、王権が日本国中で回復されて維持されるべく、仏、更には神の加護を得ることにあった（最勝四天王院が、御堂をもった宗教建築であったことは言うまでもない）ということが分かってくる。

まずは、最勝四天王院の地理的位置をみてみよう。後鳥羽院は、白河の地、すなわち院政期六代の天皇並びに皇后が六勝寺として知られる寺院を建立した地を選び、またその六勝寺すべてに現れる「勝」という漢字を用いることとした。こうして後鳥羽院は、先祖が創り出した伝統の流れの中に最勝四天王院を織り込んだわけだが、これは、自らの事業を最大限に正統化する意図があったと考えられる。「最勝四天王院」という名そのものも意味深い。『明月記』により、この名がつけられたのは比較的に遅く、承元二（1208）年、一月二十八日（明月記・同日条）頃であったことが知られる。吉野朋美氏（1996）が指摘しておられるように、この名は二つの要素を組み合わせたものである。すなわち、「最勝」という言葉は、『金光明最勝王経』、すなわち国家平安・国家守護、玉体安穩に関わる経典から来ており、そこに、仏法と仏法に帰依する人々を守護する「四天王」の名が加えられている。吉野氏は、こういう名を与えることで、「後鳥羽院は自ら日本国を統治する“治天の君”であることを言挙げしているのである」と述べておられる。さらに言えば、この最勝四天王院という名は、日本全土に王権を回復してその支配権を確保すべく、神仏の加勢を得んとする後鳥羽院自身の願いを反映したものととも考えられるだろう。

³ 以下に、渡邊裕美子氏の著作（2007）に引用された、古活字本『承久記』の原文を示す。「三條白川の端に、関東調伏の堂を建て、最勝四天王院と名付けらる。さらば大臣殿、程なく打たれ給ひしかば、白川の水の恐れも有りて、急ぎ壊されにけり。」

III.

この大事業の意図を理解するためには、最勝四天王院のために詠まれた和歌を調べることが不可欠となる。後鳥羽院は当代随一の歌人達に和歌を詠進させ、そのうち13歌が『新古今和歌集』に取り入れられることとなったことは先に述べた。勅撰和歌集の編纂は、天皇権力を誇示する事業である。最勝四天王院の建立と、『新古今和歌集』の編纂が同時期に行われたことは偶然の一致ではないはずであり、そこに、一つの巨大な計画の二側面を見るべきであろう⁴。

後鳥羽院と歌人達がどのような精神で最勝四天王院障子和歌を詠んだかを理解するためには、後鳥羽院によって撰され障子に貼られた歌だけを読むのではなく、同じ名所について詠まれ、選に漏れた和歌をも読み解く必要がある。ここでは、中でも最も意味深いと考えられる四つの名所に関する和歌を調べてみることにする。まず初めに見るのは、祝言詠が最も多く歌われた3つの名所、すなわち水無瀬川、飾磨市と小塩山についての和歌である（水無瀬川については7つ、飾磨市と小塩山にはそれぞれ6つの祝言詠が歌われた）⁵。祝儀性を込めて詠まれた和歌においては、どのような精神状態で院と歌人達が歌を詠んだかが非常に分かりやすく、また彼らが伝えようとしたメッセージもはっきりしている。次に、名所大井川について歌われた和歌に関しても調べてみることにする。これによって、この事業の別の側面が見出されることとなろう。以下に引用した和歌は、渡邊裕美子氏の著作（2007）を本文として用いた。整定本文がある場合には、そちらを用いた。

摂津国の名所である水無瀬川は、現在の大阪府三島郡本町を流れる水無瀬川とその一帯を指す。後鳥羽院はこの地に持っていた離宮に好んで赴き、非常になじみ深く思い入れのある場所であった。『明月記』（承元元年五月一四日条）により、この名所が御所の最も私的な空間である「西御障子内（帳台内）」に配置され、「弘間」、すなわち幅二間の障子（普通の障子よりも二倍の幅をもった障子）に描かれていたことが知られ、この名所が後鳥羽院にとって大きな重要性を持っていたことがわかる。この名所が秋に配されたことも注目し得る。以下に読む歌においてまず目につくのは、後鳥羽院以外の歌人がすべて「菊」の言葉を挿入していることであるが、これはこの名所に伝統的に結び付けられた花ではなかった。渡邊裕美子氏（2007）が指摘しておられるように、恐らくこれは名所選定過程で予め定められた景物なのであろう。また、「菊の下水」という表現が5つの和歌に用いられているのも目につくところで、渡邊氏（同）によれば、これは「菊の咲く山から湧き出た谷川の水を飲むことで長寿を保つことができる」という漢籍故事に基づいている。同じ二つの表現がこれだけの歌に用いられたということは、歌人達の間である程度暗黙の了解があったと思われる。歌人達がどのような世界を表現したかったのか、和歌を以下に読んでいくことにしよう。

1-(131)⁶ みなせ山このはあらはになるまゝに尾上のかねの声ぞ近づく
(後鳥羽院)

⁴ 田淵句美子氏（2010）は、『新古今和歌集』の編纂が1209年頃に完了したことを証明されたが、これは、この二大事業がほぼ同時期に行われたことを示すものである。

⁵ 『最勝四天王院障子和歌』のために詠まれた460首のうち、祝言詠は40首ある。名所水無瀬川、飾磨市、小塩山の3名所について詠まれた19首の他に、以下の名所についても例がある（カッコ内は祝言詠の数）。春日野(2)、初瀬山(1)、難波浦(1)、住吉(1)、和歌浦(1)、宇治川(2)、大井川(3)、鳥羽(4)、会坂岡(2)、志賀浦(1)、阿武隅川(3)。

⁶ カッコ内の数字は、底本として用いた渡邊裕美子氏の著作による（2007）。

後鳥羽院は、水無瀬川の代わりに川に沿う山地を詠みこんだ。秋も深まって紅葉も散ってしまい、山肌があらわになってきた頃、それまで紅葉にさえぎられて漠然としか聞こえてこなかった鐘の音がよりはっきりと響いてくる様子を描いている。院は、この歌の中で川を詠む必要性を感じなかったが、障子絵の中には、恐らく水無瀬川が流れていたことであろう。障子に貼られたのは、この歌であった。

2-(132) みなせ河木のはさやけき初かぜに鹿の音あらふ菊の下水
(慈円)

慈円は、秋に初めて吹く風に揺れる葉の音と「菊の下水」によって鮮明に響き渡る鹿の音を歌っている。「鹿の音洗ふ」は大変独特な表現である（石川・山本 2011）。「菊の下水」という表現が延命の仙薬を暗示することは先に見たが、これによって慈円は祝意をこの和歌の中に込めたのである。

3-(133) おち滝つ木々の下水みなせ河ながれをめぐる万代の秋
(通光)

通光も「菊の下水」の表現を用いている。力強く水無瀬川に流れ込むこの水を飲むことで、後鳥羽院に万代の秋を過ごすことが約束されるのである。この和歌の中で、通光は明らかに君が代の永久を言祝いでいる。

4-(134) 万世の秋まで君ぞみなせ河かげすみそめし宿のしら菊
(俊成卿女)

「宿」の言葉は、仙宮、すなわち神仙世界にある宮殿のように考えられた、後鳥羽院の離宮を指す。俊成卿女は「水無瀬川」に「見」を掛け、「すみそめし」の表現では「(菊の影が) 澄み初めし」と「(君が) 住み初めし」とを言い掛けている。菊の花が、澄んだ水面に映え始めた川辺に佇む離宮において、院は万代まで続く秋の間生き続けるであろうと预言する。この歌も、院の長寿を予祝した内容となっている。

5-(135) 万世のちぎりぞむすぶ水無瀬河せきいるゝ庭の菊の下水
(有家)

有家も、「菊の下水」の表現を用いている。水無瀬川を堰入れて、庭の菊の下を流れてゆくこの水は、院の統治が万代にわたって続くことを約束するのである。

6-(136) この里に老いせぬ千代はみなせ河せきいるゝ庭の菊の下水
(定家)

定家の和歌は有家のそれに大変近く、下の句は全く同じであって、またその歌心も似通っている。定家は、「(老いせぬ千代は) 見」に「水無瀬川」を言い掛ける。水無瀬川を堰入れて、庭の菊の下を流れてゆく水は、この場所で、院が千代の間老いることなく生き続ける徴なのである。

7-(137) 山風のよそにもみちはみなせ河せきいるゝ宿の庭のしら菊
(家隆)

家隆は、「(紅葉は) 見」に「水無瀬川」を言い掛けている。いつもはあつという間に散ってしまう紅葉が、風に耐えて木々を彩り続け、長寿の象徴である菊も咲き続けている、という理想的な風景を描いている。

8-(138) 庭にうつす山ぢの菊をみなせ河ぬれて吹きほす千代の松かぜ
(雅経)

雅経は、本歌に素性法師の和歌「濡れて干す山路の菊の露の間にいつかちとせを我はへにけむ」(古今秋下・273)を用いているが、この本歌には、「仙宮に、菊を分けて人の至れる形をよめる」という詞書がある。つまり、菊を分け入って仙宮に向かった人形の視点で書かれているのである。作中主体は、旅の間に自分の衣にかかった露が乾くまでのわずかの時間の間に千歳を生きってしまったことに気が付いて驚愕している。この歌を借りた、雅経の和歌の中で現れる庭の菊は、仙宮へと向かう路から植えかえられたものである。「(山路の菊を) 見」に「水無瀬川」が掛けられており、水無瀬川によって濡らされた衣を乾かす風は、「千代の松かぜ」である。雅経は、菊と千代の松風を組み合わせることで、後鳥羽院の治世が長久に続くことを言祝いでいる。

9-(139) 浪かぜにつけても千世をみなせ川みねの松山菊のしたみづ
(具親)

具親は、「みなせ川」という表現の中に「(千世を) 見」に「水無瀬川」を言い掛けている。水無瀬川は、すべてが、山の松を吹き抜ける風や「菊のしたみづ」が立てる波ですらが、後鳥羽院の治世が千代の間続くことを求めて沸き立つ場所である、と歌われている。

10-(140) 菊のはなにほふあらしにみなせ山川の瀬しらむ霧のをちかた
(秀能)

「みなせ山」の表現の中で、秀能は「(嵐に) 見」に「水無瀬川」を掛ける。秀能は、これまで見てきた和歌とは対照的な歌を詠んでいるが、この歌の精神は後鳥羽院のそれに近いものであり、秀能と院の間に応じ合う関係があったということが分かる(寺島 1997)。「菊」という言葉を用いているにも関わらず、この歌においては祝意は目立たず、吉兆を求めるような要素は含まれない。菊の香に満ちた嵐が霧をはらって水無瀬山が露わになり、その向こうに川の浅瀬を白ませる霧が落ちていく風景が描かれている。

これらの和歌を読むと、伝統的に名所水無瀬川は祝言詠に用いられたことがなかったにも関わらず、10歌人のうちほとんどが後鳥羽院の長寿を予祝する和歌を詠んでいることが分かる。天皇や、有力貴族によって注文された和歌、特に障子・屏風に書かれる和歌に関して、そこに吉兆の徴を詠み込むことが歌人に要求されたことはよく知られており、これらの和歌も、こうした決まりに従ったものであろう。ただし、天皇が障子に押されることを目的とした歌を詠むことは大変例外的であった(渡邊 2007)。この事実は、後鳥羽院にとって、この事業の一貫性を

保つためには、院自身とその群臣との歌の共存が不可欠であったということを意味する。そして、我々が読んできた和歌は、歌人達の宮内における地位をはっきりと反映したものである。院が風景を描いた和歌を詠む一方で、その群臣（秀能を除いて）は、後鳥羽院の離宮を菊と超自然的な水に満ち満ちた仙宮にたとえて院の長寿を予祝している。後鳥羽院にとって大事な場所であった水無瀬川と、院の長寿を結びつけるアイデアは、この事業の初めから決められていたことであるに違いなく、そのために「菊」という言葉が歌に含まれることが定められ、こうしてこの名所を詠んだ和歌に一つのまとまりが生まれることとなったのである。渡邊裕美子氏（2007）は、複数の歌人が、大嘗会屏風歌を意識して詠歌していることを指摘しておられるが、それは、歌人達が、この種の和歌につきものの慶祝性を与えようとする意図があったことを示すに他ならない。

次に、飾磨市の和歌を見てみることにしよう。『枕草子』にも現れる飾磨市は播磨国の名所である。この市は今の兵庫県姫路市飾磨区にあり、その名物は褐染め（濃藍染め）であった。『明月記』のおかげで、承元元年四月二日に（明月記、同日条）この名所とその配置が選ばれたと知られる。この名所は秋に配されたが、渡邊氏の指摘するように、飾磨市の選択には、市そのものが五穀豊穰に結びつけられており、秋という実りと収穫の季節にちょうどよいことが関係していると思われる。この障子が配置されたのが常御所の「御棚辺〈台盤所之隔〉」、すなわち食物をとり扱うところであった、というのも納得できる。

飾磨市（秋）

- 1-(161) はりまなるしかまの市にたづねみよ世にたつとても物やおもはん
(後鳥羽院)

この歌の中で、後鳥羽院は話相手に飾磨市へと向かうように勧める。市にいる人々は物思いに沈んでいるだろうか？ いや、そうではない、と暗に和歌は詠む。動詞「たつ」は市に「立つ」ことに掛けて、世の中に立身することを言い、この歌の中で、飾磨の市は、日本国全体の暗喩であるとも考えられる。後鳥羽院は、ここでいかにも天皇らしい和歌を詠んでいる。すなわち、院は、自らの治世がすべての臣民が平和に暮らすことを保証しているのではないか、と歌をして言わしめているのである。

- 2-(162) いにしへのあるよりもこき御世なれやしかまのかちの色をみるにも
(慈円)

面白いことに、後鳥羽院と慈円の歌は、再び「天皇の歌」と「群臣の歌」との際立った対照を見せ、慈円の歌は君主を言祝ぐ内容となっている。荀子による有名な「青は藍より出でて藍より青し」に基づくこの歌は、後鳥羽院の治世への賛歌である。飾磨市という名所との関連は、「褐」にあるが、この色は濃い藍色であり、慈円はこうして、後鳥羽院の「藍よりも濃」いほど並ぶもののない善政をたたえているわけである。障子に貼られたのはこの歌であった。

- 3-(163) はりまなるしかまにそむるかち人の袖よりふかき秋の夕暮
(通光)

通光は、その歌の中に「褐」と「徒歩」とを意味する伝統的な掛詞「かち」を用いており、通り過ぎる人々がまとう、飾磨の有名な褐色に染められた衣の色よりも更に濃い色をした夕暮れを描いている。この歌の中には、君主を暗示する要素は見られない。

4-(164) いとまなみしかまの市にたつ民もしのに数そふ君が世の秋
(俊成卿女)

休む間もなく、収穫した農産物を売るべく（歌の季節は秋である）飾磨の市に向かう人々を描くことで、俊成卿女は君の世を言祝いでいる。物資の豊かさ、人民の多さという、いわば国の「豊饒さ」の描写が、そのまま後鳥羽院の治世に対する称賛となっている。渡邊裕美子氏（2007）は、「大嘗会屏風和歌や入内屏風和歌など祝儀性の濃厚なやまと絵歌で、しばしば人馬や民の家の「数そふ」ことが歌われている」と指摘しておられる。

5-(165) たえず立つしかまの市のかず／＼に千世もとあふぐ御世のゆく末
(有家)

この歌もまた、言祝詠である。有家は、収穫が豊富であるかぎり飾磨にて限りなく開かれるであろう市場と同じ月年だけ、後鳥羽院の治世が続くであろう、と予祝している。俊成卿女と同じく、有家も市場のイメージに結びついた豊饒さを歌い、それが後鳥羽院の治世の長さと同じく結び付けられている。

6-(166) 君が世はたれもしかまのいちしるくとしある民の天津空かな
(定家)

定家の和歌も言祝詠である。「たれもしかまの」という表現の中で、「誰も然（り）」に「飾磨」が言い掛けられている。また、「としある」は「稲の実りがある」という意味である。定家は、飾磨市がはっきりと見せるように、後鳥羽院の統治下、民は豊富な収穫にも支えられて豊かに生きていと歌う。この歌は、後鳥羽院の治世を称えて、収穫の豊富さ、民の繁栄をその統治の質のおかげであるとしている。

7-(167) たつ民もしかまの市に数そひてちとせのあきのかひを待つ哉
(家隆)

この歌もまた祝言詠である。「かひ」は、「交換する」という意味での「替ひ」と「効果、ききめ」という意味での「甲斐」を掛けた掛詞である。家隆は、飾磨市に大挙して押し寄せ、千年の実りの秋が来るよう待つ民を歌う。「ちとせ」という表現は、民が後鳥羽院の治世、すなわち豊饒の治世が千年の間続くように予祝するものである。

8-(168) しるしらず行きかふ秋の名残までいかにしかまの市のゆふぐれ
(雅経)

雅経は、歌の中で、知る人、知らぬ人が行きかう飾磨市の秋の賑わいを歌う。夕方に至って誰

もいなくなっても、その賑わいがあまりにもすごかったので、その気配が感じられるという。この歌は正確に言えば祝言詠ではない。しかし、市の賑わいが詠まれているところに、後鳥羽院の治世に対する称賛が歌われていると読むことができる。

9-(169) 君が代はしかまの市にたつ民のかずかぎりなく国ぞさかふる
(具親)

この歌は祝言詠である。具親は、後鳥羽院の統治下で、飾磨市に立つ数え切れないくらいの人と同じくらい、国が栄えるように願うのである。

10-(170) 秋くればしかまの市にほすあるの深き色なる風のをとかな
(秀能)

この和歌は祝言詠ではない。秀能は、秋が来て、飾磨市で干される藍の色の深さと同じくらい深い音を出す風の音を歌っている。

ここまで詠んできた名所飾磨市に関する10歌は、歌人がどのような心で歌を詠んだかをとてもはっきりした形で見せてくれる。君主である後鳥羽院は自らの地位に見合った歌を詠んでおり、高みから臣民を観察し、彼らが心の平和を得ていること、すなわち自らの治世がいかに素晴らしいかを歌っている。他の歌人を見てみると、それまで飾磨市が和歌の伝統において祝言詠に用いられたことはないにもかかわらず、6人が後鳥羽院の治世を称えた和歌を詠んでおり、通光と秀能のみが、君主とその素晴らしい統治に言及していない。君主を称える歌、それはすなわち臣下としての立場から詠まれた和歌である。その歌は、沢山人が集まり、物資が豊富に集まって交換される市のイメージを用いて、後鳥羽院の統治の質を称え（慈円、俊成卿女、定家）、あるいはその治世が末永く続くことを予祝している（有家、家隆、具親）。

水無瀬川、飾磨市に続いて、小塩山も6首と比較的多くの祝言詠を生み出した名所である。ただし、小塩山が水無瀬川・飾磨市と違うのは、業平の和歌（古今雑上・871）の例でも知られるように、この名所が平安時代の初めより祝意を持った歌の題となってきた、ということである。スペースの関係から、当論文ではこの名所を詠んだ歌を詳しく検討することはできないが、ここでは我々に有益と思われる情報だけを絞り出して取り上げてみたい。

春に配された小塩山は現在の京都市西京区大原野の地の西にある山で、山麓には藤原氏の氏神である大原野神社が鎮座する場所である。10歌人中7人が「松」と「霞」を詠みこんでおり、これは名所選定の際に定められたものと思われる。詠まれた10首のうち、6首が祝言詠（273、274、275、276、277、280）であり、その6首中5首（通光（273）、俊成卿女（274）、有家（275）、定家（276）、家隆（277））が「万代」「千世」「久」といった言葉を含み、君が代の長久を言祝ぐ内容である。秀能（280）の歌は性格が違い、霞が君が代を守る神の周りに置かれた注連縄に見立てられている。秀能が明確に祝儀性を表現した和歌を詠んでいるのは、障子歌ではこの歌のみである（寺島1997）ことは、注目に値するであろう。

『最勝四天王院障子和歌』に参加した歌人達は、祝言詠を製作しなければいけないことをはっきりと自覚していた。それが障子・屏風歌における一つのルールだったのである。注目すべきは、取り上げられた名所の大多数（46中32）が全く祝言詠の題とはされてこなかった一方で、

少数ながらきわめて多くの祝言詠を生み出した名所がある、ということである。水無瀬川が多くの祝言詠を生んだのは、この名所が後鳥羽院と強い結びつきを持っていたからに他ならないであろう。従って、定家と他の歌人にとって、この名所と菊とを結びつけ、君主の長寿を予祝するのは自然なことであった。飾磨市に関しては、既に述べたように、この市特有の物資の豊富さと賑わいこそが、この名所をして後鳥羽院の善政の暗喩として用いられた理由であろうと考えられる。

小塩山に関しては、有名な神社、そして長寿の象徴である松の存在こそが、歌人達に君主の治世が長続きするように願う和歌を詠ませた理由であろうと思われる。祝言詠は、天皇を祝うことで、その人物そのものと行為、治世を正当化するものだった。その意味で、これらの歌は最勝四天王院建立事業に不可欠だったのである。

IV.

最後に、大井川を詠んだ歌について見てみることにしよう。大井川は「大堰川」とも書かれ、山城国の名所であり、丹波の大悲山付近に源を有し、淀川に流れ込む桂川の上流を指すが、特に、今の京都市西京区嵐山の麓に流れる部分がこの名で呼ばれた。大井川は、秋から冬にかけて紅葉を楽しむことができる季節に、歴代天皇が御幸を好んで行い、また貴族もしばしば遊覧に訪れた地であった。記録上最も古い大井川御幸は宇多天皇が延喜七年（907）に行ったものであり、この機会に多くの和歌が詠まれた。紀貫之が名高い『大井川御幸和歌序』を執筆したのもこの時のことである。この宇多天皇による御幸の後、大井川御幸はしばらく途絶えたが、白河天皇によって再開されることとなった。白河天皇は、承保三（1076）年十月に大井川御幸をしたことが知られているが、定家が『明月記』にて触れている『承保記』が執筆されたのは恐らくこの御幸の直後であったと思われる。これに関しては以下に再び触れることとする。大井川は、後鳥羽院にとって大事な名所であったようである。大井川の名所絵製作は、当初、興福寺一条院の絵所に属した南都絵仏師、大輔房尊智に託された（宮嶋 1996；渡邊 2007）。尊智は、大井川の「絵様」を描くべく、和歌所に呼ばれたという（『明月記』承元元年六月二日条）。しかし、後鳥羽院自身がその出来上りに満足しなかったことから、大井川の絵は、最終的に都の南、石清水八幡宮内に居を構えていた、平氏の一族で（宮嶋 1996）世俗絵師の八幡平光時に託されることとなった。

定家は、『明月記』（承元元年六月七日条）に以下のように記している。

今夜仰せて言ふ、大井河は光時を以て書かしむべしといへり。此の間、御幸の儀を書く也。大略『承保記』を以て委しく示し含み了んぬ。惣て代々の野御幸の旧記を勘へ、斟酌するのみ。（冷泉家時雨亭叢書『明月記』による。なお、『明月記』の本文は漢文だが、本稿ではすべて訓読して挙げる。）

すなわち、光時に大井川の絵を注文するにあたり、後鳥羽院は、白河天皇が1076年に行った大井川御幸の様子を綴った『承保記』に基づいて御幸の詳細を記した資料を定家にわたし、定家が絵師光時にその情報を与えるよう取り計らった、ということが分かる。定家は、様々な大井川御幸記録のうち、承保時代のものだけが（恐らく後鳥羽院自身によって）参考資料として選ばれた、と加えている。この文によって、後鳥羽院による事業の特徴の一つが明らかとなる。

すなわち、名所を正確に描くことの必要性ということである。これにさかのぼる、承元元年五月十四日条にて、定家はすでに以下のようにも書いている。

御堂の障子、画工を召し付け、画かしむべきの由、夜前に仰せ言有り。至愚の性、本より洛外を見ず。又、絵の骨無し。旁た、其の仁に当らざるの由、恐れ申すと雖も、思し食す様有りて、仰せ下さる由、頭弁之を仰す。仍て今日、其の事を沙汰するため、終日伺候す。
(中略) 少将は東国を見たるに依り、且つ仰せに依り、之に相副ふ。

定家は、障子に描かれる名所を知らされた際、自身が京から出たことがないため、ほとんどの名所を見た経験がなく、この事業を彼自身が監督するのは不可能であると後鳥羽院に強調した上、自身に絵に関する才能がないことすら加えている。これだけなら、定家の単なる謙遜とも受け取れるのであるが、少将、すなわち藤原雅経が、東国へ赴いた経験があることから、要するに東国の名所に関する詳細をもたらしべく、後鳥羽院自身の要請によって事業に参加することとなった、というに至っては、後鳥羽院とその協力者にとって、名所が正確に描かれることがどれだけ大事であったかが分かるというものである。また、これは後鳥羽院が東国を重要視していた証拠でもあろう。定家の言葉は、撰された名所を正確に描き出すことを彼自身が強く意識していたということを見せるにほかならない。また、承元元年五月十六日条にて、定家は以下のような言葉も残している。

兼康来りて云ふ、名所の事、伝々の説を以て書き出だし難し。明石・すま、幾ばくの路に非ざれば、罷り向ひ、各々其の所を見、絵様を書き進む、若しくは遅々たらば恐れ有らんと。予云ふ、此の事、片時と雖も、急ぐべき事なり。但し当時と云ひ、後代と云ひ、尤も糺繆を恐るべし。鞭を揚げ其の所に向かはば且つ後代の談とならんか。

宮廷絵所の預でもあった兼康は、明石・須磨という二つの名所を描く責を与えられた絵師であった。宮廷絵所に伝わる伝統に飽き足らず、兼康は、定家に、都からそれほど遠くないこの二つの名所に自ら赴きたいと申し出る。定家は、これに対して、名所の描写において誤りを犯すことは現在ならびに未来の世代のためにも許されることではない、として、兼康に旅を許すのであった。この一文は、こうした配慮が単に芸術性の追求という意味だけではなかったことを意味する。定家の真意、そしてそれは絵師が自覚するところでもあったが、それはすなわち、名所の描写に正確さが要求されるということであった。この正確さの追究は、この事業の宗教的性格に因があると考えることができる。後鳥羽院の願いが神仏によって成就させられるためには、名所、すなわち領地である日本そのものの描写がかぎりなく正確であることが必要なのであった。ここで問題とされるのは、写実的な描写ということではなく(「写実主義」はこの時代にそぐわないものである)、事実 に即した描写ということである。後鳥羽院が雅経を計画に加えたのもそうした目的であり、また定家に『承保記』からの情報を与えて絵師に伝えさせた、というのも、同じ理由による。

先に引用した定家の文章と、名所大井川について詠まれた和歌を見ると、描かれた障子絵には天皇、御供、そして紅葉が描かれていたであろうと思われる。後鳥羽院が光時にこの絵の製作を委ねたのも、大井川御幸という皇室行事を描くのには、絵仏師ではない絵師の方がふさわしいと考えたものかもしれない。

名所大井川について詠まれた和歌を見る前に、この題が冬に配された、すなわち、白河天皇が1076年に大井川御幸をしたのと同じ季節に配されたということを指摘しておく。

大井川（冬）

- 1-(231) 大井河波のかよひぢたちかへりあとある風に木のは散りつゝ
(後鳥羽院)

この歌の中で、後鳥羽院は「あとある風」という殊に際立った表現を用いている。この風は、先立つ御幸の際に吹いた風を指すのである。そして、渡邊裕美子氏（2007）が強調しているように、「この風が吹いていることは、理想的な帝王道が継承されていることを示す」。こうして、「あとある風」が大井河に再び吹き始め木の葉を散らす場面を描くことで、後鳥羽院はその権力の正統性を高らかに主張するのである。

- 2-(232) あらし山けふの御幸のかり衣にしきになれとちる紅葉哉
(慈円)

この和歌の中で、慈円は、院に供奉する群臣がまとう狩衣を、錦に見まがえさせるほど、美しく落つる紅葉を描いている。自然によって演出された、御幸の華麗な姿の描写に、後鳥羽院の治世に対する賞賛をよみとることができる。

- 3-(233) 大井河入江の松をしるべにてむかしのなみにうかぶもみぢば
(通光)

通光の歌は、紅葉を大井河の入江に立つ松の知り合いに見立てている。この松は、『大井川御幸和歌序』の中に現れるそれであり、また宇多法皇の大井川御幸の際に詠まれた和歌にも織り込まれている。従って、通光ははっきりとこの名高い御幸を意識しているわけである。紅葉が浮かぶ「昔の波」とは、宇多天皇が訪れた際の川の波に他ならない。この表現は、名所並びにその景物が伝統的なものであることを強調するが、それは大井川御幸そのものが昔から続く行事であり、さらには、後鳥羽院が理想的な帝王道を引き継ぐ正統の君主であると間接的に表現したものであった。

- 4-(234) かばかりの色にはあらじ大井河むかしをうつす紅葉なりとも
(俊成卿女)

俊成卿女は、今の御幸の際に色とりどりに映える紅葉を歌い、昔の御幸のそれよりもさらにすばらしいものだと言っている。白河天皇の御幸がこの歌の背景にあることは見たとおりであるが、さらに言えば、この和歌を祝言詠のように読み、後鳥羽院の治世を歴代の天皇と比べても更に優れたものであると歌った、と考えることも可能と思われる。

- 5-(235) もみぢばを御幸ふりにし大井河あとなき水に秋のありける
(有家)

有家は、その歌の中で掛詞を二つ用いている。まず「みゆき」が「御幸」と「見（る）」をかけ、次に「ふりにし」という動詞が、（御幸が）「過去のことになった」と言う意味と、（紅葉が）「降るように散った」という意味を言い掛けている。この和歌は、降りゆく紅葉を愛でていた御幸はもう過去のことであり、今は冬となって川面にはもう何も残っていないはずなのに、それでもかすかに秋の気配が残っていると歌う。ここには、政治的な暗喩はないと思われる。

6-(236) 大井河まれの御幸に年へぬるもみぢの舟ちあととありけり
(定家)

渡邊裕美子氏（2007）が指摘しておられるように、この歌の中で、定家は本歌として在原行平（後撰雑一 1075）⁷の和歌を用いているが、行平の歌は光孝天皇によって芹川遊獵が復活され、嵯峨天皇の遺風が保たれたことを祝う内容である。定家の歌は、大井川御幸が稀であるにもかかわらず、川面を埋め尽くす紅葉の中に天皇一行の船が残していった航跡が見えるというのは、帝王道が継承される徴そのものであると歌っている。

7-(237) さがの山みゆきをうつす大井河もみぢにまがふかり衣哉
(家隆)

家隆は、本歌として定家と同じく行平の歌を用いている。「嵯峨の山」という表現は、嵯峨に位置する山々を勿論意味する（嵐山、小倉山もそのうちに入る）が、本歌との関係で、嵯峨天皇をも暗示することになる。家隆の歌は、単純に読めば、貴族の衣が、紅葉と重なりつつ川面に映る場面を描いているが、その裏には、白河天皇が大井川御幸を復活させたことに対する称賛があり、すなわち帝王道の継承が歌われているのである。

8-(238) この河にもみぢばながるあし引きの山のかひあるあらし吹くらし
(雅経)

「あし引きの山のかひある」という表現によって、雅経は宇多天皇の大井川御幸の際に詠まれた凡河内躬恒の和歌「わびしらにましらな鳴きそ足引きの山のかひある今日にやはあらぬ」（古今雑体・1067）を明らかに意識している。この本歌のように、雅経は「山の峽」に「甲斐有る」を言い掛ける。雅経の歌では、作中主体は大井川上流の山峽にて甲斐のある嵐が吹いたであろうと言い、おかげで御幸の人々は川が運びゆく紅葉を愛でることができるであろうと歌っている。障子に撰されたのは、この歌であった。

9-(239) もみぢばのふりにし世より大井河たえぬみゆきの跡をみる哉
(具親)

具親は、紅葉が降るかのごとく散っていった昔から、大井川の流れの中に、絶えることのない御幸の跡を見ることができる、と歌う。渡邊裕美子氏（2007）が指摘するように、大井川御幸という伝統の継承を歌うことで、具親は「理想的な帝王道が受け継がれていることを示してい

⁷ 行平による本歌は「嵯峨の山みゆきたえにし芹河の千世の古道あととありけり」。

る」。従って、この和歌は、天皇権力の正統性を主張するものと読みとることができる。

10-(240) 大井河ふるきをしのぶ事ならばもみぢのにしき御舟かざらん
(秀能)

秀能は、この和歌の中で、せっかく御幸の一行皆が大井川で昔をしのんでいるのだから、いっそのこと御幸の船そのものを紅葉で飾ってしまえばよい、と歌う。「ふるき」という言葉は過去の大井川御幸を暗示し、さらには、大井川御幸があった時代、すなわち王権の黄金時代と考えられた時代をも暗示させるのである。

私たちがここまで読んできた和歌は、慈円のそれを除いて、過去の御幸を意識したものであり、大井川御幸を直接詠むか、または本歌を経由して詠みこんでいる。そうしたこともあって、過去を意味する「昔」「年経ぬる」「ふるき」といった言葉が大変多くみられるが、それに加えて、「跡」「舟路」というように、大井川御幸という行事がその地に刻まれた跡を示す言葉も多く現れる。後鳥羽院が名所大井川とその描写をこれほど重要視し、その際白河天皇の大井川御幸を参考にした、というのは、その御幸が伝統皇室事業の復活であり、帝王道の継承を高らかに誇示した出来事であったからである。

V. おわりに

最勝四天王院の建立は、宗教的であると同時に政治的な意図を持ち合わせていた。従って、建造物に関するあらゆる象徴は非常に大きな意味を持ち、偶然の産物など存在せず、すべてが計算しつくされた結果だったのである。建立地の選択、「最勝四天王院」という名、御所内の46にわたる名所を描いた障子の配置、これらの障子絵に添えられる和歌の製作にいたるまで、すべてが、東国は幕府の権力下にあった時代にあつて後鳥羽院の日本全体への支配権の正当性を誇示し、さらには神仏の加護を得て、権力を回復し、保持するという目的で計画されたものであったのである。最勝四天王院の障子に描かれた46名所は、聖徳太子が建立した46伽藍を意識したものだ、という説も唱えられている(渡邊 2011)。もしもこの仮説が正しいとするならば、この事業が宗教的に大きな意義を持っていたことは間違いないと言えるだろう。そしてまた、神仏の御加護が効果的に得られるように、名所の描写はできるだけ正確であることが求められた。これは、仏画において、それぞれの仏の違いをかき分け、それがどの仏であるかをはっきりさせるために、仏の特徴、印、持ち物などを正確に描き出すことが求められたことを考えれば理解することができるであろう。同じように、各名所が正確に描かれることによって、どの場所であるかはっきり確認することが可能となり、後鳥羽院自身の願いが成就される、と考えられたのである。

渡邊裕美子氏は、最近(2011)、もっぱら有力貴族によって注文されるものであった障子や屏風に書かれる和歌の製作は、その権力を誇示することを目的とした事業であったと述べておられ、最勝四天王院障子和歌が製作された時代は、この種の和歌が、ほぼ一世の間忘れ去られたあとで、再び回帰を見せた時期に当たっているということを強調されている。後鳥羽院は、最勝四天王院建立という事業に一番適していると考えて、障子と和歌という形式を選んだ。自らの御所を46の名所絵で飾らせることで、院は、自らが支配すべき国の、秩序だった理想的な

姿を提示してみせたのである。そして、この障子絵に、当代随一の歌人によって詠まれた和歌を添え、また自らの和歌を含めることによって、君主と臣民の、調和のとれた平和的な関係、すなわち、君主は中心にあって国をまとめ、民はその善政を称えて長久を願うという関係を示したのである。『明月記』によると、定家等が最勝四天王院の完成後にその出来上がった姿を見ることを望んだところ、断られたという（『明月記』承元二（1208）年、六月二五日条）。これは、最勝四天王院が、あくまで後鳥羽院自身の私的な空間として構想されたということを意味する。王国の理想的な姿が描かれ、後鳥羽院がその中心に位置して統治を夢見るこの最勝四天王院は、国全体に王権を復活させるべく神仏の加護を願う空間であった。しかし、後鳥羽院の願いがかなうことはなかった。

参考文献

- | | | |
|---------|-------|--|
| 石川一・山本一 | 2011年 | 『拾玉集（下）』、東京：明治書院 |
| 奥山陽子 | 1997年 | 「源実朝と『最勝四天王院障子和歌』」、『和歌文学研究』第74号、47-55頁 |
| 久保田淳 | 1984年 | 『藤原定家』、東京：集英社 |
| 田淵句美子 | 2010年 | 『新古今集 後鳥羽院と定家の時代』、東京：角川選書 |
| 寺島恒世 | 1997年 | 「歌書としての『最勝四天王院障子和歌』——配列・呼応の意味するもの」、桑原博史編『日本古典文学の諸相』、東京：勉誠出版、306-327頁 |
| _____ | 1997年 | 「後鳥羽院と秀能一『最勝四天王院障子和歌』を中心に一」『和歌文学の伝統』、東京：角川書店、474-490頁 |
| 福山敏男 | 1943年 | 『日本建築史の研究』、京都：桑名文星堂 |
| 宮嶋新一 | 1996年 | 『宮廷画壇史の研究』、東京：至文堂 |
| 吉野朋美 | 1996年 | 「『最勝四天王院障子和歌』について」、『国語と国文学』第73巻第4号、17-31頁 |
| 渡邊裕美子 | 2007年 | 『最勝四天王院障子和歌全釈』、東京：風間書房 |
| _____ | 2011年 | 『歌が権力の象徴になるとき 屏風歌・障子歌の世界』、東京：角川学芸出版 |

敗戦後の「国体」危機と宮中の対応 —宮内府設置にいたる過程を中心に—

A “Kokutai” Crisis after the Defeat and Correspondence of the Imperial Court : Mainly on a Process Leading to Imperial Household Office Setting

茶谷誠一*
Seiichi Chadani

Abstract

The defeat and the democratization by GHQ (General Headquarters) were the crises that were serious for the Emperor system of Japan. The Lord Keeper of the Privy Seal (Naidaijin) who was the part of important aide of the Emperor has been abolished. It was the group of old attendants and active the Court officials to have supported the Emperor on the occasion of this unprecedented crisis. They transmitted the intention to the government in order to let you maintain the conservative custom that the Emperor expected and demanded consideration.

Government Section which promoted a democratization policy in GHQ demanded the democratization of the Emperor system of Japan. Therefore, the Imperial Household Ministry was reduced the staff, and the scale was compressed, and it will be reorganized to the Imperial Household Office. In a reorganization process of the Imperial Household Office, the Court officials and Cabinet Legislation Bureau drew up a policy between the conservative Emperor and the democratic Government Section.

I. はじめに**

1945年8月15日の敗戦は、たんなる軍事的敗北にとどまらず、「国体」という天皇制国家そのものの危機を意味していた。ポツダム宣言受諾までの政治過程でも、「国体護持」の条件をめぐる支配層が議論を続けていたように、降伏後の国体がどう処理されるのかという点は、当時の国内政治勢力の最大の関心事であった。

占領期研究の分野においても、敗戦後の天皇（制）処理問題に関心がよせられ、さまざまな視角から分析が積み重ねられてきた。大別すると、君主制形態の変化に関する研究、すなわち、明治憲法から新憲法へ、「統治権の総攬者」から象徴天皇へと移行していく過程において、戦前との連続、断絶を分析する理論分析と、いま一つは、天皇制処理問題、戦犯裁判問題、地方巡

* 成蹊大学文学部助教、Assistant Professor, Faculty of Literature, Seikei University
E-mail: chadani@fh.seikei.ac.jp

** 本稿は、2010年度成蹊大学研究助成費による研究成果の一部である。

幸などに関する実証的な分析である¹。本稿は、後者の実証分析に属する。今回の分析課題は、占領期における政治史研究で中心テーマとなってきた、新憲法成立過程、人間宣言や「独白録」の形成、東京裁判の天皇免責工作、地方巡幸ではなく、天皇を支えた側近体制の変遷、宮中再編の過程を追うことにする。GHQによる皇室・宮中の民主化政策は、国家神道の排除をすすめるうえにおいて、新憲法制定とともに、とくに重要な課題であった。GHQによる皇室・宮中の民主化要請に、天皇や側近、日本政府がどう対処したのか、詳細に分析していく²。

なお、本来ならば、実証的な分析とともに、天皇制の国制上の変化という側面、君主制形態の変化も併せて分析する必要があるが、紙幅の都合もあり、別途この点を中心に分析した論稿を用意したい。ただし、最低限の前提認識を紹介するならば、君主制形態の変化に関して、簡潔に研究整理をした富永望氏の分析があり³、私もその趣旨に同意する。また、本稿では、占領期の天皇制について、「国体」と表記する。「国体」の定義には、主権の所在などから狭義にとらえることもあるが、ここでは、皇統の継続、天皇制存続という広義の意味から、「国体」ととらえることにし、本論でも使用していく。

分析対象の時期は、敗戦直後から宮内府設置、すなわち1947年5月3日の新憲法施行までを一応の区切りとする。宮内省から宮内府への再編は、象徴天皇制への移行にともない、宮中の役割にも変化を求めたものであった。また、宮中組織の構成員である宮内官僚も占領政策の影響をうけ、人事異動を重ねていく。

天皇の地位、役割の変化にともなって生じてくる最大の課題は、後継首班奏請など政治面で天皇を支えていた内大臣や重臣の存在とその役割を誰が、もしくは、どの政治勢力がどの程度まで代行していくのかという点にあった。とくに、1940年6月の内大臣就任以来、宮内官僚のなかで天皇の政務面での輔弼機能をほぼ独占してきた木戸幸一主導の側近体制は、皇室・宮中全般におよぶ占領改革を処理しなければならない状況下において、かえって障壁となりかねなかった。しかも、側近体制の中核であった内大臣府は廃止されてしまう。側近体制は、戦前・戦中期の内大臣主導體制からの早急な変化を余儀なくされ（後藤2003; 松田2007; 茶谷2009）、天皇と側近首脳も組織と人事の再建につき、対応を迫られていく。

つぎに、分析対象の政治勢力としては、日本側、GHQ側の皇室・宮中問題を担当、検討したグループの言動に注目していきたい。日本側では、天皇と宮内省、政府（おもに法制局）が該当する。また、GHQのなかでは、占領初期、戦後日本の民主化をすすめた民政局（GS）の役割がとくに重要である。GSは、皇室・宮中問題でも処理担当の中心となり、GS以外では、皇室財産との関係から経済科学局（ESS）、神道問題との関係から民間情報教育局（CIE）が関与する程度であった。天皇制処理をめぐるGSの主導権については、GS局員による回想やGSとライバル関係にあったG2部長のチャールズ・ウィロビー（Charles A. Willoughby）も認めるところである（ウィロビー1973; コーエン1983; ウィリアムズ1989）。

なお、本文中の資料引用のうち、頻出する木下道雄『側近日誌』（文藝春秋、1990年）、「関屋貞三郎日記」（国立国会図書館憲政資料所蔵）は、単独での引用時に脚注方式とせず、引用箇所

¹ 天皇制処理問題として、GHQや連合国による天皇制処遇の経緯や人間宣言の作成を追った研究、戦犯裁判との関係では、東京裁判での天皇免責問題、「独白録」の形成に関する分析などがあげられる（五百旗頭1985; 吉田1992; 東野1998; 栗屋2006など）。また、本稿執筆中には昭和天皇の実証的な評価が相次いで刊行された。このうち、戦後史の記述が豊富なものとして、伊藤（2011）と古川（2011）がある。

² 同様の視角から分析された先行研究としては、高橋紘氏の研究がある（高橋1987; 高橋・鈴木1989; 高橋2008）。また、論理構成や論旨面から、渡辺（1990: 64-137）も参照。

³ 富永（2010: 3-31）で、占領期における諸政治勢力の憲法構想につき、「議会主義的君主制の確立を目指すという方向でほぼ一致していた」（p.25）と述べている。ただし、この「議会主義的君主」を志向していた勢力に、天皇や牧野伸顕元内大臣ら旧側近者をそのままあてはめることはできない。

に続けて『木下』（「関屋」）日付（西暦下2桁と月日）と略記する。「関屋日記」は適宜、原文に句読点を補った。また、脚注で国立国会図書館憲政資料室所蔵の資料を記載する際、同資料室を「憲政」と略記し、「憲政所蔵」と表記する。

II. 敗戦後における側近体制再編の動向

1. 「聖断断行派」の後退

ポツダム宣言受諾の過程において、聖断方式によって戦争終結へと導いたのは、木戸内大臣と重臣の近衛、皇族の高松宮宣仁親王らであった（瀧本2006）。そのため、この「聖断断行派」ともいえる木戸、近衛、高松宮、東久邇宮稔彦王らは、敗戦直後の混乱した政治情勢下において、政局の主導権を握りえる最有力の政治集団であった。実際、戦争終結の役割を終えた鈴木貫太郎内閣が1945年8月15日に総辞職すると、即日、木戸と平沼騏一郎枢密院議長が協議し、東久邇宮の首相奏請と政権への近衛の支援を申し合わせ、17日には、依頼どおり近衛の入閣した東久邇宮内閣が成立した。

敗戦直後、政権運営の中枢を担った「聖断断行派」の次なる課題は、憲法改正問題であった。ここでも、木戸と近衛は国内政治勢力に先駆けて憲法改正調査に着手し、国家体制変革の先頭に立つことで、政治的主導権を維持していた⁴。木戸から憲法改正のための調査を要請された近衛は積極的に行動を開始し、憲法改正を職務とする内大臣府御用掛の拝命後、占領軍として上陸してきたダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）連合国最高司令官らGHQ首脳ともいち早く接触して、憲法改正作業の先頭にたった。ところが、周知のように、近衛を中心とした憲法改正作業は、政府内から国務権限の侵犯であるという批判を、そして、戦犯裁判との関係上、近衛自身の資格を問う海外世論とGHQの方針転換により、その主導権を政府に譲らざるを得なくなる（矢部1952, 590-597; 佐藤1962; 古関1995: 17-43）。

また、木戸内大臣も「聖断断行派」の中心的役割を果たし、戦後も内大臣主導の側近体制のなかで、最重要の地位についていた。ただし、敗戦後の国体危機の状況下、内大臣府でなしえることには限界があり、宮中全体で対処していく体制を整えるため、木戸は側近首脳と積極的に情報交換を求めるようになる。木戸は、必要に応じて石渡荘太郎宮相や藤田尚徳侍従長をはじめ宮内省首脳と協議しながら、戦時中から続いているほぼ毎週一回（火曜が多い）の定期的な側近首脳の会食により、状況把握に努めていた（茶谷2009: 327-328）。

しかし、「聖断断行派」の面々はポツダム宣言受諾に尽力したとはいえ、戦犯裁判の訴追対象となる十五年戦争期に政治・軍事機関の要職にあり、また、民主化改革をめざすGHQ（とくにGS）から旧体制を象徴する勢力とみなされ、戦後政治の指導的地位に留まることは困難であった。そのことを察知した木戸は、1945年12月の議会開会前に内大臣を辞任することを決意し、石渡宮相へその旨を伝えていた⁵。そして、内大臣府廃止後の12月6日、マッカーサー名で木戸と近衛に戦犯逮捕の指令が発せられる（栗屋2006）。

「宮中革新派」と呼ばれた近衛、木戸らのほか、政治的権威の高い皇族も宮中を指導、補佐する資質を十分に兼ね備えており、政権を担った東久邇宮や直宮の高松宮、三笠宮崇仁親王などは政治的な行動を活発化させようとしていた。

⁴ 木戸（1966）1945年9月21日、10月8～11日、同13日条、および細川（1978）1945年10月7～8日条。

⁵ 木戸（1966）1945年10月15日条。

戦後、皇族の政治発言を促進する場として、皇族間で非公式に催された「皇族会同」と、枢密院本会議があった⁶。皇族会同は、戦前からの流れで復活したものであろう。『高松宮日記』によると、1945年8月31日に宮内省で「第一回ノ皇族ノ会同ヲ開」き、外務、陸軍、海軍三省の課長から政治情報を聴取しており、以後、毎週火金の2回開催することを申し合わせた⁷。そして、9月7日の「皇族会同」の席上、高松宮らは、大金益次郎宮内次官と「枢密院会議ニ出席ノ件相談」し、翌8日には天皇から出席の許可が下りたとの返事をうけ⁸、同12日の枢密院本会議から出席することになった⁹。

戦後の国体危機に際し、皇族も積極的に政治関与していこうという構えをみせていた。なかでも、その中心は、直宮の高松宮であった。秩父宮が依然として肺結核の療養で活動できない状況において、高松宮が天皇にもっとも近い皇族であり、実際、天皇退位の噂には、高松宮の摂政就任説が常に付きまっていた。高松宮は、独自のルートを使ってGHQ高官と接触をはかり、天皇制、皇室処理に関する重要な発言も引き出ししていた¹⁰。しかし、高松宮の行動が結果として天皇制存続、皇室安泰につながるものであったとしても、それは宮内省と綿密に連絡を取り合っている行動というより、自発的な情報収集活動にとどまっていた。そもそも、高松宮の国体護持論は、敗戦直前に近衛らと協議していた国体護持構想の踏襲であり、制度としての天皇制と個人としての天皇の責任問題を区別し、天皇制存続のためには昭和天皇の退位まで想定していた（吉田1992: 72-78）。このような高松宮の国体護持論は、戦後も天皇への厳しい視線となって表出されていく。

また、皇族による「皇族会同」や枢密院本会議への出席は、国体危機への対応という点では、成果をあげるところか、GHQの皇族処理問題への反発から保守的な言動に終始し、天皇や宮内省を困惑させることもあった。「皇族会同」は、皇族処理問題をめぐって批判の矛先を宮内省や天皇に向けるようになり、枢密院本会議でも高松宮、三笠宮が憲法改正草案の趣旨に反対して本会議を欠席したり、皇族の特権廃止への批判的言動や皇室の戦争責任問題などに言及するなど¹¹、天皇や宮内官僚もその対応に苦慮していた¹²。

日本政府内で新憲法の草案をまとめていたさなかの1946年2月27日、『読売報知』に東久邇宮の天皇退位発言が掲載されたことは、皇族の政治的価値を一層低下させる契機となった。天皇制存続と戦犯裁判をめぐり、国内外で緊張感が高まるなかでの東久邇宮の発言は、天皇と宮中はもちろん、日本政府とGHQの占領政策にも悪影響を及ぼしかねなかった。そのため、GHQは日本政府に憲法改正案の公表を急がせ、3月4日の「憲法改正草案要綱」（以下、草案要綱）の公表により、極東委員会や天皇制に批判的な海外諸国からの批判を封じ込めようとした（吉田1992: 87-92; 高橋2008: 344-348）。

⁶ もともと、1888年の勅旨により、皇族の成年男子は枢密院本会議への出席を認められていたものの、実際には明治憲法と皇室典範制定時の会議をのぞき、出席したことはなかった（諸橋1964: 42-43）。

⁷ 高松宮（1997）1945年8月31日条。なお、「皇族会同」は、日記で「例会」「懇談会」「情報会」などと不統一に記されている。

⁸ 同前、1945年9月7日条。なお、8日に天皇から出席許可の返事を受けた高松宮は、「オ変リニナツタモノナリ」と、皮肉を込めて記しており、戦中期からの兄弟間の葛藤をうかがわせる。

⁹ 同前、1945年9月12日条。

¹⁰ 同前、1946年2月27日（フェラーズ軍事秘書）、4月30日（ケーディスGS次長、ティルトンGS地方民政課長ほか憲法草案起草関係者）、5月22日（ホイットニーGS局長、ケーディス）の各条。

¹¹ 進藤編（1986）1946年2月27日条、入江監修（1990）1946年6月8日条、高松宮（1997）1946年5月23日、同31日、6月8日、7月2日条など。

¹² 入江監修（1990）1946年6月8日条に、三笠宮が憲法草案の採決時に反対し退場したことにつき、「非常にお上も遺憾に思召された」「どうして皇族はかくもお上をお苦しめるやうなことばかりされるのであろうか」と記されている。

天皇を支えるべき近親者集団の皇族は、梨本宮守正王への戦犯指令、直宮三家を除く11宮家の皇籍離脱という不可避の事情もさることながら、そもそも、皇族と天皇、宮内省との間に信頼関係を築けておらず（小田部2009; 295）、残された直宮の高松宮や三笠宮も宮中を指導、補佐していく役割を担うことはできなかった。

2. 旧側近者の行動

このような情勢下、天皇と宮中を支える任務を負えるのは、戦時中に要職に就いていなかった宮内官僚、そして、英米ら列強との関係悪化以前に要職に就いていた「親英米派」の旧側近者、同じく「親英米派」の政界重臣らであった。具体的には、宮中高官として、松平慶民、大金益次郎、木下道雄、加藤進らが相当し、旧側近者として、牧野伸顕（元内大臣）、鈴木貫太郎（元侍従長）、松平恒雄（元宮相）、関屋貞三郎（元宮内次官）が、政界重臣として、幣原喜重郎、吉田茂らが該当する。

このうち、旧側近者の牧野や鈴木を起用しようとする動きは、戦時中から鈴木自身や関屋らによる側近改革案として計画されていた。鈴木や関屋の側近改革案とは、戦時中の木戸内大臣主導体制がうまく機能していないという認識のもと、その機能不全を是正すべく、牧野ら旧側近者を天皇の「重臣」として再起用する計画であった¹³。

牧野「重臣」化構想は実現せずに敗戦を迎えたものの、国体の危機的状況に変わりはない。そのため、関屋は、敗戦後も国体護持を死守するため、側近体制の改革を主張し、具体的に、牧野や鈴木、自身ら旧側近者がある程度公的な身分として宮中に入り、危機に瀕した宮中業務を補佐していこうと考えるようになった。1945年11月、関屋は牧野をはじめ、宮内省の藤田侍従長や大金宮内次官らを訪ね¹⁴、12月26日には天皇に拝謁し、さまざま所感を言上したなかで、「牧野伯モ一月二回位ハ御召シアリタリ」^{〔ママ〕}（「関屋」45年12月26日）ということを付言している。

さらに、1946年3月5日、関屋は幣原首相よりの伝言として樫橋渡内閣書記官長から枢密顧問官への推薦を打診された際、「枢府推薦ハ感謝スルモ、ソレヨリモ宮内府殊ニ側近カ心配ニテ、牧野伯ト共ニ顧問又ハ御用掛トナリ、皇室護持ニ誤ナキヲ致セントス」¹⁵と、枢密院ではなく、宮中に入って側近として天皇を支えたい心境を吐露している。翌6日、関屋は枢密院入りを幣原首相に薦めた鈴木枢密院議長を訪ね、鈴木から「憲法、皇室財産ノ問題等ニテ枢府ニ宮内省干係者ヲ要スル旨ヲ力説」されて援助を乞われると、「枢府入ヨリモ〔此際〕皇室今般特ニ天皇制護持ニカヲ用キタク、ソノ為メニ第一ニ宮内府干係ヲ第一トシ、枢府ニ入ルヘキヤ、貴院ニ止ルヘキヤ寧貴院ノ方萬般ノ情報ヲ蒐ムルニ便ニシテ平素陛下ニ拝謁ヲ賜ハルコトヲ得バ、却テ枢府ヘ入ラサルヲ可トセスヤ」（「関屋」46年3月6日）と、宮内省に入ることを第一希望とし、それが無理ならば、身軽で情報収集に適した貴族院議員を続けたい旨を伝えた。

鈴木枢密院議長は、関屋の希望を宮相に伝達すると約しつつも、自身の意見として枢密院入りを再度すすめた。鈴木は、3月7日、8日とそれぞれ大金宮内次官、松平慶民宮相を訪ね、8日には関屋と再会談しており¹⁶、この際に関屋の希望を両者へ伝達し、その反応に関屋に返答したものと推察される。しかし、関屋の希望はかなわず、同12日に樫橋内閣書記官長より再度の枢密院入りを要請されると、「憲法及皇室干係ノ諸案ニツキ余カ尽力ヲ求ムルニ在リト、依テ応諾

¹³ 茶谷（2009: 304-337）参照。関屋は、敗戦後の1945年9月30日にも高松宮を訪ね、「時局ノ急転事変以來重臣ニ其ノ人ヲ得サリシコト」と語っている（「関屋貞三郎日記」1945年9月30日条）。

¹⁴ 「関屋日記」1945年11月14日、15日、22日条。14日の牧野との会見では、「宮内省干係ノ問題、Fellers氏トノ談話等」を話し合っている。

¹⁵ 同前、1946年3月5日条。関屋は同7日、幣原首相にも同様の意見を伝えている（同3月7日条）。

¹⁶ 櫻井（2005）1946年3月7日、8日条。

ノ意ヲ表」(「関屋」46年3月12日)し、枢密顧問官として活躍の場を見いだそうとした。なお、関屋がこれほど強く宮中での仕事を望んでいた理由として、日記にその心境をうかがわせる記述を残している。

貴族院ニアルコト〔空白〕年、此間日支事変、大東亜戦、遂ニ終戦ノ詔ヲ拝ス。一、二ノ論議(質問及演説)時局ニ適切ナルモノアリシナランモ、断乎戦争ニ反抗セス。勿論、阻止スル力ナク自然ノ成行ニ委シタル罪逃シ難シ。後世子孫ニ対シ、真ニ断腸ノ思ナリ。鈴木内閣ノ中頃ヨリ戦争継続ノ不利ヲ痛論セシモ無効ナリ。原子爆弾トソ聯ノ参加、遂ニ大詔ヲ拝シ内閣ハ遂ニ終戦ヲ決セリ悲哉。余カ此際顧問^カ入り、已ニ時期ヲ失シ施スヘキ策ナカルヘシ。最後ノ努力ヲ致スノミ(「関屋」46年3月19日)。

関屋は、日中戦争以後、貴族院議員として「断乎戦争ニ反抗」できず、「戦争継続ノ不利ヲ痛論セシモ無効ナリ」と、戦時中の自身の行動を悔やんでいた。そのため、枢密院に入ることは、「已ニ時期ヲ失シ」ているかもしれないが、最後の努力をなすという悲痛な決意を胸中に抱いていたのである。

枢密顧問官に就任した関屋は、憲法改正案や皇室典範改正案など皇室・宮中関係の法制を審議する審査委員に任命され、政府側の出席者に厳しい質問や意見を投げかけていく。憲法改正案を審議する審査委員会の席上、関屋は、「将来皇室制度はことなることとなるが、日本の中心として皇室を奉戴することにはかはりなき為、皇室が対外、対内的に形を整へられること、又民間に対し義は君臣、情は父子と云つたやうな御行動は必要である」と述べ、具体的に皇室財産処理などにつき、議会の管理を抑え、皇室側の裁量を広く認めるよう要求していた¹⁷。

では、関屋がともに側近奉仕することを望んだ牧野伸顕は、敗戦後の国体危機をどう認識し、どのように対処すべきと考えていたのだろうか。まず、牧野は敗戦について、「今日ハ感情ヲ一掃シ気分ヲ改メ現実ニ目醒メ、我ニ天罰ヲ蒙リタルモノト覚悟致、過去ハ総テ史家ノ批評ニ任セ、此ノ処罪シノ心得ニテ国家ノ建直シニ専念邁進スベキ」と認識し、その対処につき、「実ニ憤慨限りナキコトナカラ、ポツダム宣言ヲ履行セサル限り如何トモ致方ナク〔中略〕此ノ国難ヲ凌ク外無之」¹⁸という姿勢で臨もうとしていた。

敗戦直後における牧野の評価は、宮相、内大臣という宮仕えの経歴、外交思想面での「親英米派」という立場、日中戦争以降の侵略戦争に加担していない点、そして、いまだに天皇から厚い信頼を得ている、などの点から側近首脳も援助を乞う存在であった。後述するように、天皇は、内大臣府廃止にともなう後継首班奏請時の重臣として牧野の名前を挙げており、また、鈴木枢密院議長の後任として、牧野に就任を要請していた¹⁹。枢密院議長や宮中の「顧問」としての再起用を期待していた周囲の声に対し、牧野自身は健康問題などを理由に定職に就くことを断っている²⁰。

天皇が鈴木や牧野を枢密院議長にすえようとした背景には、皇室・宮中改革への対処法につ

¹⁷ 『憲法改正草案・枢密院審査委員会審査記録(3)』(国立公文書館デジタルアーカイブ〔以下、DA〕、本館-2A-040-00・資00184100)内の憲法改正草案審議第八日(1946年5月15日)の議事録。

¹⁸ 原鉄五郎宛牧野伸顕書簡、1945年12月16日付(「牧野伸顕関係文書」258-18、憲政所蔵)。

¹⁹ 「稲田周一備忘録」(東野1998に所収)1946年6月2日条。

²⁰ 「昭和二十一年覚書」(「牧野伸顕関係文書」C216、憲政所蔵)。この覚書は、文章の削除や追記箇所が多く、読みとりにくいのだが、「癩物」「東京より医師を迎へし始末ニテ外出不可能」、「宮内省より御用立」「恐懼」という語句が散見され、健康問題への不安から要職に就けないことを表しているものと推察される。牧野の上京要請と健康問題への不安については、女婿の吉田茂も考慮していたようである(武見太郎宛吉田茂書簡、1946年1月23日付、柴田編2011、143.)。

き、方針を共有する政策上の近似性と、現実問題として紛糾する枢密院審議のまとめ役として期待する側面もあったと思われる。憲法と付属法令の改正をめぐる枢密院の審議は、GHQの民主化指令にそった法案を用意する政府側に対し、旧来からの特権を剥奪される皇族や保守的な姿勢をとる顧問官の反発により、白熱した議論を重ねていた。皇族の言動のなかには、天皇や宮内省を困惑させることもあり、その対処として、天皇の信頼も厚く、老練な鈴木や牧野の手腕に期待しての就任依頼ではなかったかと推察する。

牧野は、宮中への出仕や枢密院議長のような要職に就くことを拒んだとはいえ、千葉県柏での隠棲生活のなか、自由な立場で皇室問題や政治問題にかかわっていく²¹。宮内省の側近首脳も牧野の経験と知識を頼りにしていた。石渡宮相や木下侍従次長、加藤総務局長らは内大臣府廃止にともなう宮中組織の再編につき、たびたび牧野のもとを訪ねて意見を聴取し、対処の参考としている²²。

天皇や側近首脳が牧野を頼りにしていたのは、牧野の旧側近としての経験や知識、GHQ側に受けがよいという要因のほか²³、当然のことながら、牧野の国体護持に向けた基本的な方針が天皇や側近の見解と近いものであったからにほかならない。戦後の皇室・宮中改革に対する天皇と牧野ら旧側近者の方針が共通していた点として、内大臣府廃止の反対、皇族特権の残存、天皇による宮内官僚人事の承認権維持などをあげることができ、牧野は、省内の会議や宮内官僚からの参考意見の聴取の際に、保守的な見解を伝えていた²⁴。受け手の側近首脳も旧側近者からの助言を利用し、宮中改革の参考としていた。

ただし、天皇と旧側近者による国体護持構想は、明治憲法体制下の「宮中・府中の別」を踏襲した旧路線であり、天皇や皇室・宮中の権能、自立性を温存させようと考えていた。そのため、時には、旧側近者と現役の側近首脳との間で改革の方針や具体的政策をめぐる意見の齟齬をきたすこともあった²⁵。しかも、保守的な視点から宮中側で作成された改革案は、新憲法の趣旨にそった皇室・宮中改革を不可避とする政府（法制局）との協議によって修正され、さらにGHQ（おもにGS）との折衝を経ることで、当初、天皇や旧側近者の主張していた意見は、換骨奪胎されていってしまう。牧野ら旧側近者の影響力も、「絶対的」な支配者集団であるGHQの前では、限界があったといえよう。

III. 内大臣府廃止問題とその対処法

明治憲法下、宮内官僚のなかでもとくに重要なのは、内大臣であった。昭和期、内大臣職の

²¹ 牧野は吉田茂や松平康昌らと連絡を取り合い、政府や側近首脳に助言を与えていた。その一端につき、牧野伸顕宛松平康昌書簡、1946年カ6月21日付（「牧野伸顕関係文書」274-3、憲政所蔵）参照。

²² 木下（1990）1945年10月30日、31日、11月2日の各条。加藤の牧野訪問については、高橋（1987）48、参照。

²³ GHQによる牧野への評価につき、松平康昌の得た情報として、マッカーサーが「牧野伯ハ現在日本に於て一番信頼出来る方である」と語っていたという（牧野伸顕宛小野八千雄書翰、1948年3月1日付、「牧野伸顕関係文書」422-2、憲政所蔵）。また、“Nobuaki MAKINO” GHQ/SCAP Records, Government Section, GS(B)3260-64（憲政所蔵）では、牧野の死に際し、時事、共同通信の記事を引用しながら、長く皇室に仕えてきた牧野の経歴や吉田茂との関係（岳父）について紹介している。

²⁴ 内大臣府問題について、木下（1990）1945年11月2日条。皇族処理問題について、高橋・鈴木（1989：171-173）参照。宮内官僚の人事権について、宛先不明牧野伸顕書簡、1946年カ（「牧野伸顕関係文書」258-20、憲政所蔵）を各参照。

²⁵ 皇族処理問題、宮内省人事の問題に関する意見齟齬の実例については、牧野伸顕宛松平恒雄書簡、1947年3月16日付（「牧野伸顕関係文書」273-2、憲政所蔵）参照。

政務面で輔弼比重は、湯浅倉平時代から高まり、木戸時代になると、いっそうその傾向を強めていった。そのため、敗戦時においても、石渡宮相、藤田侍従長以下、多くの宮内官僚の職務は、ほぼ宮務面での輔弼に限定されていたのである。

内大臣の政治的地位を高めていた最大の理由は、重臣とともに後継首班奏請を担っていた点にある。敗戦後の東久邇宮内閣、幣原内閣の奏請にあたっては、戦前・戦中期とほぼ同様、①天皇から木戸内大臣への後継首班選定の下命、②藤田侍従長を通じて平沼枢密院議長に連絡、③木戸の判断で近衛と事前協議、事後相談、④木戸と平沼の協議を経て、⑤後継首班を天皇に奏請、という手順を経ていた²⁶。戦前・戦中期の「内大臣・重臣」協議方式との相違点は、枢密院議長以外の重臣（首相経験者）を招集していないことのみで、内大臣たる木戸の存在感は、依然として絶大であった。

しかし、内大臣主導の側近体制は、占領期になると変化を余儀なくされていく。天皇制のシステム変革を求める連合国やGHQの情報が宮中側に漏れ伝わってくると、「常侍輔弼」の大役を担う内大臣府の存廃も考慮せざるを得なくなる。

昭和天皇は、敗戦後も政治上の情報媒介、助言役として内大臣を不可欠の重職とみなし、その存続を望んでいた。天皇は、内大臣府廃止にそなえるため、その代行を侍従長とし、人選の基準として、軍人は不可という自身の対処案を木下侍従次長に伝えていた²⁷。その後、アメリカの短波放送から皇室の政治的権力保持を問題視しているという情報を得た天皇は、一転して内大臣府の廃止を主張する。ただ、天皇の内大臣府廃止論とは、内大臣の機能まで廃するのではなく、あくまで内大臣職の代行者を求めており、「侍従長をして内大臣を兼務せしめ」（『木下』45年11月2日）るよう要望していた。これをうけ、木下は、石渡宮相、大金宮内次官と協議し、幣原首相へ相談することを取り決めながら、内大臣府の機能につき、文書管理を内記部に、御璽国璽の管理を侍従長にそれぞれ分担代行させることを申し合わせ、同日、天皇に上奏、同意を得ている（同前）。

側近より連絡をうけた幣原内閣も、閣内で内大臣府廃止問題に関する協議を始め、11月5日に意見書をまとめあげた。「内大臣府廃止に伴い考慮すべき諸点」なる文書によると、内大臣の職権すべてを継承する新設の官職設置は適当ではなく、既存の宮内官僚でその機能を分担継承させるべきで、具体的に、御璽国璽の尚蔵、詔勅など内廷文書の管理を宮内大臣が、「常侍輔弼」の機能を宮内省官制で「常侍奉仕」の任についている侍従長の職権に移すという案を提示している²⁸。内閣側の対処案は、宮中の対処案と比較して、わずかな相違点があるものの、内大臣府の機能を他の宮内官僚や枢密院議長に代行させる基本的な方針では一致している。

なお、内閣側の意見書には、内大臣の権能のなかでもとくに重要な政治的機能である後継首班奏請に関する対案について記されていない。次田大三郎内閣書記官長は、翌6日にこの意見書をもって幣原首相に報告する。その際、幣原は「内大臣がなくなるとき、内閣更迭の際如何にすべきか」という点につき、「枢密院議長、貴族院議長、衆議院議長の意見を聴取せらるゝこととし、松平康昌氏の如き人が何かの資格（例へばキングス セクレタリー）でお使を勤めることゝすればよい」²⁹と持論を語った。幣原は、内閣更迭時には、従来の内大臣、重臣に代え、憲法上に輔弼責任が明記されている諮問機関、立法機関の長に意見を求めるべきだと考えていた（服部2006: 236-237）。

²⁶ 木戸（1966）1945年8月15日、10月5日条。

²⁷ 木下（1990）1945年10月23日、25日条。内大臣府廃止問題について、高橋（2008: 53-90）を参照。

²⁸ 「内大臣府廃止に伴い考慮すべき諸点」1945年11月5日（「幣原平和文庫」R1、憲政所蔵）。

²⁹ 太田ほか編著（1991）1945年10月6日条。木戸内大臣や重臣の米内光政も幣原と同様、政変時には枢密院議長、両院議長へ奏請し、重臣会議は必要ないとの意見であった。それぞれ、木戸（1966）1945年10月15日条、伊藤編（2000）1945年11月2日条。

幣原内閣による「内大臣府廃止に伴う考慮すべき諸点」や後継首班奏請の改正案は、宮中側に伝達された³⁰。しかし、天皇は、後継首班奏請方式に関する見解を幣原首相とは異にしていたようで、11月30日、木下侍従次長へ以下のように語った。

表面は枢府議長、両院議長に諮るを可とすべきも、裏面に於て考えを聴きたきは、(1) 岡田（従来の経験上最も正鵠を得たる觀察を為す）(2) 米内 (3) 木戸 (4) 牧野 (5) 阿部〔中略〕の五人なり。岡田、木戸は松平康、米内は藤田、阿部は木戸をして聴かしむるがよからん。牧野には連絡一寸むずかし（『木下』45年11月30日）

天皇の希望する後継首班奏請方式とは、重臣を主体とする旧方式の存続であった。表面上、幣原首相のいうような憲法上に責任を負う諮問、立法機関の長に相談することにしても、自身の参考に供したいのは、やはり信頼する重臣たちの見解であった。しかも、具体的に重臣5名の名前をあげ、誰を連絡役とすべきかという細かな点まで指摘している³¹。また、この5名のうち、天皇が牧野への連絡を「むずかし」と感じていたことと、前述した牧野への枢密院議長の就任要請とは、関連づけてとらえることができよう。枢密院議長となれば、毎週水曜に天皇への定例拝謁の機会があるため、天皇は枢密院議長「兼重臣」としての牧野と定期的に情報交換できるのである。

後継首班奏請に関する天皇の発意をうけ、同日、石渡宮相以下の側近首脳が集まり、この問題を協議した。列席者から諸論が提起されたものの、結論として、政変時に天皇の望む5名から意見聴取すると目立ってしまうこと、この5名の意見と同じく意見聴取する枢密院議長、両院議長の3人の意見が異なった場合、対処に困ることなどを問題視し、平時から松平康昌内記部長が各重臣と接触を保って見解を把握しておくよう申し合わせた（『木下』45年11月30日）。

この間、内大臣府は11月24日に廃止されていた。内大臣府の機能は、政府や宮中での協議をふまえて検討をかさねた結果、御璽国璽の尚蔵をつかさどる侍従長の直轄機関として、文書管理機能を担う内記部を新設することで対応し、内大臣府の主要な職務を継続していくこととした³²。この処置により、松平康昌は内大臣秘書官長から宮内省内記部長へと役職を転じたものの、情報収集役を継続担当することになった³³。本人の辞意にもかかわらず、松平康昌は戦後も起用し続けようという意見は、天皇をはじめ、側近首脳、国家支配層に共有された見解であった³⁴。松平の勤務継続については、天皇のいう「性格」の問題や英語に堪能でGHQ要人との情報交換役として期待されていたという理由のほか（吉田1992: 69, 109-110）、側近内部の事情も影響をあたえていた。

³⁰ 太田ほか編著（1991）1945年11月17日条に、幣原が拝謁し「内大臣府廃止に伴ふ公式令、請願令改正の件」などを上奏しているのが、内大臣府の機能分担に関する件も天皇に奏上されたものと思われる。

³¹ 天皇は陸軍の阿部信行を選んだ理由として、米内、岡田といった海軍重臣のみでは、陸海間の穏当を欠くため、陸軍内で「最も常識ある」人物だと述べている。

³² 木下（1990）1945年11月24日、27日、入江監修（1990）1945年11月24日、徳川（1999）1945年11月24日の各条参照。

³³ GHQ内部では、松平が公職追放指令の項目に該当しないか詳しく調査していた。問題とされたのは、木戸のもとで内大臣秘書官長を務めていたことであったが、GSの判断では、国際検察局の取り調べで木戸との共犯を示す情報の引き出しに失敗している点、木戸の就任以前から同職に就いていたこと、任命は西園寺の推薦による点〔訳文ママ〕、松平自身の陳述で彼の地位が政策決定にかかわるものでなく、この陳述の間違いを示す証拠がないなどの理由により、追放に該当しないと結論づけていた。この意見に、G2とCISも同意している。以上、“Yasumasa Matsudaira” 11 June 1946, GHQ/SCAP Records, Government Section, GS(B)3275（憲政所蔵）。

³⁴ 松平自身の辞意について、伊藤編（2000）1945年11月15日条、木戸（1966）1945年11月21日条。天皇の意見については、木下（1990）1945年10月23日条に、「性質もよき者なれば自分としては使いたし」と記されている。

原田熊雄が高木惣吉に依嘱した高松宮宛意見奏上覚書のなかで、まず松平康昌の内記部長留任を訴え、その理由として、宮内省と内大臣府の不仲、石渡宮相の大雑把な性格、側近適任者たる人材不足、侍従長の適任者なしという事情をあげている³⁵。たしかに、戦時中から松平恒雄宮相と木戸内大臣の関係は良くなく³⁶、省内に松平康昌ほどの側近経歴をもち、難事をこなせる人物の不足していることも事実であった（藤樫1958: 80; 茶谷2009: 306）。原田は、非常時の宮相、侍従長候補者として松平康昌を側近に残しておいたほうがよいと考えていたのである。このような周囲の声もあり、松平康昌は辞意を翻意させ、しばらく宮中にとどまり、国体護持にむけ尽力することにした。

なお、天皇の意見をもとに、側近らによって調整された新たな後継首班奏請方式は、その後、一度も実施されることはなかった。GHQによる新憲法草案を日本政府が受け入れたことで、明治憲法で規定された天皇大権も失効することになったためである。1946年4月22日、戦後初の衆議院議員総選挙の結果をうけ、幣原首相の内閣総辞職の意思を確認した松平慶民宮相ら側近は、天皇の前で対策を協議し、「新憲法草案既に発表され居る今日に於ては、従来の慣行に従うを得ず」「後継内閣成立迄国務をとる」よう、幣原首相へ命ずることを申し合わせた（『木下』46年4月22日）。

いっぽうで、天皇は君主の権能のうち、政治関与の権利まで抑制しようとは考えておらず、政治的助言を授けてくれる「重臣」についても、なお、その存在を希望し続けた。1946年3月末、天皇は木下侍従次長と枢密院廃止にともなう措置を検討した際、顧問を設置して対処しようという意見を否定し、顧問を置かずに、該当者へ「自由にそれぞれの人の意見を聴く方便なり」（『木下』46年3月31日）という持論を語った。つまり、天皇は、定職につく制度上の「顧問」ではなく、まさしく、自由な立場で助言を授けてくれる政治的な「顧問」を求めていたのである。

IV. 新側近体制の成立と占領軍との折衝

敗戦後の側近首脳は、組織の改廃のほか、GHQの戦犯指令や公職追放指令の影響を受けたため、めまぐるしく異動を重ねた。木戸内大臣のほか、戦時中から在職の石渡宮相と藤田侍従長も公職追放に該当したため、相次いで辞任した。これで、内大臣（廃止）、宮相、侍従長といった親任官待遇の宮中要職すべての陣容が入れ替わることとなった。宮中では、内大臣府廃止にともない、その機能を宮相や侍従長、内記部長に代替させて対応し、宮相、侍従長の後任人事についても、宮中内部で選考がすすめられていった。

宮相については、天皇や側近らの間で、三宅正太郎（大阪控訴院長）、山梨勝之進（学習院長）、大金宮内次官、松平慶民宗秩寮総裁らの名前があがったものの、結局、前任の石渡が推した松平慶民に決まり、1946年1月16日に就任した。なお、宮相人事の過程で、藤田侍従長や木下侍従次長、松平康昌内記部長らは松平慶民ではなく、「先の見通しがあり、人望、若い人」³⁷という基準から、大金を推していた。松平自身も宮相就任を固辞していたようなので（藤樫1958: 80）、

³⁵ 伊藤編（2000）1945年12月16日条。

³⁶ 実際、松平康昌と松平慶民宮相ら宮内省との関係も微妙だった。牧野伸顕宛松平康昌書簡、1946年2月9日付（「牧野伸顕関係文書」274-1、憲政所蔵）には、「宮内省の考へ方その他に付多少如何かと被存らるゝ所もあり又宮内大臣は親類関係にて小生としては内心甚だ辛き所も有之候」と、複雑な心境を語る一節がある。

石渡の後任指名というより、高松宮の伝え聞いた「天皇が直接なれ」³⁷と諭したというのが真実かもしれない。藤田侍従長の後任選考については、木下の昇任や鈴木一主殿頭なども候補にあったものの、大金が侍従長に転じ³⁸、5月3日に就任した。

側近首脳の人事異動の過程で、大金宮内次官や入江相政侍従ら次代の側近が旧体制の一掃を主張し、人事面でも自身らを中心とする新体制を志向していたことは注目される。公職追放の発令後、入江と高尾亮一宮内省参事官は、「宮内省の処すべき道につき」協議し、石渡宮相、藤田侍従長、山梨学習院院長ら追放該当者の総退陣と、「君側には軍国主義の残滓すらなしといふことを中外に声明すべき」ことを申し合わせた⁴⁰。大金や入江らによる側近改革論は、国体護持という至上命題のための必要措置であり、首脳部も十分に納得し、みずからの退陣と後進登用を支援していた。藤田や木下侍従次長が新宮相に松平慶民ではなく、大金を推していたのもそのためであり、松平宮相から侍従次長職の退官を求められた木下は、これを快諾している（『木下』46年4月27日）。

表1. 戦後の主要側近一覧（宮内府設置前後）

氏名	生没年	宮中での役職	天皇との 年齢差
昭和天皇	1901-1989		
松平慶民	1882-1948	宮相→宮内府長官	19
大金益次郎	1894-1979	宮内次官→侍従長	7
松平康昌	1893-1957	内記部長→宗秩寮総裁	8
加藤進	1902-1993	宮内次官→宮内府次長	-1
稲田周一	1902-1973	内記部長→侍従次長	-1
鈴木一	1901-1993	主殿頭→侍従次長	0
入江相政	1905-1985	侍従	-4
高尾亮一	1910-1985	秘書課長→文書課長	-9
犬丸実	1907-?	書記官→総務課長	-6
徳川義寛	1906-1996	侍従	-5
寛素彦	1906-?	総務課長→皇太后宮職事務主管	-5

注記…宮内府長官、侍従長、宮内府次長、侍従次長以外は本稿で登場する主な側近をあげた。

松平慶民宮相、大金侍従長の就任により、側近首脳の新体制が整った。新しい側近体制の特徴は、まず、世代交代による若返りにあった。表1をみると、宮相の松平慶民、GHQとの連絡役として宮中に残った松平康昌以外では、大金が天皇より7歳年長のほか、大金とともに戦後の宮中業務を取りしきった加藤宮内次官をはじめ、入江相政、犬丸実、高尾亮一らは、天皇とほぼ同年齢か年下の世代である。側近の年齢構成の変化は、宮務への精通度という点とあいまって、宮中の意思形成過程における天皇の存在感をいっそう際立たせていく。

本来ならば、松平慶民と同年代の近衛、木戸、広幡忠隆らが戦前、戦中の経験を生かして、戦後も側近や重臣として天皇を支えていく立場にあったが、この世代は戦犯指令か公職追放を

³⁷ 木下（1990）1945年12月2日、1946年1月4日条。松平康昌は、慶民を「物足らぬ」と評している（同12月2日条）。

³⁸ 高松宮（1997）1946年1月16日条。

³⁹ 木下（1990）1946年4月18日、27日条。このほか、稲田周一内記部長が侍従次長に、木下は宮内省御用掛にそれぞれ転じた。

⁴⁰ 入江監修（1990）1946年1月9日条。さらに、数日後、入江が大金次官を訪ねて自身の見解を伝えると、大金も「大体に於て同感の意を表」した（同15日条）。

受けてしまい、一掃されてしまう⁴¹。その後の対応としては、英米との関係悪化以前に親英米派として宮仕えしていた牧野、鈴木、松平恒雄らの旧側近者の再起用か、より若い世代で公職追放に該当しない現役の側近者のなかから側近首脳を補充せねばならなかった。しかも、敗戦直後の国体危機への対処を考慮した場合、宮務に疎い外部からの起用は困難な状況であった。そのため、側近首脳の陣容が一気に若返ったのである。

第二の特徴として、世代交代したとはいえ、側近首脳の人事は省内からの起用に限定されており、旧来からの宮務に通じた者が引き続き、天皇に奉仕することになった⁴²。戦後の新体制では、大金侍従長を中心に、戦中期から苦楽を共にしてきた側近が、良好な人間関係のもと、役職や年齢の上下に関係なく、自由に意見を言い合える環境を整えていった。

高橋紘氏は、「戦後の皇室の基礎を作ったのは大金益次郎と加藤進のコンビである」という元毎日新聞宮廷記者の藤樫準二の言葉を裏づけるように、大金の官舎に空襲で家を焼かれた加藤と筧素彦宮内省総務課長が家族を疎開させて单身でころがりこみ、GHQへの対応策などを協議していたことを紹介し、同時に、加藤や犬丸実宮内省主計課長の証言から省内の部局長や担当課長、職員らも官舎で寝泊りしながら、皇室・宮中問題の情勢分析や方針につき、頻繁に協議していたことを明らかにしている（高橋1989: 164-165）。

ただ、新体制となった宮内官らも安穩としてはいられなかった。GHQによる皇室・宮中の民主化政策は、側近人事への影響にとどまらず、法制全般にわたる根本的な再編を求めており、新しくなった側近首脳陣は息つく暇もなく、その対応に追われていく。

GHQは、天皇制存続という基本方針にそった日本の民主化を志向しており、マッカーサー三原則からGSによる新憲法草案の作成過程でもその流れを看取できる（古関1995: 106-172）。ただし、GSは皇室や宮中を旧態依然のまま存続させようと考えていたわけではなく、新憲法の趣旨に照らして、天皇の役割を「装飾的機能のみを有する」「社交的君主」に限定させ、皇室や宮中を国民主権のもとに位置づけようと企図していた（高柳ほか編1972: 105, 133）。

憲法草案作成のため、GS内に編成された小委員会のうち、天皇に関する小委員会はジョージ・ネルソン（George Nelson）陸軍中尉とリチャード・プール（Richard Poole）海軍少尉が担当した。両者が立案した宮中組織に関する条項には、当初、4名の宮内官（2名の内大臣、1名の国璽尚書および宮内大臣）を設置することが記されていたため、全体を統括する運営委員会で検討した際、ケーディスGS次長は、「国会や国民に対してではなく天皇に対して責任を負う非立憲的な官吏を正当化」し、「自由主義的な憲法のもとでは事務官的な任務以上の任務をもつ」官吏を高地位につけることに反対した（高柳ほか編1972: 135）⁴³。

新憲法下において、天皇と宮内官僚をどう位置づけるかというこの協議から、GSの見解を窺知できる。明治憲法体制下の宮内官僚は、「宮中・府中の別」のもと、天皇にのみ責任を負う役人として位置づけられてきた。しかし、GSのめざす新憲法では、そのような官僚は「非立憲的」であり、国民やその代表である国会に責任を負わねばならない身分として解釈されていた。GSは、このような天皇・宮中観にそくして、皇室財産の整理や皇族の特権廃止などの指令を次々と命じ、これらの要求に反発の意をしめす日本政府や宮内省の担当者との折衝時には、厳しい

⁴¹ 敗戦時に皇后宮大夫の地位にあった広幡は、木戸や近衛より早く、1945年10月中旬に辞意を申し出て了承されていた。木戸（1966）1945年10月18日条、木下（1990）1945年10月23日条。

⁴² 高松宮は、藤田侍従長の後任として高木八尺東京帝大教授のような外部からの起用を主張し、宮内省側にも伝達されていたが、一蹴され、「侍従長ハ外カヲ云ツテキタノニ、ヤハリコソナ事ニナリ遺憾ナリ」と、心境を記している（高松宮1997、1946年4月30日、5月3日条）。

⁴³ ケーディス以下の運営委員会は全員一致でこの「宮中の重要性を強調」しすぎる条文に反対し、最終案での削除を命じた。

姿勢で臨んでいた（入江1976: 362-376; 佐藤1999: 141-150; 高橋2008: 53-124）。

GHQによる皇室・宮中の民主化要求に対して、天皇や宮中は保守的な反応を示し、なしうる範囲で旧制の維持を求めている。1946年3月5日、幣原首相が新憲法の草案要綱を閣内でまとめ参内すると、天皇は、「今となつては致方あるまい」と述べ、「皇室典範改正の発議権を留保できないか、又華族廃止についても堂上華族だけは残すわけにはいかないか」⁴⁴と付言した。天皇にとって憲法改正とは、「致方」ないことであり、旧体制の象徴である皇室典範の改正や華族の廃止には、明らかに反対の意思を示していた。

さらに、翌6日、宮内省は、大金宮内次官を通じ岩倉則夫内閣書記官に対し、「皇室典範の性質は何か、発案者は誰か、また宮務法というものは新憲法下にも認めうるか、また宮内官の憲法上の性質はどうなるか」など、30数目の照会事項をまとめて伝えている（入江1976: 462）。宮内省からの照会事項につき、政府は回答を用意し、3月23日、入江俊郎法制局長官から高尾秘書課長、大場信行参事官へ政府の意見を伝達させた。それでも一部の点につき納得のいかない天皇や側近らは、4月6日付で「憲法改正草案要綱中皇室財産事項ニ関スル要望事項左記ノ通申出候」なる要望書を作成し、世襲財産からの収益を皇室帰属としてもらいたい、世襲財産の授与については国会議決を要しないようにしてもらいたいなどの点につき、さらに政府へ伝達した（入江1976: 462-463）。同日、入江が松平宮相を訪ね、この要望書と合わせて検討事項を協議し、政府側の見解を伝えた。

松平宮相と入江法制局長官の会談によっても、天皇の不安は解消されなかった。4月15日に幣原首相が拝謁した際、天皇は皇室財産の譲渡や賜与、国会議決の要、宮内官僚の地位を規定した草案要綱第8条、第14条、第84条の3か条につき、改正を要する旨を伝えた（『木下』46年4月16日）。このうち、幣原が宮内官僚の地位に関する第14条につき対処を言及しなかったため、天皇は不安を覚えた。天皇が憂慮していた宮内官僚の地位をめぐる動きについては、宮内府設置にいたる過程とあわせ、次章で詳述したい。

皇室財産処理の過程で、皇室の世襲財産範囲を拡大解釈し、国家管理や税負担を忌避しようとする天皇・宮内省の要求は、この後、内閣法制局や終戦連絡中央事務局（以下、終連）などの折衝担当レベル、吉田外相や入江法制局長官ら政府上層レベルを介してGSに伝えられる。GS側の反応は、皇室財産問題、皇族特権廃止問題など、いずれも天皇の希望にかなうものではなく、皇室の徹底的な民主化を求めている。

なお、国内政治勢力において、折衝を通じてGHQの意図を汲みとり、妥協可能な法制づくりをめざす人々と、GHQ内のリベラル勢力と接点のない人々の間で、意見の相違が生じていた。内閣法制局や終連を抱える外務省が前者に位置し、天皇や宮内省、牧野元内大臣ら旧側近者が後者に位置する。そのため、吉田外相は、GS側から保守勢力の総本山とみられ、嫌悪感を抱かれてしまう（ウィリアムズ1989: 138-139）。しかし、吉田は、あくまで天皇や宮内省の代弁者に過ぎなかったのであり、保守の総本山は、天皇、宮内省、旧側近者であった。ホイットニーやケーディスらGS局員も、吉田外相や自由党の背後に天皇と宮内省が控えていることを察知していたであろうが、東京裁判の進行する微妙な情勢下、天皇に予先を向けるわけにはいかず、宮内省首脳を標的と定めるようになる。

ただし、皇室・宮中改革をめぐる国内諸勢力の区別は、曖昧なところもあり明確な線引きが難しい。GHQと日常的に折衝する法制局がより「民主的」な改革を志向していたことは事実であるが、金森國務相や入江長官、佐藤次長らは、国民主権の新憲法でも「天皇の地位は少くと

⁴⁴ 進藤編（1986）1946年3月5日条。

も別格と考え、「国体」と「政体」を区別し、「国体」の不变を前提に対処しており、ケーディスGS次長らの徹底した民主化要求にとまどいを感じていた（佐藤1999: 99-106; 金森1997: 166-170）。また、宮内省も法制局や政府より保守的な姿勢に終始しつつも、新憲法に対応するため、法制局と妥協しながら協議をすすめていた。つまり、天皇、旧側近者、宮内官僚、政府（法制局）は、総じて「保守」に位置しながら、民主化をすすめるGHQとの折衝度に応じ、その「保守」色に濃淡が生じていたといえる。GHQと接触頻度の少ない天皇、旧側近者、宮内官僚、政府（法制局）という順で、「保守」的な思想が薄められていくのである。

V. 宮内省から宮内府へ――宮中の新憲法体制

新憲法制定の過程で、憲法に付属する関係法令の制定、旧制の改廃もすすめられた。政府は、1946年7月3日付で臨時法制調査会官制を勅令で制定し、テーマごとに4つの部会に分かれ法制の整備にあたった⁴⁵。このうち、「皇室及び内閣関係法律案の要綱の立案」を担当する第一部会には、金森部会長以下、関屋枢密顧問官、入江、佐藤の法制局員、宮内省から加藤次官、大場参事官も委員として参加し、7月12日から10月4日まで小委員会や部会を開催して、皇室典範改正や皇室経済法要綱など諸法制の立案、協議をすすめ、10月22日の臨時法制調査会（以下、臨調会）第三回総会において可決された⁴⁶。

臨調会第一部会で担当する皇室・宮中関係の事案については、第一回会議を開催した7月12日にGHQ側へ連絡され、諸案を決定した臨調会第三回総会から2日後の10月24日、井手成三法制局第一部長らがGSのピーク（Cyrus H. Peake）を訪ねて報告し、本格的な折衝を開始した⁴⁷。その過程で、宮内府組織の整備に向けた動きも生じてくる。以下、とくに宮内府成立にいたるGHQと日本政府との交渉経過をたどっておきたい。

GHQ側から宮内府の法整備を指摘する声について、1946年11月4日における皇室課税問題の協議中、ウォルターESS局員が「宮内府の設置についても規定を設けて置くべきではないか」と指摘すると、日本側担当者もこれに応じ⁴⁸、以降、ほかの皇室関連事項と併行して宮内府法案に関する検討、協議もすすめられていく。

宮中再編は、天皇制問題の根幹にかかわる重大案件であり、国内為政者もその成り行きを重視し、枢密院や帝国議会の場において、政府へ今後の展望を照会していた。枢密院では、11月13日、皇室典範改正を議する審査委員会の席上、伊沢多喜男顧問官が宮内府の構想を問うと、金森国務相は、「現在の宮内省は〔中略〕皇室の公私両面を取扱っているが、宮内府は宮内省とは根本的に異なるものであり、皇室の公的面に関する事務だけを掌」⁴⁹と答弁した。また、12月11日の衆議院皇室典範案委員会において、委員から宮中再編に関する政府の構想を問われると、金森は、具体的な研究を進めていないと前置きしつつ、宮内府の概要として、「政府の一部

⁴⁵ 臨時法制調査会に関しては、「佐藤達夫文書」1385-88（憲政所蔵）の「臨時法制調査会」関係の諸文書、資料を参照。

⁴⁶ 「皇室典範の制定過程」1962年4月（「佐藤達夫文書」562、憲政所蔵）。『第三回総会会議議事要録』1946年10月22日（『臨時法制調査会関係・佐藤幹事』国立公文書館DA、本館-2A-040-00・資00386100-048）。

⁴⁷ 「臨時法制調査会第一部会関係会談要旨（第六回）」（『帝国憲法改正一件（1）皇室関係法案』A.3.0.0.2、外務省外交史料館所蔵）。

⁴⁸ 「皇室法関係会談要旨（第一回）」（同前『帝国憲法改正一件（1）皇室関係法案』）。

⁴⁹ 「皇室典範案帝国議会へ提出の件」（第一回）（『枢密院委員会録』昭和21年、国立公文書館所蔵、アジ歴、本館-2A-015-07・枢B00033100-013）。

局として扱う」「職員の数等も、現在の宮内省の職員の数よりは相当に少いものとなる」「宮内大臣に代ります今後の宮内府の長は官名等ははまだはつきりいたしておりませんが、結局皇室に関します行政の長官という意味において心得ております」⁵⁰と答弁している。

金森国務相の答弁から明らかのように、この時点で、政府はGHQの要求どおり、新憲法の趣旨に合致した組織として、宮内省を再編しようと考慮していた。しかも、このような宮中再編の方向性は、宮内省の容認するところであった。宮内省が宮中再編問題について作成した想定問答集のなかには、新組織の概要として、「新憲法の建前から云つて行政部の一部として例へば宮内府ともいふべき機構がもうけられることゝならう」⁵¹と記されており、金森の枢密院、議会で答弁は、この内容にそって語られていた。すでに、政府と宮内省の関係組織の間で宮中新組織について、国家行政の一機関であり、皇室の公的事務を扱う役所であるという最低限の認識が共有されていたのである。

法制局の初期段階での宮内府構想を記した「宮内府の性格」なる文書には、「一、天皇所管の国家事務の為の役所」「二、現在の宮内省を小さくしたやうなものとする、賞勲局等必ずしも合併せず」という前提のもと、皇室財産や宮内官僚の位置づけについて記されている⁵²。また、同文書では、宮中業務の公私の区処を曖昧に解釈し、「宮内官は私の使用人ではあるが、公務員的に国法で扱ふことも可能」など、後の宮内府法やその運用方法に結実していく基本的な方針が示されている。

宮中業務を国家事務として明確に規定されることを嫌っていたのは、当事者の天皇や宮内官僚らであった。高尾文書課長は、後年「天皇に私なしと^(ママ)言われて来たように、皇室の一切の事務を純粹に私的なものと公的なものに載然分つことは事実上不可能であり、また仮りに分けたところで、その私的な面の事務の処理機関を宮内府と別途に設置することは、無用の混乱を惹起する迂遠なことなのであった」(憲法調査会事務局1962: 26)と、批判的に回想している。

天皇と宮内官僚は、側近人事の承認権を法案に盛り込むことにより、民主化の波から組織を守り抜こうと企図していた。その趣旨は、組織の首脳にあたる宮内府長官と侍従長の旧親任官職について、天皇の「承認」を必要とし、それ以下の宮内官僚も宮内府長官の「承認」を要する規定を設け、人的構成面から旧体制を維持させるという点にあった。

宮内官僚の人事権を天皇や宮内府で掌握しておきたいという意見は、当初から天皇の強い希望であった。そもそも、敗戦まで宮内官僚の任免は、宮内省官制第61条で、「宮内大臣ハ須要ニ從ヒ勅任待遇奏任待遇准任判任待遇及等外ノ職ヲ置キ其ノ職制ヲ定ムルコトヲ得但シ奏任待遇以上ニ係ル者ノ職制ハ勅裁ヲ經ヘシ」と規定されていた。実際、戦前期には、宮相、内大臣、侍従長ら親任官待遇の側近人事は、元老西園寺公望と側近首脳の協議によって選考がすすめられ、最終的に天皇の承認を経て任命されており、その他の宮内官僚も、宮内大臣の任命により採用されてきた(茶谷2009)。敗戦後に改正された宮内省官制でも、内大臣府廃止や時宜に適した職制の修正を盛り込みながら、第51条では「宮内大臣ハ須要ニ從ヒ一等待遇及二等待遇ノ職ヲ置キ勅裁ヲヘテ其ノ職制ヲ定ムルコトヲ得」⁵³と、旧61条を継承していた。

前述した1946年4月15日の天皇と幣原首相との草案要綱3か条をめぐる会談の翌日、天皇は草案要綱第14条で宮内官僚を公務員と位置づけている点につき、「宮内官吏を公務員とするは可

⁵⁰ 「第91回帝国議会衆議院皇室典範案委員会議録」1946年12月11日(国会会議録検索システム、国立国会図書館)北浦圭太郎(日本自由党)と馬越晃(日本進歩党)の質疑。

⁵¹ 「皇室用財産となる国有財産の内容如何」1946年11月14日(「入江俊郎文書」85-38、憲政所蔵)。

⁵² 「宮内府の性格」(「佐藤達夫文書」664「憲法問題資料」に所収、憲政所蔵)。

⁵³ 「宮内省官制」昭和21年4月1日施行版(「入江俊郎文書」83-36、憲政所蔵)。

なるも、天皇の認証を其の任免につき必要とする事にしたし」（『木下』46年4月16日）と主張した。天皇の発言をうけた木下侍従次長は、松平宮相ら側近首脳と協議して、「宮内官吏の任免は三等出仕（特に側近）といえども」「其の任免については第七条五号により陛下の認証を必要とする」要望書を作成し、政府と草案要綱を諮詢する枢密院へ通知することにした（『木下』同前）。天皇は、三等という下級官僚の登用にいたるまで、自身の「認証」（天皇は「承認」と認識）を要するよう配慮を求めたのである。

翌4月17日、木下侍従次長は入江法制局長官を招き、大金次官、高尾文書課長とともに、天皇の要望書を手交し、同問題に関する入江の見解をただした。入江は、草案要綱第7条第5項で想定している「特別の官吏とは、主として親任官を意味し」、それ以外の官僚については、「官吏法の如きものを作る考え」だと言及したため、木下は改めて、官吏法のなかにも、宮内官僚の任免には天皇の同意を要する旨を特記するよう配慮を求めた（『木下』46年4月17日）。天皇や木下侍従次長ら側近首脳は、宮内官僚の任免権を放棄することに強い拒否反応を示し、宮中の独立性を維持させようとしていた。

天皇からの要望ということもあり、法制局や臨調会では宮内府法案や官吏法案、行政官庁法案に宮内官僚の任免に関する特別の措置を講じることにし、7月以降、徐々に法案条文を整えていった⁵⁴。また、11月以降、GHQからの督促もあり、宮内府法案の本格的な整備がすすめられた。宮内省では、1947年1月末から2月中旬ごろまでの間に「宮内府官制試案要綱」を作成し、法制局に伝えられた。法制局では、宮中からの意見とGHQの主張する原則、そして新憲法の趣旨を勘案しながら「宮内府法案」を作成し⁵⁵、そのたび宮内省側やGHQ側と折衝、協議して案文の推敲を重ね、3月12日にGHQの承認を得るに至る⁵⁶。その後、宮内府法は閣議決定、議会審議を経て4月28日に公布、5月3日、新憲法とともに施行される。

宮内府法の整備が本格化する過程において、天皇や宮内官僚らは、天皇の地位や皇室、宮中にかかわる事項について協議を重ね、また、牧野伸顕、鈴木貫太郎、松平恒雄ら旧側近者からも意見を聴取し、参考に供していた。天皇と旧側近者らが宮中再編にあたって重視した点は、やはり宮内官僚の人事権であった。天皇や旧側近者は、なぜここまで宮内官僚の任免権にこだわっていたのであろうか。

牧野の記した「昭和二十一年覚書」には、宮内省改革や人事権問題への懸念が記されており、天皇の憂慮する点と合致する部分も少なくない。「覚書」の要旨は、(1) 宮内省が内閣の一部局に位置づけられることを危惧、(2) 新憲法では皇室費も政府予算内に組み込まれ、側近者の人事権も内閣書記官長などの取り扱いとなれば、宮内省はたんに皇室事務を扱う事務所となってしまう、(3) 側近人事は従来から天皇が大きな関心をもっており、任免にはとくに配慮を要する、などである⁵⁷。宮中再編問題を心配する牧野は、1947年3月、改めて松平恒雄を介して、以下のように松平慶民宮相へ忠告させている。

宮内府が政府之外局となる結果〔中略〕長官始め人事ニ関し政府が檀^(カ)ニ任命下し居る様

⁵⁴ 官吏法案や行政官庁法案に関する法制局→臨調会→閣議決定までの流れについては、国立公文書館DAの各文書から把握できる（『公文類従』『公文雑纂』『臨時法制調査会関係・佐藤幹事』などに所収の文書）。

⁵⁵ 「入江俊郎文書」83-29（憲政所蔵）には、少なくとも「確定^(カ)」と「最終案」の2つの「宮内府法」文書があり、牧野伸顕宛松平恒雄書簡、1947年3月19日付（「牧野伸顕関係文書」273-3、憲政所蔵）にも、「宮内府法」文書が添付されている。

⁵⁶ 「宮内府法案に関する交渉の経緯」（「芳賀四郎文書」416、憲政所蔵）。

⁵⁷ 「昭和二十一年覚書」（「牧野伸顕関係文書」C216）からの要約。

のことありてハ将来如何なる性質の政府が出現するや保し難き場合御思召ニ副はざる如き更迭等有之様のことなきや⁵⁸

天皇や牧野は、宮中が内閣の下部組織となり、側近の人事権を掌握されてしまうと、「如何なる性質の政府」、すなわち革新的な内閣が成立した場合、皇室や宮中に批判的な人物を側近に起用しかねないことを懸念していたのである。天皇は1946年5月の総選挙の結果をうけ、社会党内閣成立の可能性について言及し、「其の時には人民戦線運動も相当進展するから、国家社会の変革、皇室等もどうなるかわからない」⁵⁹と、革新内閣成立の不安感を直截に語っていた。実際、天皇の憂慮する事態は、1948年の芦田均内閣による側近首脳更迭問題で現実となってしまふ。なお、松平恒雄も牧野の心配する宮内官僚の人事権問題につき、「全然御同感」だったが、松平宮相は「至極樂觀の様子」であった。そのため、松平恒雄は、吉田首相や幣原前首相にも「面会之上重ねて念を押す」ことにした⁶⁰。

天皇や旧側近者の憂慮する人事権問題は、宮内省作成の「宮内府官制試案要綱」でも明確に示されている。要綱第五項には、「宮内府総裁は、三級官の任免を専行することができる」と記され、宮内府が下級官僚の任免権をもち、宮中の独立性を保持できるよう規定していた。ところが、この宮内省案は法制局によって修正されてしまふ。法制局作成の「宮内府法（最終案）」第四条では、「長官は、府務を総理し、所部の職員を指揮監督し、~~三級官の進退を専行する~~」の条文のうち、「し、～専行」までの語句が削除されている⁶¹。

法制局では、宮内官僚の任免権を宮内府に付与する旧態依然の規定を残すことは、新憲法の趣旨に照らして適当でなく、それ以上にGHQ側の上意を得られないと判断したのであろう。よって、法制局は、宮内府法の条文上、天皇や宮内省側の求める宮中の独立性を明確に規定するような表現を差し控えた。しかしながら、法制局は、法令解釈の専門家集団であり、しかも、「天皇の地位は別格」（佐藤1999: 100）という認識では、宮内官僚と同一の思想を有していたため、天皇の求める宮中の独立性を確保するような対策を練っていく。

では、法制局はどう対応したのであろうか。その答えは、宮内府法成立直前の1947年3月8日、天皇に奏上された報告文のなかに見いだすことができる。「宮内府に関する奏上」には、「宮内府職員の人事につきましては、陛下の思召及び宮内府長官の意見に基き、これを決定することが適当でありまして、運用上、充分その実をあげることが出来ると存じて居ります」⁶²と記されている。つまり、法制局は、宮内府法の条文上、宮内府の独立性を覆い隠す形式にまとめながら、実際の運用にあたっては、宮内官僚の人事権など天皇や宮内府の意見を尊重することで、宮中の独立性を保障していたのである。

この点を実際の法令の条文から確認しておく。宮内府法では、宮内官僚の人事権について、第三条で宮内府長官と侍従長の認証職を規定しているのみで、前述したように、法案作成の最終段階で、宮内府長官による三級官の任命に関する規定を削除していた。じつは、この削除を提案したのは、ほかならぬ宮内省側であった。高尾文書課長は、法制局に侍従の任命手続きに関する一通の要望書をもたらし、そこには、「侍従職は天皇の任免を要するような特別措置とせ

⁵⁸ 牧野伸顕宛松平恒雄書簡、1947年3月16日付（「牧野伸顕関係文書」273-2、憲政所蔵）。

⁵⁹ 「稲田周一備忘録」（東野1998）1946年5月15日条。

⁶⁰ 牧野伸顕宛松平恒雄書簡、1947年3月16日付（「牧野伸顕関係文書」273-2）。この後、吉田首相を訪ねた松平恒雄に対し、吉田は「政府筋の宮内府法ニ就ての考方」を牧野へ伝達するよう依頼しているので、松平から牧野へ伝えられたはずである。

⁶¹ それぞれ、「入江俊郎文書」83-29、83-37（憲政所蔵）の各文書より。

⁶² 「宮内府に関する奏上」1947年3月8日（「入江俊郎文書」83-36、憲政所蔵）。

ず、天皇の信頼の厚い人物を宮内府長官にすえ、宮内府の人事を長官に一任させて政府の干渉をうけない行政制度を確立したうえ、法制上可能であれば、『宮内府二級官以上の進退は宮内府の長の具申にもとづいて、内閣総理大臣が、これを行ふという途』を考慮すべき」⁶³旨が記されていた。

法制局では、高尾文書課長からの要望書に配慮し、宮内府の人事権につき以下のように取り扱うことにした。本来ならば皇室の純然たる私事にあたる職員は内廷費より私的の人員を整備、処理するのが望ましいが、「宮内府職員は、内閣総理大臣の定める所により特に宮務を補助することを得る道を認めてもよい。これは政令で書いてもよいが、若し困難なときは閣議決定にすることが出来る」⁶⁴。

入江法制局長官の資料に残された「宮内府に関する奏上」と「皇室関係の事務」は作成日が1947年3月8日と同じであり、「奏上」の補足説明用として「事務」文書が作成されたと考えられる。つまり、両文書を通読すると、宮内府人事の取り扱いについては、宮内府法に人事に関する条文を明記しなくても、人事権を握る内閣が宮内府からの具申を尊重するような運用策を講ずればよいという結論に落ちつくのである。

法制局による宮内官僚人事の「運用策」につき、入江法制局長官は議会答弁において、より具体的に言及している。1947年3月30日の貴族院行政官庁法案特別委員会で宮内府法案も付託議案として審議され、白根竹介議員より「侍従のような側近の任免について天皇の認証のような了解を得る必要性があるのではないか」という趣旨の質問がなされた際、政府委員として出席していた入江が答弁に立ち、以下のように語った。

侍従に付て陛下の御意思を重んずると云ふことは運用の上から見ますと必要なことと思ひますけれども、之を制度化することはなかなかむづかしいと思つて居ります、寧ろ宮内府の長に当る人を十分陛下の御信任の厚いやうな方を選びまして、さうして宮内府の長の意見を十分尊重して、侍従其の他の人事を行つて行くと云ふことで、それ等の関係を円満に執行して行つたらどうかと考へて居るのであります⁶⁵

金森の答弁は、まさに高尾文書課長の要望書どおりの内容である。このように、政府と宮内省の間で、側近人事に関する宮中の独立性は、運用次第で保障されると申し合わされていた。この問題を憂慮する松平恒雄が牧野に宛てた書簡で、松平慶民宮相を「至極樂觀の様子」と評している背景には、このような事情が隠されていたのである。

ただし、GHQの担当者も官僚の任命に関する規定に注意しており、天皇の認証を必要とする官僚の範囲につき、「国民に対して政治的に責任を行う者」「一般のシヴィル・サービスの官吏以外の、政治的任命による官吏の場合に限るべき」⁶⁶と、認証官に制限をかけるよう政府担当者に指摘することを忘れていなかった。また、宮内府設置にあたり、GHQのもっとも重視した点は、「宮内府ない至その職員は天皇ないし皇室の私事に関与するものではないから、この点を

⁶³ 「皇室関係の事務」添付書類（「入江俊郎文書」83-32付、憲政所蔵）。なお、天皇の宮中人事への懸念は、1948年6月に就任する田島道治宮内府長官にも引き継がれていく。就任直後に田島自身の手で記されたと思われる直筆のメモには、「陛下の御関心」なる項目中、「宮内府官吏の移動内閣更迭に伴はぬこと」と記されている（加藤2002: 208）。

⁶⁴ 「皇室関係の事務」1947年3月8日（「入江俊郎文書」83-32付、憲政所蔵）。

⁶⁵ 「帝国議会第92回貴族院行政官庁法案特別委員会議録」1947年3月30日（国会会議録検索システム、国立国会図書館）。

⁶⁶ 「行政官庁法案に関する交渉の経緯」1947年3月（『連合軍の本土進駐並びに軍政関係』A'1.0.0.2-3-2、外務省外交史料館所蔵）。ピークGS局員の発言。

明り^(略)ようにする」ことであり、政府担当との折衝でも、とくにこの点を指摘し、不適當な条文内容を修正、削除させていった⁶⁷。

表2は、1947年5月3日の宮内府設置にいたる過程で、法案の主な修正点をまとめたものである。表を一見すれば明らかなように、宮内省側（天皇をふくむ）の意図は、宮中再編といっても、あくまで明治憲法体制下の宮内省の「改組」という認識にとどまり、天皇を私的に支える側近としての職務の継続を望んでいた。そのため、新憲法との整合性をつけようという意識はあるものの、より新憲法の趣旨にそった宮中再編をめざそうとする政府（法制局）案とも認識の乖離を示した。さらにGHQは、宮内省と法制局によって検討された政府案の内容にも注文をつけて修正させ⁶⁸、皇室の私的な業務にあたる従来までの宮内官僚の性格を排し、国家公務員のような事務職員として規定しようとしていた。表中の侍従長や侍従の職掌をめぐる三勢力間の認識の相違は、その典型である。

こうして、宮内府法は天皇・宮内省、法制局、GHQの間で異なる意見を調整しながら、新憲法施行に間に合わせるため、突貫工事のように制定されたのである。

⁶⁷ 「宮内府法案に関する交渉の経緯」（「芳賀四郎文書」416、憲政所蔵）。

⁶⁸ 同前「宮内府法案に関する交渉の経緯」。

表2. 宮内府法をめぐる修正点一覧

	1 宮内府所掌 事項	2 宮内府の長 の名称	3 式部官・女 官	4 一級待遇・ 二級待遇	5 顧問・委員	6 侍従長の職 掌	7 侍従の職掌	8 三級官の任 命権	9 宮内府の長 の宮内府令 発布権	10 宮内府の長 の天皇及び 内廷皇族の裁 判上の代表	11 宮内府長官 の職務
宮内省試案 (宮内府官制 試案要綱)	皇室に関する 事務	總裁	官名として 残す	設置の途を 認める	設置の途を 認める	常侍奉仕 し、皇太后 宮及び東宮 以外の内廷 の事を掌る	皇太后以外 の内廷の事 務を掌る	總裁	認める	別途の法律 制度の方針	職員を指 揮、監督す る
政府案	皇室関係の 国家事務及 び天皇の国 事に関する 行為に関わ る事務	長官	官名として 削る	別途広く必 要職員を置 き得ること とする	別途広く必 要職員を置 き得ること とする	常侍奉仕 し、内廷の 事を掌る	侍従長の命 を受け、内 廷の事を掌 る	規定を削除 し、行政官 庁法による 政令にまか せる	認めず	宮内府法に 規定	
GHQ案						天皇の国事 に関する行 為に關する 侍奉仕する 侍従長は、 GHQの要求 は、私的の サーバント に非ざること を示す	侍従長の職 務を助ける			認めず、同 規定条立 (第一二三 条)を削除 皇室の私有 財産を処理 する際に、 公私の区別 の問題が起 きるため	職員の職務 につき、指 揮・監督す る
説明	皇室関係の 公的事務の みなること を明らかに する	なるべく簡 素な官府た る印象を与 えるため	官名整理の 見地及び女 官について は、私的使 用人の感じ あるため、 官名として 削り、必要 あらば補職 等の途によ ることとする			GHQの要求 は、私的の サーバント に非ざること を示す	GHQの要求 は、(6)と 同じ		内閣総理大 臣の権限と すべきもの とみなす	一般の官吏 を規定する 行政官庁法 の内容と合 わせる	

注記…「入江俊郎関係文書」の「宮内府法案経過」(83-27)、「宮内府官制試案要綱」(83-37)をもとに、「宮内府法案に関する交渉の経緯」(「芳賀四郎文書」416)の内容も加味して作成した(いずれも国立国会図書館憲政室所蔵)。

VI. おわりに

1947年5月3日、新憲法として日本国憲法が施行されるのにあわせ、宮内省も宮内府へと再編された。宮内府長官には最後の宮相・松平慶民が、侍従長には大益次郎がそれぞれ留任した。戦後の側近首脳は、木戸内大臣や近衛、広幡皇后宮大夫らの一掃により、天皇と同年代以下へ一気に年齢構成が若返った。大金ら若い側近たちは、年齢や役職の上下、組織の壁にとらわれず、危機に瀕した皇室・宮中を死守すべく、知恵を絞りあって対処してきた。また、宮中組織の面では、内大臣府廃止も大きな影響を及ぼした。木戸内大臣時代には、内大臣が宮中における政務面での輔弼機能をほぼ独占し、宮相や侍従長をはじめとする側近間の距離を生んでしまっていた。ところが、1945年11月の内大臣府廃止により、内大臣府の機能は、宮相と侍従長のもとで集約されることになり、大金侍従長を中心に側近間の協力関係を築きやすい環境へと変化していった。

組織の再編と側近首脳の世代交代により、大金侍従長や加藤宮内次官らは、皇室・宮中の法制改正を担当する内閣法制局の入江長官、佐藤次長らと密接に連絡、協議しあいながら、職務を遂行していった。また、新側近体制を支援する勢力として、牧野伸顕、鈴木貫太郎、松平恒雄、関屋貞三郎らの旧側近者も存在し、国体護持という至上命題にむけ、協力を惜しまなかった。つまり、敗戦後における天皇制処理問題にかかわる勢力として、昭和天皇を筆頭に、現役の側近首脳、政府の担当部局（法制局、終連）という官僚組織に加え、「顧問」役を担った旧側近者らが存在した。これら国内諸勢力は、いずれも明治憲法体制下で栄達してきた人々の集合であり、その当然の帰結として、敗戦後の天皇制処理問題において、総じて「保守的」な国体護持構想を抱いていた。

ただし、この「保守的」な国内諸勢力も「民主化」政策を要求してくるGHQとの接触の頻度により、国体護持を具現する政策に差が生じてくるのであった。とくに、新憲法の「押しつけ憲法」論をどう読みとるかによって、国内諸勢力の間でも評価が分かれてくる。当初、GHQの草案を提示され驚愕していた幣原喜重郎や吉田茂は、時の経過やGHQ要人との折衝を経るなかで、天皇制に対する厳しい国内、国際情勢を認識し、ついには、「皇室の御安泰」のために新憲法を支持するようになり、「GHQにすり寄って見捨てられない範囲で自己を主張する」姿勢をとり始める（古関1995: 256-258）。このような新憲法観の変化は、金森國務相や法制局の入江、佐藤らにもみられる。

いっぽうで、GHQ（とくにGS関係者）と折衝して、天皇制を取り巻く国内外の厳しい情勢を認識することのできない天皇や旧側近者は、宮内官僚の人事権など宮中の独立性を損なわれることに寛容でなく、GHQの指示に押される幣原内閣や第1次吉田内閣の姿勢に不安感を隠せないでいた。1947年3月末から4月上旬にかけ、寺崎英成宮内省御用掛の日記には、天皇の「吉田の事に付御不満の御話」のようなことが散見される⁶⁹。天皇による吉田批判は、新憲法への姿勢という点だけでなく、天皇や側近らが推進しようとしていた地方巡幸への反対など、全体的な施政として、GHQに「すり寄って」いるとみなされたことからの反応であったと思われる。また、日本国憲法施行記念式典が開催された日に、侍従の入江相政が日記に記した、「こんなつまらぬ憲法」⁷⁰という所感は、天皇や宮内官僚の新憲法観を代弁した言葉といえよう。

1947年5月3日、新憲法施行とともにスタートした宮内府は、保守的な旧慣をなるべく残そう

⁶⁹ 寺崎・マリコ（1991）1947年3月28日、4月7日、9日条。

⁷⁰ 入江監修（1990）1947年5月3日条。

と意図する天皇、宮内官僚と、民主的な新憲法の趣旨にてらして国家機構の一部として再編すべきというGHQとの駆け引きのなかで、法制局など日本政府の担当者とGHQ担当者間で妥協点を探りあい、「暫定的」に組織されたものにすぎなかった。しかも、宮内省から宮内府への移行は、あくまで宮中組織というハード面での変革にとどまっており、宮中人事というソフト面では、松平宮内府長官、大金侍従長以下、従来の側近を横滑りで転任させたにすぎず、政治社会思想も旧来の認識を抱えたままでの側近奉仕となる。当然ながら、新憲法施行後、皇室・宮中をめくり、さまざまな問題が惹起することとなり、GHQも座視できず、ソフト面での改革（側近首脳の変更、さらなる組織縮小など）を迫る事態に発展していくのであった。

参考文献

<日本語文献>

- 粟屋憲太郎 2006年 『東京裁判への道』上・下、東京：講談社。
- 五百旗頭真 1985年 『米国の日本占領政策』上・下、東京：中央公論社。
- 伊藤隆編 2000年 『高木惣吉 日記と情報』下、東京：みすず書房。
- 伊藤之雄 2011年 『昭和天皇伝』、東京：文藝春秋。
- 入江為年監修／朝日新聞社編 1990年 『入江相政日記』第二巻、東京：朝日新聞社。
- 入江俊郎 1976年 『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』、東京：第一法規出版。
- 太田健一ほか編著 1991年 『次田大三郎日記』、岡山：山陽新聞社。
- 小田部雄次 2009年 『皇族』、東京：中央公論新社。
- 加藤恭子 2002年 『田島道治』、東京：TBSブリタニカ。
- 金森徳次郎著／鈴木正編解説 1997年 『憲法を愛していますか』、東京：農山漁村文化協会。
- 木戸幸一 1966年 『木戸幸一日記』下巻、東京：東京大学出版会。
- 木下道雄 1990年 『側近日誌』、東京：文藝春秋。
- 憲法調査会事務局 1962年 「皇室経済法の制定過程」、同局。
- 瀧瀬厚 2006年 『「聖断」虚構と昭和天皇』、東京：新日本出版社。
- 古関彰一 1995年 『新憲法の誕生』、東京：中央公論社。
- 後藤致人 2003年 『昭和天皇と近現代日本』、東京：吉川弘文館。
- 櫻井良樹 2005年 「鈴木貫太郎日記（昭和21年）について」、『野田市史研究』第16号、3-43頁。
- 佐藤達夫 1962年 『日本国憲法成立史』第一巻、東京：有斐閣。
- _____ 1999年 『日本国憲法誕生記』、東京：中央公論社。
- 柴田紳一編 2011年 『吉田茂書翰追補』、東京：中央公論新社。
- ウィリアムズ、J. 1989年 『マッカーサーの政治改革』（市雄貴・星健一訳）、東京：朝日新聞社。
- 進藤榮一編 1986年 『芦田均日記』第一巻、東京：岩波書店。
- コーエン、セオドア 1983年 『日本占領革命』下（大前正臣訳）、東京：TBSブリタニカ。
- 高橋紘 1987年 『象徴天皇』、東京：岩波書店。
- _____ 2008年 『昭和天皇1945-1948』、東京：岩波書店。
- 高橋紘・鈴木邦彦 1989年 『天皇家の密使たち』、東京：文藝春秋社。
- 高松宮宣仁親王 1997年 『高松宮日記』第八巻、東京：中央公論社。

- 高柳賢三ほか編 1972年 『日本国憲法制定の過程』I、東京：有斐閣。
- 茶谷誠一 2009年 『昭和戦前期の宮中勢力と政治』、東京：吉川弘文館。
- ウィロビー、C.A 1973年 『ウィロビー回顧録 知られざる日本占領』（延楨監修）、東京：番町書房。
- 寺崎英成／マリコ・テラサキ・ミラー 1991年 『昭和天皇独白録・寺崎英成御用掛日記』、東京：文藝春秋。
- 徳川義寛 1999年 『徳川義寛終戦日記』、東京：朝日新聞社。
- 富永望 2010年 『象徴天皇制の形成と定着』、京都：思文閣出版。
- 服部龍二 2006年 『幣原喜重郎と二十世紀の日本』、東京：有斐閣。
- 東野真 1998年 『昭和天皇二つの「独白録」』、東京：NHK出版。
- 藤樫準二 1958年 『千代田城』、東京：光文社。
- 古川隆久 2011年 『昭和天皇』、東京：中央公論新社。
- 細川護貞 1978年 『細川日記』、東京：中央公論社。
- 松田好史 2007年 「昭和期における『常侍輔弼』体制の変遷」、『日本歴史』第715号、59-76頁。
- 諸橋襄 1964年 『明治憲法と枢密院制』、東京：芦書房。
- 矢部貞治 1952年 『近衛文麿』下、東京：弘文堂。
- 吉田裕 1992年 『昭和天皇の終戦史』、東京：岩波書店。
- 渡辺治 1990年 『戦後政治史の中の天皇制』、東京：青木書店。

共和政は平和的か？ —ハミルトンとマディソンに見るアメリカ国際政治思想の一断面—

Is the Republic Peaceful? An Aspect of American International Political Thought in Hamilton and Madison

愛甲雄一*
Yuichi Aiko

Abstract

The purpose of this article is to shed light upon an aspect of American international political thought found in two prominent statesmen during the Founding Era, Alexander Hamilton and James Madison. Efforts are made here (1) to unveil the general characters of the republican state that Hamilton and Madison hoped to establish on American soil; and, more mainly, (2) to show what view each had on the foreign policy typical of their republican state.

Toward the end of the eighteenth century, the peacefulness of the republic was a commonsensical belief among many American as well as European intellectuals. This paradigm was however confronted with a formidable challenge at this crucial moment of American history because the very model of the republican constitution for the paradigm—the constitution of small-sized, often militia-based ‘virtuous’ republics in the ancient and early-modern era in Europe—was no longer applicable to the large-scale United States where commercial activities were becoming more common occupations among their citizens. For both Hamilton and Madison, therefore, it was an urgent task to elaborate a new form of the republican constitution the best suited to their newly independent American state; this attempt resulted in the emergence of new explanations for the peacefulness of the republic, which this article intends to reveal.

I. はじめに¹

本稿の目的は、アメリカ建国期において「共和政republic / republican government」と呼ばれた政体の対外的性格がどのように理解されていたのかを、同時期のアメリカ国際政治思想を明

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員、Chief Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
E-mail: aikoyuichi@ejs.seikei.ac.jp

¹ 本稿における外国語文献からの翻訳は、すべて筆者自身のものである。ただし邦訳のある場合はその訳文も適宜参照させていただいたことを、ここに付記しておきたい。

らかにする作業の一環として問うことにある。具体的には、18世紀後半の独立革命の時代より19世紀初頭にかけて活躍した「建国の父祖Founding Fathers」たちのなかから、「アメリカで書かれた、あるいは今後書かれるだろう政治学の書物のなかでもっとも重要な作品」(Rossiter 1961: vii)とも評された『ザ・フェデラリストThe Federalist』(1787-88)の主要執筆者、アレグザンダー・ハミルトン(Alexander Hamilton 1755/1757-1804)ならびにジェイムズ・マディソン(James Madison 1751-1836)に焦点を当て、この課題を追究することにしたい²。ところで、この試みにおいて軸にしようと思うのが、当時人口に膾炙していた「平和的な共和政」というパラダイムに対し、彼らはいかなる見解を抱いていたのか、という問いの検討である。新しくアメリカの地に誕生した「連邦共和国Confederate Republic」は、対外的に平和的な性格をもつものなのかどうか——この新共和政国家の建設に尽力したハミルトンならびにマディソンの発言や論評をもとに、この問いに対し彼らがいかなる考えを保持していたのかを、建国期アメリカの国際政治思想の一断面を明らかにするという関心のもとに析出してみたい。

ただし以上のような課題の検討に入る前に、こうした考察のもつ学問的意義を、2点指摘しておこう。

共和政が平和的かどうかという問いは、現代の学問的な分業体制下においては当然、国際関係論International Relationsと呼ばれる分野がもっとも関心をもつはずのものである。ところが冷戦期において、この種の問いは、それほど広く論じられることはなかった。政体の如何は当該国家が戦争へと導かれる原因についての説明因子とはならない、と見なすウォルツ流の構造主義的現実主義Structural Realismが、同分野においては長らく支配的だったからである³。しかし東西冷戦が終結し「民主化の波」(ハンチントン)が東欧や旧ソ連などに波及していった1990年代以降になると、政体のあり方とその対外的性格との関係が、再び国際関係論のなかで問われていく。その流れを推し進める原動力になったのが、いわゆる民主主義の平和論Democratic Peace Theory——民主政国家同士は戦争をしない、との命題を主張する理論——の流行であったことは、言うまでもない⁴。そして国内体制と戦争／平和との関係を問うたこの理論は同時に、かつてその関係について論じた先人たちへの関心もまた、国際関係論者の間に促していった。そのもっとも顕著な事例が、『永遠平和のために』(1795年)のなかで「共和政体は・・・永遠

² 「建国の父祖」たちのうちこの2人のみを取り上げることにについては、おそらく異論もあろう。たとえば(著名な人物だけを挙げるとしても)ジョージ・ワシントンやジョン・アダムズ、トマス・ジェファソン、あるいはベンジャミン・フランクリンといった人びとの思想を無視することは、この時期のアメリカ国際政治思想を明らかにしようとする本稿において、致命的な欠陥と言えるはずだからである。しかし今回は紙幅の制約、ならびに筆者の能力の限界もあって、ハミルトンとマディソン以外の「建国の父祖」たちに言及することができなかった。他の人物にも注目した建国期アメリカの国際政治思想に関する総合的な検証は、他日に期することにした。

なお周知の通り、『ザ・フェデラリスト』は、ハミルトンとマディソンにジョン・ジェイ(John Jay 1745-1829)を加えた計3名によって、「パブリウスPublius」なる匿名のもと、約半年間に渡って執筆・発表された全85篇から成る論文集である。ただし85篇のうちジェイが執筆したのは5篇のみで、全体の約6割はハミルトンが、そして残りはマディソンが執筆したと考えられている。本稿では、『ザ・フェデラリスト』のなかで発表されたハミルトンとマディソンの作品をしばしば引用するが、そのうちの誰が執筆者なのかを明確にするため、参考文献の表示はHamilton 2001eならびにMadison 1999cに収められた『ザ・フェデラリスト』論文に拠って行なった。なお読者の便宜のため『ザ・フェデラリスト』引用の場合は、篇番号も同時に記すことにした。

³ ウォルツ(Kenneth N. Waltz)の構造主義的現実主義理論については、Waltz(1979)を参照のこと。

⁴ 90年代以降に民主主義の平和論が注目を浴びる切っ掛けを作った代表的著作に、Doyle(1983)ならびにRussett(1993)がある。その他にも、冷戦終結期に「自由民主主義体制」より優れた政体はもはや存在しないと論じたフランシス・フクヤマが、その著作『歴史の終わりThe End of History and the Last Man』(1992年)のなかで、民主主義の平和論について触れている。Fukuyama 1992: 245-265, 276-284を参照。

平和への展望をもつ」(Kant 1923: 351)と論じたイマヌエル・カント(Immanuel Kant 1724-1804)に対する関心の増大である⁵。

ところがカントとほぼ同時代人であるアメリカの「建国の父祖」たちに対しては、国際関係論が同様の関心を向けることはこれまでほとんど見られなかった⁶。彼らこそ、君主政が支配的政体であった18世紀世界において、フランスよりも早くに共和政を実現させたにもかかわらず、である。この無視が生じたことについては、幾つかの理由が考えられる。ひとつには、本稿で取り上げるハミルトンとマディソンも含め、いわゆる「建国の父祖」たちが基本的に「政治家」であった、という点が指摘できよう。事実、彼らの発言や主張はその多くが現実政治の場面において——会議での陳述や政治的文書、他の政治家との間で交わされた書簡などにおいて——発せられたものであった。したがって、カントのような「理論家」のものとは異なり、彼らの議論には理論的重要性や新規性が含まれないとして、現代国際関係論者の間でそれは、軽視される傾向にあったのではないか。

しかしこの点以上に「建国の父祖」たちが国際関係論者の間で軽視されることになった理由はおそらく、「国内問題」こそが、彼らが当時直面していた課題のなかで圧倒的に重要な問題だった、という先入観の存在であろう。確かに、『ザ・フェデラリスト』の執筆理由に見られるように、「中央集権か反中央集権(あるいは州／邦権)か」という「国内問題」が、建国期のアメリカを政治的に分裂させた第一級の政治問題ではあった。とはいえ、斎藤眞がつとに指摘してきたように、そもそもアメリカの独立自体が、大西洋兩岸の主要パワーを巻き込んだ「国際戦争」の結果成し遂げられたものに他ならない(1992: 369-407; 1995: 92-123)。また独立が達成された後も、新興国に過ぎないアメリカにとって、自身を取り巻く国際状況はけっして予断を許すものではなかった。『ザ・フェデラリスト』に掲載されている論考のうち、対外関係や防衛・軍事に言及しているものの少なくないことが、この点を如実に物語っている⁷。したがって、これまで国際関係論において議題に上がることのきわめて少なかった「建国の父祖」たちの国際政治思想の一端——彼らが共和政の対外的性格をどのように考えたのか——を明らかにしようとする本稿は、同分野におけるこうした研究上の欠落を埋めることにおいて、わずかながらとはいえ貢献するものと言えるだろう。これが、本稿が有していると考えられる学問的意義の1つ目である。

本稿の意義と見なし得る2つ目の点は、ここ10年程の間に、アメリカを「帝国 empire」として表象する向きが著しく増大したことに関わっている。周知の通り、戦後の「帝国」概念はいわゆる植民地帝国の消滅に伴い、マルクス主義の流れを汲んだ従属論・新植民地主義論のなかで、経済的な支配関係を表す概念として用いられることが、主であった。この傾向は、マイケル・ハートとアントニオ・ネグリによる『帝国 Empire』(Hardt and Negri 2000)の出版によっても、大きく変わらない。彼らのいわゆる「〈帝国〉論」も、現代資本主義体制下における経済

⁵ 上の註で触れたすべての論者が「民主主義の平和」について論じる際に、カントに言及している。その他にも、民主主義の平和論の文脈でカントについて論じた論考として、Sorensen 1992; Layne 1994; Huntley 1996; Cavallar 1999: 75-80; Franke 2001: 44-53; Franceschet 2002:106-113; Macmillan 2006; Höffe 2006: 177-188; 中本 2011 などを挙げることができよう。ただし言うまでもないが、90年代以降の国際関係論におけるカントへの関心の高まりは、民主主義の平和論のみが促したものではない。

⁶ その重要な例外として、Onuf 1999: esp.233-242がある。本稿における議題設定もこのOnufの先行研究から少なからず示唆を得ていることを、ここに付記しておきたい。ただし同書におけるOnufの視線は、アメリカの「建国の父祖」たちばかりに注がれているわけではない。その意味では本稿は、国際関係論において「建国の父祖」たちの国際政治思想に主たる関心を向けた稀有な論考、と言えるように思う。

⁷ 『ザ・フェデラリスト』85篇のうち、各篇のタイトルから判断するだけでも少なくとも12篇のなかで、対外戦争や軍事に関わる事柄が言及されている。対象の範囲を外交や対外貿易・通商の分野にまで拡大すれば、その数はさらに増えるだろう。

的支配関係を重視する理論という意味では、こうした既存の「帝国主義論」の延長上にあったからである。ところが、2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、ジョージ・W・ブッシュ政権下のアメリカが国連や他国との協調を無視してアフガニスタンからイラクへと戦線を拡大、イランや北朝鮮に対しても強圧的な態度で臨むなかで、アメリカを経済的にではなく軍事的な「帝国」として表象する動きが、学界のみならずジャーナリズムなどの間でも急速に広がっていった⁸。そして、そうした論議のなかで問われるようになった問題のひとつが、アメリカが「帝国」と化した歴史的淵源はいったいどこにあったのか、という「帝国」の起源に関する問題である。少なくない論者はそこで、18世紀末のアメリカに誕生した「共和政」のなかには既に、その後同国が軍事「帝国」へと変化していく火種があった、と指摘している。これこそ、本稿が意識するところの現代政治とも関連する研究上の文脈に他ならない。

2世紀以上も前に誕生したアメリカの共和政国家が、なぜ今日における軍事「帝国」の源と言えるのだろうか。この理由については、論者によって様々な説明が与えられている。そのもっとも典型的なものが、1787年に東部13州で成立した「連邦共和国」の理念やロジックのなかには、「自由」という大義を掲げて国土や勢力圏を膨張させる「自由の帝国 empire for liberty」（ジェファソン）への動因が既に多分に含まれていた、と指摘するものである（古矢2004: 43-54; ステファンソン2008: 305-308; 五十嵐2010: 24-35）。その他にも、アメリカ建国を理念的に支えた「共和主義」のなかには本質的に他者／外部を否定する論理が内在しており、ゆえにアメリカ共和政は常に「帝国」へと反転していく可能性があった、と説明するものもある（山下2010: 231-235）。これらはいずれも、それなりの説得力を含む指摘だと言えるかもしれない。しかしながら、これまでのところ、こうした説明が「建国の父祖」たちの政治思想を十分に検証した結果なされてきたとは、必ずしも言えないようである。そのうえ、本稿で明らかにするように、18世紀末の欧米では、「平和的な共和政」というパラダイムがかなりの影響力をもっていた。このことを前提にした場合、そのような言説空間のなかで誕生したアメリカ共和政がいかなる論理から後の軍事「帝国」化を許すような状況を生み出していったのかは、この両者に相関関係があるのであればなおさらのこと、思想的には検証すべき事柄であろう。ところが、これまでこの課題について、正面から取り組んだ研究は国際関係論以外でもほとんど見られなかった。したがって本稿では、ハミルトンならびにマディソンという2人の「建国の父祖」に限定してではあるが、この研究上の欠落を幾分なりとも埋めることを、ひとつの目的にしたい。この思想的な試みは、アメリカ「帝国」化の種子がその建国期に既に胚胎していたとの主張が聞かれる現在において、その主張の是非を判断するための部分的根拠を提供するのではないか。

以上のような意義に応えることを意識しつつ、本稿の議論を、以下の手順で進めていきたい。まず第Ⅱ節では、「共和政は平和的である」と見なされた18世紀後半の欧米における知的コンテクストを、確認しておく。それを踏まえて、次の第Ⅲ節では、ハミルトン・マディソンの順に、彼らが共和政の対外的性格をどのように捉えていたのかについて検討していくことにしよう。そして最後に、第Ⅳ節において結論ならびに今後への課題を簡単に述べることによって、本稿を閉じることにしたい。

⁸ アメリカを軍事的な「帝国」として表象する動きが9・11以降に広まった様子については、山本2006: 3-52; 藤原2009: 200-204などを参照のこと。

II. 平和的な共和政——18世紀末の欧米における知的文脈

(1) モンテスキューによって定立された「平和的な共和政」パラダイム

18世紀末における欧米の知的文脈のなかで、「平和的な共和政」というパラダイムの定立に寄与した人物としてはやはり、カントがすぐさま思い浮かぶはずである。彼は『永遠平和のために』のなかで執行権と立法権との関係を政体分類のメルクマールとして掲げ、その両者が融合した政体を専制政、分離した政体を共和政と定義づけた。この分離ゆえに、共和政においては、執行権をもつ統治者以外の人民の意志が、国家政策の表現である法律のなかに反映され得る。カントが共和政を「永遠平和への展望をもつ」政体と考えたのも、共和政に備わるこうした制度的特徴ゆえのことであった。戦争、もしくはそれへの不断の準備は通常統治者ではなく、一般の人民に経済的負担をはじめとしてさまざまな影響や被害をもたらす。したがってカントによれば、彼らの意志は、戦端を開こうとする決議に対し基本的に慎重な姿勢を示すにちがいない。統治者の一存によって立法を行なうことのできない共和政だからこそ、戦争はできる限り回避され、対外的平和の維持が常態になるはずであった（Kant 1923: 351-352）。

しかしながら、建国期アメリカにおける政治的言説への影響という観点からするならば、この有名なカントの定式も、さほど重要視すべきものとは見なし得ない。『永遠平和のために』は1795年が初出であり、新憲法の発効（1789年）から既に6年ほどが経過、あるべき共和政の形態をめぐって闘われた論争のピークは、もはやアメリカのなかでは過ぎ去っていたからである。しかも、この論議に関わった「建国の父祖」たちの政治思想は、ギリシャ・ローマにおける古典作家たちからのものを度外視するなら、カントのようなドイツ人ではなく、むしろ17・18世紀のイギリス人・フランス人の著作から圧倒的な影響を受けていた。なかでも、フランス啓蒙思想の代表的存在とも言えるモンテスキュー（Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu 1689-1755）の『法の本質 De l'esprit des lois』（1748年）こそが、諸政体の種類や特徴を議論しようとした「建国の父祖」たちにとって、まずは参照すべき作品であった（Arendt 1963: 148-153; Spurlin 1969; Lutz 1984）。それにそもそも、カントの政体分類法に従うならば、共和政においてもっとも望ましい「支配の形態」は、執行権の保持者（統治者）が1人に限られている「君主政」ということになってしまう（Kant 1923: 352-353）。しかしこれでは、かつてイギリスによる君主政支配からの離脱を目指し、共和政「以外の政体は、アメリカ人民の精神とも革命の根本原理とも調和しない」（Madison 1999c: 211, No.39）と考えた「建国の父祖」たちにとって、具合のよいものではなかったであろう。1人に権力が集中する君主政と、人民が最高権力を有する共和政とでは、彼らの理解においては、双方まったく相容れないはずであったからである。それに、その違いは単なる政治制度上の違いに留まるものではなく、それらが帯びた社会的・道徳的性格の違いにすら、及ぶものであった（Wood 1969: 46-48, 91-93）。

一方モンテスキューは政体を3つに分類したが、そのなかにおいて、最高権力を保持する者の数によって、君主政と共和政とを明確に区別している（Montesquieu 1951: 239）。そのうえで、これら3政体（残りひとつは専制政）の防衛力を論じた『法の本質』第9編において、「君主政の精神は戦争と強大化であり、共和政の精神は平和と節度である」という、その後しばしば引用されることになった有名な定式を示したのである（Montesquieu 1951: 371）。よって、18世紀末のアメリカにおける言説空間のなかで、「平和的な共和政」というパラダイムがある程度の自明性をもっていたとするなら、それはなによりもまず、この「偉大なるモンテスキュー」——「建国の父祖」たちは彼をしばしばそう呼んだ——の主張がベースになっていた、と考えてよいだろう。ただモンテスキューは、なぜ共和政が平和的であるのかについて、実はそれほど明確

な説明を与えているわけではない。よく知られているように、彼は、共和政を動かす原理——その政体を動かす人間の情念——として、統治に参与する市民たちの間に公共善を優先する「徳」が必要であること、これを彼の別の言い方で表現すれば、「祖国への愛すなわち平等への愛」が必要であることを指摘していた（Montesquieu 1951: 227-228）。が、こうした「徳」または愛があるからといって、共和政は平和的であるとの結論が論理的に導き出せるわけではない。

おそらくモンテスキューは、以下の2点を根拠に、共和政は平和的なものだと考えたらしい。ひとつは、共和政国家は小規模なものでなければならないという当時の共和政論によく見られた、あのお決まりの定式に関係する。モンテスキューによれば、共和政国家が小さな領土しか持ち得ないのは、市民の全員ないしは一部が一箇所に集合して統治に参加しなければならないことに加え、小国においてのみ公共善がよく感じられ、知られ、近しいものと見なされるからであった。それに対し大規模国家の場合は、国家全体の財産規模が巨大化するうえ、より多数の考慮すべき事情が生じるため、公共善の認識が曖昧となり、その結果人びとは公益よりも、むしろ個人的利益を優先させるようになる（Montesquieu 1951: 362）。共和政国家において市民の間に私益よりも祖国愛や他の市民たちとの平等を優先させる「徳」を育成・維持するためには、大国化はどうしても避けねばならなかった。よって他国の征服をしばしば目的とする「戦争」は、当然大国化を招くがゆえに、共和政の存続にとっては自殺行為となる（Montesquieu 1951: 363, 382）。共和政国家が軍備を整えるとしても、それは防衛のみが目的のはずであり、ゆえに共和政は、本質的に平和的となるはずであった⁹。

モンテスキューが共和政を平和的なものと考えた第2の理由は、18世紀ヨーロッパ社会における商業活動の拡大、およびそれに伴う「商業精神 *esprit du commerce*」の浸透とに深い関連がある。よく知られているように、モンテスキューは、商業は人びとの「破壊的偏見を癒す」と同時に、異なる国家に属す商売人同士を相互利益の観点から結合させ、その結果彼らを平和的な関係に導く、と見なしていた（Montesquieu 1951: 585）。しかもモンテスキューによれば、商業活動は君主や貴族が行なうべきものではなく、本来「平等な人びと」によって行なわれるべきものである。権力を保持するがゆえに信用が高くなる君主や貴族によって商業が行なわれてしまえば、それが独占を生み出し、結局彼らにばかり法外な富が集中してしまうからであった（Montesquieu 1951: 287-289）。ゆえに、人びとを平和へと導く商業は「平等への愛」を原理とする共和政との間により親和的な関係があることになり、したがってこの政体は、平和へと向かう属性を本質的に強く帯びている、ということになる——このようにモンテスキューが考えた、と解釈しても、さほどおかしくはないことになろう。しかしながら、注意しなければならないのは、モンテスキューにおける共和政と商業との関係は実は、それほど単純なものではない、ということである。

18世紀における共和政論の多くは、古代ギリシャ・ローマの共和政国家を着想源にしていた。そして古代人たちの間で共和国市民に不可欠とされた資質が、公共善のために私益を犠牲にする「徳」であった。モンテスキューが「徳」を共和政の原理として指摘したのも、こうした古典的共和政論の言わば「常識」に従った結果、と言えるだろう。ただしその「徳」の育成・維持のために何よりも必要だと彼ら古代人によって考えられたのは、個々の市民たちによる国家への軍事的奉仕であった。祖国の防衛や名誉のために命すら投げ出し得る気概を人びとの間に植え付けることが、公共善を優先する「徳」の涵養に役立つ、と考えられたのである。したがって、フィレンツェの共和主義者であるマキャヴェリ（Niccolò Machiavelli 1469-1527）の議論

⁹ このように、共和政国家が本性上小国であることからそれは平和的となる、という議論をモンテスキューに即して論じたものに、安武2004: 115-116、がある。

がその典型であるが、共和政国家を偉大にするものとしてこの市民の武装化——民兵制——を重要視する主張が、近世から近代初期にかけてしばしば輩出することになった。たとえばそのマキャヴェリによれば、古代ローマが帝国になり得たのは、自己犠牲的な戦士の「徳」が市民たちの間にあったからに他ならない（Machiavelli 1970: esp. pp.491-492）。ゆえにここでは、共和政の対外的性格もまた、むしろ膨張主義的ないしは好戦的なものと見なされることになる。そして、この種の共和政理解において、私益の追求を第一原理とし戦士の禁欲的文化とは真っ向から対立する商業は、本来共和政とは相容れない活動とされた。18世紀に共和政の樹立ないしは復活を夢見た知識人たち、たとえばルソー（Jean-Jacques Rousseau 1712-78）やアダム・ファーガソン（Adam Ferguson 1723-1816）が「徳」と商業とを対立的に捉え、後者を厳しく批判したのも、こうした伝統的共和政観を背景にしていたと言えよう¹⁰。彼らは商業の拡大による富の追求や奢侈がもたらす道徳的腐敗を攻撃し、祖国や名誉のための犠牲を厭わない戦士の「徳」が危機に瀕していることを、同時代人たちに激しく訴えたのである（Rousseau 1964: 376, 405, 428-429; Ferguson 1995: esp. 176-179, 206-209, 231-235）。

モンテスキューもまた、共和政における軍務は基本的に市民たちによって行なわれるべきものだとし主張（Montesquieu 1951: 303-304, 406）し、それに加えて、自己犠牲的な「徳」と商業精神とは根本的に対立するものだとも見なしていた（Montesquieu 1951: 586）。その意味では、共和政と商業との親和性は、ひとまず彼においても否定されていた、とすることができるだろう。ただしモンテスキューによれば、商業精神が質素への愛を育み商業活動が過度な不平等を引き起こさない範囲で行なわれるのであれば、それによる富の獲得もまた、けっして共和政とは矛盾しない（Montesquieu 1951: 280¹¹）。共和政下における商業は「経済／儉約 *economie*」のうえに成り立つものであって、それは君主政下における商業、すなわち奢侈や大量消費などに基づいて行なわれる商業とは異なる、というのが、その背景にあった彼の考えであった（Montesquieu 1951: 587）。したがってモンテスキューにおいては、ルソーやファーガソンなどとは異なり、商業が共和政を平和的にする、との主張を展開することがそれなりに可能となる。彼の理解では、ある種の商業の発展は、共和政の存立基盤——「徳」——の破壊に必ずしもつながらないからである。

このようにしてモンテスキューは、戦士の「徳」を重視する政体という意味で必ずしも平和的とは見なされなかったそれまでの共和政理解に対し、ひとつの転機をもたらした、と言える。それは、安武真隆が指摘するように、「徳」の維持や育成が困難になっていた18世紀の商業社会において、共和政国家が樹立される可能性にひとつの道を切り開くものであった、と考えてよいかもしれない（2004: 126）。ただその安武もまた、モンテスキューの共和政論の比重は圧倒的に、スパルタに代表される「軍事的共和政」をモデルにして論じられていた、と認めている（2004: 129）。しかも、モンテスキュー言うところの「商業的共和政」を樹立し得る可能性が当時高かったかという点、けっしてそうは言えまい。18世紀の欧米社会に大変動を引き起こしていた商業は、経済的利益の追求が道徳的な縛りから解放されるなかで発展してきたものであり（ハーシュマン1985）、したがって共和政とは調和的と見なされた「質素」や「儉約」、「節度」などの精神を基盤にして成り立つ商業とは、既に大きく異なっていたからである。それに加えて、そもそもモンテスキューの共和政国家には、それが小規模の国家でなければならない、と

¹⁰ 商業活動の拡大により「徳」が危機に瀕していった言説状況を主として17～18世紀のイギリスのケースに即して論じた労作が、Pocock 1975: 401-505である。

¹¹ ここで論じられている政体は、厳密には「民主政」である。周知の通り、モンテスキューにおいて「民主政」は、貴族政と並ぶ共和政の一種に他ならない。

いう制約が存在した。

したがってモンテスキューが説いたような「平和的な共和政」は、彼の議論に忠実であろうとするならば、18世紀後半の欧米において現実に樹立することはかなり困難であった、と言わざるを得ない。しかし、にもかかわらず彼の『法の精神』の影響力によってもたらされたこのパラダイムは、君主政を排し共和政の樹立を目指したその頃の共和主義者たちにとって、ひとつの福音であった。それは他の政体に対する共和政の道徳的優越性を示すものであり、したがって彼らの大義にとって、強力な追い風になっただろうからである。ゆえに、明確な形ではないが、モンテスキューの議論のなかで示された商業と共和政との微妙な関係は、同時代人たちの間では必ずしもはっきりと意識されないままに、「平和をもたらす商業精神」と並んで「平和的な共和政」というパラダイムが、広く人口に膾炙していったのである。

以下、18世紀末の欧米言説空間におけるその様相を、簡単に確認しておくことにしよう。

(2) 18世紀末における「平和的な共和政」パラダイムの広がり

18世紀末の言説空間において、「平和的な共和政」パラダイムを展開した論者の筆頭に、アメリカの独立とも縁の深いトマス・ペイン（Thomas Paine 1737-1809）を挙げることができよう。彼は著名な『コモン・センス Common Sense』（1776年）のなかで、王や王位の存在が国内外に不和の種を蒔く君主政に対し、共和政は「より自然な原理」に基づいているがゆえに、そうした過ちを犯さない平和的な政体であり得る、と論じている（Paine 2003: 35）。同様の主張は『人間の権利 Rights of Man』（1791-2年）においても見られるが、ここでの理由づけは、むしろカントのそれに近い。つまり、戦争は権力や利益をもたらすがゆえに、「古い政府」はその継続を求めようとするが、しかし共和政では国民の利益しか追求されないがゆえに、戦争に突入することがない、というのである（Paine 2003: 254-255）。とは言え、共和政の対外的性格に関するペインの議論には、モンテスキューと共通するところも少なからず存在している。共和政を商業活動と親和的な政体と見なし（Paine 2003: 278）、その発展を平和への促進剤と考える点が、そのもっとも顕著な事例であろう。彼によれば、商業は「個人のみならず国民をも相互に役立たせることを通じて、人類を友情関係で結び付けさせるように働く平和的な制度」に他ならない（Paine 2003: 323）。ただペインもモンテスキューと同じく、その商業によって、祖国愛や軍事的防衛の精神が減退してしまうことを憂いてもいる（Paine 2003: 47）。ゆえに、アメリカ独立戦争時の軍隊について述べた際にも、それに全面的に頼ることがベストとは言えないという条件を付けながら、やはり民兵こそが最高の軍隊だ、と彼は称賛したのであった（Paine 2003: 76）。このようにペインにおいては、商業と共和政との緊張関係や矛盾が意識されつつも、「平和的な共和政」と「平和をもたらす商業精神」というモンテスキューの2つの公式が同居しているのである。

もちろんこの時期の知識人すべてが同じように、共和政の対外的性格を平和的だと捉えていたわけではない。たとえば、「建国の父祖」たちもしばしばその著作を参照したというデイヴィッド・ヒューム（David Hume 1711-1776）は、共和政を本質的に好戦的な政体だと見なしていた。彼によれば、共和政は、国内の党派対立から生まれるエネルギーを外部に向けようとするその属性ゆえに、「対外拡張の『野心』」を本性としてもつ拡大型の政治体制」（犬塚2004: 140）である。しかもヒュームにとって、市民たちが気ままにふるまい党派間対立を抑止できない共和政は、それらが人びとの自由を侵害しかねないという意味で、根本的に危険な政体であった（Hume 1994: 5, 31-32）。とは言え、その彼も商業の発展や繁栄、奢侈や技芸の進歩がいずれも人びとを軍事的な事柄から引き離してゆくと考えていたこと、しかもその商業が、基本的に「自

由な政体」——彼が挙げるその事例のほとんどは、古代ギリシャや近世イタリア・オランダの共和政体——において繁栄すると見なしていたことは、やはり注目しておいてよい。ヒュームは「商業は・・・尊敬すべきものと見られないがゆえに・・・専制政府下では衰退しがち」だと述べ、フランスの絶対君主政下では、商業がまったく発展しないとは言わないまでも、それに有害な要素が存在している、とも考えていた（Hume 1994: 54-55）。ここにおいて、ヒュームの議論は、平和的な「商業的共和政」という見方を示したモンテスキューのそれと、かなり近接することになる。

これら影響力ある論者たちの議論を通じて、共和政の対外的性格を平和的と見なすパラダイムは、18世紀後半におけるヨーロッパの言説空間において着実に広がっていった、と言ってよい。そして当時、その共和政をまさに樹立しようとしていたアメリカでも、同様の傾向が見られたのである。たとえば、憲法制定会議にサウス・カロライナ代表として参加したチャールズ・ピンクニー（Charles Pinckney 1757-1824）は、その会議中の発言のなかで、「征服や他の列強との間で覇権をつかむことは、共和政の目的ではないし、そうあるべきでもない」と主張している（Farrand 1911: 402）。そのピンクニーは中央集権化を進める新憲法案を支持した人物であったが、しかしそれに反対した人たちの間でも、このパラダイムは頻繁に主張されていた。実際のところ、モンテスキューの共和政論に忠実であろうとした場合、こうした反対派たち——アンティ・フェデラリスト——の方が、彼の議論はよほど受容しやすかったかもしれない。というのも、中央連邦政府に対し各邦（州state）の主権や独立性を守ろうとした彼らの立場こそ、小規模国家を共和政国家のあるべき姿と考えたモンテスキューの議論と、むしろ調和的と言えるからである。しかも、新憲法案に示された平時における常備軍の設置、ならびに各邦（州）所属の民兵に対する中央政府支配の強化に対し、それらを自由への脅威として反対を唱えたのが、これらアンティ・フェデラリストたちであった（Main 1961: 146-148）。この考え方は、国防は基本的に邦（州）レベルで、それも民兵を中心に行なうべきだ、という建国期のアメリカにおいて深く浸透していた考え方である¹²が、この点でも、主に伝統的な戦士の「徳」を中心にその共和政論を展開したモンテスキューの考え方と、むしろ相通じるものがあったと言える。ゆえに、このフランス啓蒙思想家の影響を受けつつ、アメリカのなかで広まった「平和的な共和政」というパラダイムは、新憲法案反対派の間においても、広く観察されることになったのである。

たとえば、ヴァージニアの農園主でアンティ・フェデラリストの代表的存在であったパトリック・ヘンリー（Patrick Henry 1736-99）は、同州の憲法批准会議で新憲法の採択反対論を展開した際に、以下のような言葉を残している。「紳士諸君、今やアメリカの精神が、中央集権化の縄や鎖の助けによって、この国を強く巨大な帝国に変えんとしている。[しかし]たとえあなたがたがこの国の市民を単一の大規模な集権的アメリカ帝国の臣民になるよう同意させたとしても、その政府に、彼らをまとめ上げるほどの十分な力はないだろう。そのような政府は、共和主義の精神とは相容れないものである」（Ketcham 1986: 208 傍点筆者）。『ザ・フェデラリスト』のもっとも手強い論争相手と見なされた「ブルータスBrutus¹³」によれば、新憲法の推進者たちは、国防の名のもとに、中央政府の軍事力増大を狙っている。が、アメリカは「自分たちの間における徳と幸福の実現」のみを視野に入れていけばよい、というのが、ブルータスの考えであった。なぜなら、「私的な争いのための復讐、あるいは妻・愛人・寵臣に加えられた侮辱に対

¹² アメリカにおいて常備軍に対し民兵を重視する伝統が建国期に広まった事情については、斎藤1992: 313-368などが詳しい。

¹³ 「ブルータス」はロバート・イエイツ（Robert Yates 1738-1801）だというのが、今日での通説である。

する処罰のために、諸国の人口を減少させ、何千人もの無辜の民を惨殺するという栄光は、ヨーロッパの君主たちに任せて」(Bailyn 1993: 693 傍点筆者) おくべきだからである。「アグリッパ Agrippa」という匿名を使って新憲法案反対論を展開したジェイムズ・ウィンスロップ (James Winthrop 1752-1821) も、共和政は「不必要な戦争を防ぐ上で計り知れないほどの強みを備えている」と主張している。共和政下にある邦議員は自分たちの選挙区における選挙民たちの利益——公益すなわち公共善——と密接に結びついているため、外国の影響下に入ったり手先になったりすることがない、というのが彼の示したその根拠であった (Bailyn 1993: 772-773)。

このように、18世紀後半における大西洋の兩岸では、「平和的な共和政」というパラダイムが、「平和をもたらす商業精神」という定式と並んで——ときに関連付けられたりして——かなりの程度定着していた。よってこれに伴い、かつて戦士の「徳」を養うものとして重要視されていた民兵制も今日ではさほど必要ではなく、常備軍に国防を委ねるほうがかえって好都合である、との指摘すら現れるようになっていたのである¹⁴。とは言え、先にも述べたように、民兵制を重視し常備軍を自由への脅威として敵視するアメリカの伝統は、あらゆる党派を越えて、「建国の父祖」たちの間に浸透していた。またモンテスキューの議論に典型的に見られるように、「平和的な共和政」パラダイムが古代ギリシャや近世ヨーロッパに見られた小規模共和国を前提に主張されていたということは、大規模な「連邦共和国」を樹立しようとしていた「建国の父祖」たちにとって、やはり具合の悪いものであったろう。それに、当時最大の商業国家であったイギリスが独立後もアメリカにとって最大の軍事的脅威であったことを鑑みるなら、「商業が平和をもたらす」との定式もまた、彼らにとってはそれほど信用が置けなかったはずである。したがって、18世紀後半のアメリカ知識人たち、特に新憲法を支持していた人びと——アンティ・フェデラリストたちに比べ、モンテスキューの共和政観とは多くの点で合致しない共和政観を抱いていた人びと——の間では、「平和的な共和政」パラダイムの刷新もまた、アメリカにふさわしい形態の共和政国家が構想される一方で、行なわれる必要があった。それは、自分たちの支持する共和政——「連邦共和国」——の道徳的優越性を示すためにも、おそらく不可欠なことであったろう。

その作業がどのような論理のもとに行なわれたのかを、新憲法支持派の代表的存在であるハミルトンとマディソンの議論に焦点を絞って、以下検討していくことにしたい。

III. 共和政の対外的性格と「建国の父祖」たち

1. アレグザンダー・ハミルトン

(1) ハミルトンの生涯

いわゆる「建国の父祖」たちのなかでもハミルトンほど、特異な経歴をもった人物は稀であろう。英領西インド諸島のネーヴィス島に庶子として生まれた (1755/57年) 彼は、とある新聞への寄稿を端緒にして、1773年、アメリカのニューヨーク邦へと移住する。まもなく始まった独立戦争においては、アメリカ大陸軍に参加し、その間に陸軍最高司令官であったワシントン

¹⁴ アダム・スミスは、こうした考えを主張した当時の代表的な人物である。『諸国民の富 The Wealth of Nations』(1776年) 第5編第1章第1節「防衛費について」における彼の議論 (Smith 1976: 689-708) を参照のこと。

を補佐する副官の地位に就いたことで、後に政界で活躍する地歩を築いていった。退役後は弁護士として名声を博す一方、フィラデルフィアで開催された憲法制定会議（1787年5～9月）の邦代表に選ばれ、連邦政府の設立を主眼とした新憲法案の採択に尽力する。マディソンならびにジェイとともに彼が『ザ・フェデラリスト』を執筆したのは、この頃のことであった。1789年に第1次ワシントン政権が発足すると、今度はアメリカの初代財務長官に就任。その任期中に中央銀行の設立や公信用の確立といった経済政策を推進し、新興国アメリカにおける経済システムの整備に重要な役割を果たした。財務長官の地位は1795年に退いたものの、ジョン・アダムズ政権下でフランスとの軍事的緊張が高まった1798年には、ワシントン指揮下の「臨時軍」で、筆頭副官の地位に就任している。しかし90年代初頭からマディソンらが率いる「共和派 Republican」と激しく対立するようになり、「1800年の革命」（ジェファークソン）によってハミルトンの属した「連邦派 Federalist」が政争に敗れると、彼の政治的影響力もまた同時に低下していった。1804年、政敵アーロン・バーとの決闘による負傷がもとで、半世紀弱の生涯を閉じている。

(2) 『ザ・フェデラリスト』におけるハミルトンの「平和的な共和政」パラダイム批判

以上のような彼の略歴からも明らかなように、政治から経済、軍事に至るまで、アメリカ建国期における様々な分野の第一線で活躍したのが、ハミルトンであった。しかしこの多様な遍歴にもかかわらず、彼が一貫して注意を注ぎ続けていたのが、建国間もないアメリカの対外関係であったと言われている（Stourzh 1970: 148、斎藤1992: 387-388）。では、そのような関心をもっていたハミルトンは、共和政の対外的性格に関して、いかなる考えを抱いていたのであろうか。

実はハミルトンは、『ザ・フェデラリスト』第6篇のなかで、この問いに対する一見明白な答えを与えている。その答えとはすなわち、一般に共和政は平和的だということがよく言われるが、しかしその説には実のところ何の根拠もない、というものである。ハミルトンのこうした結論は、彼自身が人間性のなかに多くの弱点を見出していたこと、そしてそうした弱点は理性によっても十分に克服できないと認識していたことに、深く関連している。彼によれば、「人間は野心的で悪意に溢れ、しかも強欲的」（Hamilton 2001e: 176, No.6）な存在である。したがって彼らの間に争いが止むことはなく、それと同様の事情から、隣接し合っている独立主権国家の間に調和が継続することもあり得ない。事実、人類の歴史は、すべての国家において、人間のもつ野心や欲望によって、攻撃や征服が繰り返し生じてしまうことを示してきた。確かに、君主自身やその取り巻きの個人的欲望が原因となって、君主政国家が引き起こしてきた戦争の数は、数え切れないほどある。が、同様に共和政国家においても、少なくとも一部の国民の間に似たような衝動が生まれ、その結果生まれた戦争の事例は、枚挙に遑がない。「反感や偏愛の気持ち、対抗心、あるいはたとえ不正であっても獲得したいという欲望は、国王のみならず国民にも働いているのではないだろうか」（Hamilton 2001e: 179, No.6）。共和政のもとで実行される政策には、一般国民の意見や利益が反映されるため、彼らに不利益や被害をもたらす戦争は、普通実行されにくくなる——これはカントやペインによって提示された「平和的な共和政」の根拠であるが、しかしハミルトンからすれば、こうした根拠はまったく歴史的な検証に耐えないものであった。

注目すべきは、「商業精神は人びとの習俗を穏やかにし、戦争へとしばしば駆り立ててきた激しやすい気性を取り除く傾向をもつ」（Hamilton 2001e: 178, No.6）というテーゼもここで、ハミルトンが検討に付していることである。これは明らかに、アメリカでも人口に膾炙していたモ

ンテスキューの「商業精神」論を、彼が強く意識していたことの結果だと言えよう (Stourzh 1970: 149-150)。しかしここで、彼の下した結論はやはり、そのようなテーゼには何の経験的根拠もない、というものである。ハミルトンは、歴史上の共和政国家のうち通商取引に力を入れていた「商業共和国 commercial Republic」に着目し、その事例として、古代ではアテネとカルタゴ、近世ではヴェネチアとオランダとを挙げている。が、そのいずれの共和政国家も、スパルタやローマといった軍事的性格の強い共和政国家、あるいは君主政国家に負けず劣らず、他国に対し度々攻撃的な侵略戦争を仕掛けてきたという。ハミルトンによれば、このようなことが生じてしまうのは、富への愛もまた権力欲や名誉欲と同様、人びとの情熱を支配し、野心を掻き立てるものだからに他ならない。「かつて領土や支配への欲望から起こされたのと同じぐらい多くの戦争が、それ〔商業〕が諸国民の支配的なシステムになって以来、商業的な動機に基づいて引き起こされてきたのではなかったか」(Hamilton 2001e: 179, No.6)。商業活動が国民の間で活発になり、他国との通商が拡大したからといって、それが国家間の友好や親善につながるとは限らない。むしろそうした関係の深化が相手よりも通商上の優位に立つこと、あるいは相手の優位を許さないという欲望を人びとの間に喚起する。その結果、そうした欲望を実現する手段として、人びとは他国に戦争を仕掛けるようになる、というのがハミルトンの考えであった。

以上のように、ハミルトンは、モンテスキューに対する批判を展開しながら、「平和的な共和政」というパラダイムを全面的に否定していた、とひとまずは言える。しかしながら、共和政の対外的性格に関するアメリカ建国期の国際政治思想に関心をもつ本稿において、彼についての話を、以上で終えることはできない。なぜなら、この『ザ・フェデラリスト』第6篇で批判的に扱われている共和政国家は、いずれの場合も、古代から近世に現れた歴史上の小規模共和政国家ばかりだからである¹⁵。そもそもここでのハミルトンの目的は、アメリカ「国内」において各邦 (state) の独立性が高い現状を解消し、それらすべてが中央連邦政府のもとに結合する必要性を説くことにあった。要するにこの1篇は、アンティ・フェデラリストが古代や近世の小共和国をモデルに展開した州権 (邦権) 論への批判を目的にして、執筆されたものだったのである。ハミルトンによれば、たとえ各邦は共和政であっても、その各々に主権を認めている現状では、諸邦間戦争が常に発生し得る。このままではアメリカで「内戦」の生じる危険があるのであり、ゆえに新憲法の採択を通じて、各邦を結合させる「連邦共和国」を結成しなければならない——これこそ、ハミルトンが展開したここでの主張であった。したがって、共和政国家の歴史に新局面を切り開いた広大な地理的範囲を有するアメリカの場合でも、「平和的な共和政」パラダイムをハミルトンが否定していたのかどうかは、この『ザ・フェデラリスト』第6篇の記述からだけでは、にわかには判断し得ない。ゆえに、ここではさらにもう一步踏み込んで、このアメリカ式の大規模共和政国家もまた平和的でない、と彼が考えていたのかどうかを検討する必要がある。生じてくる。

そこでまず、ハミルトンが新憲法の採択により誕生した (するはずの)「連邦共和国」をいか

¹⁵ 実はハミルトンは、「商業共和国」もまた平和的とは言えないことを証明する歴史的な諸事例として、カルタゴ・ヴェネチア・オランダの各小規模共和国における好戦性に触れた後、中規模の領土をもつイギリスにも言及している。しかしこれは、彼がイギリスもまた共和政国家と見なしていたから、というわけではない。確かに、イギリス議会には下院においてイギリス国民の代表が選出される制度がある、という意味で、それは共和政国家とも類似した性格をもつ。が、ハミルトンのここでの目的は、商業活動に広く携わっているこの国民もまた、やはりその通商上の利益を満たすためにしばしば戦争を引き起こしてきた、という事例を示すことにあった。つまり、彼は「商業共和国」が平和的でないという彼の主張をさらに裏付けるために、ここでイギリスの事例を付加したのである。Hamilton 2001e: 180-181 (No.6) を見よ。

なる意味で共和政国家だと考えていたのか、あるいは、どのような共和政国家であるべきだと考えていたのか、確認することから始めよう。

(3) ハミルトンの共和政論

まずハミルトンにおいて、その共和政はけっして「民主政」であってはならなかった。というのも、彼にとって、古代共和国に見られたような一般市民が直接統治に参与する「純粋な民主政 pure democracy」は、きわめて危険なものだったからである。「古代の民主政は・・・よき統治に関する特徴のひとつすら帯びることはなかった。その真の性格は暴政であり、その姿は歪んでいた。人びとが集まったとき、その論議の場は統制のとれない群衆の様相を呈することになった。そこでは、熟慮が不可能であったのみならず、あらゆる非道な行為への伏線が準備されたのである」(Hamilton 2001f: 489)。またハミルトンは、「民主的な議会 democratic assembly」によって国家の諸政策が決定・実行される政体に対しても、信用を置いていなかった。こうした立法議会の議員は一般市民によって選出されるわけだが、それは人びとの気まぐれや暴力的な熱情が国家の方向性に直接反映することに他ならない。したがってこの種の「民主政」もまた、ハミルトンからすれば、共和政の原理とは本来相容れないものであった (Hamilton 2001d: 156-157, 164) ¹⁶。

ではハミルトンにとって「民主政」的ではない共和政とは、いったいどのようなものであったのだろうか。実を言えば、ハミルトンが「共和政」という概念でいかなる特徴をもつ政体を意味していたのかは、必ずしも明瞭ではない。彼が専制政に反対し自由な統治への支持を表明していた (Hamilton 2001e: 196-197, No.9) ことからすれば、「民主政」を拒否した彼ではあるが、個人における市民的・政治的自由の存在が彼の考える共和政においても主要な特徴だったことは、間違いがないと言えよう。しかし、ハミルトンが共和政について言及するとき、その政体為人びとの自由・財産・安全の保障といった公共善、あるいは公共の福祉を適切に提供しているかどうか、明らかに彼における関心の中心に位置していた¹⁷。つまり、ハミルトンにとっては市民たちによる政治参加——インプット——が十分に行なわれているかどうかよりも、当該政府が「よき統治 good government」を行なっているかどうか——アウトプット——が、共和政を他の政体から区別する重要なメルクマールだったのである。

したがって、ハミルトンが示した理想的な共和政は、「民主政」的な立法議会や人民がもつ権力の行き過ぎをチェックし、国民全体の利益を慎重に理解しながらそのための政策を安定的に遂行できる、「強力な行政部 vigorous executive」を備えた政体、という姿をとることになった (Hamilton 2001d: 156-157, 164; 2001e: 383-384, No.71)。というのも、彼によれば、外部からの攻撃に対して社会を守り、法を着実に執行し、また野心的な企てや派閥化・無政府状態から自由や財産を保護する「よき統治」は、こうした行政部の存在なしには実現し得ないからである (Hamilton 2001e: 374, No.70)。もちろん、この強力な行政部の存在を強調するハミルトンの姿が、特に彼に敵対する者たちの間で、彼を君主政支持者であるかのように見せたとしても、当時の文脈においては、それほど奇異なことでもなかったであろう。実際、ハミルトンはフィラデル

¹⁶ 議会を中心に行なわれる「民主政」に対して批判的だったのは、ハミルトンのみならず新憲法案の制定に賛成した多くの「建国の父祖」たちに共通する。彼らは各邦 (state) の政治がこのような民主政の弊害を通じてアメリカを危機的状態に陥れていると考え、その矯正策として、民主政の行き過ぎの是正を狙った権力分立制の考えに基づく新憲法を支持したのである。彼らの民主政に対するこのような見方については、ウッド 1989: 38-45 を参照のこと。

¹⁷ こうした論じられ方をしたハミルトンの発言や記述として、たとえば Hamilton 2001d: 164; 2001e: 174 といった箇所を参照。

フィアで行なわれた憲法制定会議において、「イギリス政府は世界のなかで最善である」というきわめて問題の多い発言を残してもいる (Hamilton 2001d: 156)。ただ一方で彼は、「君主政における自然な病理」が専制政への墮落であることもまた、十分に理解していた (Hamilton 2001b: 100)。要するにその発言の主旨は、イギリス君主政をよしとするところにあつたのではなく、それが強力な行政部の存在により、「よき統治」の実現に当時もっとも近づいていたことを指摘するところにあつたのである。そもそもハミルトンによれば、強力な行政部の存在は、共和政の原理とはまったく矛盾しない。その行政部が人民に適切に依存し、適切に責任を負っている限り、その政体は共和政と呼び得るものだったのである (Hamilton 2001e: 375, 380, No.70)。

なぜハミルトンは、「よき統治」の実現のために、強力な行政部の存在が不可欠だと考えたのだろうか。ここでまず確認しておきたいのは、彼が中央連邦政府の果たすべき役割について、以下のように表明していることである。「連邦によって果たされるべき主要な目的は、次のとおりである——連邦構成員の共同防衛、外国からの攻撃および国内の騒乱に対する公共の平和の保持、他国民および諸邦間における通商の規制、外国との政治的ならびに商業的交流の管理」 (Hamilton 2001e: 253, No.23)。要するにハミルトンにおいては、安定した対外的関係の確立こそが、新興国アメリカの最重要課題——そしてそれは国民にとっても善きこと——であった。彼がこのような考えを抱いたのは、独立達成後も国際情勢が依然アメリカにとって危機的であったことに加え、司令官の1人として参加した独立戦争時における彼自身の体験が大きく関わっていた、と言われている。物資や食糧の供給が適切に行なわれていなかったアメリカ大陸軍は、兵士たちの士気も低下し、イギリスに対し勝利を得るにはしばしば程遠い状況に陥っていた。ハミルトンによれば、このような事態を招いたのは、各邦代表者の連合体に過ぎなかった大陸会議 Congress に迅速かつ一貫した指揮を執るだけの権限も財力もなく、その結果それぞれの邦が、自由気ままに徴兵や私益の追求を行なっていたからであった (Hamilton 2001a: 70-76)。そのうえ、このようなアメリカ軍が最終的に勝利し得たのはフランスの援助によるところが大きく、しかし外国に自国の安全が左右されてしまう状況は、ハミルトンにとっては克服すべき大きな課題であった (Hamilton 2001c: 104-105)。したがって、このような独立戦争時の状態を改善すること——全体への統制がとれ一貫した指導力を発揮できる政治システムや、安全保障上における自国の独立を確実にすること——ができなければ、アメリカは再び窮地に陥りかねない、との認識が彼に生まれる。このような危険を避けるためにも、ハミルトンによれば、アメリカは新憲法により中央連邦政府を設立してそれまでの過度の分権性を解消するとともに、国力を増大させ、独力で自国の安全を確保できる政策を推進しなくてはならなかった。つまり、彼から見てこのアメリカ喫緊の課題を成就するためには、強力な権限を備えた行政部が必要だったのである。

実際、国力の増強や国家的独立の根幹である軍事力の整備という点において、ハミルトンは、行政部が強力なイニシアティブをとることを主張している。彼は、『ザ・フェデラリスト』第23篇のなかで、「国民の安全が危険にさらされる状況は無限であり、したがってそれへの配慮が任されている権力に憲法上の制約を課すことは賢明でない」 (Hamilton 2001e: 253, No.23) と指摘し、国防や安全保障に関する事柄については、それを統制管理する行政政府には何らの制限も加えられるべきでないと論じた。これでは行政側のイニシアティブがあまりにも認められ過ぎとも言えようが、いずれにしてもこの主張は、ハミルトンがいかに新興国アメリカの安全保障を「強力な行政部」に託していたかを示すものと言える。

ハミルトンが1790年代初頭に財務長官という行政官の立場で推し進めたさまざまな経済政策、あるいはその計画も、自国の安全を確保するという課題の実現にその主眼が置かれていた。と

りわけ、彼が連邦議会の要請に基づいて提出した『製造業に関する報告 Report on the Subject of Manufactures』（1791年）のなかに、そうした意図が顕著に現れている。彼は同報告書のなかで、「製造業の繁栄」が「一国の富のみならずその独立および安全とも実質的に結び付いている」と指摘し、さらに「衣食住や防衛の手段」を自給できなかったことが、先の独立戦争の継続を著しく困難にした、と論じた。そのうえで、その改善を行なうことこそ、中央連邦政府が速やかに取り組むべき重要な課題だと主張したのである（Hamilton 2001g: 691-692）。ところが実は、ハミルトンが「強力な行政部」を通じて行なった、あるいは行なおうとした経済政策は、さらに深いところでも、国家防衛という目的に繋がっていた。彼の認識によれば、建国期のアメリカでは既に多くの人びとが農業や商業に関連する職に就いており、したがって戦士の「徳」を備えた市民たち——民兵——に国防を委ねる伝統的な共和政国家は、もはや現実的なモデルではあり得ない（Hamilton 2001e: 192-193, No.8）。そもそも（後に述べるように）ハミルトンは、防衛力としての民兵に対して高い信頼を置いておらず、ゆえに国防は常備軍に頼るべきだというのが、彼の基本的な考えであった。が、しかし他方で彼は、戦士の「徳」のように、市民たちに祖国愛や公共善への関心を抱かせるものがアメリカの共和政国家にも必要である、との認識も同時に抱いていた。商業が発展するなかで人びとが私益の追求のみに汲々とし、国家への公的奉仕を忘却した状態では、やはり対外的危機における祖国の防衛が覚束なくなるからである。そこでハミルトンは、中央連邦政府の経済政策により人びとの私益を満足させることを通じて、商業の時代のアメリカにふさわしい公共精神の育成を図ろうとした。つまり、同国の経済システムに対する信用度の改善や産業活動の活発化をもたらす政策を推進し、すべてのアメリカ国民が多かれ少なかれ経済的利益を享受できる状態を政府主導によって創り出すことで、彼らの間に連邦政府への愛着ならびに利害共同体としての国民意識を植え付けようとしたのである（中野1993: 47-105）。これによって、古代共和国に見られたような武装市民ではなくとも危急存亡の際には自発的にアメリカ国家に奉仕しようとする市民たちの育成が、経済に関する諸政策を通じて目指されたのであった（Walling 2006: 264-267）。

以上のように、既に商業化の波が訪れていた時代において、大きな権限を備えた活力あふれる行政部を中心にして、対外的安全や独立の確保が目指される国家が、ハミルトンにとって、新興国アメリカにふさわしい共和政国家の姿だったのである。

（4）ハミルトンにおけるアメリカ型共和政国家の対外的性格

ハミルトンにおける「連邦共和国」の内容を確認し終えたところで、「共和政は平和的か」という本稿の関心に戻ることにしよう。一見したところ確かに、アメリカの現実を前に構想されたこの「強力な行政部」をもつハミルトンの共和政国家は、平和的と見なすには、あまりにも強権的な雰囲気を感じていえると言えよう。ゆえに、たとえばポーコックは、ハミルトンが実現しようとしたアメリカはマディソンのそれとは対照的に、支配と拡張によって特徴づけられるカエサル的な「商業・軍事帝国」であった、と結論づけている（Pocock 1975: 529-531）。しかしながら、ここで留意すべきは、ハミルトンの関心は基本的にアメリカ国家の防衛に置かれており、けっして領土の拡張にはなかった、という事実である（Harper 2004: 273-274）。確かに彼は、「国家理性 reasons of state に基づく攻撃的戦争を行なわないよう政府の手を縛ることを」指して、それを「政治における新規かつ不合理な実験」（Hamilton 2001e: 312, No.34）だと述べるなど、好戦的とも言える記述や発言を残している。したがってこれが、行政部の強化とそれによる国力の増大や軍事力の整備などを訴える彼の姿と結び付けられるとき、ハミルトンがアメリカを「英雄国家 heroic state」にしようとしていたという結論（Kramnick 1988: 26-29）に

なったとしても、それほどおかしくはない。しかし、1793年にフランス革命政権とヨーロッパ列強との間で戦争が勃発したとき、ハミルトンは、アメリカが中立を宣言してこの戦争に関与しないことを支持しながら、同国の「真の利益は平和の維持にある」(Hamilton 2001h: 803)と主張していた。彼が行政部に軍事力整備のための制約なき権限を与えたのも、「共同体の防衛および保護のためには、その効果的な実行のために必要とされるすべての事柄を行なう権能に制限があってはならない」(Hamilton 2001e: 254, No.23 傍点筆者)からであって、必ずしも版図の拡大が意図されていたわけではない。したがって、ハミルトンの共和政は平和的でない、との結論を単純に下すことには、いささか問題があると言えるだろう。

事実、ハミルトンの目指していた共和政国家が好戦的あるいは膨張主義的とは言えないことを示す、幾つかの証拠が存在する。第1に、彼は防衛に必要な軍備もそのための制度も早急に整えるべきだと繰り返し主張したが、軍備の歯止めなき拡大については、警戒を怠ってはいなかった。安全保障に対する過ぎた関心が自由への脅威にもなり得ること、また彼が整備と強化を支持していた常備軍が自由にとっては有害であることを、彼もまた深く認識していたからである(Hamilton 2001e: 191, No.8)。とは言え、ハミルトンによれば、すべての軍隊を常備軍ではなく民兵のみで編成することは、独立戦争時における彼の経験に照らし合わせてみても、明らかに不合理であった(Hamilton 2001e: 267, No.25)。民兵による国土防衛は、緊急の際に大規模な兵力を迅速に動員するという点において著しい欠陥があり、経済的な面から見ても、特に平時において人びとを通常の生産的な仕事から引き剥がすという点で、問題がある。したがって彼は、常備軍の保持を容認しつつ、しかしそれが必要以上に拡大しない制度や政策に対し、支持を与えたのであった。軍隊の維持費に対する2年以上の継続的支出を、議会の承認がない限り禁止することや、海軍の増強によって海外からの侵略を防止する代わりに国内の軍隊を小規模にするといった提案が、そうした制度や政策の最たるものである(Hamilton 2001e: 194-195, No.8; 260, No.24)。もちろんこれらの提案は『ザ・フェデラリスト』のなかでなされたものであって、したがってそれらは新憲法案への支持調達を目的にした政治的便宜に過ぎない、と解釈することも、可能ではあろう。しかし、軍備を限定的にしようとするこのようなハミルトンの姿勢が、1790年代末にナポレオン指揮下のフランスと緊張が高まった時期にも依然として維持されていたことは、注目されてよい。彼は、一方でそのときに結成された「臨時軍」を永久化させることを目指したが、他方で、ヨーロッパ情勢が一旦安定化したならば、その軍隊を最小限のレベルに縮小することも提言していた(Harper 2004: 236)。このような点を考慮するならば、建国期を通じて強力な常備軍の結成を夢見ていたハミルトンではあるが、その彼を「アメリカ軍国主義 militarism の権化」(Kohn 1975: 286)と評してしまうことは、明らかに言い過ぎであろう。

また新興国アメリカが西部へと拡張していくことについても、ハミルトンは、基本的に抑制的であった。独立時のアメリカは既にミシシッピ川までその領土を拡大していたが、ジェファーソンなどとは異なり、それ以上の拡大はアメリカ共和政の自殺行為であると彼は考えていたからである(中野1993:102-103)。ハミルトンは確かに、アメリカにおける商業の発展や平和の実現といった「国益」の観点から、ミシシッピ川河口にあるニューオリンズやフロリダの獲得は武力を用いてでも行なうべきだと主張していた(Hamilton 2001j: 995; 2001k: 996)。しかしながら、1803年に当時のジェファーソン政権がフランスからルイジアナを購入してアメリカの版図を西部へと拡大したとき、彼はその政策に対し、激しい反対を唱えた。この拡張が人びとの居住地を拡散し、人口希薄地帯を作り出すことによって、連邦政府そのものが解体するのではないか、との危惧を抱いたからである(Hamilton 2001k: 999)。これは、政府の存在があまりにも遠方かつ不可視になってしまうと、人民の政府に対する愛着は薄れ、国民としての一体感

も喪失を招く、というハミルトン独自の理論から来る認識であった。こうして人民の支持を得られなくなった政府は当然、秩序維持のために、より多くの武力に頼るようになるだろう (Hamilton 2001e: 276-277, No.27)。つまり、「平和的な共和政」の状態を国内的に維持するためにも、彼の理解によれば、版図の拡大は好ましくなかったのである。

共和政が膨張的であってはならないとする彼の主張は、革命後に誕生したフランス「共和政」に対するハミルトンの態度にも、間接的に表れている。同じ「共和政」であることを理由にしてフランスとの同盟や協力を推進しようとしたアメリカの同胞たち——「共和派」——に対し、彼は明確に反対する立場の論陣を張った。その際、そうした立場を貫いた理由のひとつに、彼が「共和政フランスの対外政策に帝国主義を読みとって」(中野1993: 191) いたことが、深く関係していたものと思われる。つまり、彼にとって隣国に侵攻することをいとわない革命フランスは、それがたとえ「共和政」を謳っていたとしても、アメリカに誕生したものとは異質の政体だったのである。それは、彼の認識においては、むしろ一般民衆が暴走した専制政、彼の別の言い方で呼べば、「民主政」に他ならなかった (Hamilton 2001i: 833-834)。真の国益の実現を目指す「よき統治」が行なわれる共和政は、膨張主義的な「帝国」であることと調和しない——これこそ、アメリカ新共和政に対するハミルトンの理解だったのである。

以上のように、「強力な行政部」の存在に特徴を持つハミルトンの共和政は、その最初の印象とは裏腹に、必ずしも好戦的あるいは膨張主義的な性格を持っていたわけではない。専守防衛に徹しているとまでは言い難いが、いたずらに戦争を仕掛けることはしないという程度に、それは「平和的」なものであった。もちろんだからと言って、ハミルトンがそのとき、小規模な（商業的）共和国を前提にしたモンテスキューのそれに代わる新しい「平和的な共和政」パラダイムを提出しようとしていたかという点、けっしてそうではあるまい。そもそも彼は、建国期アメリカにおける第一級の「政治家」であり、したがってハミルトンの支えようとした共和政が「平和的」であったのも、基本的には彼がアメリカの「国益」を追求した結果であった。つまり、大規模な領土をもつアメリカの国力を、伸長著しい商業や製造業の促進によって強化しつつ、対外的脅威に対抗できる力をこの新興国に備えさせることが、彼にとって「国益」だったのである。そして、こうした「国益」を満足させるためにも、過剰な軍備や無用な戦争は、政策的に回避する必要があった。

しかしながら、新しくアメリカに誕生した「連邦共和国」は古代共和政のように小規模である必要はないが、それに備わる「強力な行政部」が祖国愛や共同体感情を国民の間に喚起できる程度には、その領土の規模は限定的でなくてはならない、というハミルトン独自の理論は、やはり一般的な意味合いをもつと言えよう。彼によれば、共和政の領土がむやみに拡大することは、行政部主導による「よき統治」をゆるがせにするという意味で、その共和政の崩壊すら招きかねない。したがって、アメリカのような広大な規模をもつ共和政国家の場合でも、その共和政の安定と繁栄のためには、防衛に努めつつ、基本的に平和を維持することが必要であった。こうしてハミルトンは期せずして、「平和的な共和政」パラダイムにあるひとつの新局面を開いたのかもしれない。共和政国家の新しい形態であるアメリカのようなケースでも、それは一般的に平和的に振る舞うし、振る舞わねばならないということが、彼の「政治家」としての現実主義から、結果的に導き出されたのである。

2. ジェイムズ・マディソン

(1) マディソンの生涯

ヴァージニアの裕福な地主の息子として生まれた（1751年）マディソンは、ハミルトンに比べ、実に恵まれた出自にあったと言える。家庭や寄宿学校で教育を受けた彼は、後にプリンストン大学となるニュージャージー・カレッジに進学し、その後の政治活動で発揮される高い教養と知性とを、若い頃から身に付けていく。独立戦争時には戦場に立つ機会を持たなかったが、1770年代半ばにヴァージニア邦議会議員に選出されたことで、ジェファースンらとともに、邦政治の改革に尽力することになった。アメリカ独立後は憲法制定会議の邦代表に選出されたが、その会議における新憲法案の土台となったヴァージニア案は、彼が中心になって起草したものである。ハミルトンとはこの時点で既に面識があり、中央連邦政府の設立や『ザ・フェデラリスト』の執筆で密接な協力関係を結ぶなど、80年代末まで両者の関係は概ね良好であった。しかしながら、新憲法が1788年に制定され、マディソンが連邦下院議員として「権利章典」の憲法追加手続きを主導し始めた頃から、当時財務長官であったハミルトンとの間に、政治的な軋轢が生じるようになる。間もなく彼は、ジェファースンらとともに自らの党派を「共和派」と呼び始め、ハミルトンら「連邦派」の牛耳る政権側と、さまざまな政策をめぐる対立を繰り返していった。しかし1800年の大統領選でジェファースンが当選、翌年第3代アメリカ大統領に就任すると、その後のアメリカ政治における主導権は、彼ら「共和派」が完全に掌握することになる。マディソンはこのジェファースン政権下で國務長官を2期ほど務め、さらに1809年、今度は自らが大統領となって、やはり2期8年の間この職務を全うした（～1817年）。大統領任期中の1812年から15年にかけては「マディソンの戦争Madison's War」とも呼ばれた1812年戦争が、イギリスとの間に勃発している。1836年、ヴァージニア州モンペリエにて永眠。

(2) マディソンの共和政論

ハミルトンら「連邦派」による行政部中心の支配は、アメリカを君主政ないしは貴族政国家にしかねない——このような危惧を抱き、自由と共和主義の擁護を掲げて結成された反対派が、1790年代初頭に現れた「共和派」であった（Wood 2009: 150-152）。では、その「共和派」領袖の1人であったマディソンは、共和政の対外的性格について、いったいどのような考えを抱いていたのだろうか。この問いに答えるために、まず以下において、彼が共和政をいかなる政体と捉えていたのかを、確認しておきたい。

マディソンもまた、ハミルトンと同様に、共和政を「民主政」からは明確に区分した。マディソンによれば、「純粋な民主政pure democracy」とは少数の市民が一箇所に集まりその全員が統治に参与する、つまるところは議会中心の政体に他ならない（Madison 1999c: 164, No.10）。したがって当然、市民たちが容易に参集できる領土的規模でしか、この政体は存在し得ないことになる。しかも市民たちが集会の場——立法議会——において意見を闘わせ、政策決定を行なうことは、マディソンからすれば、少数派の切り捨て、ならびに過半数を越える人びとの感情や利益が「公益」と同一視される、いわゆる「多数の暴政」と同義であった。ゆえに、この「民主政」は混乱と暴力の末短命に終わることが常であり、しかも「平等の実現」という大義のもとに、個人の安全や権利の侵害がしばしば発生することになる（Madison 1999c: 164, No.10）。要するに、ハミルトンと同じくマディソンにとっても、人民の熱情や私益が何の歯止めもなく直接国家政策に反映されてしまうこの政体は、到底受け容れられるものではなかったのである。

ところで、このような「民主政」に対するマディソンの低い評価は、憲法制定会議前に彼が議員として参加していたヴァージニア邦議会での経験が大きく与っていた、と言われている（ウッド1989: 39-44）。実際、そこでの経験を踏まえて著された『アメリカにおける政治システムの諸悪 Vices of the Political System of the United States』（1787年）において、彼は、各邦の議会が犯した違反やそこで制定された法律の問題性を激しく批判している（Madison 1999a: 69-80）。

それではマディソンの場合、「民主政」から区別された共和政とは、いったいどのような政体だったのだろうか。「民主政」との違いが際立つその特徴を3点、以下に挙げておくことにしよう。ここにおいて、彼の考えは、ハミルトンのそれとは大きく枝分かれすることになる。

第一に、マディソンの共和政国家は「代表representationという制度」（Madison 1999c: 164, No.10）を備えた国家であることを、まずは意味するものであった。彼によれば、公共善は、人民自身によってではなく知恵・愛国心・正義への愛を有する一部エリートたちによって、より適切に認識されるはずのものである（Madison 1999c: 165, No.10）。したがって彼の考えに従うならば、共和政の統治は人民による直接的政治参加を基礎とする必要はなく、こうした代表者たちによって執り行われるべきものであった。もちろんマディソンは、共和政の本質として、その政府が一部の特権階級ではなく、社会の大多数に基礎を置いていなければならない、と考えている（Madison 1999c: 211-212, No.39）。ゆえに、政治権力を委ねられる代表者たちは、世襲制度によって選ばれてはならず、しかも人民の信託に対し常に依存することになるよう、権力の保持に一定の期間——任期——が定められる必要があった（Madison 1999c: 211-212, No.39）。定期的に人民による選挙の洗礼を受けることで、エリートである代表者たちが人民の真の利益から乖離しない——そんな統治のあり方を、マディソンは求めたわけである。

しかし彼は、こうした代表制を採る共和政において、代表者たちが私益の追求や他者の権利を侵害する行為を行ない、自分たちの権力を濫用する可能性があることを、まったく否定していない。行政部における代表者たちはもとより、人民に対しより大きな影響力をもつ立法議会議員たちにおいて、その種の危険はより大きい、とマディソンは考えていた（Madison 1999c: 282, No.48）。こうした認識の背景には、先に述べた「民主政」的邦議会議員としての経験があったことは、繰り返すまでもない。しかしいずれにしても、こうした危険を避けるために、マディソンが共和政のあるべき特徴として強調したのが、権力分立制に代表される抑制均衡の制度であった。行政・立法・司法に権力を分割し、さらに中央連邦政府と邦（州）政府とに国内の統治権力を分散させることで、強大な権力が一箇所に集中することを防ぐ。アメリカ人が独立戦争によって闘い取った政府とは、マディソンによれば、「自由の原理の上に樹立されるべきのみならず、政府の権力が幾つかの統治部門に分割され均衡を保っているため、そのいずれも他部門による適切な監視と抑制を受けることなしには、法で定められた限界を越え得ない政府」（Madison 1999c: 283-284, No.48）であった。つまり、対立し合う利害を突き合わせ、相互抑止を働かせることで、特殊利益が権力を篡奪し利用する最悪の事態を回避し、それが結果として公共善の実現となる——これが、マディソンの考えた共和政のあり方であった。

マディソンの共和政における第3の特徴は、それが「民主政」に比べ、はるかに広大な領土を統治領域とする点にある。ひとまずこの特徴は、代表制の採用によりすべての市民が統治に参与する必要がないところから生じる、言わば論理的な帰結だと言えよう。しかしながら、マディソンの共和政論では、この点は単なる地理的な特徴以上の意味合いを持たされている。すなわち、領土の拡大によってより多数の市民がこの共和政国家には包含されるため、それが「派閥faction」の暴威に対する抑止効果をもつ、という意味合いである。マディソンによれば、派閥、要するに私的な感情や利益の追求を目的にした市民グループの存在は、共和政の維持・存

続にとって実に弊害の大きいものであった。こうした派閥の目指すところが公共善に反するのみならず、派閥間の争いによって、公共善の存在そのものが忘れ去られてしまうからである。が、派閥の完全な解消は非現実的である一方、統治領域の拡大によって多数派市民の形成を困難にすることで、特定の派閥が優位に立つ可能性も減少する。つまり、広大な共和国の形成は派閥数の増加につながるため、派閥間の相互抑止と均衡とが特定の私益の突出を防ぎ得る、と考えたのが、マディソンであった（Madison 1999c: 160-167, No.10）。

以上のような特徴をもつマディソンの共和政は、人間はけっして天使ではない、という彼の根本的な認識を背景にしている。ただし、人間は常に公益よりも私益に惑わされる存在であるが、その私益の相互対立を前提に抑止と均衡のメカニズムを働かせることで、最悪の事態だけは免れ得る——これが、彼の共和政論を貫いている基本的な発想であった。ところが、人間に対しこのように多くの信用を置かなかつたマディソンであるが、他方で「人民への依存ということが疑いもなく政府『の暴走』に対する第一の抑制」（Madison 1999c: 295, No.51, 傍点筆者）だとして、意外にも人民を共和政維持に関する最後の砦に据えている。いったい彼は、この人民という存在をどう捉えていたのであろうか。

人間を天使とは考えず、「民主政」を退け代表制を採用したマディソンであれば、エリートはともかく一般の人民に対しては、さほどの期待を寄せてはいなかったものと差し当たりは予想できよう。ところが実は、必ずしもそうではないことが、彼の著述や発言からは浮かび上がってくる。まず彼は、人間性のなかには墮落した側面がある一方で、「ある程度の尊敬と信頼とに値する性質」も存すると述べ、「共和政体は他のいずれの政体よりも高い程度に、こうした性質の存在を前提にしている」と主張している。もし人間が完全に墮落しているなら、「自己統治のために十分な徳」も彼らには存在しないことになるが、しかしまったくそうではない、というのがマディソンの考えであった（Madison 1999c: 319-320）。注目すべきは、共和政体のもとにおける統治において、彼が世論による代表者の監視という要素をきわめて重視していたことである（Sheehan 2009: 84-123）。マディソンによれば、「世論 public opinion はすべての統治に縛りを与えるものであり、すべての自由な統治における真の主権者」（Madison 1999d: 500）に他ならない。権力を託した人びとの行動を注視し健全なる批判を公言できることが、権力の濫用を防ぎ、私益の追求を防止し得るのであった（Madison 1999h: 601-602）。もちろんマディソンは、こうした世論が常に公共善を反映した正しいものになる、などという楽観的な考えを抱いていたわけではない。しかし人民自身が選出する代表エリートたちとの相互交流を通じ、その世論がさらに洗練さと広い視野とを身に付けることによって、より一層公共善に合致した統治が行なわれ得る、とも彼は考えていた（Madison 1999c: 165）。要するに、人民の直接的な政治参加は容認しなかったとはいえ、しかし彼らによって作り出される世論に対しては、マディソンは大きな信頼を寄せていたのである。

このように、代表制を強調し「民主政」を批判したマディソンであるが、世論を通じたエリート代表者たちに対する人民の監視とコントロールについては、それを共和政下の政治に決定的な要素だと考えていた。特に『ザ・フェデラリスト』執筆後の90年代初頭において、ハミルトンら「連邦派」と袂を分かつなかで、マディソンに世論や「社会の意志 the will of the society」、「共同体の意志 the will of the community」に言及する論考や発言が目立ち始めたことは、注目されてよい（中野 2006: 470-472）。「強力な行政部」に集まった指導者エリートによる公益の実現を共和政の要諦であると考えたハミルトンに対し、「共和派」領袖の1人であったマディソンは、人民の良識や意志に基礎を置く政治こそが、やはり共和政のあるべきあり方だと考えたのである。

(3) マディソンにおけるアメリカ共和政国家の対外的性格

世論あるいは「社会／共同体の意志」を共和政における最後の審級と見なしたマディソンの姿勢は、本稿が関心をもつ「共和政は平和的か」という問いに対する彼の答えに、そのまま反映している。彼は1792年2月、『ナショナル・ガゼット National Gazette』誌に『普遍的平和 Universal Peace』と題された短い論考を発表したが、直接的な言い方ではないもののそのなかにおいて、「社会／共同体の意志」に動かされる共和政は平和的、との議論を展開している。つまり、アメリカに建国された新しいタイプの大規模共和政国家を前提にして、ハミルトンとは異なる根拠に基づいてではあるが、マディソンもまた、「平和的な共和政」というパラダイムに新地平を切り開いたのである。そこでこの彼の論考、すなわちサン・ピエールの永遠平和論に対してルソーが展開した注釈および批判¹⁸に対するマディソンのコメントの中身を、まずは確認しておこう。

マディソンによれば、「多くの愚行と邪悪さを含む」戦争は2種類存在する。ひとつは「単に政府の意志」によって行なわれるものであり、もうひとつは「社会それ自体の意志」に従って行なわれるものである (Madison 1999e: 505)。このうちまず前者のケースであるが、ここで述べられている「政府」は、いわゆる政府一般を指してはいない。社会あるいは共同体の意志とは矛盾する野心や復讐心、欲望、気まぐれなどが支配する政府、すなわち、専制政府を指すものとして、その用語は使われている。このような政府の場合、マディソンによれば、「戦争は公的財源を支払う人びとではなくそれを費やす人びとによって、国家の軍隊を支える人びとではなくそれを指揮する人びとによって、そして〔抑圧の〕くびきから逃れられない人びとではなく、その権力が〔戦争によって〕向上する人びとによって、宣言される」 (Madison 1999e: 506)。したがってこのような政府を改革し、その意志を共同体あるいは人民の意志に従属させることが、戦争を防止する第一歩に他ならない。ところがマディソンの理解では、ルソーはこのような恣意的権力ないしは「戦争に多くの魅力を感じている政府」を改変するための処方箋を提示せず、その結果いつかは抑圧も終わるだろうという人びとの希望の火を消し去り、被抑圧者における慰めの源すら断ち切ってしまった¹⁹。が、もしそのルソーがアメリカやフランスの政体を実際に見ることができていれば、彼はきっとこのような結論を引き出さなかったであろう——こうしてマディソンは、アメリカやフランスの政体を実現すること、すなわち共和政を樹立することが、「普遍的平和」を成し遂げるための重要な手段だと主張したのである (Madison 1999e: 506)。

しかし戦争はまた、「社会の意志」が主導する形でも行なわれる。そしてこのような戦争の根絶がより困難だということは、マディソンもまた認めるところであった。しかしながら、彼はそれへの有効な処方箋もないわけではないと主張し、その方策は社会の意志を「社会の理性 the reason of the society」に従わせること、すなわち「場当たりの感情や思慮に欠ける行為に打ち勝つ、永続的な統治構造上の行動原理を確立すること」だと述べている (Madison 1999e: 506)。しかも彼は、宣戦布告が「人民の権威」によって行なわれるようにし、またその戦争の負担を未来世代に持ち越さないとの制約を国民自らが自分たちに課すならば、欲望とその野心が引き起こす犠牲や負担との間に比較考量の機会が生まれ、結局は「理性が何の制約もなく公共善を

¹⁸ ルソーはサン・ピエールの永遠平和論について、*Extrait du projet de paix perpétuelle de M. L'Abbé de Saint-Pierre* (1761) と *Jugement sur la paix perpétuelle* (1782) という2つの論考を著している。マディソンはこの両者に眼を通したものと考えられる。

¹⁹ このようなルソー解釈は今日のルソー研究者の間でもしばしば見られる解釈であるが、筆者はかつて、これとは若干異なる解釈を示したことがある。Aiko 2006: 117-118を参照のこと。

求めて決定を下せるようになり、その国家には当然、愚かしいすべての戦争を回避できると、必要な戦争や防衛戦争のために無駄にされてはならない諸資源のもつ力から、多くの利益がもたらされるようになる」とも主張している（Madison 1999e: 506-507）。ここに、彼が理想とする共和政のあり方を論じたときと、ほとんど同様の考え方を見出し得るだろう。私益に流されやすい人間の理性を十全に働かせるには、さまざまに対立する利害を突き合わせ、その均衡と抑制のなかで、公共善が発見されていくような制度を作り出さねばならない。これこそまさに「統治構造上の行動原理を確立する」ことに他ならないが、しかしそれさえ整っていれば、人民の意志（世論）は理性的なものとなり、それに導かれた諸政策は、無用な戦争をすべて回避するようになる。つまり、平和の実現のためには「統治構造上の行動原理」、すなわちマディソンが理想とするところの共和政を確立することが、やはりここでも推奨されているわけである。理性ある人民の意志が共和政を動かし、また共和政が人民の意志を理性的にする——この状態を実現することが、彼の考えた「普遍的平和」のための処方箋であり、また「平和的な共和政」の新しいパラダイムであった。

もとより、共和政を平和的と見なしたマディソンとて、他国が常備軍をもち戦争の準備を進めている限り、国防の必要性を無視するわけではない。ゆえに彼も、ハミルトンと同様に連邦政府の指揮下において、常備軍が配備されることを容認してはいた。しかしながら、マディソンの常備軍に対する警戒心の度合は、「連邦派」と「共和派」の対立が始まる以前の『ザ・フェデラリスト』執筆の時点でも、ハミルトンに比べ相当程度の温度差があった、と言うべきであろう。「常備軍は危険である・・・いかなる規模であろうとそれは、称賛に値するほどの慎重さと警戒とを必要とする対象物である」（Madison 1999c: 228, No.41）。マディソンによれば、ローマ帝国の時代から近代ヨーロッパにおける絶対君主政の時代に至るまで、「外国に対する防御のための手段」、すなわち常備軍は、「常に国内における暴政の道具であった」（Madison 1999b: 116）。したがって、バニングが指摘するように、『ザ・フェデラリスト』のマディソンは、おそらくハミルトンに合わせて常備軍を認める議論を展開したものの、それは彼にとってかなり苦しい選択だったと言えよう（Banning 1995: 396-398）。それはまた、ハミルトンに比べてこの点でも、マディソンのほうがよほど伝統的な共和政観に近い考えを抱いていた、ということの証左でもある。

常備軍の危険性を深く認識していたマディソンは当然、その軍隊の規模を最小限に抑えることにも関心を抱いていた。彼によれば、新憲法下で各邦が結合し連邦に国家全体の安全を委ねるならば、邦間での軍事競争は不必要となり、平時の軍備は必ず最小限に抑えられるはずである。アメリカの地理的利点、つまりヨーロッパ列強とは海で隔てられているという利点を生かし、増強された海軍を国家防衛の柱とするならば、大規模な陸軍をもつ必要はますます減少するだろう。常備軍の維持費についても、2年以上の継続的支出は議会による承認がなければならない、と憲法で定めておけば、軍の規模がむやみに拡大することはないに違いない（Madison 1999c: 228-232, No.41）。以上のような議論に見られるように、マディソンは、本来危険であるはずの常備軍が必要な規模を超え出ないことを、たいへんに重く見ていた。1809年の大統領就任演説でも彼は、新大統領が為すべきことのひとつとして、「常備軍を必要な限界内において維持すること」（Madison 1999i: 682）を挙げている。

ただ連邦政府支配下における軍隊の規模がむやみに拡大しないよう一定の歯止めをかける必要性は、ハミルトンもまた主張していたことである。ゆえに、この点において、この両者の間に違いはまったく存在しない、ということになるだろう。だが、他方で民兵についての2人の考え方は、きわめて対照的と言えるものであった。ハミルトンが独立戦争時の経験から民兵の有効性

について大きな疑いを抱いていたことは、既に述べたとおりである。一方のマディソンは、先の大統領就任演説のなかで「共和国のもっとも強固な防波堤は、武装し訓練された民兵である」(Madison 1999i: 682)と指摘している。それどころか、連邦に属す常備軍が何らかの理由でアメリカ国民の公益に反する暴挙に出る可能性があるとしても、マディソンによれば、そうした暴挙が実際に生じる可能性はきわめて低かった。というのも、そうした常備軍に対しては、各州によって組織された民兵軍が十分に対抗できるはずだったからである。したがって彼にとって、一般市民が武装されているということは、「他のほとんどすべての国民に対し、アメリカ国民がもっている有利な点」(Madison 1999c: 271, No.46)に他ならなかった。つまり、自らの自由のために武器を取って戦うことも厭わない市民の存在こそが、マディソンの理解においては、国内の安寧も含めて平和実現のために必要だったのである。以上のように、軍隊に関する彼の立場は、常備軍を共和政にとって危険なものとし民兵制を擁護したアンティ・フェデラリスト、さらにはモンテスキューにも繋がる伝統的な共和主義の立場に対し、ハミルトンよりもずっと近かった、と言えるだろう。

したがってマディソンが理想とする平和的な共和政国家は、自由のために戦士となり得る市民たちによって、結局のところ構成されていなければならないことになる。そしてジェファソンと並んで「共和派」であった彼は、この盟友と同じく、当時アメリカ市民の多数を占めていた独立自営農民こそが、「公的自由の最良の基盤であり、公的安全の最強の防波堤」(Madison 1999f: 512)である、と考えていた。都市や海の上ではなく土の上に生き、その土地を耕し、自分たちの食糧や衣服を自分たちの力で生産する彼らこそ、自由・独立・徳・知性といった、共和政の維持や発展のために必要な資質を備えている——したがって民兵として祖国防衛の義務も十全に果たす——というのが、マディソンの認識であった(Madison 1999f: 512-513)。一方、当時アメリカでも東部を中心に発達する兆しを見せていた製造業の従事者に対する彼の評価は、きわめて低かったと言える。とりわけ、生活必需品とは言えない流行によって左右される商品、奢侈のための商品を国外輸出のために生産する工業は、マディソンにとってはもっとも望ましくないものであった。「一国民がこうした〔産業に従事する〕市民たちによって構成され、さらに外国との貿易に依存するようになればなるほど、その国民は他国民の消費と気まぐれとに依存するようになる」(Madison 1999f: 514)。『製造業に関する報告』などに表明されたハミルトンの経済政策に対し、「共和派」がことごとく反対したのも、独立自営農民こそをアメリカ共和政を支える真の屋台骨と考えていた彼らの立場からすれば、当然のことであった(McCoy 1980: 152-161)。

ゆえにマディソンからすれば、「平和的な共和政」を維持するために、アメリカは、ハミルトンの主張するような商業や工業を中心にした国家ではなく、農業国であり続けることが必要になる。これは、商業社会化の進展という当時の流れに逆行した考えとも言えようが、しかしそのこと以上にここで注目すべきは、その目的が皮肉なことに、時には戦争も辞さない政策を彼に採らせることになった、という点であろう。マディソンは商業、特に外国との通商が自由貿易の原理に基づいて行なわれる限りは、それは平和的なものであると考えていたらしい(中野 1993: 81)。しかし同時に、農業国であるアメリカの農産物が十分な外国市場を確保できるようになることも、農民主体のアメリカ共和政のためには絶対に必要なことであった。したがって、外国の貿易政策が原因となってそうした市場が奪われた場合は、武力に訴えることも、マディソンにとっては現実的選択肢のひとつになる(McCoy 1980: 234)。1812年戦争の開戦にはさまざまな事情が絡んではいるが、その理由のひとつに、当時ナポレオン支配のフランスと交戦していたイギリスによって、「中立国」アメリカに対し、ヨーロッパとの通商禁止措置が布かれた

ことがあった。マディソンは1812年6月、上下両院の議員を前に発せられたメッセージにおいて、次のように述べている。「[イギリスの] 自称封鎖措置のもとで・・・私たちの商業はすべての海で略奪の憂き目に逢い、私たちの国の多くの主要食糧品が正当な市場から切り離され、破壊的な一撃が私たちの農業と海上の権益に加えられています」(Madison 1999j: 686 傍点筆者)。アメリカの共和政を支える農業の保護のためには戦争もまた正当化されるというのが、彼の考えであった(中野1993: 171-173)。

農業国としてのアメリカを維持するというマディソンの目的は、領土拡大もまたアメリカには必要だと感じさせた。移民により人口が増え続けるアメリカにとって、その彼らが農業に従事できる土地を確保することは、アメリカ共和政の柱である農民の増加につながるからである。その意味で、1803年におけるルイジアナの購入は、フランスの事情によって多分に実現したものとはいえ、マディソンら「共和派」政権のもとで行なわれたという点で、象徴的な出来事であった(McCoy 1980: 196-208)。それに、そもそもマディソンにとって領土の拡大は、どの派閥や党派も全国レベルで多数派を握ることが一層困難になるという点で、共和政にとっては大きな利点である。とするなら、彼の共和政論に従うならば、アメリカの領土的膨張を否定的に捉えるべき要素は、特に存在しなくなる。もちろんマディソンもまた、「政治家」という側面もっていた以上、強引な領地拡大はアメリカの「国益」にとって望ましくないと考えたろうが、しかし彼のイデオロギーのみを判断材料とするなら、それはむしろ推進すべき事柄であった。この点で、そうした領土的膨張に慎重であったハミルトンとは、実に対照的であったのである。

以上のように、人民の意志あるいは世論を共和政における権威の源泉、あるいは最後の審級だと考えていたマディソンにとって、このアメリカに新しく現れた共和政国家は、ひとまずは平和的と言えるものであった。抑止と均衡のシステム、そして代表制を備えた大規模「連邦共和国」であるがゆえに、その世論もまた、公共善が何かを的確に理解する理性的なものへと導かれてゆくに違いない。そしてその世論が、自衛戦争を除けばこの共和政国家において、自由の破壊や資源の浪費につながる戦争を、基本的には回避させるはずであった。が、差し当たりはこのような論理構成をとっていたマディソンの「平和的な共和政」パラダイムであるが、実はその裏には、異なった面が存在していた。「共和派」であった彼にとって、そのような世論を形成する人民の大多数は、民兵として国防の役割も果たす独立自営農民でなくてはならなかった。それゆえに、その彼らによって構成される共和政国家を維持・発展させ得る場合には、攻撃的戦争や領土の拡大もまた、マディソンには容認され得るものだったのである。人民をベースにして共和政国家を構想・追求したマディソンは、ハミルトンに比べて、よほど共和主義の正統的伝統に——民兵制の重要視も含めて——忠実だったと言えよう。が、そのことが結果的に、より好戦的な要素を含んだアメリカ共和政への道を切り開いていったのである。マディソンの「平和的な共和政」パラダイムは、その意味において、そのパラダイム自体を切り崩す火種を内部に抱えていた、と言えるだろう。

IV. おわりに

本稿では、アメリカにおける「建国の父祖」たちのなかでも、『ザ・フェデラリスト』の共同執筆者として知られるハミルトンならびにマディソンに着目し、「共和政は平和的か」との問いに対する彼らの答えを析出することで、その国際政治思想の一端を明らかにしてきた。実は国

際関係論のなかで、アメリカ建国期の国際政治思想は、これまであまり注目されてこなかった領域である。したがって以上のような考察は、不十分ながらも、同学問分野における国際政治思想研究に対し一定の貢献をするものだったのではないか。

18世紀後半のヨーロッパでは、共和政を平和的な政体、君主政を好戦的な政体と見なすパラダイムが、それを唱えたモンテスキューの影響もあって、かなり広く浸透していた。同時期のアメリカでも、アンティ・フェデラリストと呼ばれた人びとを中心に、共和政の道徳的優越性を証明する論拠のひとつとして、このパラダイムが盛んに言及されていたのである。しかしながら、モンテスキューの共和政論は、一概にそうとは言えないものの、基本的にはやはり、古代や近世における小規模な「徳」の共和国を前提にしていた。私益の追求を是とする商業活動や製造業が著しく拡大した18世紀においては、共和政の樹立を目指した者たちにとって、それは必ずしも適恰的な議論ではなかったのである。したがって、広大な領土をもつアメリカにおいては、特に中央集権化を進めようとした新憲法案を支持する「建国の父祖」たちの間で、共和政国家の新しい形態である「連邦共和国」モデルが、さまざまに構想されることになった。これに伴い、モンテスキュー流の「平和的な共和政」パラダイムもまた、変化を強いられたのである。

ハミルトンの共和政は、そのような「連邦共和国」モデルのなかでも、「強力な行政部」が指導し公益の実現を目指す共和政であった。彼の場合共和政とは、人民の政治参加に基礎を置く政体というより、むしろ公共善を実現する政体の謂いに他ならない。よって、その種の「よき統治」を行なう役割も、人民にではなく、公益の適切な理解と政策の安定的推進を図れる行政部に託されていた。一方マディソンの場合は、政治権力の濫用、私益の実現しか求めない党派や派閥の跋扈に対し、強い警戒心が抱かれていた。したがって彼の共和政は、権力の分割とその相互抑止・均衡という考え方のもとに、制度の設計が行なわれている。とは言え、マディソンにおいては、共和政における政治的権威の源泉は、あくまでも人民にあった。ゆえに彼の議論では、国家の政策や方向性を定める最後の拠り所として、世論の力や人民の意志というものが重視されている。

このような2人の共和政観を対比するならば、ハミルトンの共和政の方が、よほど好戦的な雰囲気を漂わせている、と言えるだろう。ところが彼は、「強力な行政部」によって「よき統治」が実現される領域は無限ではないとの認識から、共和政国家の領土が拡大し過ぎることについては、きわめて批判的な考えを抱いていた。もともとハミルトンにおける「強力な行政部」の目的は、建国間もないアメリカの防衛と独立を主眼にしており、その結果彼の共和政では、無用な戦争をできる限り回避することが志向されている。一方のマディソンにおいては、共和政が平和的となるその根拠は、世論あるいは人民の意志に置かれていた、と言えるだろう。その点において彼は、アメリカの新しい共和政国家モデル——「連邦共和国」——を前提にしつつ、ハミルトンに比べてよほど明確に「平和的な共和政」パラダイムの刷新を行なったのである。ただ逆説的なことに、独立自営農民である人民の意志、すなわち世論を国家政策のバックボーンと見なしたマディソンの認識は、彼の共和政において、農業国アメリカを維持し発展させるための戦争や領土拡大に対し、その歯止めを失わせることにもなった。マディソンの共和政には、その結果好戦性を帯びるという傾向性が、図らずも組み込まれることになったのである。

よって本稿の議論のみを拠り所にした場合、ハミルトンではなくマディソンの共和政観こそが、後にアメリカが軍事「帝国」化するその遠因になった、と結論づけられるかもしれない。この結論は、ある意味で、ジェファースンの「自由の帝国」論にその「帝国」化の歴史的淵源を見出す説を強化するもの、と言えるだろう。ジェファースンとマディソンは「共和派」の盟

友であり、したがって19世紀前半にその「共和派」がアメリカ政治の覇権を握ったことが、後の「帝国」への変化を生み出す原因になった、と言えそうだからである。ただそのような結論をここで下してしまうことは、やや早計に過ぎると思われる。後の「帝国」化の淵源がこの時期の「共和政」のなかにあったかどうかの判断は、さらに他の「建国の父祖」たちの共和政観を検討していく必要がありそうだからである。したがってここでは、これを今後の課題にしたいと述べるに留めて、ひとまず本稿を閉じることにしたい。

参考文献

<日本語文献>

- 五十嵐武士 2010年 『グローバル化とアメリカの覇権』、東京：岩波書店。
- 犬塚元 2004年 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』、東京：東京大学出版会。
- ウッド、ゴードン・S 1989年 「徳の喪失と私益の隆盛——連邦憲法制定をめぐる『私益』と『無私』」(中野勝郎訳)、小川晃一・片山厚編『アメリカ憲法の神話と現実』、東京：木鐸社、第1章、33-107頁。
- 斎藤眞 1992年 『アメリカ革命史研究——自由と統合』、東京：東京大学出版会。
- 1995年 『アメリカとは何か』、東京：平凡社。
- ステファンソン、アンダース 2008年 「きわめて興味深い帝国」(菅英輝訳)、L・ガードナー、M・ヤング編著『アメリカ帝国とは何か』(松田武・菅・藤本博訳)、東京：ミネルヴァ書房、第11章、301-329頁。
- 中野勝郎 1993年 『アメリカ連邦体制の確立——ハミルトンと共和政』、東京：東京大学出版会。
- 2006年 「ジェイムズ・マディソンの共和政観——アメリカ建国期における共和制とデモクラシー」、田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間——シヴィック・ヒューマニズムの可能性』、名古屋：名古屋大学出版会、第15章、454-487頁。
- 中本義彦 2011年 「デモクラティック・ピース?」、荻部直・宇野重規・中本義彦編『政治学をつかむ』、東京：有斐閣、Unit 19、207-216頁。
- ハーシュマン、アルバート・O. 1985年 『情念の政治経済学』(佐々木毅・旦祐介訳)、東京：法政大学出版局。
- 藤原帰一 2009年 「帝国は国境を越える——国際政治における力の分布」、日本国際政治学会編『日本の国際政治学2・国境なき国際政治』、東京：有斐閣、第10章、197-216頁。
- 古谷旬 2004年 『アメリカ 過去と現在の間』、東京：岩波書店。
- 安武真隆 2004年 「『法の精神』における『共和政』と『法の精神』」、『関西大学法学論集』第50巻第1号、92-167頁。
- 山内範久 2010年 「アメリカは『帝国』か?」、渡辺靖編『現代アメリカ』、東京：有斐閣、第12章、222-241頁。
- 山本吉宣 2006年 「『帝国』の国際政治学——冷戦後の国際システムとアメリカ』、東京：東信堂。

<外国語文献>

- Aiko, Yuichi 2006. "Rousseau and Saint-Pierre's Peace Project: A Critique of 'History of International Relations Theory'", in Beate Jahn (ed.), *Classical Theory in International*

- Relations*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Arendt, Hannah 1963. *On Revolution*, New York: The Viking Press.
- Bailyn, Bernard (ed.) 1993. *The Debate on the Constitution: Federalist and Antifederalist Speeches, Articles, and Letters During the Struggle over Ratification*, New York: The Library of America.
- Banning, Lance 1995. *The Sacred Fire of Liberty: James Madison and the Founding of the Federal Republic*, Ithaca: Cornell University Press.
- Cavallar, Georg 1999. *Kant and the Theory and Practice of International Right*, Cardiff: University of Wales Press.
- Doyle, Michael W. 1983. "Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs", *Philosophy and Public Affairs*, Vol.12 (3), pp.205-322; Vol.12 (4), pp.323-353.
- Farrand, Max (ed.) 1911. *The Records of the Federal Convention of 1787, Volume I*, New Haven: Yale University Press.
- Ferguson, Adam 1995. *An Essay on the History of Civil Society*, Cambridge: Cambridge University Press, edited by Fania Oz-Salzberger.
- Franceschet, Antonio 2002. *Kant and Liberal Internationalism: Sovereignty, Justice, and Global Reform*, New York: Palgrave Macmillan.
- Franke, Mark F. N. 2001. *Global Limits: Immanuel Kant, International Relations, and Critique of World Politics*, Albany: State University of New York Press.
- Fukuyama, Francis 1992. *The End of History and the Last Man*, New York: The Free Press.
- Hamilton, Alexander 2001a. "To James Duane", in Hamilton, *Writings*, New York: The Library of America, pp.70-87.
- 2001b. "The Continentalist No.I", in Hamilton, *Writings*, pp.98-101.
- 2001c. "The Continentalist No.III", in Hamilton, *Writings*, pp.101-106.
- 2001d. "Speech in the Constitutional Convention on a Plan of Government", in Hamilton, *Writings*, pp.151-166.
- 2001e. "The Federalist", in Hamilton, *Writings*, pp.171-418, 420-484.
- 2001f. "Speech in the New York Ratifying Convention on Representation", in Hamilton, *Writings*, pp.487-495.
- 2001g. "Report on the Subject of Manufactures", in Hamilton, *Writings*, pp.647-734.
- 2001h. "Pacificus No.I", in Hamilton, *Writings*, pp.801-809.
- 2001i. "Memorandum on the French Revolution", in Hamilton, *Writings*, pp.833-836.
- 2001j. "To Charles Cotesworth Pinckney", in Hamilton, *Writings*, pp.994-995.
- 2001k. "Purchase of Louisina", in Hamilton, *Writings*, pp.996-1001.
- Hardt, Michael, and Antonio Negri 2000. *Empire*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Harper, John Lamberton 2004. *American Machiavelli: Alexander Hamilton and the Origins of U.S. Foreign Policy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Höffe, Otfried 2006. *Kant's Cosmopolitan Theory of Law and Peace*, trans. Alexandra Newton, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hume, David 1994. *Political Essays*, Cambridge: Cambridge University Press, edited by Knud Haakonssen.
- Huntley, Wade L. 1996. "Kant's Third Image: Systemic Sources of the Liberal Peace",

- International Studies Quarterly*, Vol. 40 (1), pp.45-76.
- Kant, Immanuel 1923. "Zum ewigen Frieden: Ein philosophischer Entwurf", *Kant's gesammelte Schriften: Band VIII*, Berlin und Leipzig: Walter de Gruyter & Co., herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, S.341-386.
- Ketcham, Ralph (ed.) 1986. *The Anti-Federalist Papers and the Constitutional Convention Debates*, New York: New American Library.
- Kohn, Richard H. 1975. *Eagle and Sword: The Federalists and the Creation of the Military Establishment in America, 1783-1802*, New York: The Free Press.
- Kramnick, Isaac 1988. "The 'Great National Discussion': The Discourse of Politics in 1787", *William and Mary Quarterly*, Vol.45 (1), pp.3-32.
- Layne, Christopher 1994. "Kant or Cant: The Myth of the Democratic Peace", *International Security*, Vol.19 (2), pp.5-49.
- Lutz, Donald S. 1984. "The Relative Influence of European Writers on Late Eighteenth-Century American Political Thought", *American Political Science Review*, Vol.78 (1), pp.189-197.
- Machiavelli, Niccolò 1970. *The Discourses*, London: Penguin Books, edited with an introduction by Bernard Crick, using the translation of Leslie J. Walker, S. J., with revisions by Brian Richardson.
- Macmillan, John 2006. "Immanuel Kant and the Democratic Peace", in Beate Jahn (ed.), *Classical Theory in International Relations*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.52-73.
- Madison, James 1999a. "Vices of the Political System of the United States", in Madison, *Writings*, New York: The Library of America, pp.69-80.
- 1999b. "Speech in the Federal Convention on the Danger of Dissolution", in Madison, *Writings*, pp. 115-117.
- 1999c. "The Federalist", in Madison, *Writings*, pp.160-190, 194-352.
- 1999d. "Public Opinion", in Madison, *Writings*, pp.500-501.
- 1999e. "Universal Peace", in Madison, *Writings*, pp.505-508.
- 1999f. "Republican Distribution of Citizens", in Madison, *Writings*, pp.511-513.
- 1999g. "Fashion", in Madison, *Writings*, pp.513-515.
- 1999h. "Political Reflections", in Madison, *Writings*, pp.599-607.
- 1999i. "First Inaugural Address", in Madison, *Writings*, pp.680-682.
- 1999j. "War Message to Congress", in Madison, *Writings*, pp.685-692.
- Main, Jackson Turner 1961. *The Antifederalists: Critics of the Constitution 1781-1788*, Chicago: Quadrangle Books.
- McCoy, Drew R. 1980. *The Elusive Republic: Political Economy in Jeffersonian America*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Montesquieu 1951. "De l'esprit des lois", *Œuvres complètes II*, Paris: Gallimard, pp.227-995.
- Onuf, Nicholas Greenwood 1998. *The Republican Legacy in International Thought*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Paine, Thomas 2003. *Common Sense, Rights of Man, and Other Essential Writings of Thomas Paine*, New York: Signet, with an Introduction by Sidney Hook and a New Forward by Jack Fruchtman Jr.
- Pocock, J. G. A. 1975. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the*

- Atlantic Republican Tradition*, Princeton: Princeton University Press, with a new afterword by the author.
- Rossiter, Clinton 1961. Introduction to *The Federalist Papers*, New York: The New American Library of World Literature, pp.vii-xvi.
- Rousseau, Jean-Jacques 1964. "Du contract social; ou, principes du droit politique", *Œuvres complètes III*, Paris: Gallimard, pp.347-470.
- Russett, Bruce 1993. *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*, Princeton: Princeton University Press.
- Sheehan, Colleen A. 2009. *James Madison and the Spirit of Republican Self-Government*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, Adam 1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford: Clarendon Press, edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner.
- Sørensen, Georg 1992. "Kant and Processes of Democratization: Consequences for Neorealist Thought", *Journal of Peace Research*. Vol.29 (4), pp.397-414.
- Spurlin, Paul Merrill 1969. *Montesquieu in America 1760-1801*, New York: Octagon Press.
- Stourzh, Gerald 1970. *Alexander Hamilton and the Idea of Republican Government*, Stanford: Stanford University Press.
- Walling, Karl-Friedrich 2006. "Was Alexander Hamilton a Machiavellian Statesman?", in Paul A. Rahe (ed.), *Machiavelli's Liberal Republican Legacy*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.254-277.
- Waltz, Kenneth N. 1979. *Theory of International Politics*, Reading, Mass.: Addison-Wesley.
- Wood, Gordon S. 1969. *The Creation of the American Republic 1776-1787*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- 2009. *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815*, Oxford: Oxford University Press.

ライフスタイルにおける社会的格差 —食生活の外部化を事例として—

Social Differences in Lifestyles: A Case Study of Externalization of Food

小林 盾*
Jun Kobayashi

Abstract

This paper reports on social differences in lifestyles by examining the relationship between social stratification and externalization of food. I use data of the 2009 Nishitokyo city survey on social stratification and lifestyles. The survey asks whether respondents keep fresh food and cooked food in their houses. Regression analyses show that higher education increases fresh food and decreases cooked food. This results in less externalization of food. Occupations have no effects. Household income increases both fresh and cooked food, which leads to no effects on externalization. Therefore, externalization of food varies based on social stratification. These findings imply that social differences in lifestyles might be reproduced via education.

I. はじめに**

1. 社会階層とライフスタイル

趣味や消費といったライフスタイルは、教育や職業や収入といった社会階層とどのように関わっているのだろうか。ライフスタイルがその人の社会階層によって左右されることを、我われは経験的に感じている。たとえば、初対面の人でも余暇の過ごし方や好きな音楽分野を聞けば、我われはその人がどんな人かについて漠然としたイメージをもつことができる。そうした第一印象は、のちに修正されることもあれば、意外と的確なこともあるだろう。

この論文では、さまざまなライフスタイルのうち、とくに食生活に着目して検討する。食べ

* 成蹊大学文学部准教授、Associate Professor, Faculty of Literature, Seikei University
E-mail: jun.kobayashi@fh.seikei.ac.jp

**〔謝辞〕この研究は、成蹊大学アジア太平洋研究センターから研究助成を得ています。まず、2007年度の成蹊大学アジア太平洋研究センターパイロットプロジェクト「アジア・太平洋地域におけるネットワーク構造」にて、予備調査を実施しました。これを土台にして、2008～10年度の共同プロジェクト「アジア太平洋地域における社会的不平等の調査研究」によって、2009年に本調査を実施してデータ収集しました（結果の速報は相澤 2010）。どちらのプロジェクトでも代表は小林盾でした。共同プロジェクトではポストドクターとして、2008～09年度に相澤真一氏が、2010年度に渡邊大輔氏がプロジェクト運営をサポートしました。相澤氏、渡邊氏、そして愛甲雄一氏はじめ成蹊大学アジア太平洋研究センター所員・研究員各位に記して感謝します。

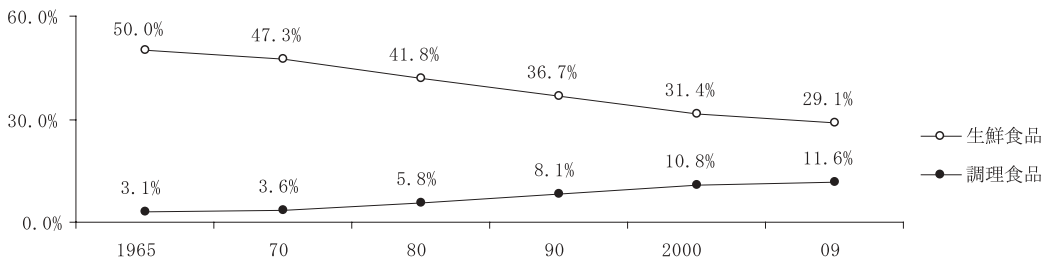
ることはすべての人に関わるからである。とくに、人びとの食生活が多様化した現代社会では、さまざまなグループによって偏りがあるかもしれない。その偏り方が社会階層と関連しているなら、そこに社会的格差があるといえるだろう。

食生活における社会的格差について、これまでフランス社会にかんするブルデューの研究がある（Bourdieu 1979）。日本社会については、文化活動における格差を宮島・藤田編（1991）、片岡（2000）、中井（2011）が分析した。食生活については佐藤・山根（2008）があるが、高校生を対象としたため社会階層に散らばりがなかった。そもそも、食生活についての社会科学的な研究はまだ少ない（たとえばMennell et al. 1993; NHK放送文化研究所世論調査部編 2008; 橋本 2008; 小林 2010, 2011, 2012 など）。

2. 食生活の外部化

さて、『平成21年度食料・農業・農村白書』によれば、食料への消費支出の内訳はここ数十年で大きく変わってきた（農林水産省 2009: 59）。生鮮食品、加工食品、調理食品、外食、飲料・酒類とわけたとき、過去40年で米、肉、魚、野菜といった生鮮食品は半分ほどに減った。その一方で、惣菜・弁当・レトルト食品などの調理食品が3倍以上に、外食が倍近くになった（図1）。パン、乾物、大豆加工品などの加工食品は31～32%で、飲料・酒類は8～10%で安定している。この傾向を、白書は食生活が家庭の外部に依存したり、簡便になっていることから「食の外部化、簡便化」とよんだ。以下では食生活の外部化とよぶ。

図1. 食料消費支出に占める生鮮食品と調理食品の割合の変化



出典：『平成21年度食料・農業・農村白書』59ページ

注記：総務省家計調査をもとに農林水産省が作成。2人以上世帯について。

では、食生活の外部化は、すべての人びとに等しく訪れたのだろうか。それとも、ある人びとの食生活が変化する一方で、別の人びとはそうではないのだろうか。『平成21年度食料・農業・農村白書』は、単身世帯ほど、また世帯主の年齢が低いほど、調理食品と外食の割合が高いという（農林水産省 2009: 61）。

しかし、教育や職業や収入といった社会階層が、食生活の外部化にどう関わっているのかはわかっていない。そのため、社会的不平等が食生活における格差をとおして、健康や生活満足度を損なうことを、ともすれば我われは見のがしてしまうかもしれない。

そこで、ランダムサンプリング調査を実施することで、食生活が社会階層とどう関連しているかを検討する。そのために、「社会階層が高い人ほど、食生活への意識が高いため、食生活が外部化されていないだろう」という仮説を検証していく。

II. 社会階層とライフスタイル調査

1. 調査の概要

データとして2009年社会階層とライフスタイルについての西東京市民調査をもちいる。これはランダムサンプリングにもとづく郵送調査であり、成蹊大学アジア太平洋研究センター共同プロジェクト「アジア太平洋地域における社会的不平等の調査研究」の一環として実施された。母集団は東京都西東京市在住の35～59歳女性1200人である。そのうち、821人から有効な回答があり、回収率は68.6%である（引越など調査不能な人が3人いたため、 $821 \div 1197 = 0.686$ が回収率となる）。都市部における郵送調査としては、十分な回収率といえるだろう（盛山 2004 によれば一般に郵送調査の回収率は20～50%）。謝礼として、あらかじめ500円の図書カードを調査票とともに先渡しした。調査対象者を壮年女性へと限定することで、その中の多様性を検討する。

調査では、趣味、文化活動、余暇活動、健康、資産、食生活、子どもの教育、法律知識、トラブル経験、インターネット利用などについて質問した。他に年齢、家族構成、教育、職業、収入などの属性を質問している。

2. 回答者

平均年齢は46.7歳であった。30代（34～39歳）20.4%、40代43.2%、50代（50～60歳）36.4%となっており、年齢に大きな偏りはないといえる（2009年末年齢としたため60歳がいる）。

現在結婚している人は76.4%、離別死別者9.7%、未婚者13.9%であった。子どもと同居している人は68.6%、親と同居している人は21.8%いた。35歳以上としたため、すでに親からは自立して、子どもと住んでいる人が中心のようである。全国調査である2005年社会階層と社会移動日本調査（SSM調査）では、同じ年齢層の女性のうち結婚している人は82.6%であった。したがって、西東京市ではやや未婚者が多いようである。

教育では、中学卒業2.1%、高校42.9%、短大26.6%、大学26.7%、大学院1.7%となっていた。SSM調査では、中学3.2%、高校63.0%、短大19.3%、大学13.6%、大学院0.8%であった。全国とくらべると、今回の調査対象者は高学歴であるといえる。

仕事をみると、正社員・公務員19.0%、派遣・契約・嘱託社員9.1%、パート・アルバイト・臨時雇用30.0%、自営業主・自由業主・家族従業員・内職8.1%、現在仕事をしていない33.8%となっていた。SSM調査では、順に30.7%、4.1%、27.5%、9.3%、28.4%だった。したがって、この調査の対象者には正社員がやや少なく、仕事をしていない人（おそらくは専業主婦）がやや多いようである。

世帯収入は、平均828万円で、中央値（ちょうど50%番目の人の値）が600～799万円であった。SSM調査だと550～649万円だったので、全国よりやや高いようである。

3. 食料消費についての質問

調査では、食料消費について「あなたのお宅では普段、以下の食料品を（家族分もふくめて）常備していますか（○はいくつでも）」と質問した。選択肢は8個の食品として、それぞれ常備していれば1、いなければ0のダミー変数としてもちいる。

食生活が外部化しているかを調べたいので、そのままでは食べにくい調理が必要な「生鮮系食品」と、そのまま食べやすい調理済みの「調理系食品」にわけた。ここでは、生鮮系食

品として「生鮮野菜」「生鮮果物」「乾燥ワカメ・のり・ひじき」の3個を、調理系食品として「カップ麺」「缶詰の果物」「スナック菓子・ガム」の3個を選択肢とした。さらにダシの材料について、生鮮系食品として「にぼし・カツオぶし・昆布」を、調理系食品として「味の素」を選択肢にくわえた。

III. 調査結果

1. 記述統計

生鮮系食品4個と調理系食品4個を常備している人は、どれくらいいたのか。無回答9人を除く標本812人のうち、生鮮系食品では生鮮野菜92.6%、生鮮果物68.3%、乾燥ワカメ他88.1%、にぼし他82.6%だった。調理系食品ではカップ麺49.3%、缶詰果物26.7%、スナック菓子他45.4%、味の素43.2%であった。生鮮系食品は8～9割と多くの人が常備しており、調理系食品は2～5割とそれより少なかった。

8種のうち、どれだけの個数を常備しているかをもとめたら、0個1.1%（9人）、1個2.0%、2個4.4%、3個10.8%、4個20.7%、5個22.0%、6個18.2%、7個14.9%、8個5.8%であった。平均5.0個、標準偏差1.7個だった。

2. 常備者の割合の比較

では、常備者の割合は、グループごとに偏りがあるのだろうか。年代別（30代、40代、50代の3グループ）、婚姻状態別（未婚、既婚、離死別の3グループ）、教育別（中高卒、短大卒、大学と大学院卒の3グループ）、有職無職別（2グループ）、世帯年収別（599万円まで、1199万円まで、それ以上の3グループ）にわけて割合をもとめた（表1）。

表1. 食品ごとの常備者の比率

	度数	生鮮系食品				調理系食品			
		生鮮野菜	生鮮果物	乾燥ワカメ他	にぼし他	カップ麺	缶詰果物	スナック菓子他	味の素
全体	812	92.6%†	68.3%**	88.1%*	82.6%***	49.3%	26.7%	45.4%*	43.2%
30代	161	90.7%†	63.4%**	82%*	77%***	46.0%	19.9%	52.2%*	44.7%
40代	338	91.7%	63.6%	89.3%	78.7%	50.6%	28.4%	46.7%	44.1%
50代	285	95.4%	76.8%	90.2%	90.5%	49.1%	27.7%	39.6%	39.3%
未婚	112	84.8%***	67.9%**	80.4%**	78.6%†	46.40%	17.0%***	36.6%**	47.3%
既婚	616	94.8%	70.8%	90.3%	84.3%	50.2%	30.2%	48.9%	42.2%
離死別	79	86.1%	49.4%	81.0%	74.7%	45.6%	11.4%	29.1%	44.3%
中高卒	364	91.5%	62.1%***	84.9%*	80.5%	54.1%*	23.1%†	48.1%*	51.1%***
短卒	216	93.1%	68.1%	90.7%	83.3%	49.1%	31.0%	49.5%	40.7%
大・院卒	231	93.9%	78.4%	90.5%	85.3%	41.6%	28.1%	37.2%	32.9%
無職	275	93.8%	72.7%†	90.5%	84.4%	50.5%	28.7%	48.4%	41.1%
有職	531	92.3%	66.5%	86.8%	81.7%	48.4%	25.4%	43.9%	44.1%
世帯収入 ～599万円	239	87.9%**	56.9%***	82.8%**	77.0%**	48.5%	18.4%**	36.0%**	43.9%
～1199万円	404	94.6%	70.3%	90.8%	85.1%	48.3%	29.0%	51.2%	43.6%
1200万円～	125	96.8%	85.6%	91.2%	88.0%	54.4%	34.4%	44.8%	40.0%

注記：N=812。***分散分析の有意確率.001未満、**.01、*.05、†.10。

一元配置分散分析の結果、生鮮野菜は婚姻状態別と世帯年収別で違いがあった（表1）。生鮮果物と乾燥ワカメ他とスナック菓子他は、有職無職以外すべてのグループで異なっていた。に

ぼし他は年代別と世帯年収別で、カップ麺は教育別で、缶詰果物は婚姻状態別と世帯収入別で、味の素は教育別で常備する人の割合に違いがあった。とくに差があったのは、生鮮果物を常備する人が世帯収入599万円以下のうち56.9%だったのにたいして、1200万円以上では85.6%と30%近く増えた。スナック菓子他は、未婚者のうち48.9%にたいして、離死別者のうち29.1%と20%ほど異なった。

3. 因子分析

8個の食品がどのように分類されるかを調べるため、因子分析をおこなった。その結果、想定したとおり2因子にわかれた（表2）。第1因子は生鮮系食品、第2因子は調理系食品と解釈するのが自然だろう。

表2. 因子分析結果

	第一因子 (生鮮系食品)	第二因子 (調理系食品)	共通性
乾燥ワカメ他	0.63	0.06	0.40
生鮮野菜	0.62	0.04	0.39
にぼし他	0.56	0.06	0.32
生鮮果物	0.40	0.19	0.20
カップ麺	0.03	0.58	0.34
スナック菓子他	0.08	0.56	0.33
缶詰果物	0.20	0.31	0.14
味の素	0.03	0.28	0.08
因子寄与	1.30	0.88	2.18
寄与率 (%)	16.2	11.0	27.2

注記：主因子法、バリマックス回転による。因子負荷0.25以上太字。

生鮮系食品4個の相関係数をもとめたら、0.198～0.404で、すべて0.1%水準で有意な関連だった。一方、調理系食品4個では、相関係数0.063（缶詰果物と味の素）～0.328で、缶詰果物と味の素は10%水準で、他は0.1%水準で有意であった。したがって、生鮮系食品と調理系食品はそれぞれ、それなりのまとまりをもっているといえよう。

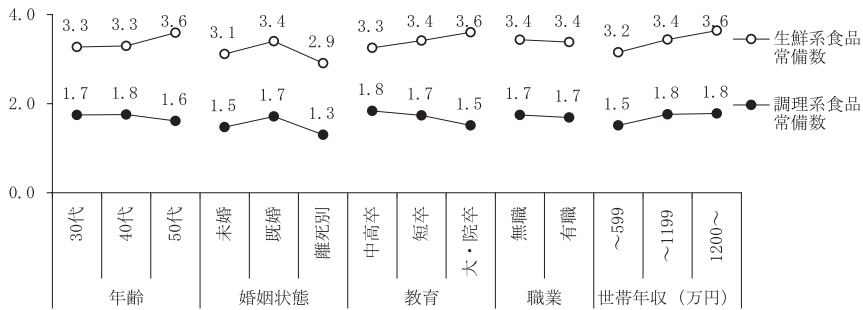
4. 生鮮系食品常備数、調理系食品常備数、非外部化スコア

生鮮系食品を多く常備しているほど、食生活が外部化していないといえるだろう。逆に、調理系食品をたくさん常備しているほど、外部化しているといえる。そこで、まず常備している生鮮系食品の個数の合計をもとめた（範囲0～4個、平均3.3、標準偏差1.0）。「生鮮系食品常備数」とよぶ。同様に、常備している調理系食品の個数の合計をもとめて、「調理系食品常備数」とよぼう（範囲0～4個、平均1.6、標準偏差1.2）。

つぎに、生鮮系食品常備数から調理系食品常備数を引いた個数（範囲－4～4個）をもとめた。食生活が外部化されていないことの指標とみなせるので、「非外部化スコア」とよぼう。標本812人のうち－3点の人は0.2%、－2点1.6%、－1点4.1%、0点13.8%、1点24.9%、2点25.5%、3点20.6%、4点9.4%だった。－4点の人はいなかった。平均1.7点、標準偏差1.4点となった。

グループ別に生鮮系食品常備数と調理系食品常備数を比較したら、図2となった。分散分析の結果、生鮮系食品常備数は有職無職以外で異なり、調理系食品常備数は教育別と世帯収入別グループで違いがあった。では、これらの違いは、同時に分析したときどうなるだろうか。

図2. 生鮮系食品常備数と調理系食品常備数のグループ比較



注記：生鮮系食品は生鮮野菜、生鮮果物、乾燥ワカメ他、にぼし他。調理系食品はカップ麺、缶詰果物、スナック菓子他、味の素。

5. 分析

そこで、生鮮系食品常備数、調理系食品常備数、さらに非外部化スコアをそれぞれ従属変数とした回帰分析をおこなった。独立変数には、教育年数、有職ダミー（有職かどうか）、世帯年収（百万円単位）という社会階層変数をもちいる。統制変数には年齢、既婚ダミー（現在結婚しているかないか）、親と同居ダミー、子と同居ダミーという属性をもちいる。

分析の結果、教育が一貫してつよい影響をもっていた（表3）。教育が高いほど、生鮮系食品の常備が増え、調理系食品の常備が減った。その結果、教育が高い人ほど非外部化スコアも上がったので、食事を外部に頼っていなかった。標準化係数をみると、非外部化スコアには、教育がもっとも大きな効果をもったことがわかる。有職か無職かは、どれにもとくに効果がなかった。世帯収入は、生鮮系食品を増やすが、調理系食品を減らした。その結果、非外部化スコアにしたときに効果が相殺された。

表3. 回帰分析結果

属性	従属変数		
	生鮮系食品数	調理系食品数	非外部化スコア
年齢	0.161***	-0.068†	0.172***
結婚ダミー	0.155***	0.063	0.055
親と同居ダミー	0.117**	0.002	0.081*
子と同居ダミー	-0.036	0.049	-0.067†
社会階層			
教育年数	0.091*	-0.151***	0.194***
有職ダミー	-0.053	-0.004	-0.034
世帯年収（百万）	0.115**	0.087*	0.006
決定係数	0.095	0.038	0.075

注記：N=755。***有意確率.001未満、**.01、*.05、†.10。値は標準化係数。

統制変数の効果をみると、年齢があがるほど、生鮮系食品数が増え、調理系食品数が減り、その結果食生活が外部化していなかった。同様に、親と同居する人ほど外部化していなかった。子どもと同居する人ほど、外部化する傾向があった。結婚は、生鮮系食品を常備することだけ促した。

なお、これらの結果は、教育年数を短大卒以上ダミーに代えても、有職ダミーをホワイトカ

ラー職ダミーや職業威信スコアにしても、世帯収入を600万円以上ダミーや1200万円以上ダミーにしても成立した。また、生鮮系食品と調理系食品のどれも常備していない9人を除いて分析しても、同じ結果となった。

したがって、「社会階層が高い人ほど、食生活が外部化されていないだろう」という仮説は、支持されたといえるだろう。ただし、教育、職業、収入の作用の仕方は、作用しない場合もふくめ多様であった。教育は生鮮系食品数を増やし調理系食品数を減らすことで、外部化を妨げた。有職であることは、生鮮系食品数、調理系食品数、非外部化スコアのどれにも影響しなかった。世帯収入は生鮮系食品数と調理系食品数のどちらも増やすため、非外部化スコアでは相殺されて効果がなかった。

IV. おわりに

1. 要約

この論文では、食生活の外部化に社会階層がどう関わっているのかをととして、ライフスタイルにおける社会的格差を検討した。データとして2009年社会階層とライフスタイルについての西東京市民調査をもちいて、生鮮系食品4個と調理系食品4個をどれくらい家庭に常備しているかを調べた。

回帰分析の結果、教育が高い人ほど、生鮮系食品をたくさん常備し、調理系食品をもたず、そのため食生活が外部化していなかった。有職かどうかは、外部化にとくに影響しなかった。世帯収入は生鮮系食品と調理系食品のどちらの常備も促したため、外部化を促進も抑制もしなかった。

先行研究と比較すると、年齢と結婚によって食生活が外部化さないことは、『平成21年度食料・農業・農村白書』の指摘と一致した。高階層の人ほど野菜や海藻に親しんでいることは、小林（2010）と一致する。

2. 考察

以上から、食生活の外部化はけっして一様ではなく、社会階層による濃淡があることがわかった。野菜、果物、乾燥ワカメなどの生鮮系食品は、惣菜などの調理済み食品とくらべて、かならずしも高価なわけではない。そのため、食生活の外部化に経済階層は影響しにくいかもしれない。実際、分析結果からも世帯収入の効果はなかった。

ただ、生鮮系食品はそのままでは食べにくいと、手間が余計にかかる。おそらくその結果、かりに手間というコストがかかったとしても「食生活はこうあるべき」という規範的な意識をもつ人が、あえて生の野菜や果物を常備するのだろう。人びとは、損得勘定だけではなく、理想や理念や価値観によって突き動かされることがある（小林 2002）。あるいは、健康や美容増進をめざす人が、そのための手段として低カロリーや低脂肪食を心がけ、その結果生鮮系食品をよく使用しているのかもしれない。

教育がつよく影響したのは、教育が高い人ほどそうした意識が高いためと推測できる。その結果、教育をととして、いわば「味覚の再生産」「舌の再生産」がおこっているかもしれない。そうだとすれば、ライフスタイルにおける社会的格差が、教育を媒介として再生産される可能性を示唆しているだろう。

なお、今回の調査では対象者を女性に限定していた。そこで、2010年度に、同じ年齢の男性

を対象とした調査を実施した（2010年社会階層とライフスタイルについての西東京市民調査、科学研究費補助金プロジェクト「非正規雇用労働をめぐる社会的格差の調査研究：若年世代のキャリア形成に着目して」、研究代表小林盾）。多くの調査内容が共通しているので、今後は男女比較をおこなうことでより立体的に人びとのライフスタイルを解明することをめざす。

参考文献

<日本語文献>

- 相澤真一 2010年 「報告 社会的な不平等プロジェクト——2009暮らしについての西東京市市民アンケート結果速報」、『CAPS Newsletter』第106号、8-9頁。
- NHK放送文化研究所世論調査部編 2008年 『日本人の好きなもの——データで読む嗜好と価値観』、東京：日本放送出版協会。
- 片岡栄美 2000年 「文化的寛容性と象徴的境界——現代の文化資本と階層再生産」、今田高俊編『社会階層のポストモダン』、東京：東京大学出版会。
- 小林盾 2002年 「社会規範の数理社会学に向けて」、『理論と方法』第17巻第2号、183-194頁。
- _____ . 2010年 「社会階層と食生活——健康への影響の分析」、『理論と方法』第25巻第1号、81-93頁。
- _____ . 2011年 「食生活の評価の構造——食料威信スコアと飲料威信スコアの測定をとおして」、『成蹊大学文学部紀要』第46巻、125-136頁。
- _____ . 2012年 「食べ物に貴賤はあるか——社会規範と社会調査」、数土直紀・米村千代編『社会学を問う』、東京：勁草書房（印刷中）。
- 佐藤裕子・山根真理 2008年 「『食』と社会階層に関する研究——高校生に対する『食生活と家族関係』についての調査から」、『愛知教育大学家政教育講座研究紀要』第38巻、83-98頁。
- 盛山和夫 2004年 『社会調査法入門』、東京：有斐閣。
- 中井美樹 2011年 「消費からみるライフスタイル格差の諸相」、佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会1 格差と多様性』、東京：東京大学出版会。
- 農林水産省 2009年 『平成21年度食料・農業・農村白書』。
- 橋本健二 2008年 『居酒屋ほろ酔い考現学』、東京：毎日新聞社。
- 宮島喬・藤田英典編 1991年 『文化と社会——差異化・構造化・再生産』、東京：有信堂高文社。

<外国語文献>

- Bourdieu, P. 1979 *La Distinction: Critique Social du Jugement*. Minuit. = 1990 『ディスタクシオン——社会的判断力批判』I・II（石井洋二郎訳）、東京：藤原書店。
- Mennell, S., A. Murcott, and A. H. Van Otterloo. 1993 *The Sociology of Food: Eating, Diet and Culture*. Sage.

Review of Asian and Pacific Studies

Editor-in-Chief: Yasuhiro Nakagami

Editorial Committee: Akira Yamamoto, Makoto Takizawa,

Yumiko Nakano, Shusaku Kitajima, Yuichi Aiko

Assistant Editors: Akiko Kanda, Daisuke Sasaki, Kanako Akiyoshi

Review of Asian and Pacific Studies is published once a year by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The review invites papers and articles concerning broad spectra of social, economic and political problems as well as technology transfer and environmental protection in the Asia-Pacific region. Papers should be within 10,000 words in English or 24,000 characters in Japanese including tables, figures, bibliography and notes. Body text and endnotes should be double-spaced in A4-paper (or equivalent of this form) and should be submitted by e-mail to caps@jim.seikei.ac.jp, or by mailing a copy to the editorial office. A 300-word abstract should be attached at the time of submission. After refereeing, the editorial office will notify the author(s) its final decision concerning publication as soon as possible. Responsibility concerning facts and views rests solely with the author(s), and not with the editors of the review. For more details, please see the website of the Center: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/english/05publication/journal.html#call>.

2011 All rights reserved

Published by: Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

3-3-1 Kichijoji-kitamachi, Musashino-shi, Tokyo 180-8633, Japan

TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Printed and bound by Tokyo Engineering Service Co., Ltd. Tokyo, Japan

Review of Asian and Pacific Studies

No. 36

November 2011

CONTENTS

[Articles of Special Issue 1:

Possibilities of Film as Recording Medium: What Is ‘Videographing Culture’?]

Introduction to Special Issue 1:

“Possibilities of Film as Recording Medium: What Is ‘Videographing Culture’?”

.....Aki Yamagami

The Island Where Women Protect Men: Onari-gami Belief and Kudaka Island, Okinawa

.....Minao Kitamura

Participatory Video Practice with an Indigenous Association:

Video-making as a Tool for Cultural Symbiosis Daisuke Bundo

Videographing Unknown Tokyo:

Wonder Skills and Fabric of Human Relationships seen at Tsukiji Fish Market

.....Riko Hiro

[Articles of Special Issue 2: Words, Letters, Women’s Liberation]

About Mini Symposium “Words, Letters, Women’s Liberation” Tomiko Yuyama

Linguistic Gender and Feminist Movement Katsuhiko Tanaka

Women’s Creative Art, *Nushu*, Chinese Women’s Script Orie Endo

[Articles]

University Citizenship Behavior in Class:

The Effect of Professor’s Lecture Justice on Students’ Diligence

.....Yutaka Ueda and Atsuko Yoshimura

An Historical Essay on the Obligations in the Constitution of Japan:

Redefining the Idealized Standards of the Japanese People Hirofumi Takase

Transition of Legislation Relating to Registration of Residence

for Domestic Migrants in Vietnam Isao Kishi

Nagai Kafu’s Reflections on Urban Beauty in *Hiyorigeta*:

Reappraising Tokyo’s Back Alleys and Waterways Evelyn Schulz

The Saishō Shi-Tennō-in and the Poems for its Sliding Doors

as an Affirmation of the Legitimacy of Imperial Power Michel Vieillard-Baron

A “Kokutai” Crisis after the Defeat and Correspondence of the Imperial Court:

Mainly on a Process Leading to Imperial Household Office Setting Seiichi Chadani

Is the Republic Peaceful?

An Aspect of American International Political Thought in Hamilton and Madison

.....Yuichi Aiko

[Pilot Project Report]

Social Differences in Lifestyles: A Case Study of Externalization of Food.....Jun Kobayashi